

令和2年 12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 令和2年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月30日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による出席者	6
職務のため出席した事務局職員	6
開会及び開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第67号～議案第74号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	7
議案第92号～議案第122号一括上程	32
提案理由説明	32
議案第92号～議案第96号（質疑，委員会付託省略，表決）	54
議案第97号及び議案第98号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	55
議案第99号～議案第105号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	56
議案第106号～議案第122号（質疑，委員会付託）	57
新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）	57
散 会	57
12月15日	
議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定による出席者	59
職務のため出席した事務局職員	60
開 議	61
会議録署名議員の指名	61
議案第122号の訂正について	61

訂正理由説明	61
議案第123号及び議案第124号一括上程	61
提案理由説明	62
議案第123号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	63
議案第124号（質疑，委員会付託）	64
一般質問	64
前之園 正 和 議員	64
1. 住宅（店舗）リフォーム事業補助金制度について	
2. 人権としての性的マイノリティー（LGBTQ等）問題について	
3. 市立小学校教諭による「傷害容疑」問題について	
井 元 伸 明 議員	78
1. 池田湖湖畔の分譲地について	
2. 池田湖周辺整備事業について	
3. 市民会館建設費について	
4. サッカー場について	
高 田 ちよ子 議員	87
1. 子育て支援について	
2. コロナウイルス対策について	
3. 投票率向上のために	
東 勝 義 議員	94
1. 市民会館建設について	
2. 入湯税について	
3. 教職員の「傷害事件」について	
恒 吉 太 吾 議員	106
1. 介護サービス事業所への新型コロナウイルス感染症対策について	
2. Withコロナにおける「かいもん山麓ふれあい公園」の利活用について	
3. 指宿庁舎の駐車場整備について	
延 会	119

12月16日

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	121

地方自治法第121条の規定による出席者	121
職務のため出席した事務局職員	122
開 議	123
会議録署名議員の指名	123
市長の発言取消しの申出について	123
一般質問	123
齋 藤 佳 代 議員	123
1. 市立小学校教諭「傷害事件」について	
西 森 三 義 議員	132
1. 農業振興策について	
2. 景勝松の保護対策について	
3. 観光誘致策について	
高 橋 三 樹 議員	143
1. 新型コロナウイルス関連について	
2. 道の駅いぶすきについて	
3. 自転車保険等について	
下川床 泉 議員	148
1. サッカー・多目的グラウンドの活用について	
2. 指宿市誌の編さんについて	
3. 市勢要覧について	
新宮領 実 議員	156
1. トイレ事情について	
2. 観光指宿について	
3. コロナウイルスについて	
延 会	170

12月17日

議事日程	172
本日の会議に付した事件	172
出席議員	172
欠席議員	172
地方自治法第121条の規定による出席者	172
職務のため出席した事務局職員	173
開 議	174

会議録署名議員の指名	174
一般質問	174
吉村重則議員	174
1. 学校の課題について	
2. 新型コロナウイルス感染症について	
3. 農業問題について	
新川床金春議員	186
1. 財政問題について	
2. 入湯税について	
3. 鳥獣被害の現状と対策等について	
4. 教職員の不祥事件について	
5. 公共下水道事業について	
東伸行議員	201
1. 山川港外港の岸壁整備について	
2. サッカー・多目的グラウンドについて	
3. 外国人技能実習生について	
山本敏勝議員	212
1. 文化財について	
2. 観光地指宿について	
散会	223

12月23日

議事日程	224
本日の会議に付した事件	225
出席議員	225
欠席議員	226
地方自治法第121条の規定による出席者	226
職務のため出席した事務局職員	226
開議	227
会議録署名議員の指名	227
議案第106号及び議案第109号～議案第111号（委員長報告，質疑，討論，表決）	227
議案第107号及び議案第108号並びに議案第112号～議案第116号 （委員長報告，質疑，討論，表決）	229
議案第117号（委員長報告，質疑，討論，表決）	232

議案第121号及び議案第122号（委員長報告，質疑，討論，表決）	238
議案第118号～議案第120号（委員長報告，質疑，討論，表決）	239
議案第124号（委員長報告，質疑，討論，表決）	240
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	241
議案第125号及び議案第126号一括上程	245
提案理由説明	245
議案第125号及び議案第126号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	247
意見書案第4号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	248
決議案第1号上程	249
提案理由説明	249
決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	251
閉議及び閉会	264

#### 参考資料

意見書第4号	265
--------	-----

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 12 月 議 会

令和2年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月30日～12月23日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月30日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第67号～議案第74号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・議案第92号～議案第122号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第92号～議案第96号 (質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> <li>・議案第97号～議案第105号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第106号～議案第122号 (質疑, 委員会付託)</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程 (委員会付託)</li> </ul>
12月1日	火	休 会	一般質問の通告限 (12時)
2日	水	〃	総務水道委員会 (10時開会)
3日	木	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
4日	金	〃	産業建設委員会 (10時開会)
5日	土	〃	
6日	日	〃	
7日	月	〃	
8日	火	〃	
9日	水	〃	
10日	木	〃	
11日	金	〃	
12日	土	〃	
13日	日	〃	
14日	月	〃	
15日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第122号の訂正について</li> <li>・議案第123号及び議案第124号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第123号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第124号 (質疑, 委員会付託)</li> <li>・一般質問</li> </ul>
16日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の発言取消しの申出について</li> <li>・一般質問</li> <li>・総務水道委員会 (本会議終了後)</li> </ul>



月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
17日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・産業建設委員会（本会議終了後）</li> </ul>
18日	金	休 会	
19日	土	〃	
20日	日	〃	
21日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
22日	火	〃	
23日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第106号～議案第122号及び議案第124号 （委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・審査を終了した請願及び陳情 （委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・議案第125号及び議案第126号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・意見書案第4号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・決議案第1号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> </ul>

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 11 月 30 日

(第 1 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和2年11月30日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第67号 令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第68号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第69号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第70号 令和元年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第71号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第72号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第73号 令和元年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第74号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第95号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第96号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第97号 鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第17 議案第98号 財産の取得について
- 日程第18 議案第99号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第100号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部改正について

- 日程第20 議案第101号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第102号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第22 議案第103号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第104号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第105号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第106号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第26 議案第107号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第108号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第109号 指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第110号 指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第111号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第31 議案第112号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第32 議案第113号 指宿市放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第33 議案第114号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第34 議案第115号 指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について
- 日程第35 議案第116号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第36 議案第117号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第37 議案第118号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第119号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第120号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第40 議案第121号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について

- 日程第41 議案第122号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第42 新たに受理した請願及び陳情上程
- 請願第2号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める  
請願
- 陳情第7号 地熱の恵み活用プロジェクトに関し、行われたとされる電  
磁探査の報告書を一部開示せよとの指宿市情報公開審査会  
の答申に、この答申を作成した委員名の記載がないこと  
についての陳情
- 陳情第8号 JOGMECからの地熱助成金について、同一地域での再  
度の申請は、6年を過ぎるとできないとのことが、運用で  
されていることについての陳情
- 陳情第9号 2020年鹿児島県知事選で武田が使ったポスター（平成27年  
10月16日の日付の電磁探査などの業務委託契約書）には、  
委託先企業の印がなく、印紙に消印もされていなかった  
が、なぜこういった不備のある契約書のみが開示されたの  
か、その理由を市議会場で明らかにして、市民の皆様  
に知らせることを求める陳情
- 陳情第10号 令和2年第1回定例会への陳情第3号などに於いて、タイ  
トルが定例会場で正しく呼ばれず、又、陳情第3号につ  
いての審査内容が事実に基づいていないため、再度の審議  
を求める陳情

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

## 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 千ヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 中 村 孝   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志 | 山川支所長     | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 下吹越 寿   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 野 元 伸 浩 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |
| 教育総務課長    | 鮎 川 富 雄 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 川 路 潔   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月23日までの24日間と決定いたしました。

**△ 議案第67号～議案第74号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第74号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（前原五男） おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第74号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月12日から14日、19日及び20日の延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、開聞小学校体育館大規模改造工事、サッカー・多目的グラウンド整備事業、柳田分団消防車庫移転工事など、6か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第70号から議案

第74号までの5議案については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第73号及び議案第74号のうち、剰余金処分については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第67号については、反対討論として、条例改正により、使用料・手数料の値上げが含まれていること。また、マイナンバーシステムの改修予算が含まれているというものと、審査の中で、税の公平性を鑑みたときに、入湯税を取っていない事業者があるというものと、DMO設立に補助がなされ、残り132万8,243円が償還されていないというものがあり、起立採決の結果、可否同数となり、委員長において認定と決しました。次に、議案第68号については、反対討論として、マイナンバーのシステム改修の予算があり、また、一般会計からの法定外繰入が、前年度は1億5,000万円であったが、令和元年度は1億2,000万円に減額されているというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。次に、議案第69号については、反対討論として、後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押し付け、医療報酬も別立てにするなど、差別医療を押し付けている。この制度の廃止を求める立場から反対といたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に対する主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。

議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、市長公室所管分について申し上げます。

出合いのキューピット支援事業について、結婚に結び付いた組は何組ありますかという質疑に対し、指宿商工会議所青年部と菜の花商工会青年部が実施してくださっており、その後の進展については伺っていなかったが、それぞれ11組と4組のカップルが成立したとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

職員は全部で何人ですかとの質疑に対し、令和元年度は441人であるとの答弁でした。

病気により長期の休みを取得したのは何人ですかとの質疑に対し、30日以上病気休暇を取得したのは7名で、そのうち精神的疾患は5名ですとの答弁でした。

産業医の仕事内容はどのようなものですかとの質疑に対し、健康相談や安全衛生委員会への出席をしていただいて、職場の巡視・巡回をしていただいていますとの答弁でした。

産業医から職場の改善をするよう勧告された所はなかったのかとの質疑に対し、職員の体調面や職場の危険な箇所の改善についてアドバイスを受けているとの答弁でした。

臨時職員は何人ですかとの質疑に対し、一般会計で述べ417名との答弁でした。

大学卒と社会人卒の新規採用は何人ですかとの質疑に対し、元年度は、大学卒が9名、短



大卒が1名、高卒が4名、社会人卒が8名となっていますとの答弁でした。

開聞支所の建替えに向けて、再度、地質調査をした理由は何ですかとの質疑に対し、詳しい情報は分かりませんが、内容としては、ボーリングを4か所やり、液状化の調査、地盤調査をしたところですよとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について申し上げます。

オクラの効果試験のモニターに市民32名、期間7か月とありますが、この成果はどのようなものかとの質疑に対し、モニターの方に3か月間、間を1か月間おいて3か月、合計6か月間、オクラとオクラでないものを飲んでいただき、血圧の上昇抑制について検証した結果、オクラを飲まれた方には季節的な上昇は認められず、オクラの効果で一定に保たれたという効果があったと確認されましたとの答弁でした。

健幸マイレージ事業はポイント制だと思うが、一般的な運動教室はポイントの対象にならないのかとの質疑に対し、自主的に運動された方が自分で記録して、はがきで応募するという仕組みになっていますとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

報償費の中で、空き家対策委員の報償費が出ていたが、空き家対策委員というのは、どのような活動をされているのかとの質疑に対し、協議会を設置して、本市の空き家対策計画を策定したところです。空き家の危険度等を判定して、特定空き家等と判断された場合には、所有者等に対して、必要な措置を執るように勧告等を行っていくという計画になりますとの答弁でした。

防犯灯については、夜間の確認というのは計画的にやっているのかとの質疑に対し、地域の方であったり、館長等の連絡を待っているところであるが、市の職員でも調査を実施していますとの答弁でした

防犯灯の点検を年に1回とか、月に1回でも回ってするという計画は立てているのかとの質疑に対し、計画は立てておりませんが、冬場に向け、日が短くなったときに調査をしていますとの答弁でした。

防犯カメラは何か所に設置されているのかとの質疑に対し、5か所設置しているとの答弁でした。

備蓄食料はどのようなものになるのかとの質疑に対し、主食となる米、パン等を5,100食程度備蓄し、そのほかに副食等の備蓄をしているところです。また、コロナ対策として、消毒液、マスク等の備蓄も計画的に実施しているとの答弁でした。

何箇所ぐらいに備蓄しているのかとの質疑に対し、指宿庁舎、山川庁舎、開聞庁舎に備蓄していますとの答弁でした。

防犯灯設置の規定はどうなっているのかとの質疑に対し、主に幹線道路及び通学路に設置することを基本としており、概ね70mから100m、次の光源がない所に設置をするとの答弁でした。

消防団員の定員の充足率はどうなっているのかとの質疑に対し、実団員数ですが、条例定数の564人に対して、506人ということで、58人欠員ということになっておりますとの答弁でした。

防火水槽については、消火栓は新設が3基とあるが、消火水槽は1基もない。今後、設置する検討はされていないのかとの質疑に対し、防火水槽につきましては、本年度も2件設置するように進めているところですよとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

地方揮発油譲与税は、道路の長さとかで決められているとのことですが、国道、県道、市道など、市内にある道路は全部が対象という考え方なのかとの質疑に対し、道路台帳等に載っている市道のみですとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について申し上げます。

マイナンバー通知カード・個人番号カード関連事務の不用額があるが、見込みは何件で何件になったのかとの質疑に対し、マイナンバーカードの補助金については、指宿市が何件という計算ではなく、全国の交付枚数に応じた交付金なので、何件という想定はしていないとの答弁でした。

何件ぐらいを目標にして、実績はどのぐらいかとの質疑に対し、マイナンバーカードについては、国から交付目標率を出すようにと依頼があり、人口の7割を令和4年度中に達成する見込みということで国にはあげております。実績としては、平成31年1月1日現在、17.09%になりますとの答弁でした。

交付率が前年度から増えている状況ではないと思うのだが、どこに問題があって申請が増えていないのかとの質疑に対し、国は、健康保険証機能を付けたり、免許証の機能を付けたりしていますが、普及していない一番の理由は、個人情報漏洩の懸念が強いこと、高齢者はデジタル機器に不慣れな方が多いことが考えられます。デジタル化の必要性、利便性などを住民にどれだけ説明していくかが問題だとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

入湯税は議会の答弁で、同一敷地で会社が別なら取らなくてもいいと言われていますが、いろいろなルールがあるのかとの質疑に対し、個別に判断するので、特定のルールというものは無いとの答弁でした。

固定資産税の不納欠損額が272名、929件、1,293万8,985円あるが、その資産を差し押さえて回収できなかったのかとの質疑に対し、不納欠損の内訳は、生活困窮で154名の597万2,011円、その他で93名の442万3,287円、所在不明で13名の27万8千円などとなっております。差し押さえについては、売却価格が抵当の残債額を上回らない限り、市の税金への配当がなく、不動産の差し押さえなどを行う場合には、換価価値があるかどうかを見極める必要がありますとの答弁でした。

徴収員3人の成果はどのように考えているのかとの質疑に対し、徴収や収納、納税指導及び納税意欲の向上に関することを行っていただいているところで、令和元年度は4,631件の約1億3,200万円を徴収していただいているところですよとの答弁でした。

株式等譲渡所得割交付金が300万円減になった要因は何なのかとの質疑に対し、年間120万円の取引に関しては非課税枠という制度が始まっているためではないかとの答弁でした。

ゴルフ場利用税交付金が135万円増えているが、件数でどのくらいあるのかとの質疑に対し、1人当たり480円のゴルフ場利用税を納め、7割が市に交付されることになっており、前年度比で4,033人の増となっております。外国からの方々は減っていますが、国内旅行が増えてきたのではないかと推察していますとの答弁でした。

主な意見として。入湯税について、宿泊業者からいろいろと言われていますが、国民の義務は納税することです。その会社がどのような状況かというのは担当課としてしっかり調査し、全ての納税者と同じように取扱っていただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

環境衛生費の報酬でゴミ袋の管理者1名ということだが、指定ゴミ袋だけを管理する人員配置なのかとの質疑に対し、指定ゴミの袋の注文を受付、販売店等に対する配達等が主な業務ですが、事務室での電話や窓口対応など、他のごみ関係の業務も担っていますとの答弁でした。

開聞ごみ処理場の借上料の説明がありましたが、まだ借りているのですかとの質疑に対し、自然公園区域内のため、塩屋集落への返還については、県の関係各課と協議していますが、しばらくは災害ごみ置き場としての活用を考えておりますとの答弁でした。

開聞の処理場内ではごみを焼却することはできるのかとの質疑に対し、開聞田之崎の旧安定型処分場ですが、ごみの焼却はやっていませんとの答弁でした。

山川・指宿の火葬場の管理料は、それぞれ幾らなのかとの質疑に対し、管理委託料は、山川が320万7,600円、指宿が578万1,240円との答弁でした。

コロナ禍で亡くなった方がおられますが、対応はどうなっているのかとの質疑に対し、火葬場の感染防止の観点から、感染者が亡くなった場合には、防護服を着る、保護メガネをかけるといった対応をしているところですよとの答弁でした。

鰻池の水質改善はどうなっているのかとの質疑に対し、水質改善装置を設置して稼働して

いる状況であり、良好な状態が保たれているとの答弁でした。

指宿広域クリーンセンターの焼却処理量が1万1,820 tとあるが、1日どのぐらいの量かとの質疑に対し、1日平均47・48 tになるとの答弁でした。

浄化槽設置整備事業で、高度処理型新築補助ということで2基出ているが、新築も補助するのかとの質疑に対し、鰻池、池田湖の周水域で、新築分1基について15万円の補助を行っているとの答弁でした。

国の方では、公共下水道区域が10 a 当たりの人口密度で、少子高齢化で減っている所は公共下水道よりも合併浄化槽の推進をと協議しているようだが、市の方にはそういう情報は来っていないかとの質疑に対し、費用対効果で公共下水道も注視していきたいとの答弁でした。

ごみの不法投棄問題について、不法投棄した方に対する処分はどのようなことをやっているのかとの質疑に対し、誰が捨てたのか判明した事案については、自分で処分するように指導し、処理されたので、それ以上の罰則はなかったですとの答弁でした。

尾下地区と畠久保地区で水道料実費徴収金を取っているのですが、どのような水源地になっているのかとの質疑に対し、両地区とも湧出水から水を採取しているとの答弁でした。

尾下地区と畠久保地区の水質検査は毎月行っているのかとの質疑に対し、詳しい検査は年に1回だが、近くに赴いた際など定期的に点検していますとの答弁でした。

主な意見として、ごみの不法投棄で困っている方がいます。ごみの不法投棄をした方には念書を取るような手続きをしていただきたいというものと、鰻池の水質浄化が必要だと思います。維持できるように、周辺の草刈りとか、地域の方の力を借りてやっていただきたいというものがありました。

次に、国保介護課所管分について申し上げます。

国民健康保険総務費の中の繰出金の中で、国保会計への法定外繰入が1億2,000万円という説明でしたが、前年度と比べた場合に、どのぐらい変化があったのかとの質疑に対し、平成30年度は1億5,000万円であったため、3,000万円の減少となっているとの答弁でした。

温泉入浴利用料の料金助成金の中の開閉地区の方は何人と統計は取っていないのかとの質疑に対し、統計はありませんとの答弁でした。

主な意見として、高齢者の健康づくりや憩いの場に温泉施設がなっていると思います。使い勝手がいいように、そして、地域の方がどのような動き方をしているのかというのを把握して、サポートしていただきたいと思いますというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について申し上げます。

緊急通報体制などの整備充実事業について、どのぐらいの数の台数を、現在、取り付けているのかとの質疑に対し、210台ですとの答弁でした。

備品購入費のパソコンの入替えは何台ですかとの質疑に対し、15台との回答でした。

砂むし温泉入浴事業の交付者が1,002名となっているが、山川の砂むし温泉施設はなぜ対象外なのか。改善すべきではないかとの質疑に対し、合併当初から指宿は砂楽、山川はヘルシーランド、開聞はレジャーセンターを対象にしている。今後については、これまでの経緯を踏まえながら検討してまいりたいとの答弁でした。

シルバー人材センターの登録会員は前年度と比べて増えているのかとの質疑に対し、210名となっており、2名の増になっておりますとの答弁でした。

主な意見として。シルバー人材センターの設置事業で女子会があるということを知りました。農家の方で人手が足りないという方がたくさんいますので、女子会を活用して高齢者の元気づくりとさまざまな活動をしてもらえたらと思いますというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

病児保育事業に1事業所、利用者数が168名となっておりますが、何名ぐらいの登録があるのかとの質疑に対し、144名の登録がありますとの答弁でした。

病児保育事業の対象は生後4か月以上、6歳までとなっているが、その内訳はどの質疑に対し、現時点で集計されていないとの答弁でした。

児童発達支援として764件支援しているが、その内容はどのようなものかとの質疑に対し、さつき園、わかばの施設を利用されている子供の述べ利用者数であるとの答弁でした。

生活保護事業を受けている世帯は何世帯で、市の世帯数の何%ぐらいかとの質疑に対し、294世帯、333名となっており、割合としては1.64%であるとの答弁でした。

生活保護事業の進学準備給付金はどのような内容かとの質疑に対し、大学や専門学校など要件を満たす学校等に進学する場合に、新生活の立ち上げ費用として、自宅通学の場合は10万円、自宅外通学の場合は30万円が一時金として給付されるものであるとの答弁でした。

子ども医療助成事業は、現物支給できないかとの質疑に対し、現在、一部ではあるが実施はしており、小学校就学前で非課税世帯が現物支給の対象となっているとの答弁でした。

主な意見として。子ども医療費助成事業で、県内なり、県外でも市単独でやっているところがあります。少子化で子育てを支援し、他所から人が入って来られるような施策としてなると思いますので、今後、検討していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

指宿医療センターへ産科医の派遣があるが、指宿として何人ぐらいの赤ちゃんが産まれたのかとの質疑に対し、指宿医療センターでの分娩件数は221件となっており、市在住者は148件ですとの答弁でした。

里帰り出産した人たちへのフォローはどうなっているのかとの質疑に対し、新生児訪問ということで、産後28日以内、もしくは長い方で2か月ぐらいの方で、希望の方は訪問しているとの答弁でした。

予防接種事業の中で、日本脳炎の対象者は1,269名なのに、接種者は1,345人ということだ

が、対象者より接種者が多いというのはどういうことなのかとの質疑に対し、1回目、2回目は3歳児、追加が4歳児を対象としているが、7歳半まで接種できることから、対象者を超過しているとの答弁でした。

子宮頸がん、成人用肺炎球菌の接種率が0%と7.7%で低いが、周知徹底はどうされているのかとの質疑に対し、子宮頸がんの予防ワクチンについては、重篤な副反応が出ている方がいて、予防接種の勧奨は当面の間は見合わせるようにと国の方から出ている。成人用肺炎球菌については、努力義務がない疾病と位置付けられていて、自らの意思で接種を希望していただく接種となるので、積極的な勧奨は行っていないとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

地域交流施設貸付料が550万円、6か月分の貸付料となっているが、これは道の駅いぶすき彩花菜館に入っている店舗の方々の貸付料ということかとの質疑に対し、道の駅の建物自体の貸付部分と、出荷者協会の方々の売上5%という形でPFI事業者から受け入れをしたものになりますとの答弁でした。

消費生活相談員への相談は年間何件ぐらいかとの質疑に対し、172件で、金銭的な被害のあったものは43件ですとの答弁でした。

消費生活相談員により被害が防げたということはなかったのかとの質疑に対し、解決した金額は41件で1,965万円、救済率としては96.9%ですとの答弁でした。

プレミアム付商品券事業の収支、どのぐらいメリットあったかとの質疑に対し、使用額は1億289万5,500円で、購入していただいたのが8,267万2千円分だったので、その差額がプレミアム分として地域に回っていると考えていますとの答弁でした。

購入はしたが使われなかった分というのは把握できているのかとの質疑に対し、使用率は99.6%で、広報紙などでできるだけ使っていただくよう努力したところですよとの答弁でした。

市内循環バスの運営委託事業の中で、利用者からはどのような声が多かったのかとの質疑に対し、行きたい所に直接行ける手段がないかという声が一番多かったとの答弁でした。

新たな地域公共交通体系構築事業で、会議を2回しかしていないが、市民の声はどのように反映されたのかとの質疑に対し、地域公共交通会議につきましては、交通運行者の方々、公民館長を含めた地域の代表の方々にお集まりいただき、地域の方々から聞き取りをした案を見ながら交通のあり方について検討していただきましたとの答弁でした。

新たな地域公共交通体系構築事業に690万使っているが、どのようなことを行ったのかとの質疑に対し、開聞循環線やデマンドタクシーの導入に向けた停留所の製作やチラシ、ダイヤなどの製作や印刷代の費用ですよとの答弁でした。

主な意見として。消費相談員については、これまで市民のトラブル解決を行っていただい

ておりますので、今後の対応にも期待したいというものと、道の駅いぶすきの指定管理者が撤退した。それは、リスク管理ができていなかったということですので、今後、いろいろなことを考えているかもしれませんが、指定管理のあり方を統一してやっていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

備品購入費で査定用のカメラを購入したことにより、商品の厳格化が図られたのかとの質疑に対し、返礼品の登録には事業者が撮影したのものを使用するが、映りが悪いことがある。インターネット経由での申込みが9割ぐらいで、写真映りは大事なものになるので、写真の撮り直しは必要なことになってくると思いますとの答弁でした。

外国人観光客受入事業の観光コンシェルジュ事業は単年度なのか、今後も続けていくのかとの質疑に対し、平成28年9月から英語のできる中国籍の方を1人、観光コンシェルジュとして市が雇用しており、今後も引き続きお願いしたいと考えているとの答弁でした。

インバウンド人材活用事業は何年計画なのかとの質疑に対し、何年間というものはなかったと認識しているとの答弁でした。

観光企画事業の説明の中で、DMO設立に950万円ということだが、その内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、報償費が20万円、旅費が80万円、需用費が329万9千円、役務費が20万円、委託料が92万4千円、使用料及び賃借料が9万580円、工事請負費が398万8,420円、合計で950万2千円となっているとの答弁でした。

主な意見として。コロナ禍で大変ですけれども、インバウンドの事業を取り組んでいただいて、外国人が来た時にしっかりとケアができるような体制をとっていただきたいというものと、一般社団法人いぶすき観光デザインに今年も補助金を出していると思いますが、いぶすき観光デザインが指宿市に与える影響を最大限に生かしていただきたいというものと、ふるさと納税の返礼については、寄附された方に迷惑がかからないようなすばらしい商品を送っていただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について申し上げます。

レジャーセンターかいもの管理事業について、予算が6,100万円、執行が4,900万円となっていますが、これほどお金がいるのかとの質疑に対し、賃金等で1,755万4,694円と、需用費ということで、燃料費と光熱水費が1,900万円ほど、その他共済費や委託料などが掛かっているとの答弁でした。

レジャーセンター管理事業は多額な支出がある。これについては再三問題視されていますがとの質疑に対し、レジャーセンターかいものは市民の健康増進を図る場としての側面があり、単純に赤字だということだけで片付けられないと考えている。このレジャーセンターに限らず、様々な施設について、市役所内部でまた検討したいとの答弁でした。

公園管理事業のセントラルパーク指宿、池田湖遊園地、魚見岳自然公園の各事業の委託金

額は幾らかとの質疑に対し、公園管理事業の540万9千円の委託料の主なものにつきまして、セントラルパークの指定管理料が294万7,037円、太平次公園清掃業務委託料が19万2,834円、長崎鼻公園道路等清掃業務委託が24万2,223円、池田湖湖畔草刈り業務委託が16万5千円となっておりますとの答弁でした。

主な意見として。レジャーセンターかいもん、それと、ふれあい公園の人件費とかいろいろなものが大変出ていますけれども、指定管理ができないのか検討をしていただきたい。公園管理事業の中で、魚見岳は鳥獣保護区になっていて、イノシシの出没が予見されますので、看板とか周知するものをしっかりとやっていただきたいというものがありました。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について申し上げます。

国民体育大会事業の中で、指宿中央家畜市場駐車場整備負担金とあるが、どのような整備をされたのかとの質疑に対し、雑木の伐採と除根、ガードパイプの設置、入り口にある消毒槽から排水設備の整備、場内の陥没等の整備事業ですとの答弁でした。

フットボールパークの開園について60万円以上の旅費をかけているが、その成果が表れているのかとの質疑に対し、合宿誘致については、福岡地区、関西のスポーツ合宿とか、宮崎・沖縄のJリーグへのアプローチをかけています。具体的にどこが来るということは決まっていないが、Jリーグ関係の3チームがグラウンド、宿泊等の視察にお見えになっているところですとの答弁でした。

指宿市内でスポーツ等合宿する36団体に奨励金や奨励品を贈呈したということだが、来年1月に開催される予定のイベントに間に合うのかとの質疑に対し、野球場等の整備も入っておりますし、Jリーグ、サッカーだけではなく、他の種目、体育館も含めた総合的な誘致をかけていきたいと思っておりますが、新型コロナによって合宿等が減っていますので、長い目で招致活動を展開すべきだと考えていますとの答弁でした。

主な意見として。国体が3年延びたので、開聞の駐車場管理をしっかりとしていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について申し上げます。

山川高校揖宿地区農業後継者育成連絡協議会負担金が9万円とあるが、どのようなことを話し合われているのかとの質疑に対し、農業関係及び団体が中心となって、山川高校の園芸工学、農業経済科の教育効果を高める事業をやっているということになっている。元年度の事業としては、徳光小学校の子供たちと体験学習、中学校の1日体験入学、インターンシップ事業として、JAの研修、農家実習、旧山川町で使っていたバイオ苗も作って地域の農家へ配布したり、たわわタウンでの豆類のアンケート調査をして、それを指宿市に提言していただいたりといった事業展開をやっていますとの答弁でした。

農業次世代人材投資資金を42名の方が受けているが、令和元年度で申請した方はいるのかとの質疑に対し、令和元年度は7名ですとの答弁でした。



農業経営改善支援事業の主要成果の中で、認定農業者数が366名とあり、ホームページには、個人が313経営体、法人が53経営体と書いてあるが、認定数は366名で間違いはないのですかとの質疑に対し、366経営体で間違いありませんとの答弁でした。

認定農業者だけが借りられる資金は、農業経営基盤強化資金、俗にいう、スーパーL資金と農業経営改善促進資金、スーパーS資金とあるわけだが、認定農業者が借りた近代化も含めて、何%利子に対し何%補助をしたのかとの質疑に対し、スーパーL資金は、貸付期間に応じて、0.4%から0.9%となっており、市が0.5%以内を助成するという仕組みになっています。また、スーパーS資金は認定農業者が対象で、個人が500万円、法人が2,000万円の限度額で、JA等が融資するというので、金利が1.5%になり、市の補助金は0.5%の範囲で補助しているという答弁でした。

がんばる農業者・起業支援事業は、2団体9人ということであるが、グリーン会というのはどのような会なのかとの質疑に対し、観葉植物の生産者グループだとの答弁でした。

地域商品活性化事業でいろいろと取り組んでいるが、株式会社山川トロピカルファームはどのような事業をされているのかとの質疑に対し、マンゴーを生産している法人で、補助事業を活用してマンゴーの加工品ということなので、ジャム等の試作、販売等も含めて実施したということです。トロピカルファーム自体は熱帯果樹の生産農家ですとの答弁でした。

主な意見として。降灰事業をしてしっかりと営農していただくのはいいことですけれども、その下にいる市民の安心・安定のためには排水事業の整備をしていただきたい。多目的研修館を整備し、若い人たちが農業と販売ができるような対策をとっていただきたいというものと、農業後継者の育成連絡協議会の活動については、山川高校生が増えていく、若い世代が農業に興味を持っていただく形で進めていっていただきたい。地域商品化活性化事業費で東京などに行って地元の野菜を売り込むことは大事なことだろうと思いますので、もっと拡大して消費につながるように頑張ってくださいというものがありました。

次に、農産技術課所管分について申し上げます。

有害鳥獣捕獲事業の予算額と決算額が同じなのですが、予算が決まっています、猟友会の方がたくさん持って来ても予算内で処理されているから対象にならないのですかとの質疑に対し、予算額以上の実績になりそうなケースがあったため、その額まで補正で増額した金額にしていますとの答弁でした。

主な意見として。鳥獣被害で大変困っている地域がありますので、農家や猟友会の方に指導していただいて、農家の反収を上げていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

魚見校区の事業をしていると思うが、説明がなかった。元年度はなかったのかとの質疑に対し、魚見地区の排水路事業については防災減災事業の指宿地区の中に含まれているとの答弁でした。

防災減災事業の進捗はどのぐらいになっているのかとの質疑に対し、県営防災減災事業の指宿地区の事業費ベースは82.92%の進捗率になっているとの答弁でした。

森林病虫害防除事業の松くい虫特別防除事業で、一般散布が62ha、無人ヘリコプター散布が14haとあるが、一般散布はどのような散布をされているのかとの質疑に対し、有人ヘリで散布しているとの答弁でした。

多面的機能支払交付金事業は、指宿が6、山川が7、開聞が7の20地区しているが、これは畑かん区域内ということかとの質疑に対し、農振農用地域内になるので、ほぼ畑かんの地域内になるが、整備会の中で範囲を決めていただいて、その中で活動してもらっている状況であるとの答弁でした。

林地台帳は、平成28年5月に森林法の一部改正により、森林の土地所有者と森林の強化に関する情報の整備といったものがあつたと思うが、これの完成年度は令和元年度の3月までとあつたが、林地台帳は完成したのかとの質疑に対し、地籍調査が終わっていない所もあるが、それ以外の所については整備ができて、閲覧ができる状態になっているとの答弁でした。

主な意見として。景勝松の樹幹注入をしています。定期的に樹幹注入を徹底して、景勝松が保全される取組をしていただきたいというものと、畑かん整備をした地域の耕作方が変わって、いろいろ問題が発生していますので、市民に被害がない対策を土木、農政と協議しながらやっていただきたいというものがあつました。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査推進員の方々の主な仕事は何なのかとの質疑に対し、説明会、案内文書の閲覧文書配布、宛先不明者の問い合わせ、墓地などの地区代表者としての立ち合い、閲覧の協力など、地域調査推進のために不定期に協力をもらう関係で、9地区9名の自治会長にお願いしているとの答弁でした。

未登記物件整理事業で10件の47筆とあるが、どのようなもので、全て終わったのですかとの質疑に対し、まだ2千筆を超える未登記があるが、資料が揃っているものについて、今回、47筆の未登記の処理を行ったとの答弁でした。

地籍事業はいつまでに終わるといふ計画で、未登記の部分が終わらないとできないのではないのかとの質疑に対し、令和7年度に終了する予定で、未登記物件についても随時処理しているとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

新設改良事業費に敷領線測量業務委託があるが、敷領線の起点と終点はどこなのかとの質疑に対し、国道から弥次ヶ湯通りまでの間ですとの答弁でした。

開聞岳一周道路の測量が地権者と上手くいかなかったということだが、どういう内容なの

かとの質疑に対し、トンネルを通らずに、開聞山麓自然公園内の園路通路へ接続する計画をしているとの答弁でした。

里道など、地区民が舗装するときに、生コンなどの原材料費として68万円ほど出しているが、何件分なのかという質疑に対し、原材料を支給した路線が4路線で、合計68万4,992円となっているとの答弁でした。

道路橋りょう使用料の収入未済額と滞納繰越分の不納欠損額はどのようになっているのかとの質疑に対し、令和元年度の収納状況については、調定件数が2,358件に対して1,698万3,808円、収納額が2,273件の1,685万9,988円で、99.27%の徴収率となっている。収入未済額については、85件の12万3,820円。また、過年度分は、調定件数が202件の47万9,300円、収納額が51件の3万2,080円で、収納率が6.69%であり、不納欠損が14件の1万4,140円となっているとの答弁でした。

主な意見として。舗装整備がされていないため生活に支障が出ている状態ですので、認定外道路補助規定の見直しの検討をしていただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について申し上げます。

河川総務費の東方海岸の海岸堤防等老朽化対策と、長崎鼻海岸の海岸環境整備で負担率が違うが、どういう積算になっているのかとの質疑に対し、負担率については、緊急対策事業と環境整備事業、それぞれ負担率が決められているので違いがあるとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

敷領住宅の遺跡の発掘調査の件は、敷領住宅が建替えをするということで、遺跡調査は出てきたのかとの質疑に対し、敷領団地の建替えを計画しているところは、当初から敷領遺跡ということで市で指定しており、そこについて試掘をしたものですとの答弁でした。

住宅使用料で滞納繰越分が2,613万6,300円と収入未済額があるが、長期で納入されていないという方が何名ほどいるのかとの質疑に対し、滞納繰越分につきましては97名ですとの答弁でした。

建築物耐震化促進事業というものがあり、市内には数社あったと思うが、1件だけが成果説明に出ている。他の所はどうなっているのかとの質疑に対し、現在、1事業者の方が耐震改修まで終わっており、他の3事業については、耐震診断を行って完了している。その1社の中で、1棟だけが、今、耐震補強設計ということで完了しているということですとの答弁でした。

主な意見として。建築物耐震化促進事業は数件あるので、全ての施設が予定年度内に完了するようにお願いしたいというものと、滞納されている人をごね得させない取組をお願いしたいというものがありました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○決算特別委員長（前原五男） 次に、教育総務課所管分について申し上げます。

小学校費の中でLAN整備があるが、校内LANはまだされていなかったのか。全ての学校はどうなっているのかとの質疑に対し、小・中学校の校内無線LANの整備については、令和元年度に残りの小学校3校の整備を終えて、17校全て整備がされたところですよとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について申し上げます。

開聞中学校トイレの洋式化を進めたということだが、男子トイレ、女子トイレの洋式トイレと和式トイレは幾つなのかとの質疑に対し、改修前は和便器3、小便器3でしたが、改修後が洋便器8、和便器2、小便器5、スロープ設置、LED照明工事などとなっています。男子、女子の区別は分からないところですよとの答弁でした。

小・中学校のトイレ改修が全部終わるのは何年頃になるのかとの質疑に対し、現段階で全てのトイレ工事を完了させる計画は立てておりませんが、令和5年までの計画を組んでおり、それから先についても進捗状況を見ながら計画を進めたいとの答弁でした。

廃校になる山川・徳光・利永の教室に空調整備を設置するとき、どのような検討がされたのかとの質疑に対し、空調機器設置については国の交付金がついており、国としても暑さ対策として児童・生徒の安全を図るため設置は重要であるということでした。廃校が来年3月で決まっているところだが、空調機器を設置した後の廃校跡地の活用も含めて検討できるのではないかと話があったとの答弁でした。

売却を考えている教職員住宅はあるのかとの質疑に対し、空いている教職員住宅はあるので、今年度中に2戸売却できないかと計画を立てているとの答弁でした。

学校のあり方検討委員会で柳田小学校についてはどのようになっているのかとの質疑に対し、柳田小学校区の通学区域の変更に関する協議をさせていただいているところですが、北指宿・南指宿中学校は研修会で中学校ごとに行事予定を調整したり、交流学习等を通じて中学校に進学したときに心細く感じる生徒も減っていることから、変更は必要ではないという意見が出たところですよとの答弁でした。

主な意見として、池田小学校の管理棟が結露しています。子供の環境に悪いので、早急に対策をとっていただきたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について申し上げます。

特別支援教育支援員配置事業で合計26名ということだが、掛け持ちの方はいないのかとの質疑に対し、昨年度から掛け持ちはなくなったとの答弁でした。

外国語指導助手招致事業と小中一貫推進事業と同じような内容なのだが、英語教育のレベルによって違うのですか、それとも、別事業なのかとの質疑に対し、ALTとAEAという呼び方があり、ALTは外国から2人を招致しており、全て英語を使っていただくような授業で、AEAは3人の日本人の方を雇って、小学校1年生から徐々にというような考えで配置しているとの答弁でした。

特別支援教育支援員配置事業の中で、支援が必要な児童・生徒は何人ぐらいいるのかとの質疑に対し、令和元年度は小学校が124名、中学校が42名の計166名ですとの答弁でした。

不登校児童・生徒の学校復帰への支援活動を行ったということで、通級児童は2人、通級生徒が9人となっているが、不登校児童・生徒は、令和元年度、この人数だけなのかとの質疑に対し、不登校は33名いますとの答弁でした。

なのはな教室の指導員が1名いるが、この方はどういう方でどういう資格を持っている方なのかとの質疑に対し、特に資格を有する方は雇っていませんが、面接をして、子供たちとしっかり向き合える適切な方に勤めていただいているとの答弁でした。

資格を持たない方が指導員として来ているということであれば、この通級している11名の子供たちはどういうことを、その方の指導の下、されているのかとの質疑に対し、まずは通級をした子供たちの安全確保をしていただいています。教科指導等はできませんので、自分で学習をするように話をしております。自分のペースで自分の学習を進めていくという見守りをしていただきますとの答弁でした。

いじめはどのような状況かと質疑に対し、小学校44件、中学校17件、合計61件を認知しているとの答弁でした。

いじめられた子供のサポートは必要だと思うが、どのような対策をしているのかとの質疑に対し、いじめは絶対に許されないものであり、いじめを起こさない指導を徹底している。いじめを1件でも多く発見し、1件でも多く解決する学校がいい学校であるということを申し上げ、できるだけいじめを隠そうという体制をなくしている。いじめられた側が学校に来られなくなるような状況にならないように、担任、あるいは生徒指導担当だけではなく、いろんな先生が関わりながら、その子を救えるような体制をお願いしているとの答弁でした。

主な意見として。全国でいじめによる悲惨な事故が起きていますので、いじめがないように対応していただきたいというものと、学力検査が50%を超えていないという答弁でしたが、保護者の方々も学力について非常に心配していますので、頑張ってもらいたいというものと、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士だけが名乗ることができる職業だと思いますので、資格のある方を雇っていただきたいというものがありました。

次に、社会教育課所管分について申し上げます。

青少年海外派遣事業で20名の方々が派遣されたようだが、何名が応募して20名になったの

か。また、外国語の先生や通訳になりたいとか、そういう選定条件を設けられているのかとの質疑に対し、応募については中学生が14名、高校生が12名の計26名であった。そのあと、26名を20名に絞り込む面接もあり、その結果、26名が適任と判断したのですが、抽選で20名に絞らせていただいたとの答弁でした。

視聴覚ライブラリー事業で、児童・生徒にどのようなことをされているのかとの質疑に対し、図書館に設置しているのですけれども、現在、貸出しが難しい状況で、以前は16mm、8mm等が活用されていましたが、新しい物が購入できていないので、あまり活用されていないとの答弁でした。

図書館管理運営事業で、そらまめの会が管理運営を行っているが、どのような活動をしているのかとの質疑に対し、NPO法人本と人をつなぐそらまめの会が取り組んでいる事業として、図書館講座、実習・体験受入れ、お話のとびら、子供映画会、絵本の広場、出前活動、文芸いぶすきの発行などの活動に取り組んでいるとの答弁でした。

図書館の指定管理料には通信料や光熱水費というのが含まれているのかとの質疑に対し、図書館の情報システムのメンテナンス料や人件費、本の購入費などが含まれていますとの答弁でした。

主な意見として。青少年海外派遣事業は20名と決まっていますが、子供たちの要求に応えられるようにしていただきたいというものがありました。

次に、歴史文化課所管分について申し上げます。

市民会館の実施設計に8,000万円の予算が使われているが、コロナの関係で、密接という部分から、設計の中身に考慮されているのかとの質疑に対し、設計段階においてコロナの3密を避ける等の内容については反映していない。施設の運用上で十分な対策を講じていくとの答弁でした。

COCCOはしむれの雨漏りの修繕は完全にできたということかとの質疑に対し、災害で雨漏りがひどい場所を暫定的に補修した状況で、全体的に補修が必要な状態となっている。歴史劇場の防水のやり替えをやっているが、博物館本館についても全面的な防水工事をする計画でいるとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について申し上げます。

建物災害共済金750万円ほどはどこの分なのかとの質疑に対し、2016年9月20日の台風16号によって罹災した分で、指宿総合体育館、市営陸上競技場、指宿テニス場、指宿弓道場、サンシティホールいぶすき、開聞総合体育館の分ですとの答弁でした。

東京オリンピック聖火リレー実行委員会の負担金で424万円ほど出しているが、これは実施されていない。この負担金はどうなるのかとの質疑に対し、延期後の聖火リレーの詳細が示されるまで、県実行委員会で管理することとしているとの答弁でした。

大成運動場の改修工事で、野球、ソフトの練習場として内野だけが整備され、外野はしなかったが、計画の段階でどのような検討がなされたのかとの質疑に対し、令和2年度のかごしま国体で成年女子ソフトボールの練習会場として使用するため、令和元年度に表層土の入替え、内野の土の入替え、水捌けを良くするために側溝の設置、クラブハウス側の防球ネットの張替えなどの工事を行ったところで、外野については検討されていなかったとの答弁でした。

サンシティホールを人工芝にしたが、利用者はどのぐらい増えたのかとの質疑に対し、平成30年度が1万8,811名、令和元年度が1万9,694名となっているとの答弁でした。

主な意見として。スポーツ文化振興基金の中で、九州大会に1人5千円、全国大会で1人に1万円という補助金なのですが、近隣の市町村に比べて指宿市が一番低いと思いますので、補助額を上げていただきたいというものがありました。

次に、学校給食センター所管分について申し上げます。

給食費の一部助成があるが、市内から他市の学校に行った方に対する補助はあるのかとの質疑に対し、令和元年度は補助していないが、令和2年度からは、市内に住所があって市外の学校へ通学している児童・生徒及び指宿養護学校に通学している児童・生徒の保護者も対象としているとの答弁でした。

食物アレルギーで弁当持参の児童に対する補助をしているということだが、学校給食の場合は月900円を補助しているが、弁当持参の方にも同額で補助しているのかとの質疑に対し、2名の方へ弁当持参の補助として給食費と同額の補助をしているとの答弁でした。

地産地消の推進ということで、地元のソラマメ、オクラ、徳光スイカ、黒毛和牛などいろいろ使っているが、頻度的にはどのぐらいなのかとの質疑に対し、4月はソラマメ、5月はジャガイモ、6月は徳光スイカなど、旬の野菜を取り入れた給食を毎月1回は提供している。栄養教諭もそういった認識があるので、できるだけ地元の食材を使うような取組をしているとの答弁でした。

主な意見として。子供たちが指産産にいい物があることを知るためにも、今後の地産地消に努めていただきたいというものがありました。

次に、指宿商業高校所管分について申し上げます。

テニス部のテニス場の使用料が30数万円掛かっているが、免除があってこの金額なのかとの質疑に対し、減免されることなく、そのまま使用料として支払いをしているとの答弁でした。

主な意見として。テニス部に援助はできないのか財政に声掛けをして、子供たちが練習できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、会計課所管分について申し上げます。

金融機関に支払う手数料よりコンビニへの手数料が大きいですが、実績はコンビニの方が多く

取扱っていたのかとの質疑に対し、口座振替依頼手数料は1件当たり10円だが、コンビニ収納手数料は1件当たり57円なので、単価の違いというのがあるとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

18歳の選挙権になって3年ほど経過しているが、参議院選挙で18歳、19歳の投票率はどのようになっているのかとの質疑に対し、18歳、19歳のトータルで27.61%になります。18歳は30.77%、19歳で23.53%になっているとの答弁でした。

期日前投票の場所と当日の選挙場所は幾つあるのかとの質疑に対し、期日前投票は市内に3か所で、指宿・山川・開聞に設置している。投票日当日の投票所は市内31か所を投票所として設けているとのことで、県議会議員選挙、参議院議員通常選挙とも変わらないとの答弁でした。

18歳と19歳の投票率向上に向けて、高校へ行って啓発運動はやっているのかとの質疑に対し、各学校に出向いて出前授業という形で投票率の向上に向けて説明等を行っているとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

機構集積支援事業で利用意向調査を117件行っているが、遊休農地についてどういう意向があったのかとの質疑に対し、中間管理機構への貸付希望が35件、幹旋希望が11件、自ら耕作者を探すという方が6件、自ら耕作される方は12件、その他が7件、未回答が46件となっているとの答弁でした。

機構集積支援事業と農地中間管理機構との差は何かとの質疑に対し、機構集積支援事業は荒廃化ということで耕作をされていない農地になり、今後の活用についての調査を行う事業になります。農地中間管理機構は農地を耕作しないので貸したいという所有者の意向を確認して、幹旋や新たに耕作される方が特定されているときに、中間管理機構を通じてその貸付けを農業委員会で認定するという流れになるとの答弁でした。

農業者年金を途中解約できる方法を国・県に相談されたことはないのかとの質疑に対し、農業者年金は農業をされる方の任意加入になり、加入も随時、脱退も自由です。掛金は年金を受給できるときに加算されるという形になるので、途中で積み立てた原資だけを返すことはできないが、そういう意見もあるというのを国へ伝えることは可能かと思えますとの答弁でした。

農地パトロールの畑の区域は1種農地だけなのかとの質疑に対し、1種、2種を問わず、市内全域を対象にしているとの答弁でした。

農地法第4条の転用許可申請が7件出ているが、何件が認可されたのかとの質疑に対し、申請がされる前に書類を確認させていただいているので、7件全てが許可されたものとなって



いるとの答弁でした。

主な意見として。山林のように荒れている畑がたくさんあります。荒廃地をなくそうと積極的に地権者に手紙等を出していくことも必要だろうと思いますので、検討していただきたいというものと、3反歩以上を使われている人でない限り農地は買えないということですが、畑としての利活用ができない土地については、地目変更を積極的に行う研究もしていただきたいというものと、機構集積支援事業の実績が足りなくて、委員報酬の約1割が不用額になっているので、指宿の農地を守るため、事務局として委員の方に指導していただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分について申し上げます。

公認会計士の方への1万5千円の謝礼というのは1日分なのか、それとも、全監査の報償費なのかとの質疑に対し、3時間程度の監査の報償費ですとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

なお、議会事務局については、質疑・意見ともにありませんでした。

次は、議案第68号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

糖尿病指導というのはどのような指導をされているかとの質疑に対し、人工透析などにならないように、糖尿病で医療機関にかかっている方について、先生の指導書をいただいて、保健師等で食事、運動の指導を行っている事業ですとの答弁でした。

レセプト点検の職員が3名という説明があったが、レセプト点検によってどのような成果があるのかとの質疑に対し、国保資格があるのかのチェック、社会保険に入っている方がいた場合は資格がありませんと連絡して返却する作業、レセプト内容で疑義があるような案件について、再度、レセプトを国保連合会へ差し戻しする業務もあり、医療費が適正に使われるか確認している業務になるとの答弁でした。

水中運動教室事業については、指宿地域と開聞地域の参加者は同じ20名なのですが、委託料が違うのは参加者によってということなのかとの質疑に対し、プールの使用料が大きいものと思っているとの答弁でした。

資格証明書や短期の保険証が発行されていると思うが、どのぐらいの数なのかとの質疑に対し、短期については、世帯数で2,669世帯、被保険者の数で延べ4,276名、資格者証は、令和2年の3月末で19世帯の20人となっているとの答弁でした。

特定健康診査事業の不用額が556万円とあるが、どうしたら増えるのか。なぜこれだけ減ったのかというように分析されているのかとの質疑に対し、令和2年度から自己負担なしで受診できるようにしてあり、また、AIを使った受診勧奨の導入に向けた検討をしている。若年層の受診率が低いので、JAの職場の方に情報提供の要請をしているとの答弁でした。

主な意見はありませんでした。

次は、議案第69号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

後期高齢者の場合は75歳以上ということで、被保険者が増えていると思いますが、どのぐらい増えているのかとの質疑に対し、後期高齢者の被保険者数は、年度平均で、平成30年度が8,298名、令和元年度が8,294名と把握しているとの答弁でした。

主な意見として、長寿健康診査事業を取り組んでいます、高齢者の重篤化を少なくするために、更に取り組んでいただきたいというものがありました。

次は、議案第70号、令和元年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

訪問給食サービスの申請は簡単にできるのかとの質疑に対し、申請については、御家族やケアマネジャーが代行されるということもありますし、どうしても市役所まで来られないという方は、訪問調査のときに一緒に御自宅に行って申請をお伺いするというケースもあります。申請の手続き自体が難しいということはないと思っているとの答弁でした。

地域介護予防活動の中での元気度アップ事業の登録者は3,023名いるが、地域商品券交換者は1,664名となっている。残りの方は登録したが何もしていないということでもよろしいのかとの質疑に対し、登録はされているが商品交換をしたのがこの人数になっているということで、交換をされていない方もいらっしゃるということですとの答弁でした。

認知症の施策推進事業費というものがあるが、どのようなことをされているのかとの質疑に対し、認知症地域推進員を設置して、認知症の相談や認知症の健康教育等の推進をしていくような取組をしているとの答弁でした。

地域見守りネットワーク支援事業は1人で住んでいらっしゃるお年寄りが対象みたいになっているが、介護が必要な方で一緒に家族は看っていて、介護拒否みたいな事案というのは起こっていないのかとの質疑に対し、民生委員やアドバイザーの方、地域の方、ケアマネジャー等から、それが必ずしも家族の介護拒否なのかというところは断定できませんが、そうじゃないかというような御相談があるケースはある。ただ、その件数が幾らかというのは把握していませんとの答弁でした。

主な意見として、ころばん体操事業で喜んでいる高齢者はたくさんいます。地域のリーダーがいなかった場合は、近隣の地区との交流をして実施する地区が少しでも増えるように取り組んでもらいたいというものがありました。

次は、議案第71号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

総務管理費の決算書108万9千円となっているが、基金が入ったからこの金額になっているということかとの質疑に対し、温泉管理事業分の1,854万4千円につきましては、人件費を除

く温泉管理事業費用を計上しており、決算額として108万9千円を支出しておりますが、残りは公営企業法適用の支援業務委託として公営企業会計に引き継いだことにより、歳出決算額がこのようになっているとの答弁でした。

不納欠損の中で、19名、120件、49万9,210円という説明があったが、この19名の主な理由は何かとの質疑に対し、平成26年度分を不納欠損した方の内訳ですが、生活困窮者の方が5名で45件、所在不明が1名の5件、死亡が5名の27件、その他8名43件というのが、徴収に行ってもお金がなくて支払いができず、滞納整理をやってきましたけれども、不納欠損として結果として落ちているというところですよとの答弁でした。

主な意見として。滞納者をごね得するようなことはないように、十分対策をとっていただきたいというものがありました。

次は、議案第72号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

賃金の中の月額職員とはどのような方たちかとの質疑に対し、月額職員については、今年度から会計年度任用職員ということで呼ばれています。唐船峡には月額職員が3名おり、上の調理場に男性が2名、1階の調理場に女性が1名いますとの答弁でした。

警備費を200万円以上払っているが、この警備というのは、何名体制で何時からとなっているのかとの質疑に対し、警備については夕方5時から翌朝8時半まで1人体制での勤務をお願いしている。人数は交代で2人をお願いしているところですよとの答弁でした。

原材料費の中で、ニジマスが3,200万円を超えるような説明だったが、ニジマスをそれだけ購入されているのかとの質疑に対し、ニジマスについては定食を注文されると必ず付いてきます。それに単品で注文されている方もいらっしゃいますので、量・金額についてはこのぐらいになっているとの答弁でした。

委託料の中にエレベーターのメンテナンス料が年間大体98万円ぐらいあるということで説明を受けたが、これは年間98万円ということでもいいのかとの質疑に対し、年間98万円の委託料になりますとの答弁でした。

開闢土地改良区への水源地水使用料については、開闢町時代からということだったが、何年度からこういうことが続いているのかとの質疑に対し、昭和56年から支払いをしているとの答弁でした。

主な意見として。唐船峡は指宿にとって重要な施設の一つであるので、施設内の設備を確実なものにしていただき、観光客はもとより、老人、障害者にも優しいものに改善していただきたいというものがありました。

次は、議案第73号、令和元年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

有収率が前年より0.5%減となっているが、何が原因になっているのか特定されているの

かとの質疑に対し、有収水量の減の方に関してはこれといった特定できる原因はないが、火災とか、配管からの漏水とか、こういったことが合わさっていることで、有収水量が落ちると考えられるとの答弁でした。

主な意見として、少子化により人口が激減していく中で、国・県は近隣の市町村との統合などいろいろと計画している。指宿市としても、その計画ができる前に施設を統合して、コストを削減する。また、鰻池で悪臭がするということもありましたが、それも改善できるように取り組んでいただきたいというものがありました。

次は、議案第74号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、申し上げます。

下水道事業の中で、水洗化率にいろいろ取り組んでいると思うが、まだ100%ではない。この水洗化率を上げるために、取組はどのようにされているのかとの質疑に対し、下水道区域につきましては、順次、十町土地区画整理等を含めた部分を土地区画整理事業とともに進捗をさせているところです。新たなこのような土地につきましては、整備が終わり次第、つなぎ込みということをお願いしていきたいと思っている。また、これで進めてきた中におきましては、まだ公共下水道へつなぎ込みをなさっていない家庭もあるようなので、引き続き公共下水道の良さ等を説明しながら、普及を図ってまいりたいと考えているとの答弁でした。

主な意見として、国の下水道事業経営実務の中では、少子高齢化の中で人口が減っていくということが予測されるので、10a当たりの人口密度が少なくなったところは下水道を維持するよりは合併浄化槽を提供していった方が、市町村の財政に寄与すると言われていたもので、いろいろと勉強していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分  
再開 午前11時47分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。  
討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。  
まず、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定に反対

する立場から討論いたします。

学校給食の一部助成や就学援助の小・中学校の入学準備金の事前の支給をするなど、前進面もありますが、条例改正により使用料、手数料の値上げが含まれていること。また、マイナンバーのシステム改修の予算が含まれていますので、認定に反対いたします。

議案第68号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論いたします。

マイナンバーのシステム改修の予算が含まれています。また、一般会計からの法定外繰入が前年度は1億5,000万円の繰入れが、令和元年度は1億2,000万円に減額していますので、認定に反対いたします。

議案第69号の令和元年度指宿市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論いたします。

厚生労働省は今年、11月19日、75歳以上の後期高齢者が医療機関で支払う窓口負担について、最小で約200万人、最大で約605万人を、現行の原則1割から2割に引き上げるなどとした患者負担増の複数案を社会保障審議会の部会に示しました。後期高齢者の窓口負担について、国は現役世代と負担を公平化する、負担能力に応じたものに改革するなどと言います。しかし、実態はどうか。後期高齢者の窓口1割負担が75歳未満の現役世代の3割負担より安く抑えられているのは、年を重ねれば病気にかかりやすくなり、治りにくくなるためです。1割負担でも75歳以上の1人当たりの患者負担は、2017年度で75歳未満よりも1.7倍も多い7万4千円に上ります。現役世代より負担が重い不公平な実態なのが現状です。コロナ禍を経験した私たちが選ぶべきは窓口負担増ではなく、医療体制の抜本的拡充です。後期高齢者医療保険制度は75歳という年齢を区切って国保や健保から追い出し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押し付け、医療報酬も別立てにすることで安上がりな差別医療を押し付けるものです。広域高齢者医療制度の廃止を求める立場から、認定に反対の討論といたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** 議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する立場で討論します。

議案の中に、観光課の決算の中に、指宿市版DMO設立検討委員会負担金として9月補正で214万2千円、12月補正で736万円、計950万2千円の予算が組まれ、報償費、旅費、需用費、委託料、工事請負費など総支出済額817万3,757円で設立が完了し、残金132万8,243円がDMOへの譲渡金として処理されています。指宿市版DMOの設立だけが目的の予算であって、設立に要した経費以外は不用額として市に返還することが本来あるべき姿と考えます。不用額があった場合は譲渡金として処理するという取り決めがあるようですが、そもそもそのような取り決め自体が余りにも甘すぎます。1円も無駄にしない歳入歳出決算を裁定する

特別委員として到底認めることができません。よって、議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第70号から議案第72号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、認定であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第72号までの3議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（木原繁昭）** 起立多数であります。

よって、議案第67号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（木原繁昭）** 起立多数であります。

よって、議案第68号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第69号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号、令和元年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第74号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

○議長(木原繁昭) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第92号～議案第122号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第11、議案第92号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、から、日程第41、議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、までの31議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、人事に関する案件5件、一部事務組合に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、新市建設計画の一部変更に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件2件、条例に関する案件11件、補正予算に関する案件10件の計31件であります。

まず、議案第92号、議案第93号及び議案第94号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

はじめに、議案第92号は、現委員であります濱田悟氏が、令和3年2月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第93号は、現委員であります森健一氏が、令和3年2月22日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに森和美氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は指宿市職員として税務課に勤務され、土地及び家屋の課税事務等に精通し、公平・公正な税務行政を推進された経験も豊富であることから、当該委員として適任であると思っております。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第94号は、現委員であります徳留博昭氏が、令和3年2月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第95号、農業委員会委員の任命について、であります。

本案は、農業委員会の委員に南圭司氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、AGRI倶楽部会長などを歴任し、グループリーダーとして活躍され、農業に関する研修実績も多数あり、農業に関する知識や見識を習得され、当該



委員として適任であると思っております。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第96号、教育委員会の委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります中村みゆき氏が、令和3年2月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第97号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第98号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第99号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和2年人事院勧告の趣旨に基づき、職員の期末手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第100号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第101号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第102号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

本案は、歳入歳出からそれぞれ1,162万4千円を減額し、予算の総額を336億4,972万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第103号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2

号) について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2万5千円を追加し、予算の総額を2億6,005万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第104号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的収入から1千円を減額し、収益的収入の予定額を7億7,399万4千円に、収益的支出に236万8千円を追加し、収益的支出の予定額を6億9,747万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第105号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的収入から11万4千円を減額し、収益的収入の予定額を8億1,913万4千円に、収益的支出から11万4千円を減額し、収益的支出の予定額を7億6,481万6千円に、資本的収入から2万9千円を減額し、資本的収入の予定額を7億3,288万7千円に、資本的支出から2万9千円を減額し、資本的支出の予定額を10億6,063万円にしようとするものであります。

次は、議案第106号、新市建設計画の一部変更について、であります。

本案は、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する、同法第5条第7項の規定に基づき、新市建設計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第107号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第108号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市体育施設の指定管理者として、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第109号、指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別の事情等により、既定の旅費による旅行が困難である場合において、実費を支給することができるようにするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第110号、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第111号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、芝生広場の使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第112号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第113号、指宿市放課後児童クラブ条例の制定について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業を行う施設として、放課後児童クラブを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第114号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、市町村民税非課税世帯の子供の助成対象年齢及び現物給付方式の対象年齢を引き上げるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第115号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、であります。

本案は、延滞金の割合の特例について、算出方法の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第116号、指宿市立公民館条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年4月1日に新山川小学校が開校することに伴い、山川地域の校区公民館の対象区域の明確化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ249万9千円を追加し、予算の総額を336億5,222万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第118号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億1,660万9千円を追加し、予算の総額を69億7,197万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第119号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ26万4千円を追加し、予算の総額を7億3,452万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第120号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億6,103万2千円を追加し、予算の総額を57億4,203万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第121号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出に1万1千円を追加し、収益的支出の予定額を6億9,748万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的収入に4千円を追加し、収益的収入の予定額を8億1,913万8千円に、収益的支出に4千円を追加し、収益的支出の予定額を7億6,482万円に、資本的収入に50万円を追加し、資本的収入の予定額を7億3,338万7千円に、資本的支出に133万円を追加し、資本的支出の予定額を10億6,196万円にしようとするものであります。

なお、議案第92号から議案第96号までを除く、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（中村孝）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の6ページを御覧ください。

議案第97号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。なお、変更後の規約の施行日は令和3年4月1日であります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第99号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和2年人事院勧告の趣旨に基づき、職員の期末手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、一般職の期末手当について、令和2年12月の期末手当の支給率を、現行の100分の130から100分の125に改定しようとするものであります。

第2条も、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。同一条例の改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。改正の主な内容は、令和3年度以後の一般職の期末手当の支給率を6月、12月ともに、100分の127.5に改定しようとするものであります。

第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、これについても、同一の条例を、施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。まず、第3条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、令和2年12月の一般職の任期付職員の期末手当の支給率を、現行の100分の170を100分の165に改定しようとするものであります。次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、令和3年度以後の一般職の任期付職員の期末手当の支給率を、6月、12月ともに、100分の167.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、第1条及び第3条の施行期日を公布の日からとし、第2条及び第4条につきましても、施行期日を令和3年4月1日からとしております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第100号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

まず、第1条で議会議員の令和2年12月の期末手当の支給率を、現行の100分の170から100分の165に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、令和3年度以後の議会議員の期末手当の支給率を、6月、12月ともに、100分の167.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、第1条の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を令和3年4月1日からとしております。

次は、提出議案の13ページを御覧ください。

議案第101号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公務員の給与改定に関する取扱いに基づき、特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、14ページを御覧ください。

まず、第1条で特別職の令和2年12月の期末手当の支給率を、現行の100分の170から100分の165に改定しようとするものであります。

次に、第2条も同条例の一部改正であります。施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、令和3年度以後の特別職の期末手当の支給率を、6月、12月ともに、100分の167.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、第1条の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を令和3年4月1日からとしております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第102号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,162万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を336億4,972万7千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業を追加するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員等の期末手当の支給率の改定、9月1日付及び10月1日付の人事異動、職員の育児休業、共済費の標準報酬月額の時決定に伴う人件費の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、26ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要10ページにも掲載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、18ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目7新生児臨時特別定額給付金支給事業費、節10需用費から節19扶助費までの合計2,213万1千円の補正につきましては、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに産まれた新生児に対して、特別定額給付金と同額の1人10万円を支給するため、扶助費等を計上するものであります。

22ページを御覧ください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金補助及び交付金10万円の減額、節23投資及び出資金4万3千円の減額、合計14万3千円の減額補正につきましては、公共下水道事業会計の補正に伴い、一般会計が負担する負担金等を減

額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款15国庫支出金2,213万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る交付金であります。款19繰入金3,375万5千円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

次は、提出議案の19ページを御覧ください。

議案第106号、新市建設計画の一部変更について、であります。

新市建設計画は、旧合併特例法である市町村の合併の特例に関する法律第5条により策定した新指宿市の目指すべき方向について示すものであり、これまで合併特例債を活用しながら、同計画に基づく各種事業の取組を推進してきたところであります。本案は、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する、同法第5条第7項の規定に基づき、新市建設計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債を活用することができる期間が5年間延長されたことから、公共施設整備等の財源として、引き続き合併特例債の発行を可能にするため、同計画を変更しようとするものであり、まず一つ目に、計画期間の延長であります。合併特例債を活用することができる期間が5年間延長されたことに伴い、これまで、合併後、概ね15年間としていた計画期間を、合併後、概ね20年間に変更するものであります。二つ目に、財政計画の変更であります。計画期間の変更に対応し、財政計画の各項目の算定基礎、算定方法等を見直すとともに、期間を令和7年度まで延長するものであります。

次は、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第109号、指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別の事情等により既定の旅費による旅行が困難である場合において、実費を支給することができるようにするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。

旅行者が条例の規定による旅費により旅行することが、特別の事情や当該旅行の性質上困難である場合において、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費を支給することができるようにするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の30ページを御覧ください。

議案第110号、指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関す

る法律等の一部を改正する法律により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展基盤強化に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容につきましては、法律の改正による条ずれに伴い、条名及び省令名を改正するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の32ページを御覧ください。

議案第111号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、芝生広場の使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、33ページを御覧ください。

これまで、ふれあいプラザなのはな館の芝生広場を占有して使用する時間の規定がなかったことから、占有して使用する時間を午前9時から午後5時までと定めるものであります。

次に、別表において、芝生広場を営利目的等で使用する場合に限り、使用料を全面使用で800円、片面使用で400円と定めるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ249万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億5,222万6千円にしようとするものであります。第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業を追加するものであります。第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加と限度額の変更をするものであります。第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、限度額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回るため単価改定を行いました。既存予算で不足する部署において報酬を計上するものであります。なお、各目の人件費につきましては、27ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要25ページから28ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。



それでは、説明の都合上、歳出の方から主な内容について御説明をさせていただきますので、18ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費及び節17備品購入費の合計200万円の補正につきましては、庁舎等で使用する新型コロナウイルス感染症対策等に伴う消耗品費等を計上するものであります。

同じく、目7企画費、節18負担金補助及び交付金4万5千円の減額補正につきましては、指宿温泉祭中止に伴う姉妹都市交流委員会への負担金54万5千円の減額と、定住促進助成金について不足が見込まれることから、補助金を計上するものであります。

同じく、目13諸費、節22償還金・利子及び割引料125万円の補正につきましては、令和元年度児童手当交付金等の確定に伴う国庫支出金清算返納金を計上するものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金10万円の減額補正につきましては、全国ろうあ者体育大会中止に伴い、補助金を減額するものであります。

同じく、目3老人福祉費、節18負担金補助及び交付金17万1千円の減額補正につきましては、福祉スポーツ大会中止に伴い、補助金を減額するものであります。

同じく、目5国民年金事務費、節12委託料9万9千円の補正につきましては、税制改正に伴う年金システム改修に係る委託料を計上するものであります。

同じく、目6国民健康保険総務費、節27繰出金4千円の補正につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴い、特別会計への繰出金を計上するものであります。

同じく、目7後期高齢者医療総務費、節18負担金補助及び交付金172万6千円の補正につきましては、令和元年度市町村療養給付費負担金の確定に伴う鹿児島県後期高齢者医療広域連合会への負担金を計上するものであります。

19ページを御覧ください。

同じく、節27繰出金21万2千円の補正につきましては、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、特別会計への繰出金を計上するものであります。

同じく、目8介護保険総務費、節27繰出金2,112万1千円の補正につきましては、介護保険特別会計の補正に伴い、特別会計への繰出金を計上するものであります。

同じく、項2児童福祉費、目3母子等福祉費、節19扶助費404万円の補正につきましては、高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭等医療費助成の実績増加に伴い、扶助費を計上するものであります。

20ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保険衛生費、目1保健衛生総務費、節14工事請負費1,100万円の補正につきましては、指宿保健センターの照明のLED化に伴う工事請負費を計上するものであります。

同じく、節19扶助費69万4千円の補正につきましては、不妊治療費助成申請件数の増加に伴い、扶助費を計上するものであります。

同じく、目5子ども医療費助成費、節10需用費から節12委託料までの合計91万円の補正につきましては、鹿児島県子ども医療費助成の対象拡大に伴うシステム改修に係る委託料等を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節10需用費及び節12委託料の合計62万3千円の補正につきましては、いぶすき農業支援センター修繕に伴う修繕料等を計上するものであります。

同じく、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金626万5千円の補正につきましては、水田台帳システムデータ移行の実績見込みに伴う指宿市農業再生協議会への補助金26万5千円の補正と、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国から入国する技能実習生について求められている2週間の自主隔離期間に係る宿泊費等について、受入事業者に対して対象経費の4分の3、技能実習生1人当たり10万円を上限として助成する外国人技能実習生受入支援に伴う補助金600万円を計上するものであります。

同じく、節22償還金・利子及び割引料164万6千円の補正につきましては、平成29年度経営体育成交付金事業により取得した機械について、事業者が処分したことにより助成金を返納する必要があることから、県支出金清算返納金を計上するものであります。

21ページを御覧ください。

同じく、項2林業費、目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金80万円の補正につきましては、7月の大雨により被災した新西方地区の復旧について、県営治山事業として県が実施することになったことから、負担金を計上するものであります。

同じく、項3水産業費、目2水産業振興費、節8旅費から節13使用料及び賃借料までの合計32万円の減額と、節18負担金補助及び交付金5,170万円減額のうち、5,000万円の減額の合計5,032万円の減額補正につきましては、水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備支援事業の中止に伴い、補助金等を減額するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金5,170万円減額のうち、170万円の減額補正につきましては、山川みなと祭り及び鯉節産地入札会等の中止に伴い、補助金を減額するものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節1報酬から節4共済費までの111万4千円の減額と、次のページの節8旅費35万6千円減額のうち20万円の減額、節10需用費13万円の減額及び節13使用料及び賃借料55万1千円減額のうち31万2千円の減額の合計175万6千円の減額補正につきましては、地域おこし協力隊の任期満了前の退任に伴い、不要となった費用を減額するものであります。

前のページに戻っていただき、節7報償費8万4千円の減額、次のページの節8旅費35万6千

円減額のうち15万6千円の減額及び節12委託料1,507万円の減額の合計1,531万円の減額補正につきましては、道の駅いぶすき彩花菜館PFI事業選定アドバイザー業務の中止に伴い、委託料等を減額するものであります。

同じく、節11役務費及び節17備品購入費の合計118万2千円の補正につきましては、道の駅いぶすき彩花菜館で使用する公用車を購入するため、備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金400万円の補正につきましては、いぶすき産業まつり中止に伴う補助金160万円の減額と、休業等支援事業終了に伴う補助金440万円の減額及び外国人技能実習生受入支援に伴う受入事業者への補助金1,000万円を計上するものであります。

同じく、節21補償・補填及び賠償金650万円の補正につきましては、道の駅いぶすき彩花菜館の指定管理者に対する、4月から10月までの期間に係る、コロナ禍における運営維持支援金として支払う補償金を計上するものであります。

同じく、目3観光費、節18負担金補助及び交付金52万3千円の補正につきましては、いぶすきフラフェスティバル等の中止に伴い、補助金の197万7千円の減額と、体験型学習に対する教育旅行支援事業の支給見込みに伴い、補助金250万円を増額するものであります。

同じく、目4温泉施設費、節10需用費48万9千円の補正につきましては、川尻温泉の水中ポンプ修繕に伴う修繕料を計上するものであります。

同じく、節12委託料705万5千円の補正につきましては、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設への休業要請に伴う指定管理委託料を計上するものであります。

同じく、目5公園管理費、節18負担金補助及び交付金309万円の減額補正につきましては、かいもん夏祭り等の中止に伴い、負担金を減額するものであります。

同じく、目7国民体育大会事業費、節1報酬から節8旅費までの合計169万5千円の減額補正につきましては、かごしま国体及びかごしま大会の延期に伴い、不要となった会計年度任用職員の報酬等を減額するものであります。

23ページを御覧ください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節18負担金補助及び交付金70万円の補正につきましては、成川区から認定外道路整備についての要望書が提出されたことから、認定外道路整備事業に伴う補助金を計上するものであります。

同じく、項3河川費、目1河川総務費、節18負担金補助及び交付金88万円の補正につきましては、県営東方海岸堤防等老朽化対策緊急事業の事業費増加に伴い、負担金を計上するものであります。

24ページを御覧ください。

同じく、項5都市計画費、目3街路事業費、節12委託料948万1千円の補正につきましては、

庁舎湯山線の踏切拡幅工事の事業費が増加したことから、JR受託業務委託料を計上するものであります。

同じく、項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費327万円の補正につきましては、市営住宅の修繕において、今後、不足が見込まれることから、修繕料を計上するものであります。

同じく、節11役務費26万円の補正につきましては、市営住宅の空き家に係る浄化槽維持管理手数料を計上するものであります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節10需用費79万2千円の補正につきましては、山川町区の防火水槽漏水に係る修繕料を計上するものであります。

25ページを御覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節10需用費61万9千円の補正につきましては、教職員住宅の修繕において、今後、不足が見込まれることから、修繕料を計上するものであります。

同じく、目3教育振興費、節18負担金補助及び交付金110万円の減額補正につきましては、指宿市・千歳市青少年相互交流事業の見直しに伴い、補助金を減額するものであります。

同じく、項3中学校費、目3学校教育振興費、節10需用費、節13使用料及び賃借料の合計857万5千円の補正につきましては、中学校教科書の採択替えに伴い、教師用教科書、指導書の購入と、デジタル教科書導入に係る消耗品等を計上するものであります。

同じく、項6社会教育費、目6文化財保護費、節18負担金補助及び交付金11万円の補正につきましては、市指定文化財、木造千手観音坐像のお堂修繕に係る補助金を計上するものであります。

同じく、目7社会教育施設費、節10需用費32万7千円の補正につきましては、指宿市民会館及び山川文化ホールの新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う消耗品費を計上するものであります。

同じく、節12委託料2,288万円の減額補正につきましては、指宿市民会館整備事業の進捗に伴い、建築工事監理業務委託料を減額するものであります。

26ページを御覧ください。

同じく、項7保健体育費、目1社会体育総務費、節10需用費、節12委託料の合計38万5千円の減額補正につきましては、東京2020オリンピック聖火リレー及びセレブレーション延期に伴い、不要となった会場養生業務委託料132万円の減額と、令和3年度に実施するセレブレーションに伴う消耗品費93万5千円を計上するものであります。

同じく、目3学校給食センター費、節17備品購入費366万3千円の補正につきましては、山川学校給食センターの給食用コンテナ更新に伴う備品購入費を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款14使用料及び手数料62万1千円の補正につきましては、説明欄にお示しの使用料であり

ます。

款15国庫支出金の合計5,292万1千円の補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る補助金及び委託金であります。

款16県支出金1億605万9千円の減額補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

16ページを御覧ください。

款19繰入金1億6,048万円の減額補正につきましては，説明欄にお示しの基金からの繰入金であります。

款21諸収入2億3,179万6千円の補正につきましては，説明欄にお示しの返還金等でありませ

す。

17ページを御覧ください。

款22市債1,630万円の減額補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る市債であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の35ページを御覧ください。

議案第112号，指宿市国民健康保険税条例の一部改正について，であります。

本案は，地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので，36ページを御覧ください。

第23条につきましては，令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しとして，給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げとなることに伴い，国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について，軽減判定所得の算定において，基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに，被保険者のうち，一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

なお，附則において，この条例は，令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時58分 |
| 再開 | 午後 | 2時08分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康福祉部長（西浩孝） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の38ページを御覧ください。

議案第113号、指宿市放課後児童クラブ条例の制定について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業を行う施設として、放課後児童クラブを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この条例を制定しようとするものであります。制定の主な内容について御説明申し上げますので、39ページを御覧ください。

児童福祉法第34条の8第1項の規定に基づき、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、放課後児童クラブとして、指宿児童クラブ及び山川児童クラブを設置するものであり、設置の位置は、指宿児童クラブが指宿市西方6754番地、山川児童クラブが指宿市山川成川3260番地とするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の40ページを御覧ください。

議案第114号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、市町村民税非課税世帯の子供の助成対象年齢及び現物給付方式の対象年齢を引き上げるため、この条例の所要の改正をするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、41ページを御覧ください。

令和3年4月診療分から、子ども医療費助成における現物給付方式の対象を、住民税非課税世帯の未就学児から18歳まで拡充することに伴い、関係条文の字句及び条文の追加並びに条文の整理を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の42ページを御覧ください。

議案第115号、指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について、であります。

本案は、延滞金の割合の特例について、算出方法の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容について御説明申し上げますので、43ページを御覧ください。

まず、第1条で指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正をしようとするもので、同条例附則第3項に規定する延滞金の特例について、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合を租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に改めるものであります。

次に、第2条では、指宿市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部改正をしようとするもので、同条例附則第3項に規定する延滞金の特例について、第1条と同様に改めるもので

あります。

次に、第3条では、指宿市介護保険条例の一部改正をしようとするもので、同条例附則第8項に規定する延滞金の特例について、第1条と同様に改めるものであります。

次に、第4条では、指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正をしようとするもので、同条例附則第2項に規定する延滞金の特例について、第1条と同様に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の48ページを御覧ください。

議案第118号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の31ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,660万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億7,197万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、39ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬3千円の補正につきましては、鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回るため、単価改定を行ったことにより増額するものであります。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節1報酬4千円の補正につきましては、会計年度任用職員報酬単価の改定により増額するものであります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金1億1,659万4千円の補正につきましては、高額療養費の増加が見込まれることから、負担金補助及び交付金を増額するものであります。

款5保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節1報酬8千円の補正につきましては、会計年度任用職員の報酬の単価改定を行ったことにより増額するものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、38ページを御覧ください。

款3県支出金、項1県補助金1億1,660万5千円につきましては、県からの補助金であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金4千円につきましては、一般会計からの事務費繰入金であります。

次は、提出議案の49ページを御覧ください。

議案第119号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の43ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,452万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、51ページを御覧ください。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、節12委託料26万4千円の補正につきましては、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修に係る委託料であります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、50ページを御覧ください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金21万2千円の補正につきましては、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修に係る一般会計からの事務費繰入金であります。

款6国庫支出金、項1国庫補助金5万2千円の補正につきましては、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修に係る国からの補助金であります。

次は、提出議案の50ページを御覧ください。

議案第120号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の55ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,103万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億4,203万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、64ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料264万円の補正につきましては、令和3年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に係る委託料であります。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節1報酬2千円の補正につきましては、会計年度任用職員の報酬の単価改定を行ったことにより増額するものであります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費、節18負担金補助及び交付金から項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費、節18負担金補助及び交付金までの合計1億5,839万円の補正につきましては、令和2年に開設された介護医療院の入所者が、当初の見込みより増加したこと及び上半期の実績に伴い、年間見込額が増加したことによる増額補正であります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、62ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金2,492万8千円は、介護給付費に対する国庫負担金であります。

同じく、項2国庫補助金903万4千円は、介護保険システム改修費及び介護予防給付費に対する国からの交付金であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金4,276万5千円は、介護給付費に対する社会保険診



療報酬支払基金からの交付金であります。

63ページを御覧ください。

款5県支出金，項1県負担金2,654万8千円は，介護給付費に対する県負担金であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金2,112万1千円は，介護給付費等に対する市負担分の繰入金であります。

同じく，項2基金繰入金3,663万6千円は，今回の補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（今村将吾）** それでは，命によりまして，開聞支所所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第103号，令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の33ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5千円を追加し，歳入歳出予算の総額を2億6,005万7千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明させていただきますので，41ページを御覧ください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節2給料から節4共済費までの合計2万5千円の補正につきましては，職員の期末手当の支給率の改定，10月1日付の人事異動及び標準報酬月額の時決定に伴う人件費の補正であります。人件費につきましては，42ページの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に，歳入について御説明いたしますので，40ページを御覧ください。

款4繰入金，項1基金繰入金，目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金2万5千円の補正につきましては，今回の補正の財源といたしまして，唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金を増額するものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは，命によりまして，教育委員会所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の8ページを御覧ください。

議案第98号，財産の取得について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の

規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小・中学校タブレット端末等一式で、内訳は、端末2,887台及びこれらに付随する保管庫等であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は2億460万円であります。契約の相手方は、鹿児島市錦江町9番25号、パステムソリューションズ株式会社、代表取締役吉留久隆であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第107号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者に、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定することにつきましては、両施設の円滑な管理運営を図る上で、これまでの指定期間において、委託した指定管理業務を問題なく遂行し、適切な管理運営が図られてきていることから、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、公募によらず候補者を決定したものであります。選定の理由につきましては、第1に、過去の管理状況は、大きな問題もなく運営され、今後の運営についても市民に幅広く親しまれる会館運営を掲げており、意欲が見られる。第2に、応募者の提案した運営方針は、指宿市民会館・山川文化ホール管理運営仕様書に基づいており、これまで両施設を安定的に管理運営してきた実績とノウハウを持っている。また、施設の運営も利用者の要望に応じて、開館時間や休館日を柔軟に対応し利用促進を図るなど、十分な配慮と気配りを行う提案がされている。第3に、収支計画において、施設の維持管理上欠かせない経費と運営に必要な人件費が計上され、事業計画との整合性が図られており、財政基盤も安定している。第4に、職員の配置は、施設業務が考慮されるとともに、大きな催し物時の対応体制も考えられており、かつ、通常業務における人員体制においても、より充実させる提案がされている。以上の理由等から、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間とするものであります。

次は、提出議案の27ページを御覧ください。

議案第108号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市体育施設の指定管理者として、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。指宿市体育施設の指定管理者に、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定することにつきましては、本施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体であるとともに、平成25年4月より現在まで、指定管理者として委託した指定管理業務を問題なく遂行し、適切な管理運営が図られてきていることから、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、公募によらず候補者を決定したものであります。選定の理由につきましては、第1に、人員の配置については、本施設の窓口業務及び維持管理経験者を中心に配置することとしており、利用者に対するサービスの向上や適切な施設の維持管理が期待できること。第2に、自主事業計画によって、当該団体が運営するスポーツクラブのサークルの充実と各種スポーツサークルの立ち上げによって、本施設の利活用と市民の生涯スポーツの推進が提案されていること。第3に、スポーツ基本法に基づく国の基本計画において、地域スポーツの推進を図るため、体育施設の指定管理を含め、総合型地域スポーツクラブの支援・育成がうたわれていることなどから、指宿市体育施設の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の45ページを御覧ください。

議案第116号、指宿市立公民館条例の一部改正について、であります。

本案は、令和3年4月1日に新山川小学校が開校することに伴い、山川地域の校区公民館の対象区域の明確化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、46ページを御覧ください。

山川地域には、現在、山川校区公民館、大成校区公民館、徳光校区公民館及び利永校区公民館の四つの校区公民館を設置しており、その対象区域は、それぞれの現在の小学校区域一円と定めております。一方、学校再編に伴い、令和3年4月1日に新山川小学校が開校することから、山川地域における校区公民館の取扱いについても、各校区の公民館運営委員会や市の公民館運営審議会、そして、山川区長会とも協議をするなど、検討を重ねてまいりました。その結果、当面の間、山川地域の四つの校区公民館は、施設の名称、施設の位置、校区公民館長等の配置及び公民館事業の実施については、いずれも現行の体制を継続していくことが適切であると判断したところであります。つきましては、別表第2に記載している対象区域について、現行の対象区域にそれぞれ旧を付することで、新山川小学校区との混同を避けるとともに、対象区域の明確化を図ろうとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（園田猛志）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の17ページを御覧ください。

議案第104号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第2項営業外収益を1千円減額し、水道事業収益を7億7,399万4千円に、営業外収益を6,825万4千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を236万8千円増額し、水道事業費用を6億9,747万5千円に、営業費用を6億5,674万円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の減額で、支出が9月1日及び10月1日に行われました定期人事異動、給与改定等に伴う人件費の増額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を236万8千円追加し、1億851万3千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

議案第105号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の23ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ、汚水管渠建設費を4万3千円減額し、1億3,066万円に、ニ、雨水ポンプ場建設費を1万4千円増額し、2億9,677万5千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益を8万3千円減額し、第2項営業外収益を3万1千円減額し、公共下水道事業収益を8億1,913万4千円に、営業収益を4億3,846万9千円に、営業外収益を3億8,066万5千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を11万4千円減額し、公共下水道事業費用を7億6,481万6千円に、営業費用を7億668万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として、雨水処理負担金及び一般会計補助金を減額するもので、支出が給与改定等に伴う人件費の減額であります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第2項出資金を4万3千円減額し、第4項他会計補助金を1万4千円増額し、公共下水道事業資本的収入を7億3,288万7千円に、出資金を7,386万円に、他会計補助金を941万7千円にしようとするものであります。

24ページを御覧ください。

支出に係る公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を2万9千円減額し、公共下水道

事業資本的支出を10億6,063万円に、建設改良費を6億5,122万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として一般会計出資金を減額し、他会計補助金を増額するもので、支出が給与改定等に伴う人件費の減額であります。

第5条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を14万3千円減額し、3,756万9千円にしようとするものであります。

第6条におきまして、予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額1万7千円減額し、1億7,155万3千円にしようとするものであります。

なお、27ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願いを申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の51ページを御覧ください。

議案第121号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1万1千円増額し、水道事業費用を6億9,748万6千円に、営業費用を6億5,675万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、鹿児島県の最低賃金が引き上げられたことにより、会計年度任用職員の給料が最低賃金を下回るため、給与改定を行ったことによる人件費の増額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を1万1千円増額し、1億852万4千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の52ページを御覧ください。

議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ、污水管渠建設費を1,463万円増額し、1億4,529万円に、ホ、処理場建設費を1,330万円減額し、1億5,660万円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第2項営業外収益を4千円増額し、公共下水道事業収益を8億1,913万8千円に、営業外収益を3億8,066万9千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を4千円増額し、公共下水道事業費用を7億6,482万円に、営業費用を7億668万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として、一般会計補助金を増額するもので、支出が会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費の増額であります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第1項企業債を50万円増額し、公共下水道事業資本的収入を7億3,338万7千円に、企業債を3億3,990万円にしようとするものであります。

22ページを御覧ください。

支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を133万円増額し、公共下水道事業資本的支出を10億6,196万円に、建設改良費を6億5,255万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として企業債を増額するもので、支出が下水管きょ再構築、長寿命化工事費を増額し、指宿市浄水苑再構築、長寿命化工事費を減額しようとするものであります。

第5条におきまして、予算第5条に定めた債務負担行為を追加しようとするものであります。

第6条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を4千円増額し、3,757万3千円にしようとするものであります。

第7条におきまして、予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を4千円増額し、1億7,155万7千円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願いを申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分  
再開 午後 2時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第92号～議案第96号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、議案第92号から議案第96号までの5議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第96号までの5議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第96号まで5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第92号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第95号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第96号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第97号及び議案第98号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(木原繁昭) 次は、議案第97号及び議案第98号の2議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号及び議案第98号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第97号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第99号～議案第105号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(木原繁昭) 次は、議案第99号から議案第105号までの7議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第99号から議案第105号までの7議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。



これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号から議案第105号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号から議案第105号までの7議案を一括して採決いたします。

7議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号から議案第105号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第106号～議案第122号(質疑, 委員会付託)**

**○議長(木原繁昭)** 次に、議案第106号から議案第122号までの17議案について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第117号を除く16議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第117号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### **△ 新たに受理した請願及び陳情上程(委員会付託)**

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第42、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情4件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### **△ 散 会**

**○議長(木原繁昭)** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 12 月 15 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和2年12月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第122号の訂正について
- 日程第3 議案第123号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第4 議案第124号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第5 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝

産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	下吹越 寿
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	健康福祉部参与	山 元 成 之
建 設 部 参 与	荻 定 治	市 長 公 室 長	山 下 浩 二
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	野 元 伸 浩	財 政 課 長	東 忠 孝
税 務 課 長	坂 元 一 博	国保介護課長	寺 田 昭 宏
健康増進課長	廣 森 政 宏	商工水産課長	上 田 和 成
観 光 課 長	上川床 聡	観光施設管理課長	畑 中 勝 吉
耕地林務課長	湯ノ口 孝	学校教育課長	常 深 章
歴史文化課長	中 摩 浩太郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び下川床泉議員を指名いたします。

## △ 議案第122号の訂正について

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第122号の訂正について、を議題といたします。

議案第122号の訂正についての説明を求めます。

## △ 訂正理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、議案の訂正の理由について御説明申し上げます。

令和2年11月30日の本会議において提出いたしました議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。議案第122号において別冊のとおり補正することとして提出した令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について企業債の補正に係る条文が脱漏しておりましたので追加しようとするものであります。

なにとぞ、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号の訂正については、承認することに決定いたしました。

## △ 議案第123号及び議案第124号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第123号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、及び、日程第4、議案第124号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件2件であります。

まず、議案第123号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ3,206万1千円を追加し、予算の総額を336億8,428万7千円にしようとするものであります。

次に、議案第124号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億8,060万円を追加し、予算の総額を338億6,488万7千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第123号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,206万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億8,428万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目6ひとり親世帯臨時特別給付金事業費、節10需用費7万円から節19扶助費3,182万円までの合計3,206万1千円の補正につきましては、現在実施しております、ひとり親世帯臨時特別給付金事業のうち、基本給付である1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を再度支給するための扶助費等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金3,206万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

次は、追加提出議案の2ページを御覧ください。

議案第124号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を338億6,488万7千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの各事業を追加するものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債の追加と変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節14工事請負費3,000万円の補正につきましては、山川小川線災害防除事業の進捗に伴う工事請負費を計上するものであります。

同じく、項5都市計画費、目2土地区画整理費、節10需用費30万円から節14工事請負費1億5,000万円までの合計1億5,060万円の補正につきましては、秋元川災害防除事業の進捗に伴う工事請負費等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款19繰入金130万円の減額につきましては、市町村合併特例債から緊急自然災害防止対策債に変更することに伴い、説明欄にお示しの基金の繰入金を減額するものであります。

款22市債1億8,190万円の補正につきましては、説明欄にお示しの事業に係る市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第123号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、議案第123号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第123号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第123号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第123号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。  
ただいま議案第123号が可決されましたが、計数の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、計数の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

#### △ 議案第124号（質疑，委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第124号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第124号については、産業建設委員会に付託いたします。休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。  
まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の1人として平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守り、また人権を尊び、大事にする立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、住宅（店舗）も含まれますが、リフォーム事業補助金制度についてです。この二つの事業については、市民に大変喜ばれ、地元の仕事を作り出すという意味においても効果のある事業でした。ところが、平成30年度をもって事業が終了しております。そこで制度創設時の目的は何だったのか。どのような効果があったと考えるか。そして、制度復活の考えはないか、以上伺います。

次に、人権としての性的マイノリティー問題についてです。人権としてのLGBT問題について私が、初めて一般質問をしたのが、2017年6月議会でした。それから何回か質問や提案などをする中で、市長自ら人権として大事な問題だという立場で対応していただいていることに対して敬意を表したいと思います。また、担当職員となった方々の熱意ある取組も、私自身見てきたところであります。トイレ表示問題や市の書類における性別表記の問題については、すぐに対応していただきました。市広報紙によるLGBT問題での特集や市職員を対象としての講習会など、一步一步進んでまいりました。そして、パートナーシップ宣誓制度導入期日も来年4月1日予定となっております。これは鹿児島県下で最初の制度導入になる見込みです。いくつかの点について、更に具体的な問題を含めて順次伺います。

パートナー宣誓制度について基本的にどのような考え方をしているのか。パブリックコメントの実施状況と集約は、どのようになっているのか。また、寄せられた要望などは、どのようなものがあり、それにどのように対応しようとしているのか、伺います。

次に、専用電話による相談受付窓口開設を提案してきていますが、これについては、どのように考えているか、改めて伺います。また、この問題での職員研修や市民に対する研修は何回かやっておしまいという性格のものではありません。引き続きこれらの研修をやることについては、どのように考えるか、伺います。

次に、市立小学校教諭による傷害容疑問題についてであります。指宿市の小学校に勤める30代男性教諭が、知人女性に2週間のけがを負わせていたことが分かった。関係者によると男性教諭は、25日までに傷害の疑いで鹿児島地検知覧支部に書類送検された。これは地元新聞の11月26日付の記事であります。この記事では、傷害の疑いという内容であります。ニュースサイトハンター11月25日の記事によれば、加害者である男性教諭は、事情を確認した女性教諭の両親と校長、教頭の前で、わいせつに当たる行為だったことを認めた上で形だけの謝罪の言葉を述べていたとあります。県教委の処分について報告を受けましたが、セクハラはあったが、わいせつ行為はなかったとの認識のようです。このようなことを踏まえて、今回の事案の重大性をどのように認識しているか、伺います。

次に、教育委員会や学校としての対応についてです。それぞれどのような調査や聞き取りが行われたのか。そして、今回の事案は、結局何があったということなのか、伺います。また、議会や保護者から一刻も早い報告や事情説明を求める声があったにもかかわらず、議会へは、12月3日の議員懇談会、保護者へは、12月4日の臨時保護者説明会と、事案が発生してか

ら約2か月半経ってからで大幅に遅れています。公表できることと、できないことをはっきりしつつ、重大な事案と捉えるならば直ちに報告をすべきだったと思いますが、いかが考えるか伺います。

以上で、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 住宅及び店舗等リフォームへの補助制度につきましては、平成30年度をもって事業は終了しております。住宅リフォーム補助事業の目的につきましては、市民が居住する住宅の長寿命化及び住宅環境の向上に資するとともに定住者の支援等を行うこと。また、店舗等リフォーム補助事業につきましては、創業希望者の支援、活力と魅力ある店舗等の創出を図ることを目的としたところでございます。併せて地域経済対策として市内建築業者の雇用の維持及び創出並びに商工業の活性化への波及も期待をして取り組んできたところであります。

次に、パートナーシップ制度についてでございます。パブリックコメントの実施状況でございますが、意見の募集期間を令和2年9月7日から10月7日までの31日間行い、20名の方から意見をいただきました。内容といたしましては、性の多様性に関わらず様々な違いが否定されることなく、違っているからこそ社会は豊かだという考え方が広がってほしいといった意見や、この制度が性的少数者だけでなく、社会の中で生きづらさを感じている人にとってもよい影響が出ると期待しているなど制度導入について喜び、期待の声を多くいただいているところでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 重大事件として認識をしていますかという質問でございましたけれども、9月24日にこの事案につきましては、報告を受けまして、重大事件として、案件として認識しながら県教育委員会に一報を速やかに入れたところでございます。本事案は、児童生徒の教育に携わる者としてあってはならない非違行為であります。これまでの服務指導が当該元教諭に、心に届いてなかったことについて服務監督権者として大変残念に思っております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 住宅及び店舗のリフォーム補助の効果についてでございますが、平成25年度からの6年間で1千件弱の申請があり、約7,600万円の補助を交付いたしました。また、補助対象に係る工事費の総額は、12億円弱でございました。市内の建築事業者のリフォーム工事受注の創出につながっており、一定の効果があったものと考えております。また、制度の今後の取組ですが、住宅リフォーム事業補助制度につきましては、平成30年度で終了いたしました。店舗等リフォーム補助制度につきましては、今年度から中心市街地での消費拡大につながるモデル店舗に絞って補助を行う新たな制度を実施することとし、現在、商工会議所等と連携しながら最終的な詰めを行っているところでございます。

**○総務部参与（谷口澄子）** 寄せられた要望と基本的な対応についてでございますけれども、パ

ートナーシップ宣誓制度のパブリックコメントで寄せられた主な要望につきましては、制度導入により利用可能な行政サービスや相談窓口一覧の作成、申請時の場所の配慮、企業等への周知啓発、都市間相互利用の制度検討、また、市職員へ性的マイノリティーの方々に対する正しい知識と理解を深める人権的配慮の研修などの要望がございました。これらの要望につきましてはの対応は、他市の状況も参考にしながら現在、検討準備を進めているところでございます。

続きまして、相談受付電話の設置についてでございますけれども、直接担当係へつながる電話はございませんが、健幸・協働のまちづくり課が、直通電話となっておりますので、御連絡をいただき、担当係である協働推進係へ伝えていただければ相談の受付ができます。また、相談の内容によっては、専門機関と連携した取組の中で専門の相談窓口を紹介いたします。なお、専門機関の相談窓口を一覧でき、確認できるリーフレットを作成し、市の窓口等に配置しておりますので、人権をはじめ様々な悩みの相談に御利用いただきたいと思っております。

続きまして、職員や市民に対する研修の考え方でございますけれども、職員を対象とした研修につきましては、これまでも性的マイノリティーを含めた人権研修を行ってきておりますが、本制度施行による説明も併せ、今後、全職員を対象に研修を実施する予定としております。また、市民を対象とした講座につきましても、これまで出前講座などにおいて開催してきておりますが、今後も各種団体等と協働しながら本制度の趣旨が適切に理解されるよう周知啓発に努めて実施してまいりたいと考えております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市立小学校教諭による傷害問題についてのうち事実確認調査についてであります。市教育委員会では、加害者である当該元教諭については、9月の24日、25日、11月の9日、10日、11日の計5回、被害者女性につきましては、9月25日に1回、事実確認のための聞き取り調査を行っております。調査後は、その結果を鹿児島県教育委員会へ報告し、県教育委員会と連携しながら事実の整理や確認等を行ってきたところであります。また、今回の事案につきましては、県教育委員会の処分内容については、セクハラ行為と傷害が処分の根拠になっているものと認識しております。

次に、議会や保護者への説明についてでございます。今回の事案につきましては、慎重に事実確認をする必要があり、個人情報及び被害者保護の観点から加害者である当該元教諭の処分が決定した時点で、議会や保護者の皆様へ説明させていただく予定でいたるところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** リフォーム事業については、住宅環境を充実するという意味と経済を、あるいは仕事をつくるという両面からがあるということでした。住宅の方については、なくなったけれども店舗にかけては新たなものを考えて再出発というふうに聞こえたんですけど、これは本年度と言いながら検討中だと言いましたけれど、これはいつからという

ことで検討中ということになるのでしょうか。令和3年度に向けて、今、店舗にかかわる何らかのものを検討中ということでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** この店舗の事業につきましては、これまでリフォームを対象にしておりましたが、今検討している事業につきましては、リフォームに併せて新設のものも対象とするようにしております。当初、年度当初から実施する予定でしたが、コロナが始まりまして、その中で今回の事業につきましては、毎月の売上の目標も設定するようになっておったところです。その設定がなかなか難しいということもあって、現在、まだ実施できないところではありますが、国が、Go Toなどのキャンペーンを始めましたので、実施できるのではないかとということで、現在、商工会議所等と詰めを行っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 住宅の方もそれなりの効果があったということですが、制度復活というのは考えられないのか。店舗の方は何かしら引き継がれるようですが、新設も含めて、住宅の方は、復活ということは考えられないのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** コロナ禍ではございますが、現在、建築業界におきましては、極端な受注減少や売上減少は見られないと聞いております。今後、状況に変化があった場合には、このリフォーム事業ということに限らず、国や県の経済対策の状況を勘案した上で、適切な取組を検討してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** それは是非復活をしていただきたいということを申し上げて、次にいきます。パブリックコメントで20名から32項目が出されたということでありましたけれども、いくつか述べていただいたんですけども、これまで市独自に検討してきたものが、そのパブリックコメントによってですね、新たに発見されたとか、あっそうだよなという部分が特にあったというものはありませんか、新しい視点での提案とかいうことについてですね。

**○総務部参与（谷口澄子）** 特にございません。

**○13番議員（前之園正和）** ということは、パブリックコメントで提案されたことはあるとすれば、大体、市としても、そこは検討に値するというので、取り組んできていると、大まかに言えばそういうことでよろしいわけですかね。

**○総務部参与（谷口澄子）** はい。そうでございます。

**○13番議員（前之園正和）** それから、宣誓の場所については、希望があれば個室を用意すると、対応を取るというふうになっておまして、先ほどの答弁でも、場所については配慮をするということでしたが、希望があればというより、むしろ個室を基本として、この申請はですね、やるべきではないかというふうを感じるんですけど、その点はどうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 個室を準備して、会議室で相談を受けるように準備を進めていると

ころでございます。

**○13番議員（前之園正和）** それから、宣誓に必要な書類という中で、運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類とあります。いくつかある中にですね、必ずしも誰もが顔写真付きの本人確認書類を持っているとは限らないわけでありまして。その対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。顔写真付きの証明書類がない場合の対応も考えておくべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 今のところ、運転免許証などの顔写真付きの提出を求める準備はしておりますけれども、これからまた検討するところで、ありましたら、いろいろ他市の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** よくあるのは、例えば銀行などで顔写真付きの免許証ありませんかということになるわけですけど、顔写真付きの証明がない場合には、例えば、国保証と年金番号だとか、2つのものを持って対応というケースもよくあると思うんですね、そういうことも含めて、とにかく何らかの対応というのは事前に考えておくべきだと思うんですけど、そういうことでよろしいわけですね。

**○総務部参与（谷口澄子）** はい。これからそういったことも踏まえて、当事者の方々が負担のないように進めてまいりたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** それから、受領証等の返還についてということがありますが、一方が死亡した場合は返還の対象となっております。ごく当たり前のようですけども、検討の余地があるのではないかと思います。例えば、病院で亡くなった場合に、親族だったら看取りとか、いろんなことができるけれども、病院でパートナーシップがあれば、配慮してくれる病院であれば付き添えるということがあるんですけど、機械的に考えれば、死んでしまえば効力を失うとなればですね、その辺の問題のことも出てくると思うんですね。それから例えば、遺産相続等については、これは法的効力はありませんから相続人にはなり得ないわけですけども、相続人間で遺産相続について協議をする際にパートナーシップ制度の適用を受けていて法的規制はないけれども、例えば、贈与も含めてその心をくもうじゃないかというんですね、相続の仕方、相続あるいは贈与もなりますけれども、そういうことになるかもしれない、そういう意味では、死亡したから直ちに返却の対象と、無効というのではなくて、夫婦でも片方が亡くなっても夫婦であったことに変わりはないわけですので、その辺はちょっと考慮する必要があるのではないかと。機械的に一方が死亡した場合は、返還ということじゃなくて、検討の余地があると思うんですけどいかがでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** いただきました意見などは、これからいろいろ参考にさせていただきながら、よりよい制度となるよう努めてまいりたいと思います。

**○13番議員（前之園正和）** それからですね、基本的には、公表ということにならないわけですけど、例えば、この制度を使ったカップルが何組あるのかということについては、尋ねら

れることはあると思うんですね。例えば、他の自治体から、指宿市さんは、何組がこの適用受けてますかと、全部言えませんかということにはならないんじゃないかと。そこで例えば、パートナーとしての登録が何組になっている。こういうことは資料としては行政全部分かるわけですけど、当事者の中には、実名を出してもいいよという方もいらっしゃるでしょうし、いや全部出さないでくれと、それから、実際の顔写真もいいよという人もおれば、いや顔はだめだけども後ろからですね、その雰囲気だけはいいいよとか、いろんなケースがあると思うんですね、それから、今、パネル展やっていますけれども、女性2人が、いずれもウエディング姿でやっているというのがありますけれども、あれ後ろからですね、ですから、ああいう形ならいいよとか、いろいろあるわけですね、ですから、公表といっても名前だけではなくて、どういうことが例えば、実名ではないけれども私たちは、こういうことでという文書でのアピールとかいうこともできるよとか、いろんなケースがあると思うんですね。ですからこれは、調査ということではなくて事前にアンケートという形になるかもしれないけれども、どこまで公表できるのか、できないのか、一切できないのか、協力をもらえるのか、ということについてもですね、把握できるものならしておいた方がいいんじゃないかなという気がするんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 今いただきました意見等も含めて、当事者の方々のお話も聞きながら、今後検討してまいりたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** それでは、市立小学校教諭による傷害容疑の問題についてです。まず1つ確認をしたいんですが、この件に関しては、地元の新聞、そしてテレビの報道があります。そしてネットニュースのハンターというのがあります、ここも何回か記事を出しておられます。これらについては基本的に皆見た、あるいは把握をしているということでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 報道につきましては、全部見たわけではないですけども、それなりに把握しております。しかし、マスコミの方々は、それぞれの立場で独自で取材をし報道しています。全てのことを把握しているわけではないですけども、コメントはできないところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 全部とは言いがたいというふうに思うんですね、どこでどういう情報が出ているか分かりませんので、基本的には把握しているということだと思っておりますが、そこでニュース報道等ですね、ここは違うよというような事実関係に相違があると、把握している範囲でですね、ここは事実関係と相違があるという部分があるんでしょうか。あるんだしたら簡単に説明をお願いしたいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 先ほども申し上げましたように、それぞれの立場で独自で取材をしておりますので、こちらからのコメントは控えさせていただきます。

**○13番議員（前之園正和）** 大まかには把握をしているということで、コメントは差し控える

ということでしたけど、ここは違うよと、全然逆じゃないかというのがあれば当然述べられると思うんですね。報道では、こうなっているけど、そこは違うと、調査によるとこうだということが示されないということは、大体基本的には、報道の内容は、そうだろうというふうに認識しているというふうにとれるんですけど、そういうことでよろしいわけですか。

○**教育長（吉元鈴代）** そのこともコメントは、控えさせていただきます。

○**13番議員（前之園正和）** そういう回答が繰り返されるとですね、何か不都合があるんじゃないかというふうに勘繰りたくもなるわけですね。それでは、校長から市教委への事故報告書が出されております。これは校長が、市教委に出された文書ですので、校長の責任で書かれたというふうに思うんですけど、内容については、校長の責任でやっているのだから校長の書かれている報告書に間違いはないということよろしいわけですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 学校から出された事故報告書につきましては、市教育委員会でも内容を確認しております。

○**13番議員（前之園正和）** 内容を確認というのは、どういう意味ですか。校長が市教委に出すのが報告書ですので、内容を確認ということは、事実関係の確認をしているということですか。その辺は、どういう意味ですか。内容の確認というのは。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 学校からの報告を基に当事者から聞き取り調査を行いまして、学校の報告書の内容について確認をしているということでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 報告書によれば、加害者が仕事上のアドバイスがしたいと言ったのに対して、被害者は仕事上のアドバイスならと思ひ応じた。加害者は仕事上のアドバイスや校内人事の理由などについて話した、となっています。間違いありませんか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

○**13番議員（前之園正和）** 仕事上のアドバイスをしたいと言ってそれに応じたので、仕事上のアドバイスや校内人事の理由などについて話したと。これは、先ほどの話だと被害者の声も聞いたということでしたが、校長が文書を作っている、被害者にそのことを確認しましたか。

○**教育長（吉元鈴代）** 今、御質問にありましたけれども、双方から聞き取りを調査を行いまして、その時点で事実と判断したことを事故報告に記載しておりますけれども、記載してから双方に確認はしておりません。

○**13番議員（前之園正和）** 双方から聞き取りはしたと。校長から文書は来た。その後は確認していないということですから仕事のアドバイスがあるとかいうことについては、聞き取りの段階で被害者がそう言っていたということが含まれるわけですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

○**13番議員（前之園正和）** 仕事上の話があるというふうに言って応じた、したということは、校長の方が言っているのだから、これは加害者の話として、そして、被害者の方もそういう



話をしていたというのが、今の答弁ですね。それからですね、被害者が帰ろうとしたのに加害者が被害者をつかみ抵抗したにもかかわらず引き戻され玄関の鍵を閉められた。とあります。被害者は、隙を見て鍵を開けて逃げた。とあります。この間、もみ合いとでも言いましょうかね、引き留める、逃げようとする、これは何分くらい、この間あったかどうか確認しているのでしょうか、あるいは聞いてますでしょうか。これは短時間だったのと、相当の時間だったので意味合いが違ってきますので伺うわけです。

○**教育長（吉元鈴代）** 聞き取り調査の中で男性の加害者の方は、時間的には覚えていないということでしたけども、女性の被害者の方は、10分程度というふうに回答しております。

○**13番議員（前之園正和）** 校長から市教委の事故報告及び市教委から県教委への報告書、これは暴行ということになっております。先ほど答弁では、セクハラと暴行というのが対象だということでしたが、わいせつという言葉は全くないばかりか、その報告書を見ると今言ったセクハラという言葉もないんじゃないでしょうか。そこはどうでしょう。

○**教育長（吉元鈴代）** この報告書というのは、最初の段階でその事件が起きたことについての報告をしていただいております、そのときに暴行ということで挙げられております。そして、調査を何回もする中で県教委の方に報告をし、その中で結果がセクハラ、そして傷害事件ということになりました。

○**13番議員（前之園正和）** これは校長からの最初の報告書なので、後々調査などするうちにセクハラ問題が加味されたということですけど、そのセクハラがあったということを記した文書なりを追加で出しているんでしょうか。その点はどうでしょうか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 調査の後、そのような文書は出しておりません。

○**13番議員（前之園正和）** 最初の事故報告の中にセクハラの文字は全くないと、聞いたら後もって調査をしたらということですけども、そのことを含めた文書がないということは、セクハラがあったということが文書的に残らないということじゃないですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 今回の件につきましては、学校から報告を受けまして、市教育委員会も県の方に報告を受けております。その時点では、市教育委員会も暴行という判断をいたしましたけど、その後、県の方に報告しまして、県の方でセクハラ、傷害行為があったという判断したものと認識しております。

○**13番議員（前之園正和）** 県が県の調査によってセクハラが加わったというのが今の答弁です。市教委としてセクハラを加えて報告をしたということはないんですか。

○**教育長（吉元鈴代）** 市教委の方では、セクハラそして傷害というのはないんですけども、聞き取り調査の中で、詳細にその聞き取りを速やかに県教委にお渡しし、その県教委の方で判断したという形になります。

○**13番議員（前之園正和）** 市教委から県教委の報告書の中には、セクハラにかかわる内容というのはないということに聞こえるんですけど、そういうことになるんですね。県が独自に

調べてセクハラというのも1つの大きな理由だという判断をしたということですね。

**○教育長（吉元鈴代）** 県が独自にしたわけではなくて、こちらの聞き取り調査を基に、県の方でそういう判断をしたということになります。

**○13番議員（前之園正和）** 市が聞き取りをして報告をした内容として、セクハラという判断を県はしたと。しかし、今言ったのは、セクハラという言葉は市教委の報告の中にはないと。内容を判断してセクハラとしたということになるわけですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市教委から県教委へ出した文書にはセクハラという言葉はありません。その後、県の方で調査を行っておりますので、その際は、市と連携して調査を行っておりますけど、その調査の中でセクハラと判断されたものと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** ということは、県はセクハラという判断をしたのに市教委としてはセクハラという判断に至らなかったということじゃないですか。それいいですもう。

それからですね、そういうことが重なってくるとですね、隠ぺいしているんじゃないかというふうに勘繰りたくもなってくるわけですね。それから11月27日のハンターには、被害者のお母さんと加害者教師とのやり取りがあります。被害者が抵抗したのに無理やり両手で引っ張って引っ張り込んだ。そして、ドアを閉め、鍵をかけた。加害者は認めております。これには校長、教頭も同席しているわけですが、暴力、傷害だけではなく、わいせつな目的があったことを加害者が認めております。県教委の報告書の中に含まれてないということでした。だから隠ぺいじゃないかと思いたくもなるわけです。わいせつな目的があったことを校長、教頭、それから被害者のお母さんの前で、わいせつな目的があったことを加害者は認めております。そのことが市教委から県教委の報告の中に入っていない。そしてまた、校長の報告書にもそのことが一切入っていないと、これはどうしてですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 元教諭からの聞き取り調査によりますと、その日、果物を提供したい、話がしたいと思ったから自宅へ呼んだということで、わいせつ目的ではなかったと聞いております。

**○13番議員（前之園正和）** それは、そのまま聞いてもですね、最初がプレゼントする意思だったと、その途中の中でわいせつな目的があったとすれば、それはわいせつな目的じゃないんですか。プレゼントが目的ということになるんですか。途中でであろうと最初からであろうと、そういう目的があったというわけですから、なぜ報告書の中に出てこないんですか、そこを削るんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 議員が言われるのは、市教委の方でわいせつかセクハラかという名目で報告をしなかったのかということだと思いますけれども、私どもの方は、校長の報告書を基にして調査機関でございます。そして、処分の内容につきましては、任命権者である県の方で判断するということですので、事実確認をしっかりと、それを報告するという義務がありますので、そこをさせていただいたところでは。

**○13番議員（前之園正和）** 時間の問題もありますので深く入っていけないんですけど、それから11月25日に校長は、被害者に対して示談の考えはないかと持ち掛けたということを私も含んでいるわけですが、何名かの議員が校長先生と会った際にですね、そういうこと言われました。示談の考えはないかと校長が言った。私の考えではないとか、加害者が弁護士の意向として聞いたものだとか言っていました、それは同じことです。加害者側に立って示談を持ち掛けたということです。加害者が損害賠償として一定のお金を弁護士に託したのではないかという話もあります。示談の話、そして損害賠償金の話を市教委として承知しているでしょうか。また、事実でしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今の御質問ですけれども校長につきましては、この事案が発生してからこの被害者について寄り添って対応していただいております。この日ですが、加害者の謝罪の意を伝えるために、その面談の中の会話の中で示談という言葉は出しておりますけれども校長は、示談という言葉を使い、示談をする気はないよね、という話の中で被害者の方が首を振ったので、そうだよなってそれで終わっておりますので、強要はしていないというふうに報告を受けております。

**○13番議員（前之園正和）** 強要はしていないって当たり前じゃないですか。示談の話、示談をする気はないよね、ということは、示談の話があるけど応じませんかという意味じゃないですか。だってそういうこと自体がおかしいんじゃないですか。示談というのは、大体違法行為なり、不法行為なりを認めた上でお金で解決できないかという、結局はそういうことですよ、札束でほべったたくようなものじゃないですか。それから今も教育長の答弁でも、校長は被害者に寄り添ってきたというふうに言いました。保護者説明会を開いた際にも被害者をケアしてきたと述べたようです。被害者に対して加害者の意に沿って示談の話を持ち掛ける。あるいは何となく探るといことは、寄り添ってじゃないんじゃないですか、ケアじゃないんじゃないですか、その点、教育長どのお考えでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 校長は寄り添っていて、今も連絡を取り合ったりしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 寄り添うことが、示談をほのめかすということじゃないんじゃないかと、上からお金で解決しろということ言っているに等しいじゃないですか。示談というのは、そこを聞いているんですよ、どう捉えるか。

**○教育長（吉元鈴代）** 捉え方の違いかもしれませんが、加害者の謝罪の意を伝えるということで示談という言葉を使いましたけれども、校長は、最初から寄り添ってはおります。

**○13番議員（前之園正和）** 加害者からも被害者からも十分聞き取りをしたということでしょうけれども、それはそれでいいわけですね、両方から十分な聞き取りを市教委としてはやったということでもいいですね。

**○教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） それから定例会か、あるいは臨時のかということありますけど、教育委員会や校長会というのは、この間、9月24日以降ですかね、定例会もしくは臨時で教育委員会や校長会を開き、このことが報告がなされ、あるいは議論や協議の対象になっているかどうか、その点どうでしょう。

○教育部長（鶴窪誠作） 今回の事案につきまして、教育委員につきましては、9月の25日と10月の27日の教育委員会定例会終了後に教育長の方から現状報告を行っております。また、11月26日の定例会において学校教育課長が現状報告を行っております。その後12月3日に県の処分が決定いたしましたので、同日の午後1時に参集していただき説明を行ったところであります。校長会につきましては、12月4日の臨時校長研修会において服務指導の徹底を周知しました。今後も心に届く服務指導を継続的に、二度と繰り返さないよう努めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 聞いている範囲は、報告であって議論はなされていないというふうに感じます。それから校長が、示談の話は、加害者が弁護士の意向であるような話をしていたわけですが、ということは加害者弁護士と校長先生が接触したということになります。教育委員会としては、加害者弁護士と接触しているのでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 弁護士とは接触しておりません。

○13番議員（前之園正和） 校長も市教委も接触していないということですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 校長につきましては、市教育委員会では確認しておりません。

○13番議員（前之園正和） 弁護士の意向はこうだったというんですから、何らかの形で接触したということは間違いのないと思います。加害者弁護士と両方を見てですね、正しく現状を把握すべき、調査すべき人が加害者側の弁護士と会うということはずいぶん、正常じゃないですよ。それから、県教委の処分が停職1か月で同時に加害者より出された依願退職が認められたとなっております。これは、停職の1か月と依願退職が同時に出される、同時に処理をしたということはずいぶん、どういう処分になる、どういう身の振り方をするっていうことが事前に教育委員会側と加害者の間で調整がなされていたということになりはしませんか。

○教育部長（鶴窪誠作） 全くそのような調整は行っておりません。

○13番議員（前之園正和） 校長が弁護士と会ったかどうか分からないと言うけれども、何を話するんですか、じゃ、何を話しすることが考えられますか。

○教育部長（鶴窪誠作） 市教育委員会としましては、校長と弁護士の会話、また、接触については全く把握しておりません。

○13番議員（前之園正和） 把握していないということですが、加害者弁護士と校長が接触したとすれば、それは好ましいことですか。好ましくないことですか。

○教育部長（鶴窪誠作） その点につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

○13番議員（前之園正和） 加害者側の弁護士と中立の立場に立って調査をすべき校長が接触

をする。そして、加害者の弁護士の意向だったとしながら示談はどうだと、好ましいことですか。好ましくないことですか。

○**教育長（吉元鈴代）** 申し訳ございませんが、接触したかどうかの確認をしておりませんのでコメントを控えさせていただいたところでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 接触したかどうかの確認をしなくても答弁できることです、質問は。例えば、殺人をしたら罪になりますか、なりませんか。あの人はまだ殺人してませんから答えられませんじゃないんです。殺人をしたら罪なんですよ。そういうことなんですよ。校長と弁護士が接触したかどうかは把握できていなくても、そういうことがあれば問題か問題でないかということを知っているわけですから答えない理由にはなりません。

○**教育長（吉元鈴代）** 校長は、やはりお二人の中立に立つ立場でございまして、そういった事前に今、加害者の方の弁護士と会うことはよくないというふうに考えております。

○**13番議員（前之園正和）** それから、先生方は、県費職員ですので人事権も処分することも県教委が行うということです。それで、誰々先生は、どこどこ学校にということももちろん決まるわけで、その勤務地の変更といいますか、そういうのも当然、県教委が持っているということに、人事権の一環としてですね、県教委の指示によって配属が決まり、職場が決まるということになると思うんですけど、それは間違いないですか。

○**教育長（吉元鈴代）** そのとおりでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 校長からの報告書の中で、今後の見通しというところがありまして、そこを見ると、加害者について刑事処分等により事実や責任が明らかになるまで市教育委員会等での勤務を命ずる予定であるとなっています。これは、校長が出した報告書に書いてあるんです。警察の結果が出るまで市の教育委員会で働いてもらうと、これは、人事権の問題として校長は言えるんですか。市の教育委員会で警察の結論が出るまでは働いてもらうというふうになっているんですよ。これはどういう意味ですか。

○**学校教育課長（常深章）** この件につきましては、県教委とも相談の上そのような方向性も予定しておりました。

○**13番議員（前之園正和）** ですからこれは、校長から市教委に出された報告書なんですよ。校長が出す報告書を、今の話だと市教委も県教委も入って文書をまとめたということじゃないですか。あくまで人事権を持っているのは県教委だと、であれば、校長からの事故報告書の中に警察の結論が出るまでは市教育委員会で働いてもらうと、県教委が言うんだったらそれはそれですよ。これは校長からの報告文書じゃないですか。それを正式な文書として今の話だと市教委も県教委も分かった上でこれを書いたということになりませんか。問題じゃないですか。校長と市教委、これは事実を隠そうとしているんじゃないかという1つの懸念材料ですよ。問題ありませんか。校長が警察の結果が出るまでは市教育委員会で働いてもらうつもりだって、今後の見通しでそう書いてあるんですよ、問題ないですか。

**○教育長（吉元鈴代）** この事案が発生しましたときに私どもとしては、県教委の方に相談はしました。そして、この加害者の元教諭の方が、どのような立場で勤務したらよいかというのでも相談して校長にも指示をしたところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** それから、県教委の学校職員の懲戒処分の指針、これによれば量定の決定に当たって5つ述べられておりますが、その5番目に過去に非違行為を行っているかというのがあります。つまり、過去に非違行為があるかないかも量定を定める際に加味されるという意味です。処分の内容を決めるのは県教委だとしても、過去に問題があったかなかったかは、これは現場が一番よく知っているわけで、市教委の方が、そういう過去の非違行為があるなしについて調べるのが当然だと思うんです。あれば量定が重くなるであろう。なければ、それはそれなりにということですので、この過去の非違行為について、有無を市教委として調査したんでしょうか。そしてまた、あったらあった、なかったらなかったで県教委に報告をしたんでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 過去の非違行為につきましては、市教育委員会は学校から報告を受けておりませんので把握していないところであります。

**○13番議員（前之園正和）** なかったでなく、報告を受けていないから分からないということでしたが、先生たちは何年かに入れ替わるとなれば分かった職員がいなくなることも考えられる。それは市教委として積極的に調査すべきじゃないか。それが量定にかかわってくるわけですから、どうでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** これまでに市の教育委員会に報告されたものはなく、そして、過去のものには調査はしておりません。

**○13番議員（前之園正和）** 教育長にいろいろ聞いてきましたけれども、今のやり取りを含めてですね、どういうことをお感じになっていらっしゃるか。また、教育者でもありますので、市長にですね、そのあたりの総括的に意見があれば述べていただきたいと、答弁していただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** いろいろこの件については、報道そして県議会や県の教育委員会を巻き込んだ問題になっております。私が、校長をしているときだったらどのような対応をするのか。または、行政担当としての学校教育課長だったらどうするのか。非常に悩む問題でもあります。なぜこの事件が起きたのか。なぜこれは県内を揺るがすような大きな学校の事件として広報または報道されているのか。その経緯を調べるときに極めて残念でもありますし、お二人にとっては特にかわいそうな点もあるのではないかと思います。やはり教員としてその意志を子供のために、地域のためにというお二方の先生は、そういう強い高い意志があったらろうと固い意志があったらろうと思います。つまり、この件については、個人情報というそういうものを大切にしながらも、その原因を探って二度とこのようなことがないように対応するのが教育委員会であり、学校であらうと思います。学校の校長は、この問題を何

とか子供や保護者に大きな影響がないように学校運営に支障がないように努力するのが経営者であろうかと思えます。その時々立場に立って、それぞれ最善の方法を取ってくださったものだ、それが経営者であり、学校の校長でありますので、それを信頼するしかできないところでもあります。直接私が、話を伺ったものでもありませんけれども、この事件の経緯、この問題の経緯というのは、私にとっても教育委員会にとっても非常に大きな示唆、つまり、今後このような事件の対応というのは、どうしたらいいのかということを与えてくれたものだと思います。やはり、学校というのは地域に信頼され、子供に信頼される。それがなければ学校経営はできません。そういう意味からも、私もこれまでの教員生活、課長としての生活、そして、こういう事案をたくさん扱って私もまいりました。地域の教育機関におりましたので市・町・村・県という教育委員会にも所属しておりましたので、自分のこととして考えたら果たしてどういう対応をするのか。私も非常に考えるところが、また、深く考えなければならぬことだろうと思っているところでもあります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時23分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） それでは、10番、井元でございます。通告してございます4項目について、順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、池田湖湖畔の分譲地、住宅地の浸水対策についてでございますが、これまで幾度となく質問をしましてまいりましたが、これまでの答弁の中では、分譲地を取得してから相当の年月も経過しており、時効問題以前に最初から市に対する法的請求権はないと。あるいは、法律相談では、確認をしている。分譲時の市の瑕疵責任や説明責任に対する義務違反はないということは何回か繰り返し答弁をいただいております。これに対して浸水被害に遭われております3軒の住民の方々は、ただ、今の生活を安心してできるように何とかしてほしいと、それだけを望んでおられます。金銭的に何をしてほしいとか、市が間違っているとか、分譲が云々ということは一切申しておりません。そういうことから9月議会の市長の答弁は、市民の安心安全を守るといふのは、行政の基本であると答弁しておられます。さらに、指宿市と鹿児島県とできる限りのことはやっております。特に現在やっているフラップゲートの設置、道路のかさ上げとか、水中ポンプの設置ということでございましょうけれども、個人資産経営につながる宅地のかさ上げではなく、排水冠水対策工事により、より効果的な対策について関係課に検討させ、現在、そのような対策を講じているところでありませぬ、というふうに答弁をいただいております。そこで、お伺いしますが、このような関係課による対策とは、どのようなことを検討をされてこられているのか。第1問目にお尋ねをい

たします。

次に、池田湖周辺整備事業についてでございますが、この池田湖周辺観光施設整備事業基本計画は、平成28年3月に策定されております。策定の背景と目的は、池田湖は、九州最大の湖であり、昭和44年には、大うなぎ群生地として市の天然記念物に指定をされております。加えて、謎の怪獣イッシーでも全国的に人気がございますが、本市の誘客の玄関口ではあるものの通過点に過ぎず、滞在時間が短いことから経済効果は、限定的である現状を改善することから、池田湖の本来の魅力を堪能できるような持続性のある観光地を目指すために、池田湖周辺観光施設整備事業計画が作成されておられます。先日の新聞報道で池田湖に新観光施設を2021年度整備するとございましたが、一連の整備事業計画の進捗状況と全体事業についての内容についてお伺いをいたします。

次に、市民会館建設についてでございますが、当初5月に入札予定が中止になり、9月議会での説明では、11月に入札して12月本会議に提案するとございましたが、いまだにございません。なぜ幾度となく延期になっているのか。今回の債務負担行為補正の中では、市民会館整備事業令和3年から4年度への変更費19億4,288万円。これには、2,288万円の追加も含まれております。説明の度に建設費が増加しているようでございますが、全体計画は、順調に進んでいるのか、明確な答弁を求めたいと思います。

次に、サッカー場・多目的グラウンドについてお伺いをいたします。この施設の外周部に樹木を植えてございましたが、立ち枯れております。そのために12月1日現場を確認にまいりました。この時点では、植え替え用の樹木がたくさん持ち込まれておりました。この時期、何が原因で立ち枯れをしたのか。また、これまでに何本の立ち枯れで植え替えをされたのか。もともとこの場所は、湿地帯でもあり、海水も含まれているような場所でもあったために、土の入れ替えなどに十分注意する必要があると指摘もされておりましたが、立ち枯れの原因と一連の植え替え費用は、施工業者が全て負担をされるのか、あるいは、今後ともに、このような立ち枯れがあった場合、市の財政負担につながる恐れはないのか、伺いまして1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 池田湖の浸水の問題、過去複数の議員から何回となく質問をいただいております。やはり、その質問の重要性を鑑みながらも市として現在でき得ることはやろうという趣旨で答弁をいたしました。過去を遡って市の責任、瑕疵の問題、その点は、いろいろとこれまでも答弁をさせていただき、市の立場を明らかにいたしました。排水冠水対策につきましては、関係課において耐久性のあるホースの設置や消音対策を計画しているところでもあります。また、10月22日に開催されました国・県・南薩振興局・南薩土地改良区、市としては、耕地林務課、土木課、財政課が参加した池田湖水位に関する意見交換会において、浸水被害の状況を共有し、計画水位が66m、計画洪水水位が67mであることを踏まえ、県と南薩土地改良区が池田湖の管理協定に基づき、事前放流などによる、



○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 10秒ほど前に遡って答弁をしろということですので、途中から答弁をさせていただきます。また、10月22日に開催されました国・県・南薩振興局・南薩土地改良区・市としては、耕地林務課・土木課・財政課が参加した池田湖水位に関する意見交換会において浸水被害の状況等を共有し、計画高水位が66m、計画洪水水位が67mであることを踏まえ、県と南薩土地改良区が池田湖の管理協定に基づき、事前放流などによる効果的な水位管理に努めていただけることなどを要望し、一緒に協議したところであります。

次に、池田湖周辺の整備事業についてでございます。事業の進捗につきましては、令和元年12月から、県が水上デッキ等の一部造成工事に着手しており、令和3年1月以降に休憩所等の既存施設の撤去工事を行い、順次、造成工事へと進んでいく予定であります。市が、新築する観光施設につきましては、令和2年度に基本実施設計を行っております。ほか、いただきました質問等については、担当部長等が答弁いたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 市民会館建設費についてであります。市民会館整備関連工事の入札を11月27日に執行し、落札決定いたしましたので、落札決定業者との工事請負契約議案を本議会会期中に追加で提出させていただく予定としております。

次に、この市民会館建設費の事業費等についてであります。市民会館整備関連工事につきましては、現在、予算の範囲内で進めております。完成につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による5月の入札延期や、入札参加者がなかったことによる8月の入札中止による当初の予定から半年程度遅れているところでございます。今回、11月27日に入札執行、落札決定いたしましたので、工事請負契約議案の議決後、工事に着工し、建物の完成は、令和4年5月となる予定でございます。

○総務部参与（下吹越寿） サッカー場のサブグラウンドの立ち枯れの原因を施工業者に確認したところ、植栽直後の長雨や7月豪雨等の大雨、さらには台風10号の影響によるものとのことでした。また、多目的グラウンドの樹木につきましては、立ち枯れしたものが40本ございました。この立ち枯れした樹木につきましては、12月上旬までに全て植え替えを行っております。また、今回の植え替えを含めての費用ですけれども、契約上、工事完了後1年間は、台風で被害を受けたものを除き施工業者が植え替え費用を負担することになっております。

○10番議員（井元申明） まず、池田湖の分譲地の浸水被害についてお尋ねいたします。これについてはですね、先月、国と県の方の関係機関に確認に行っていました。余りにも執行部の方々がですね、今後とも水位を下げるように関係機関にお願いをしていくということでもございましたけれども、それと市長の最後の答弁では、関係課に今、いろいろな対策を講

じるように指示もし、そういう作業も進めているということでございましたけれども、その内容等についてちょっとお伺いしたいと思います。本当に住民の方はですね、台風時期、あるいは梅雨時は、眠れない日が続いているんですよ、本当にですね、特に、3軒のうちの真ん中の家の方の中にはですね、車椅子で生活をし、仕事をしている方が1人いらっしゃいます。泣いて訴えております。何とかして安心して眠れるようにして欲しいと、それで、私はですね、指宿市が、余りにも法的なことばかり言われるもんですから、そういうことじゃなくして住宅の関係者は、我々は安心して生活ができる場を望んでいるんだと、何とかやって欲しいということでありましたから、この方々はですね、県・国あるいは鹿児島県知事のところなんかにもですね、この窮状を訴えながら何とかやって欲しいということをやっているようであります。私も先月11日、水位を何とか下げられないかということによっておりました。できないということは聞いておりましたけれどもですね、私も納得できずに、国の農水省まで出掛けてまいりました。コロナがちょうど東京が増え続けている状況でございましたので、私は命かけてもいいと思って行きました。幸いにして、今こうして元気であるということは、かかってないことだろうと本当にうれしく思いますが、それぐらいですね、本当に地域の方はですね、安心して生活できる場所を提供して欲しいと、それについて市長には、言いましたよね、本当に市民の生活の安心安全を守るのが行政の一番先の責任ある仕事じゃないんですかと、そうだとおっしゃることも言っておられますので、その後、さっきは答弁がありませんでしたが、今後また、お尋ねをしてみたいんですけども、本当に今、どういうことをやっているのかですね、私、他の関係機関というか、水位を調整している関係のところちょっとそういう関係に携わっておる関係上ですね、一緒に国の農水省に行って、何とかこの水位をできるのかできないのか、行ってまいりました。水位を下げることは非常に困難な状況であるということをお聞きしまして、この中でですね、ちょっと現状を申し上げますと、池田湖の利水者、利用者としては、指宿市の上水道も使っております。令和元年、昨年度が約500万tということでございました。それと市内のですね、事業者の方がですね、ホテルの関係ですけれども年間100万から200万t、農業用水としてはですね、開闢の土地改良区と今言われる畑かん用水ですね、指宿、南九州市、枕崎市まで水が行っております。ここに年間に約3,000万tが必要でございます。年間3,000万tというとピンとこないかも分かりませんが、池田湖のですね、水の量をメートルに換算しますと約1,000万tが1mに当たるようでございます。3,000万t必要ということであればですね、年間3mはどうしても確保しなければ指宿市民も含めて農業もできない。そういう状況はありますよということでございますので、この水位を下げるというのは、なかなか難しい。取水権利が、市長もさっき言っていただきましたけど、62mから66mでございますので、仮にこれがですね、水位が62.7になりますとレベル2の渇水警報というのを発令をしなければなりません。このようなルールがある中でですね、年間必要量の3,000万t、約3mがですね、どうしても

確保しなければならないことはですね、市長もよく分かっていらっしゃると思います。先ほども市長から言っていただきましたように10月の22日ですね、南薩地域水利用対策検討委員会というのがございますので、指宿市長は、この会の会長でもあられると思います。さっきも市長が、紹介していただきましたので、改めてこの委員のメンバーはですね、どういうメンバーの方々がいらっしゃいますかという、南九州市長さん、枕崎市長さん、県の南薩地域振興局の建設部長、農林水産部長と関係市の担当課長など17名で構成をされております。その会長が指宿市であります豊留市長でございます。このような関係から見てもですね、この水位を確保しなければならないことはですね、市長をはじめ関係者はですね、十分に理解をされておられると思います。そこで、改めてお尋ねをするんでありますけれども、市長が先月、答弁していただいたように関係課によって対策を講じているということをおられましたけれども、これまでにですね、どのような協議、検討をされてきたのか、ひとつお伺いをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 池田湖の水位に関しましては、農業用水としての利水の立場、防災としての治水の立場から考える必要があります。現段階では、鹿児島県と南薩土地改良区が池田湖水位の管理協定に基づいて管理を行っております。10月22日に実施開催されました国・県・市の関係者、南薩土地改良区が集まって池田湖の水位に関する意見交換会を行っておりますが、その中で情報の共有、問題の共通認識を図ったところであります。これは、南薩地域の水際対策検討委員会とは別に、今回、特別に開催されたものであります。市としましても池田湖の水位を注視しながら国営の畑かん施設の更新事業について情報交換を行っている国営南薩地区連絡調整会議の中でも許可水利権の変更等について検討できないか要請を行っているところであります。今後も引き続き、調査等を含め要請してまいりたいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** この10月22日の協議は、この調整会議とは別の会議であると、いわゆる情報交換であったと思うんですよ。県の水位の認識の問題、この前も申し上げましたけれども、今現在、南薩土地改良区が62から66mを管理しておりますけれども、危険水位、県が認識しているのが防波堤を造ったときの67mまでは耐えることができる池田湖ですよという認識であろうかと思いますが、その中ですね、67mを県がそういうことで認識しているのであれば、限りなく66mを超えともう浸水するのは分かっているんですよ。そういうのをですね、ただ確認だけで良かったんですかね。それと、今答弁いただいたように、池田湖は2級河川でございますので管理者は県の河川課であります。この河川課とですね、これまでどのような協議をされてきたのか。その結果ですね、何と何を解決しようかということでしたのか、今までは自然放流という言葉が市長からも出てきましたけど、自然放流をしてもですね、27年度放流したときは、下の新川の河川がですね、120か所ぐらいでしたかね、決壊をしたということもございました。これ以上、水を流すとですね、本当は2次災害が、今

度下の方で大きなのが発生したらどうするんですかということ、この前行った農水省でもそういう指摘をいただきましたけど、池田湖のこの周りがある3軒の農家を何とか考えた方が、移転でも考えた方がいいんじゃないですかということをおっしゃったけど、そういうのを踏まえて県の河川課と今までどういう協議をされてきたのか。改めてお尋ねをしたいと思えます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 議員が国や県に行かれたということについて、南薩土地改良区から情報提供を受けまして、先月、関係課と県の河川課に行きまして、流域治水という事業についてお尋ねをしております。流域治水は、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協同して流域全体で行う治水対策、いわゆる流域治水へ転換したものであり、国の関係省庁間で調整中のプロジェクトであるということでもあります。池田湖は、河川というよりはダムと同じような役割があり、流域治水のイメージにある事前放流いわゆる洪水調節を既に実施してきております。

また、移転の制度につきましては、流域治水対策等の主な支援として国の補助事業があるようですので具体的な内容については、今後引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** 今、農政部長から答弁をいただきましたようにですね、国においては、刻々と変わるこの自然災害ですね、今年、熊本でも球磨川が氾濫しましたけれども、大変な被害がでましたけれども、ああいうことを一体的に考えていこうじゃないかということで、これはもう農水省だけでなくして国交省を含めているんな考えの下ですね、国民を守ろう、住民を守ろうという立場の中で、今ちょっと紹介いただきましたように、私も今年の10月26日、農水省が出した新しい書類の中で、農業農村整備事業等における最近の動きという中でですね、被害対象を減少させるための対策、流水治水というのが新たに私も聞きましたけど、氾濫域浸水範囲を減らすということですね、この中で移転も大幅に移していこうやないかと、今までは移転と申しますと、最低50戸ぐらいの戸数じゃないと移転対象には入らないということでありましたけど、この池田湖にすれば対象が3戸ということであると、これでは何とか対応できないのかということでありましたけど、これは、計画そのものが、やっているのが国交省でございますので、国交省にもいろいろ連絡を取っていただいて、戸数を10戸ぐらいか、あるいは5戸まででも国交省で対応できるんじゃないかなろうかという返事は聞きましたけど、これは回答ではありませんよ。こういうのもできるかもしれませんねということで、しかし、指宿市が、そういう相談に、まず、県の河川課に行って相談をして、県からそういう相談が農水省から上がってこないと順序がおかしいですよということは、私も指摘されましたから、私は今までの市議会でのやり取りの内容を全てこういう理由で、全て瑕疵責任がないとか、法的に責任はないということで一切前向きな、住宅回り、ちょっとはしていただいておりますけれど、今、治水対策これが限界だというようなことを前回の答

弁でいただいておりますけれども、あれで住民の方は誰一人納得している方はおりません。音がうるさいのとか、これで水中ポンプ回しても排水は追いつきませんよということまでいろいろ聞いております。そういう中で、であったら何ができるかということで、私は私なりに一生懸命立場を変えてですね、行ったところではこういうところあると、だけど、あなたが今、その立場の中であなたが言ってきても、まず、指宿市の担当者なり、市長さんあたりが、県の河川課、県と協議をして、それを国にこういうこと何とかできることはないかとか、上がってくるんだったらいいけども、順序が違いますよということを指摘をいただきまして、それには私もちょっとひやっとしましたけれども、現状は、こういう状況で私は来ているんだということをお話をさせていただいてですね、だったらということで、その場で鹿児島県の河川課に電話を入れていただいたりですね、池田湖のこういう問題を知っているのかと、たまたまですね、名前は申し上げませんが農林水産省の大臣官房政策課長さんというのが、この方の弟さんが鹿児島県庁で働いていると、ちょっと私が電話をしてみるとということで電話をしたら、たまたまその方の弟さんというのが、河川課にいらっしゃるということでありまして、早速今の現状の書類を国にも送ってくれということもいきましたけれども、我々、市の何でも関係ないんですよ、我々が行って、即そういう行動を起こしてくれて、こういうことをすれば国交省がやっている事業の一端を何とか活用できれば立ち退きとか、そういうことも含めてできますという話をいただいているんですけれども、今まで、ちょっとさっき農政部長が答弁あったようにですね、今、県の河川課とそれら等に協議もしているということでありましたので、今後それを含めてですね、一体的にやっぱし先の薩摩川内市の市長さんの岩切市長さんがですね、もう勇退をされましたけど、市役所の職員さんに話するときですね、一生懸命に仕事をすれば、いいアイデア、知恵が生まれてくるということを常々職員の方に話をされたというのが新聞記事で紹介されておりましたけども、全くそれと一緒にですね、皆さんの優秀な頭脳でですね、考えていただければ私が行くよりか早くいろんな情報が、こうして集まってくれば、市民の安心安全の生活は守れていこうと思えます。これについて、どのようにお考えですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 先ほど申しました流域治水の事業につきましては、国の関係省庁間で調節中の事業であることから、まだ情報が少ないところであります。浸水対策として住宅移転のメニューがあるようですので、これについて現段階では、まだ協議ができる段階ではありませんが、今後、関係機関と連携しながら情報の収集を行ってまいりたいと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** そういうことで、まだこれもですね、計画の段階でもありますので、しかし、こういう話があるということは聞いて実際こういうパンフレットもでき上がっております。いろんな意味でですね、もうご存知だろうと思えます。だから、こういうことを一つ真剣に取り組んでいただいでですね、指宿市民のためになるようなことを、ひとつ

早急な対策をしていただきたいと思いますけど、最後にこれについて、どなたかやるというようなことを決意というか。

**○建設部長（山崎一磨）** 先般の議会からいただきました池田湖の水位上昇による問題につきましては、市民の安心安全に生活するために重要な課題であると捉えております。今後も引き続き、関係機関と連携を取りながら問題解決に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

**○10番議員（井元伸明）** 是非、これは縦割り行政じゃなくして、やっぱし農政も農業問題も多分に含んでおりますので、いろんな意味で関係課がですね、協力し合っている形で意見調整をして早急な対策をひとつお願いをしたいと思います。これに関するということで池田湖周辺整備事業についてお尋ねをしておきたいんですが、これについては、最初ですね、ちょっと詳しく説明をいただきましたので、これについては今、浸水地の下にこの整備計画の中でえぷろんはうすまでのウォーキング道路を整備するようになっております。計画の中でですね、だから、私もひとつ提案じゃないけれどもしたいのはですね、この前の道路の低いところを一体的に、道路をこの事業の中で一体的にかさ上げをして、浸水が入ってこないように3軒以外の家の方々もですね、家に雨が降っても自由に安心して出入りできるようなそういう整備を一緒にそれこそ。

どうもすみません、私が喋るとどうもマイクが調子が悪いようですけれども、そういうことで一体的な池田湖に関することでありますので、この浸水対策に絡めてこういうのも一緒に観光事業も上げていけばですね、両方の事業が何か無駄のないような気がしますので、何とかこれをできるのかできないのか、検討できるのかですね、そこあたりひとつお答えいただければありがたいと思うんですけど、どうでしょうか、結果はさっき言いましたけれども。

**○産業振興部長（大迫格史）** 池田湖のウォーキングロードの整備につきましてでございますが、県と池田湖の周辺整備事業に係る工法や実施区間等の協議を重ねていく中で、まずは、池田湖売店前の整備を先行して実施することになりました。そこで、このウォーキングロードの整備につきまして、工法等については、現時点では協議をしていないところでございます。今後、整備の中でどのような整備ができるのか協議していくことになろうかと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** この問題は、これからの問題でもありますのでひとつ前向きにですね、土木関係とも一緒になって観光課だけじゃなくして、そういうことで進めていけばですね、両方を一緒に解決できるんじゃないかなということも思っておりますので、是非、御検討をお願いしたいと思います。

次に、指宿サッカー場、すばらしいサッカー場ができておりますけど、先ほどの答弁の中でですね、立ち枯れが40本程度でしたかね、あるということでありましたけど、見ますと、

まだ枯れてくるよねというような感じがしました私は、1日時点ですね、ですから、今度は、聞くところによれば、周囲の土もきれいに入れ替えをして、いろんな意味で肥料もやって植え替えをされるということは聞いておりますけれども、最初もこういう場所でありますので相当な苦勞をされながらですね、植林というか、樹木を選定し、どういうのが強いのか、どういう形で植えればいいのかというのは専門のプロの方がやるわけですので、植えてもこういうふうには台風でとか、いろんな長雨とかいう話がいただきましたけど、雨というのは、いつ降るか分かりませんよ、これから先も、だからそういう形で今後このようなですね、立ち枯れが、どんどん出てくるような、しないような樹木の選定とかですね、そういうのも必要であるかと思っておりますので、それとこれについては、他の議員の方もですね、出ておりますので、もう深くは聞きませんが、1件だけですね、このサッカー場においては、今後、定期的な大きな大会を目的とされているのか。それともうひとつは、一般市民が使用する場合のですね、使用料とか、補助グラウンド等の使用になろうかと思うんですけど一般の方はですね、一般の市民の方が心配しているのは、いいのができたけれども一般の人は使用できないんじゃないか、お金が高いんじゃないかということ聞いておりますけど、その辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○総務部参与（下吹越寿）** いぶすきフットボールパークは、来年1月に新春サッカー大会を皮切りに供用開始されます。現在、正式な予約の受付は始まっておりませんが、これまでに全国自治体職員サッカー選手権大会、九州クラブユース新人サッカー大会県予選などのお話をいただいております。このほかにも県サッカー協会においても、全国クラブチームサッカー選手権大会予選、九州各県リーグ決勝大会、九州ジュニアサッカー大会など検討されているようです。今後も幅広い誘致、キャンプの誘致、併せて大会の誘致を図っていきたくと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** せっかくすばらしいグラウンドが整備をされております。まもなく1月には、30日ですか、オープニングイベントを予定をされているということございますので、是非、成功裏に導くようにですね、ひとつ頑張ってくださいと思います。もう時間の関係と後でまたこれは、他の方があろうかと思っておりますので、お譲りして次にまいります。それと最後に市民会館建設についてなんですが、これについてはですね、先ほど申し上げましたように、5月に延期になって、11月にということで入札を行うと、本議会にということで、先ほどの答弁では、本議会の最終に提案をするということでありましたが、それはそれとして、この工事費ですね、これが、ちょこちょこちょこちょこ上がってくるように思いますけど、今後、建設について、また今度提案の中でも出てくるんでしょうけれども、どんどん予算が膨れてくるようなことはないのか。それをお尋ねして私の質問を終わります。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市民会館の建設につきましては、令和2年度の当初予算で計上いたし

ました債務負担行為を含めましてですけど、32億を予定しております。前回の9月議会におきまして債務負担行為の変更をさせていただきましたけど、それは工期が、令和3年度までの予定が令和4年度までに延びることになったため、期間の変更をさせていただいたところでもあります。また、この12月議会で提出させていただいております債務負担行為につきましては、管理委託業務の部分払いを令和2年度に支払う予定が令和3年度に変更になったものから、その金額を債務負担行為の額を変更させていただいたもので、総額につきましては、変更はないところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 終わろうかと思いましたが、今の説明の中でですね、令和3年から4年にずれ込んでいるということはありましたけど、その関係でいきますとですね、北側の県有の建物ですね、なのはな館ですね、あそこがもう使えないために今度キュービクル、電線ですね、そういうのを造り替えるためには、3億円強のお金が必要だということを聞いておりますけれども、含めてなのはな館のその県有地については、協議しなくてもよろしいのかですね、この市民会館を造るためには全然関係ないんですか。そこあたりをどのような検討をされているのか。急々ですみませんが、建設費に絡んで影響あるのかないのか、そういうことで。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 今、お尋ねの件は、なのはな館の北側建物の件とっております。市民会館建設予定地は、市の所有地の南側の芝広場となっております。ただ今回、建設費の中で継続している内容として、市民会館に建設をする電源施設から市が持っているなのはな館の南側の施設に配線をすべてやり替える工事費となっております。したがって、県と協議を必要という内容については、県が持っている北側建物にある施設を使わなくなると、また、配線についても市の新たに建設をする施設につなぎ込むというような内容については了承をもらっておりますので、県からは求められているのは最低限の電源、機械警備であったりとか、消防設備に必要な電源を配線をしてほしいというようなことを求められておりますけれども、工事については了承を得ているというふうに聞いております。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時09分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。今日は寒かったですね、皆さん、大丈夫でしたか。私も今日は、厚着をして寒くないようにして来ました。一般質問頑張りたいと思います。2020年最後の月となりました。この1年を振り返ると、何と言っても新型コロナウイルスの猛威が世界を震撼させた1年でありました。現在も感染の拡大は続いている状況ですが、私たちは、ただ恐れるのではなく、正しい感染防止策をとり



ながら、前に進んでいかなければならないと思います。

先日、鹿児島県における脳卒中循環器病対策についてという講演がありました。最近、心筋梗塞で亡くなる方が多いため、是非、聞きたいと思い参加しました。興味深かったことは、さつま町では、特定検診の受診率が、なんと94%だということでした。どのようにしてこんなにたくさんの方が、受診するのか興味が沸きました。本市でも受診率を上げるためにいろいろ考えていることとは思いますが、さつま町のやり方を聞いてみることもいいのではないかなと思うことでした。また、心筋梗塞、脳梗塞を予防するためには、皆さんも御存知だとは思いますが、LDLコレステロールを下げるのが大事だということを改めて感じました。さらに、新型コロナウイルスについての講演もしてくださいました。PCR検査の結果が陰性だったから大丈夫だと言って、あっちこっち出歩くことはよくないよということでした。感染のリスクが、一番高いのは接触感染だということ。だから、手洗い、消毒、マスクの着用が大事だということでした。マスクについては、私も布マスクをすることが多いのですが、布マスクよりもサージカルマスクの方が、一番いいということでした。

それでは、一般質問を行います。

まずはじめに、子育て支援についてお伺いいたします。安心して子供を生み育て、子供たちの健やかな成長を支えていくことは最重要課題であり、各種検診や教室、相談体制の充実を図ることが切れ目のない子育て支援につながると思います。そこで、お伺いいたします。育児の不安と孤立を防ぐためにも妊娠期における母親学級、両親学級を受講することは大切だと思います。コロナ禍の中での母親学級の開催は大変だと思いますが、本市の現状はどうでしょうか。また、どのように教室を運営しているのでしょうか。

2番目に、コロナウイルス対策についてお伺いいたします。先日、鹿児島市に住んでいる友人から電話がありました。指宿に用事があり、国道を走っていると県外ナンバーの車を多く見ました。とても怖くなったということでした。その後、市役所に行ったところ、消毒液はあるものの検温計がないということが分かり、私に電話をしたということでした。確かに最近では、いろんなところでまず消毒と検温をすることから始まります。そこで、お伺いいたします。指宿市役所の出入口に検温計を設置することはできないか、お伺いいたします。

3点目に、投票率を向上するためにどのようにすればいいか、についてお伺いいたします。まずはじめに、18歳から選挙権があるようになって投票率は上がったんでしょうか。最近の投票率を教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 母親学級についてでございます。指宿市では、マタニティースクールの名称で行っております。なお、同スクールは、例年、年4回、5月、8月、11月、2月に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、5月開催分を6月に変更した以外は、日程の変更はしておらず、例年どおりの開催回数を実施できているところであります。

す。同スクールでは、出産後、夫婦で安心して子育てができることを目的とし父親も参加しやすいように平日の夜間に開催をしております。

内容としましては、赤ちゃんをお風呂に入れる実習をメインに、父親の妊婦体験や妊娠中の栄養、赤ちゃんを迎える準備、赤ちゃんの特徴等について講話を聞いているところでございます。

次に、コロナウイルス対策でございます。指宿庁舎には、出入口が5か所ございます。来庁される方は、5か所のどの出入口から入ってくるか分からないため設置する場所には、5か所全てに検温計を設置する必要があるかと思っております。5か所全てに設置するとなると、無人型の検温計であっても費用がかなり高額になるところであります。観光客など市外からの来場者が多い砂楽やCOCOはしむれは、既に設置しておりますが、庁舎につきましては、市民の利用がほとんどであることなどから、検温計の設置については、今のところ考えてはいないところであります。なお、来庁者には、引き続きマスクの着用と手指消毒をお願いしているところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長に答弁をさせます。

**○選挙管理委員会事務局長（野元伸浩）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので答弁をさせていただきたいと思っております。ここ数年の投票率についてであります。平成30年2月執行の市長及び市議会議員選挙につきましては、市長選挙が66.88%、市議会議員選挙が66.87%。平成31年4月執行の県議会議員選挙につきましては、55.99%。令和元年7月執行の参議院議員通常選挙につきましては、46.05%。今年7月執行の県知事選挙につきましては、52.55%となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入ります。コロナ禍になり、母親学級の参加者が減少しているところもあるというニュースを聞きましたが、受講率はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** マタニティスクールは、例年1回当たり20名前後の参加をいただいております。今年度は、11月末で3回実施し、63名の参加がありました。平均すれば例年と同じ程度の1回につき21名の参加をいただいているところでございます。新型コロナウイルス感染症のため参加者が減少するのではないかと心配しておりましたが、感染を心配して参加しないという方は特になく、例年並みの参加があるところでございます。また、ほとんどの参加者が、御夫婦で参加されておまして、子育てを2人で取り組もうとする家庭が増えてきていることに対しまして、非常にうれしく思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、答弁をお聞きしまして、例年並みの参加があるということで、とてもうれしいことだと思いました。また、何よりもうれしいのは、ほとんどの参加者が、御夫婦で参加しているということをお聞きしました。私たちの頃とはずいぶん変わったんだなって、本当にあの頃は、母親が1人来るのが普通でした。お父さんを見るというの

は役員の方ぐらいしかいらっしやらなかったんですね、それが今は、こうして御夫婦で母親学級に来る。本当に両親学級なんだな、そういうふうだと思います。とてもうれしくなりました。ありがとうございます。

それでは次に、11月は、児童虐待防止運動オレンジリボン運動月間でした。鹿児島市では、3歳と1歳の女子が、11日間置き去りにした両親が乳幼児健診の半数を受診していなかったということでありました。このようなことがあっては絶対にいけない。そういうふうだと思います。コロナ禍の中、乳幼児健診を中断、延期をしているなどのニュースを聞きますが、本市の乳幼児健診の実施状況についてお伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 乳幼児健診につきましては、例年月5回、年間60回実施しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出されました4月と本市で陽性者が初めて確認されました7月に計5回の健診を延期しましたが、日程を変更するなど工夫し、11月末時点で乳幼児健診を予定どおり40回実施できているところでございます。なお、健診では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健診従事者や健診来所者への検温、手指消毒、ソーシャルディスタンスを保った待合場所の確保、室内換気等に注意するなど細心の注意を図りながら実施しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 乳幼児健診もしっかりと行われているということを知って安心いたしました。それでは、この乳幼児健診、任意の健診については、どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 乳幼児健診は、母子保健法によりまして、1歳6か月児健診、3歳児健診が定められておりますが、本市では、任意の健診としまして、乳児健診、6～8か月児健診、2歳児健診も実施しております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 私は、任意の健診はしてないのかなと思っていただけですけども、しているということでした。良かったなと思います。それでは、この任意の健診で未受診の方っていらっしやるんでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 未受診者対策としまして、郵送による次回の健診の案内や電話での受診勧奨を行い、できるだけ健診をしていただくように勧めております。それでも受診が難しい場合、保育園、幼稚園等に通園している乳幼児につきましては、保護者の了承を得て、園に確認したり、家庭訪問を行うなどし、全ての対象児の状況確認を実施しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 保育園とか幼稚園とか、そこまで行って、この乳幼児健診を勧めている。指宿は、すごいところだなって改めてありがたいと思います。本当にこれからもよろしくお願ひしたいなと思うところです。

それでは次に、6月も9月も質問をさせていただきました子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。市としては、これまでずっと国の指示どおり積極的な勧奨はせず、広報紙で

知らせるといことがメインになっておりましたが、ところが、去る10月9日、厚生労働省健康局が、都道府県に対してヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知に関する具体的な対応等についてという通知を発出したところでございます。これにより高校1年生への個別通知発送や発送準備等の市町村の取組が始まりました。薩摩川内市とか始良市とか、そういうところでは、子宮頸がん予防ワクチン接種に関するチラシをすぐに個別通知をしたそうです。そこでお伺いいたしますが、本市としては、どのような対応をされたのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の一つとされており、ヒトパピローマウイルス感染症を予防する効果を期待され、平成25年4月1日から定期予防接種ワクチンとなりました。しかしながら、重篤な副反応が確認されたことから、同年6月14日から国の方針として積極的な接種勧奨は差し控えているところです。しかし、国より令和2年10月9日にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者などへの周知につきまして、積極的勧奨は行わないが、接種を検討、判断いただくための情報提供などは行うとの方針が示されたことから、国の方針に則って、本市では11月中旬に中学1年生から高校1年生の女子生徒へ、国が作成した子宮頸がん予防ワクチンに関するリーフレットを個別配布したところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 個別通知はされていないものと思い込んでいたんですが、今の答弁によりまして、指宿市でも個別通知をされたということが分かりました。それでは、この個別通知をされたことによりまして何名の方が、この受診を申し込んだんでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 今回、チラシを出したことによりまして、問い合わせは6名ございました。接種希望のために予診票を受け取った方は3名でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 6名が電話をかけてきて、お聞きして、3名が予診票をもらったということですね。一昨日、鹿児島市の市議員の方からお聞きしたんですが、鹿児島市の方では、今までも、市が勧奨はしないということになってからも100名ほどの方が、やっぱり問い合わせがあったりされていたそうなんです。今回のこの10月9日に発信されてから、たった1か月の間に100名以上の方が、この検診を受診したいということで相談があったそうなんです。本当に鹿児島市の方たちは、やっぱりこの子宮頸がんに対して思いが強いのかなって、でも指宿でもやっぱりそう思っている方は、たくさんいらっしゃると思うんですね。だけれども指宿では、副反応の方が、今でも苦しんでいらっしゃるということをお聞きしますし、そういうところで3名ということなのかな。そういうことは、すごく感じるころにはあります。だけれども、この子宮頸がん予防ワクチンというのは、命を救う上で、やっぱりこのワクチンをすることによって子宮頸がんを予防できる、そういうワクチンであれば、本当にリスクは高いけれども何とかこの予防できるワクチンを接種してもらいたいなっていう思いがあるもんですから、何回も何回もこうしてここに立って質問をさせていただいている

ところでは、それで今後、指宿市は、どのようにしてこの子宮頸がん予防ワクチンに対して、どのような対応を取っていくのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 今年度、対象者にリーフレットをお配りしました。来年度以降は、中学1年生の女子生徒を対象にリーフレットの個別送付を行い、乳幼児予防接種と併せて、広報紙による情報提供も実施する予定でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 広報紙とそれと個別通知と両方を行うということですね。もう本当に副反応の心配もあるけれども、そのいいところもあるんだということも分かってもらった上で、この予防ワクチンの接種に何とか力を入れていけたらいいのかな、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。先ほど、庁舎に検温計を付けたらということをお願いをいたしました。予算の関係とかいろいろあるということで、指宿の方では、ちょっと検温計は難しいというご答弁でした。それでは、指宿が難しいのであれば、まず、ちょっと小さな庁舎の山川とか開聞とかそういうところからだけでも、先に取り付けるというお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（中村孝）** 山川庁舎、開聞庁舎につきましても、指宿庁舎と同様の理由で設置は考えていないところでございますが、設置をするとした場合につきましては、市役所の庁舎全てについて設置を考えなければならないと思っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、ちょっとお値段をお聞きしてもよろしいでしょうか。その検温計をもし設置するとしたら、1台の予算としていくらくらいかかるものなんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 現在、指宿の方で設置をしている検温計につきましては、砂楽の方で設置をしておりますけれども、これについては53万9千円。それとCOCCOはしむれの方にもありますけれども、これにつきましても46万2千円という形で、これについてはパソコンが別の関係で値段の方が違いますけれども、このような価格でございますので、高額であるということでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、値段を聞いてびっくりしたんですけど、本当に高いんだなって、これを全て付けるというのは、やっぱり厳しいのかな、そういうのはすごく思います。でも現状では、厳しいという答弁はよく分かります。分かりますが、もう本当に市民の命を守るのが、一番の私たちの役目ではないかな、そういう思いがいっぱいでございます。コロナウイルスから守る上からでも、検温計の設置というのは大切だと思うんです。それで、できるだけ早く設置してほしいというのが、私の願ひであります。市長、このことに対してどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 非常に大切な提案だろうと思います。やはり、この新型コロナウイルス、これは、市を挙げて行政を挙げてその対策に取り組みねばなりません。先ほど、手、指、つ

まり手指消毒の件については、徹底をしているようでありますけれども、この市内の飲食店等でやっている簡易なものもありますので、今後どのような形で導入ができるか検討させていただきたいと思います。導入することによって新型コロナウイルスが、感染症を防ぐことができるようになったら、やはりそれはしなければなりません。先ほど総務部長が申しましたように、簡単な検温計を置いている役所も県内にはあるようでございますので、今後どのような形にして、この検温計の導入が図れるかどうか、検討させていただければありがたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非お願いをしたいと思います。それでは次の投票率向上について伺いたします。先ほどの答弁で全体の投票率は分かりました。それでは、有権者の年齢が18歳からということにもうなりましたが、もう5年くらいたつんですかね。この18歳に引き下げられて、それからの選挙の投票率というのは、どうなっているのでしょうか。全てではなくてもいいです。初めてのときと現在この直近と、お分かりであればお知らせしていただきたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長（野元伸浩）** 若者の政治への参加を促し、若い世代の様々な意見を政治に反映させることなどを目的に、平成27年に公職選挙法が改正されまして、選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げられたところでございます。この改正法が施行されて最初の選挙は、平成28年7月執行の参議院議員通常選挙でありました。この参議院議員通常選挙における18歳と19歳を合わせた投票率は、45.22%でした。これに対しまして、直近の選挙であります今年7月執行の県知事選挙においては、38.26%であり、平成28年の参議院議員通常選挙のときと比べると、6.96ポイントの減となっているところでございます。今年7月の県知事選挙におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして、全体の投票率自体が参議院議員通常選挙よりも、5.61ポイントの減となっていることから、単純には比較はできないところでございますけれども、市全体の投票率と比較しましても、18歳、19歳を合わせた投票率というのは低い状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今の投票率を聞くと本当に低いですね、もっともっと、この若い、せっかく18歳から投票ができるっていうことになったのに、半分も投票をしていないというのが実情なのかなって、何かすごく残念な感じがします。そこで、この投票率を上げるために期日前投票所を増やすことはできないのかな、そういうふうに考えているところでございます。高校生が投票しやすくなるように、また、一般の方たちも買い物に行った先で投票ができれば、みんなもっともっと投票してくれるのかな、そういうふうに思いますが、この投票所を学校とか大型店舗とかに、この期日前投票所を設置することはできないのか、お伺いたします。

**○選挙管理委員会事務局長（野元伸浩）** 投票率の向上のためには、有権者が投票しやすい環境をつくるのが最も重要な課題の一つであると認識しております。議員御指摘の高等学校や

大型店舗等において期日前投票所を開設するという事は、有権者、特に若い世代の方が投票しやすい環境をつくる上においては、効果的な方法であるというふうに考えるところでございます。大型店舗等に期日前投票所を開設するとなると学校や施設側の理解や協力が不可欠であるとともに、投票スペースの確保、開設の時間帯、また、学校におきましては、生徒や学校関係者以外の一般投票者の来場に伴う校内セキュリティーの問題など、様々な問題があるところでもございます。しかしながら、有権者が投票しやすい環境をつくる事が重要であることから、学校や大型店舗等への期日前投票所の設置につきましては、今後、調査、研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、検討をしていただきたいなと思います。鹿児島の方でも大学だったり大型店舗だったり投票ができるようになってきているところもあります。本当にどういうふうにしてやっているのかというのを検討していただければありがたい、そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、この前、新聞の中にちょっと考えさせられた記事が載っていました。ある町に1人の旅人がやってきた。町の入り口の門に老人が座っていた。旅人は老人にこの町はどんな町と尋ねました。逆に老人は、あなたがいた町はと問いました。ろくな町じゃなかったとの答えに老人は、この町もあなたのいた町と同じです。と答えたそうです。また別の日に違う旅人が来て同じように町のことを聞いたそうです。すると老人は、前と同様の質問を繰り返しました。すると、その旅人は、すばらしい町だったよって語ったそうです。老人は、旅人にこの町もあなたがいた町と同じですよと言われたそうです。老人は、この町をどう捉えるかは、あなた次第だよと伝えたかったのでしょうか。同じ環境でも心のありようで見え方が異なる。そう書いてありました。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分  
再開 午後 1時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** こんにちは。2番議員、東勝義です。第3波と呼ばれる新型コロナ感染者が増加し、医療崩壊が危惧される中、朝夕を問わず医療に従事されている方々に対し、心から感謝を申し上げます。健康に十分留意していただき、活動していただきますようお願い申し上げます。時間もありませんので通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

6月議会でも質問させていただきましたが、市民会館建設についてであります。11月入札、12月議会で議案として上程し承認していただく予定と前定例会で答弁をもらいました。11月27日に入札があったようですが、今後の流れについて説明を求めます。

次に、入湯税についてであります。入湯税の特別徴収義務者となる要件の内容について説明をお願いします。また、開業来10年以上たつ宿泊施設が、今月から特別徴収義務者となると伝え聞くが、真意はどうでしょうか。この施設への事業当初から納税をお願いし続けてきたが、拒否されてきた経緯があるようだが本当でしょうか。

次に、テレビ、新聞、ネットニュースなどで報じられている教職員の傷害事件についてであります。この件に関しましては、数名の同僚議員の方々も質問事項に上げていますので、重複するかもしれませんが、それぞれ答弁をお願いいたします。9月24日未明に起こった教職員の傷害事件については、速やかに事情聴取がなされたにもかかわらず、議会に説明がされなかったのはなぜか。また、速やかな対応をしていただくように教育委員会へは数回要請したにもかかわらず、遅れた理由について説明を求めます。

以上で、1回目の質問とします。

**○市長（豊留悦男）** 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とされております。鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに鉱泉浴場の経営申告書等を提出することになっており、その後、特別徴収義務者に指定することになります。

以下、いただきました質問等は、担当部課長が説明をいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 新たに特別徴収義務者になると聞いたが、真意はどうかということにつきましてですが、11月から特別徴収の対象となった施設の数は、1施設増となっております。入湯税についての手続きとしましては、事業所から鉱泉浴場の経営申告書等の提出があった場合は、随時、経営内容等の確認を行い、個々の事業者の状況に応じて課税判断を行っているところです。なお、個別の事業者の状況につきましては、守秘義務があり、答弁を行うことはできないところでございます。

次に、納税を何度もお願いしてきたと聞くが、真意はどうかということですが、個別の事業者の内容については、答弁を行うことはできないところであり、御理解をいただきたいと考えております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市民会館建設についてであります。市民会館整備関連工事の入札を11月27日に執行し、落札決定いたしましたので、落札決定業者との工事請負契約議案を本議会会期中に、追加で提出させていただく予定としております。

次に、教職員の傷害事件についてでございます。今回の事案につきましては、慎重に事実確認をする必要があり、個人情報及び被害者保護の観点から、加害者である当該元教諭の処分が決定した時点で説明させていただく予定としておりました。また、調査と処分の判断につきましては、それ相応の時間をかける必要があったということを御理解いただきたいと思います。

**○2番議員（東勝義）** まず、市民会館についてですが、これは6月議会でも十分質問させていただきました。32億円かけるまでのこの建設費用が追加議案で上がってくるというのが非常



に私は信じ難い。なぜ12月の当初の議会の予算に間に合わなかった、その説明をお願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市民会館の建設につきましては、当初の予定では、5月に入札を行い、6月議会で契約議案の可決をいただき、7月に着工する予定でございました。しかし、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、一旦は、入札を延期しました。その後、緊急事態宣言の解除と県をまたぐ自粛要請の解除をもって、7月に入札を行ったところでございますが、入札参加者がなかったため入札中止となったところでございます。今回、入札を11月27日に行いまして、仮契約を12月の4日に締結いたしましたので、今回、追加議案として提出していただくところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 市民会館につきましては、もう9月議会で十分質問しておりますので、次にいきます。

入湯税についてですが、今、部長から説明がありましたが、1施設追加となったということですが、この1施設については、新しい施設でしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 施設については、これまでもあった施設でございます。

**○2番議員（東勝義）** この徴収義務者になる案件、要件が変わったのでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 特別徴収義務者になる要件は、変わってございません。

**○2番議員（東勝義）** そうするならば、なぜ今まで徴収義務者としてお願いできなかったのか。それをまた、10年来、お願いし続けてきたけど認めてもらえなかったという話もありますが、それについては、いかがでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 特別徴収義務者の指定につきましては、新規に鉱泉浴場等がオープンをした場合や既存の鉱泉浴場等で経営形態等の変更があったときなど、鉱泉浴場の経営申告書等が提出がございましたので、その内容を確認し、個々の事業の状況に応じて課税判断を行っているところであります。

また、過去分につきましては、その分につきまして、事業者が特定される可能性がございますことから答弁を控えさせていただきます。

**○2番議員（東勝義）** 別に答弁する必要はありませんが、それについて今まで払ってない分、過年分については、どういう処理をされるおつもりでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 市としましては、これまでも適正な課税を行ってきており、そのような事案はございませんが、入湯税や他の地方税を含めた一般論として申し上げますと、過去に遡って課税するなど個別の事案によって判断をすることとなります。

**○2番議員（東勝義）** 先ほど部長は、その施設は、10年来今まであったと、施設を開業して、このほど11月から課税対象になるということでしたが、その要件が変わってないのに、なぜ11月からこの義務者になったのか。変わってない施設なのに、なぜ義務者になったのか。その前の義務者じゃなかったのか。もう1回説明をお願いします。

- 市民生活部長（鶴本八郎）** 市の方での特別徴収義務者に指定する要件は、変わっていないところであります。先ほど申し上げましたが、新規の施設がオープンをした場合や既存の施設が経営形態等が変わった場合など、その時々によって経営申告書等の提出がございますので、その段階で判断を行っていくこととしているところでございます。
- 2番議員（東勝義）** 今の既存の施設が経営形態が変わったとおっしゃいましたが、その分については、お答えできないということではよろしんでしょうか。
- 市民生活部長（鶴本八郎）** そのとおりでございます。
- 2番議員（東勝義）** それでは、一般論としてお伺いします。施設が、特別徴収義務者をずっと断り続けて、それで、なおさら払ってもらえないとなれば、これは市の地方税の収入減になると思うんですが、それについて今言われたみたいに徴収をするために裁判所に訴えたりとか、それから過年度分について請求するということは、あり得るんでしょうか、あり得ないんでしょうか。
- 市民生活部長（鶴本八郎）** 市が特別徴収者に行っているにもかかわらず、入湯客、すなわち浴場利用者から入湯税を徴収していない場合とか、入湯税を徴収しているにもかかわらず市に納税していない事業者はいないところではありますが、仮に、市が特別徴収義務者に指定しているにもかかわらず市に納めないとなりますと、当然、税法に従っての処置がされることとなります。
- 2番議員（東勝義）** それでは、守秘義務について、ちょっとお伺いします。市の職員が、守秘義務を怠った場合、地方公務員法の罰則規定などありますでしょうか。
- 総務部長（中村孝）** 公務員の方には、法で守秘義務とか公務員に課せられた責務がありますので、それに触れた場合については、そういう処分があるところでございます。
- 2番議員（東勝義）** 処分っていいものは、どうでしょうか。罰則規定があるんでしょうかということですか。どういう罰則規定があるか。ちょっとお尋ねしたいところでした。
- 総務部長（中村孝）** 地方公務員法上のサービスの適用の部分でございますけれども、それに基づいて、それに触れるような事案があった場合については、地方公務員法によって分限、懲戒というような規定はあるところでございます。
- 2番議員（東勝義）** 分かりました。同僚議員が、6月定例会で、ある施設が、入湯税を納めてないのではと、どこではと固有名詞を挙げた質問で議会が混乱しました。その後、市に対し文書開示請求にもかかわらず、回答拒否などいろいろありましたが、ある日、この施設が、特別徴収義務者として入湯税を12月より納付すること。また、来年度からは、組合にも参加するようだという情報が入ってきました。10年来の案件が、1議員の提唱によって解決したこと。また、公平な公正な地方税納付がなされることになったことは、すばらしいことであり、市は、この議員に対して感謝の念を述べるべきではないかと思いますが、いかがお思いでしょうか。

○市長（豊留悦男） 言葉というのは先行しますので、正しく私の方で申し上げます。入湯税を払っていなかったのではありません。徴収していなかったわけです。当然ながら徴収していないから市に税金として納めていない。それは道理からしてもお分かりのとおりだと思います。今回、新たに入湯税というそのものについて宿泊者等から徴収するようになった。つまり先ほど部長が申しあげましたように、経営形態が変わったという、それが一番の理由だろうと思います。

○2番議員（東勝義） 徴収していなかったとおっしゃいましたが、徴収するべきところで徴収してなかったのでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり、この開設当時の市との話し合いの結果というのは、大切にしなければなりません。当時の様子、つまり前市長、それから副市長を含めていろいろ経緯があったことは、私も承知していますけれども、それを確認する手段がありませんので、ここで経緯等は差し控えたい。しかしやはり、この入湯税問題については、正しく理解をし、正しく入湯税というものを課していただけるような、そういうお願いはしていかなければならないところでございます。先ほど申しあげましたように、新しい施設が加わり、そして、経営者、いわゆるその権限も変わったとか聞いております。新たな体制での経営でしたので、そのことについて、いちいちコメントする権利は、私どもにはないところであります。

○2番議員（東勝義） 市としての話し合いと言われましたが、これは、前の前市長のことだと思うんですが、これは、前市長とその施設との話し合いがあったということによろしいのでしょうかね。

○市長（豊留悦男） その経過において、過去においてどうだったということは、私は、コメントする立場にないし、また言うべきでないと思います。

○2番議員（東勝義） この特別徴収義務者、これは全ての温泉宿とか宿泊の方々払っていらっっしゃいます。1施設とかそういうのではなくて、やっぱり払っているのが当然のことであって地方税法にひっかかるんじゃないかと思うんですが、これを今まで前の前市長が、こうだったからああだったからというんじゃなく、新しくなった市長が、なぜその事業者にお願いをして、入湯税を払ってもらうように要請しなかったかお願いします。

○市長（豊留悦男） その最初の段階での、つまり新しい施設、まず鉱泉浴場、・・・・・・だろうと思いますが、ここで言葉を言うことは控えさせていただきたいんですけれども、やはり正しく言うためには、理解をしていただくためには、この文言だけは言わせていただきたいと思っておりますけれども、それを前提として議員も言っているだろうと思っております。やはり、その時々過程においては、18年11月だったでしょうか、そのときの判断が正しかった。私はそう思ってこれまで入湯税のことについては、問題としてこなかったというのが私の本意であります。

○2番議員（東勝義） 経営形態が変わったとおっしゃいましたが、今、言うちゃ悪いけど、経

営形態が変わったというのは、この前も市民部長が言いましたけど、同一施設、同一地域とか、そういう話がありましたが、今この施設が払うようになったのは、新しい施設が建ったからでしょうか、その新しい施設だけの入湯税でしょうか、それとも前の施設も入っているのでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 誠に申し訳ありませんが、やはり、個別の事業者の情報については、お答えできないところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 分かりました。逆に言えば、そこにまた守秘義務があるんですね。いいです。それ以上聞いても守秘義務で言われなんでしょうから、ただ、私が思うのは、結局、公平な税金です。皆さんが一生懸命、1か月一遍計算をして払っているらしいです。大きなところになると、すごく大きい処理があるそうです。それを支払っているところと何もしなかったところと、やはりそれは公平じゃないと思う。それに対してやはり公平を期すためには、今までずっとお願いをしていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。それについてやっぱり、我々としてもそこを一議員が指摘されたからか、その施設が新しくなったからか分かりませんが、12月から納付ということで、よかったなどは思っているんですけど、それに対して、今からの施設に対しても、やはり公平な立場で課税するのもしないのか、お願いします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 6月、9月議会でも申し上げてまいりましたが、市としては、入湯税の特別徴収義務者の御協力を得るなどして、適正な課税をしてきたところでございます。また、今後につきましても、議員が御指摘のとおり、やはり公正な課税という観点からも適切な課税に努めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（東勝義）** 最後にです、この徴収義務者について、9月17日の市民生活部長の答弁で、市が課税対象と判断した事業者で入湯税を納めていない事業者はありませんとありますが、今回、この事業者に対して、当初から課税対象者として判断していなかったのか、いたのか、答弁をお願いします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 議員御指摘の事業者につきましても、また他の事業者につきましても課税判断を適切にできてきているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** それでは、この市が、課税対象と判断した事業者で入湯税を納めていない事業者はありませんということは、これは確かですか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** そのとおりでございます。

**○2番議員（東勝義）** 分かりました。入湯税については、私の他にもう1人追及する方がいらっしやいますので、それに任じます。

教職員の傷害事件についてであります。資料がここにありまして、これ文部科学省の資料です。平成30年度の資料なんですけど、ここでわいせつ行為等についての規定があります。わいせつ行為等とは、わいせつ行為及びセクシャルハラスメントのことを言うということで、

文部省では、もうセクシャルハラスメントはないということになっています。それによって、わいせつ行為等の相手の属性、自校の児童とか自校の生徒とありますが、自校の教職員というのは、14.5%。これは参考までをお願いします。それと、それが起こったときに教職員に相談というのは、39%あります。それと時間についてです。わいせつ行為等が行われた場面、その他勤務時間外、63%。今回、指宿で起こった事件もこの勤務外だと思いますが、それについて、やはり、それと、わいせつ行為等による形態について、体に触る、これは完璧なわいせつ行為だということを規定されておりますので、後もって文部科学省のこのデータをお読みください。それに基づいて12月8日、県議会の場で地元選出の議員が、指宿で起きたこの事件について一般質問されました。私も傍聴に行きました。県議から、市教委から県教委に出された報告書の内容を被害女性に確認したところ、事実と異なる点が多数あり、到底信じられる報告書ではないと。この報告書に基づいた今回の加害者への処分であるならば、あまりにもずさんな処分となるとの見解を述べ、県の教育長を追及していました。県の教育長からの答弁として、退職金は、退職したからといってすぐには支払われることはなく、警察の動向や今後の状況を鑑みて判断したい。処分内容についても同様であると、非常に重い回答でした。市教委は、県の教育長を辱めるような、事実確認が取れていない報告書を提出した責任は非常に重いと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 私たちの報告書よりも聞き取りについては、速やかに適切だったと思っております。

**○2番議員（東勝義）** それでは、この報告書、校長が作成したこの報告書を被害女性に見せて確認はしたでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 聞き取りはしましたが、報告書を作成した後、本人に、被害者には見せておりません。

**○2番議員（東勝義）** 確認していないということによろしいですね。

**○教育長（吉元鈴代）** 被害者が確認していないということですか。報告書の方は校長が作成し、そのあとは、本人、被害者には見せておりません。

**○2番議員（東勝義）** それと、加害者、被害者、それぞれ加害者何回、被害者何回聞き取りをしたか、もう一回お願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回の事案につきまして、教育委員会におきましては、加害者の元男性教諭につきましては、9月の24日・25日、11月の9日・10日・11日、女性被害者につきましては、9月25日に聞き取り調査を行っております。

**○2番議員（東勝義）** 私、これ、先と同僚議員が質問したときに、ちょっと聞き間違いかなと思ったんですが、加害者には1, 2, 3, 4, 5回。被害者の女性には、たった1回ですか。よろしいんですか、それで。

**○教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりでございます。

**○2番議員（東勝義）** 私、教育長、本当に悪いんですが、教育長は、教育長の前に女性であります。女性としてこの事件を聞いたときにびっくりなさったと思うんです。なぜかって自分もそういう時期があったわけです。新任教師として学校に赴いたことがあるし、勤めたこともあります。読み上げてよろしいでしょうか。何々が帰ろうとしたところ、何々は背後から何々をなでた。さらに玄関で何々がサンダルの紐を結ぼうとしたとき、何々が何々のやばくないと言いながら左手でつかんだ。また、これもやばくないと言いながら左手で何をつかんだ。突然、何をつかまれた何は驚き、何々から離れようとしたところ何々は、ちょっと来てと言いながら何々の右手をつかみ引っ張ったため何々が怖くなり抵抗したが、何々がつかんだ右手を離さなかった。何々は、外に出ようとドアを開けたものの引き寄せられ玄関の鍵を閉められたことから、さらに恐怖を覚え、触らないでくださいと強く抵抗したところ、何々がつかんでいたこの手がゆるんだことから何々は玄関の鍵を開けて逃げた。この状況を女性として非常に怖いと思うんですが、教育長は、この女性に対してフォローの言葉を述べたでしょうか。何かフォローをされたでしょうか。

**○学校教育課長（常深章）** 被害者のこの女性にとっては、とても怖い状況であったかというふうに思っておりますが、直接私が、フォローをしたことは1回もありません。

**○2番議員（東勝義）** この女性の被害者の事情聴取をしたのは全て男性だと聞きました。教育長、自分が男性の前で、こうでした、こうでしたって説明するのは、非常に恥ずかしいことだと思いますが、それについてなぜ教育長が自ら行くとか、女性の方をその事情に立ち合せなかったのか、その判断については、どういう判断をされたのか、お願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回の事情聴取につきましては、担当職員が男性職員しかおりませんでしたので、男性職員が立ち会っております。

**○2番議員（東勝義）** 教育長、女性としてどうでしょう。やはり、そういう事情があった場合は、誰かに助けてもらいたいというのがたぶんあると思うんですが、なぜ教育長は、行かなかったんでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 議員がおっしゃる、私の方で聞き取りをした方がよかったのではないかという御意見ですけれども、私どもの中で、指導主事それから課長の方で聞き取りをし、そして、女性だから男性だからという価値観の考えではなくて、寄り添って聞き取りをしたということで、威圧的な聞き取りはしていないというふうに聞いております。

**○2番議員（東勝義）** 私が言っているのは、威圧的ではないんですよ。こういう案件です。すごく繊細な案件、セクハラ行為の案件です。やはり、どこをなでられ、どこを触られ、これがこの状況が全て本当とは本人は言っていませんけど、ただこれを見た限りですよ、ただ私としては、早く教育長が対話をしてもらえれば、この女性も今、学校に来れないという状況にはならなかったのじゃないかなと思うんですが、それについてはどうでしょう。

**○教育長（吉元鈴代）** 聞き取りにつきましては、今後ですね、配慮していきたいというふう

に思っておりますけれども、今回、私が教育長として女性が就いたということで、それはあなたが行けばよかったということの御意見だと思っておりますけれども、今後、課内で話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** それでは、この女性が、今受けている2次被害についてであります。今いろんな噂が立っております。この2次被害が出るからといって我々は、教育委員会に数回早く解決した方がいいんじゃないかと言いました。この2次被害です。この女性が、なぜこんな時間に行ったのか、女性がその気じゃなかったのかとか、女性が男の先生をはめたとか、もし言われた場合、やはり、すごく傷つくのは、この女性の職員だと思うんですが、それについてどう思われますか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回、被害者に対する噂話があることは、大変問題であると思っております。誠に遺憾であります。市教育委員会としましては、個人情報や被害者保護の観点からも元教諭の処分が決定するまで、事案に関する説明を差し控えさせていただいたところでございます。

**○2番議員（東勝義）** それでは、この教育委員の方々に教育長は、9月の定例会で何とお話をなさったのか、お願いします。

**○教育長（吉元鈴代）** 定例会、そして必要に応じて教育委員の方には話をしておりますけれども、この間は、個人情報、それから人権の保護を求めて、その報告ができる範囲で報告をしております。簡単に軽視して報告はしておりませんので、御了解していただきたいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 私は聞いているのは、個人の名前を出せとは言いませんよ。どういう報告をしたかということ、内容を聞いているんです。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育委員に対しましては、9月25日と10月27日、教育委員会定例会終了後に私の方から現状報告を行っております。内容につきましては、現状報告ということで御理解ください。11月26日の定例会の会議終了後に事務局報告として学校教育課長の方で現状報告を行っております。12月3日につきましては、辞令交付がございましたので、その処分の方についても報告をさせていただいております。

**○2番議員（東勝義）** 私は言いたいのは、教育委員の方に9月定例会でどういう報告をなさいましたかっていうことを聞いているんです。内容です。

**○教育長（吉元鈴代）** 現状報告でございますけれども、そのときは調査中でしたので、そしてデリケートな問題なので時間がかかるというようなことは言いましたけれども、そういうような形で、まだその時点では、学校名とか、その個人名もお知らせしてないところですよ。

**○2番議員（東勝義）** 私が学校名とか個人名を言ったか言わないかじゃなくてですよ、どういふことがありましたかということをお報告なさいましたかってことです。どういう案件があって、デリケートな案件かもしれないんですけど、こういうことがあって、デリケートな案件です

ので、こういうことがありましたってことを報告したか、それともしなかったかということ  
を言っているんですよ。

○**教育長（吉元鈴代）** 先ほども申し上げましたように9月の25日、10月の27日の日に現状報告  
を教育委員の方には報告させていただいておりますけれども、そしてまた必要に応じてお話  
をしたこともあります。

○**2番議員（東勝義）** だから、そのお話の内容です。別に私は、個別の学校名とか個別の名前  
を聞いているわけじゃない。どういうお話をされましたかっていうことを聞いているんです  
よ。何回も同じことを言わせないでくださいね。

○**教育長（吉元鈴代）** 9月25日でしたら次の日でしたので、その中で深夜の時間に同僚の先生  
方がトラブルがあったということを話しております。ただ、調査に時間がかかりますとい  
うふうにお話しております。25日のときもまだ調査の途中でしたので同じようなことをお  
話しております。

○**2番議員（東勝義）** そうです。それでいいんです。トラブルがあったというだけで終わった  
んでしょうから、11月25日ですか、10月25日、今度説明されたの。9月の25日が1回目、2回  
目が10月ですか、2回目のときには、どういう説明をされましたか。

○**教育長（吉元鈴代）** 先ほども申し上げましたように9月25日と10月の27日、私たちの調査は  
まだ進んでおりましたので、同じような内容でお話をして、まだ時間がかかるようだとい  
うことをお話してあります。

○**2番議員（東勝義）** そこから、教育委員の方々から何かお話がありましたか。質問がありま  
したか。

○**教育長（吉元鈴代）** 教育委員の方、4名の方からは、最初9月25日は4名、そして、10月27日  
の方は、用事があられて3名でしたけれども同じ報告でしたけれども、教育委員の方は、児  
童及び保護者への影響がないように配慮してくださいということで、私たちはお願いをされ  
ました。

○**2番議員（東勝義）** 教育長、市長も教育現場におられた方ですが、教育長として市長に相談  
をしたりとか、指示を受けた経緯はありませんか。

○**教育長（吉元鈴代）** 市長には、相談とかそういったものは、報告はしておりますけれども、  
いろんな形でサポートさせていただいております。

○**2番議員（東勝義）** もし差し支えなければ、そのサポートというのは、どういうサポートが  
あられたか、お願いします。

○**教育長（吉元鈴代）** サポートというよりも、そのときの現状報告を市長にしているという形  
になります。

○**2番議員（東勝義）** 分かりました。ありがとうございます。すみません。追及したみたいだ  
けど、だけど、私としては、本当にこの女性の方、今から若い20代の方です。それが一生懸



命、今から子供たちの教育の現場に復帰しようと頑張っているのに、今休んでいる状態です。一番困っているのは子供たちだと思うんですよ。それと、学校の先生方、2人いなくなったということで子供たちが、一番かわいそうだと思います。今、テレビでも報道ですごくなされています。今いろんな報道がありますが、市長、やはりここは、教育長のサポートとしてテレビカメラの前でやはり謝罪か会見をするなり、何かした方がいいんじゃないでしょうかと思います、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** あまり私には、その質問の意図が見えません。こういう問題というのは、2人の人生にかかわることです。もちろん被害女性は、大きいです。全てのこれまで教育者としてキャリアを積み、実績を残した、それを全て否定して、そして、1人の教師としての人権にかかわるようなことにつながるような事例にならないように慎重にこういう問題は、対応した方がいいとそのような話はした覚えがあります。こういう事案というのは、・・・の例が初めてではありません。いろんなことがあるわけでありまして。もうテレビとかいろんな問題で広報されていることですので、私は、あえて名前を申し上げましたけれども、それが差し支えあるようでしたら、学校名は訂正をさせていただきたいと思います。先ほどの入湯税の問題も、ただ単にある施設と言いますけれども、もうこれは、いろんなところでその問題というのは、流布しているわけでありまして。つまり、先ほどのお湯の名前も言いましたけれども、今後、支障があるようであれば、その点も訂正をさせていただきますけれども、今回、この事件で市議会も県議会も県教委も巻き込んで、大きな問題になったのはなぜかというのを私は、考えているところであります。そうするためには、軽々にもは言えない。つまり、こういう問題というのは、教育委員会が出ていっていろいろやる問題ではないと私は思っております。学校が第1次的に経営者として責任のある報告をし、そして、市教委を通して県教委、その指導を受けながらこういう問題は、適切に処理する、それが、これまでの道筋でありましたので、私は、これまでの経験を踏まえて、どのように処理すべきかということは、私なりに考えております。このように大きく議会でも複数の議員が、この問題に対して大々的に質問をするというこのことについても、私はこれまでに経験のないことでありますので、議員のおっしゃる質問に対して、的の射た回答というのはできないところであります。

**○2番議員（東勝義）** こういう問題が、新聞沙汰、大きくなった。これは指宿市の学校で起こったことです。この問題が大きくなるのはなぜか。誰も黙っているからでないでしょうかね。私、トップが取材を受けていろんな説明をし、縷々、我々の責任においてしっかり解決いたしますと言ってくれば、変わってくるんじゃないかなと思うんですが、そういう意思はございませんか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、事実というのをどう捉えるかということでありまして。そして、その判断を法的にどのような処置が下されるか。様々なことを慎重にした上で、この結果を受

け止めないと間違った受け止め方はしたらいけない。ただ、被害女性については、大切にその経緯を踏まえた対応をすべきであるけれども、様々な要因が絡んでいるだろうと思います。なぜこう申し上げるかと言いますと、得てして、こういう個人的な男女問題、つまり、傷害につながったセクハラの問題というのは、それぞれの場面がそれぞれのことで、それぞれの思いがあった事件であろうと思うわけでありまして。ですから、ここでトップ、つまり市長が、こうこうということは言えないということを言っているわけでありまして。

**○2番議員（東勝義）** 是非、私としては、やはり表へ出てしっかりとした答弁をするべきじゃないかなと思っております。それと、教育委員会にお願いですが、今、私が言ったみたいに文部科学省によって自校の教職員によるセクハラが、14%とか、勤務外が、63%あります。今、指宿市内の小・中学校の女性の教職員にやはり、どういうことがあったかという聞き取り調査なり、それから、今、相談にできないことがありはしないかという調査をしてほしいんですが、それについては、どう思いますか。

**○教育長（吉元鈴代）** 聞き取り調査とかアンケート調査とか、いろいろあるんですけども、学校の中では、定期的に面談というのがありまして、衛生委員会というのがあります。そこで、女性教諭、男性教諭でも悩みを話したり、そして、産業医の方に意見を申し上げて、そして、解決する方法もありますので、そういうところの意見を聞きたいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 最後に、京都大学の榊原禎宏先生の教職員の精神的健康についてという論文がありましたので紹介しておきます。これは2009年の状況ですが、今、昔、1996年は120人に1人の教諭が休職する、そんぐらいの精神的な状況だったそうです。今は、2011年の結果ですが、32人に1人精神的疾患を負っているという統計があります。やはり、精神的疾患を負うようなやはり教育現場というのは、いろんな子供たちの関係、教職員の関係あるでしょうから、やはり、それに対するサポートをしっかりといただければ子供たちを教育する教職員ですので、元気な教職員、心身ともに元気な教職員が子供たちの指導に当たってもらいたい。そのために、やはりサポート体制をしっかりとしてもらいたいと思っておりますが、それについて取り組む考えはあるでしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 市の教育委員会の方でも、女性と男性の方の相談員がおりまして、そこに相談してくださいというのは、学校の方に申し上げております。そして、学校の方でも委員会というのがありますので、そういうところで悩みとかいろんなところで養護教諭を中心として心の推進委員会というのがありますので、そこで上げてもらって、また市教委に上げてもらう形もしておりますけれども、これからまた、そういった女性教諭だけでなく男性の方も悩んでいる方もいらっしゃると思いますので、いろんな形でサポートをしていきたいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 私としては、やっぱり子供たち、私も指導している中ですから、子供たちが、心身ともに健康な先生方から教えてもらう、また、楽しい学校生活を送ってもらいた

めに教育委員会，この事件をきっかけにしてしっかり反省していただき当たってもらいたいと思うんですが，よろしくをお願いします。以上で終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時03分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん，こんにちは。議員番号8番，恒吉太吾です。11月24日は，語呂合わせで，いい節の日でした。山川，今和泉小学校では，かつおぶしに関する出前授業が行われ，かつおぶしのパック，おなかパックを使った給食が提供されました。指宿が誇るすばらしい食材指宿鰹節，水産業，かつおぶし製造業への応援や支援，食育の観点からも今後でも取り組んでいただきたいと思います。

それでは，通告に基づき，一般質問を行います。介護サービス事業所の新型コロナウイルス感染症対策について，介護サービスは，要介護，要支援の方々やその家族にとって住み慣れた地域での生活を支えるために必要なサービスです。介護サービス事業所は，利用者へのサービスを低下させることのないように様々な感染対策を講じ，懸命に事業を行っています。施設で働く職員も自分が感染してはいけない，感染させてはいけないと日々責任感やプレッシャーを感じる中で業務を行っており，疲労感やストレスも高まっています。今後，深刻な状況での職員の離職が進み，地域介護の崩壊といったことも予測されます。私も介護サービス事業所の運営に携わる者の一人です。今回の一般質問を行うに当たり，自分に関係する施設があるから質問を行うといったような利己主義によるものではありません。介護分野をはじめ，医療，福祉分野，業界全体が深刻な状況にあることを，是非，議員，職員の皆さんとも共有，認識し，素早い対策を講じるための一般質問であることを，まず先に一言申し上げておきます。

1点目に，本市における事業所の数について。入所系，訪問系，通所系サービス事業所に分けてお示しください。また，介護サービス事業所に対して国や県では，様々な指導や支援を行っていますが，本市としてどのような取組を行っているのか，お聞きします。

2点目に，withコロナでのかいもん山麓ふれあい公園の利活用について。平成29年にも，そばの館皆楽来について一般質問しましたが，それ以降の収支と利用人数をお聞きします。

3点目に，指宿庁舎の駐車場整備について。来庁者用の駐車台数を本庁舎と北側別館に分けてお示しください。また，利用者の方から要望等はないかをお聞きし，1回目の質問いたします。

○市長（豊留悦男） 新型コロナウイルスが感染拡大している現下において，本市の介護施設

等、大変な苦勞だということは深く認識しております。本市において、介護保険適用施設であります介護サービス事業所につきましては、市及び県が指定する事業所を合わせまして特別養護老人ホーム等の施設、入所系サービス事業所が35か所、訪問系サービス事業所が16か所、通所系サービス事業所が32か所、居宅介護支援事業所が15か所、その他福祉用具貸与販売事業所合わせて、本市の介護サービス関連事業所は、合計100か所となっているところであります。本市の介護事業所に勤務する職員数についても約1千人と把握しておりますので、今後、コロナ禍における介護サービス事業所の在り方というものについては、市とともに課題等を把握してまいりたいと思っております。

次に、駐車場の件でございます。指宿庁舎における来庁者専用の駐車スペースにつきましては、庁舎付近に88台分を、保健センター付近に14台分を、北側別館付近に16台分を確保しております。また、来庁者が多くなる検診や会議等が市役所等で開催される際には、職員の駐車を制限し、来庁者用駐車スペースの確保に努めているところであります。来庁者から駐車スペースの不足等について、ここ最近では苦情や要望はお聞きしていないところでありますけれども、市役所を市民が利用しやすい市役所として、駐車場の確保等は必要であろうかと思っているところであります。

以下、いただきました質問については、担当部課長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国内において、新型コロナウイルス感染症の発症者が確認された今年1月以降、厚生労働省から介護サービス事業所に対する指導等について多くの通知がなされております。これまで本市が行いました指導内容等につきましては、介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症への未然の対応及び利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、介護報酬算定の特例措置、感染防止対策を徹底したサービスの継続等であり、これらの通知に基づき文書などにより指導を行っております。

また、併せまして7月には、指宿医師会の協力をいただき、市が指定する地域密着型特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム及びグループホームを対象に、感染対策のための研修会を開催し、希望する事業所に対し、感染対策マニュアルの動画を配布しております。その他、11月に実施した市指定介護事業所に対する集団指導において、改めて感染症対策についてお願いをしたところでございます。

**○産業振興部長（大迫格史）** そばの館皆楽来の収支状況は、平成29年度が歳入額699万9,102円、歳出額1,217万5,230円、平成30年度が歳入額772万9,197円、歳出額1,331万5,497円、令和元年度が歳入額881万3,581円、歳出額1,334万2,881円となっております。

次に、利用者数でございますが、平成29年度が1万2,666人、平成30年度が1万3,747人、令和元年度が1万5,146人となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** すみません。順番を変えて質問させていただきたいと思えます。まず、withコロナでのかいもん山麓ふれあい公園の利活用についてお聞きします。先ほ

ど、皆楽来の運営状況についてお聞きしました。平成29年、前回質問少し言葉荒くという  
か、辛辣な中でお願い要望することもありましたが、それ以降ですね、収支状況も少しずつ  
ではありますが改善されており、利用者に至りましてはですね、すごい数で利用者の人数も  
増加されていると思います。ただですね、やはり合併以来、この3年間を見ましても赤字状  
態であることに変わりはないのではないかとこのように認識しております。一方ですね、こ  
の皆楽来を訪れるとですね、この今回の新型コロナウイルス感染症対策、とても十分に対策が取られ  
ており、安心してですね、おいしい食事ができる、そういった施設であるということもです  
ね、是非、皆さんにこれから周知していくべきじゃないか。なかなかこういったすばらしい  
ものであるのを皆さんにお伝えするのは少し苦手なところがあるように思いますので、今  
後、収支改善であったり、さらに利用者を増やすためにですね、今後どのような取組を行っ  
ていくか、お答えください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今後ということでございますけれども、令和元年度につきまして  
は、期間限定のものを含めメニューを13品目増やしております、売上の増加を図ってきて  
おります。今後は、これらのことに加えまして、SNSを活用しまして手打ちそばの魅力等  
についても情報発信し、そばの館皆楽来の利用者数と売上の増加に努めてまいりたいと考  
えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** メニューが増えることで、お客さまも選択肢の幅が増えますし、SNS  
を活用することで広く周知されると思いますので、是非、今後ですね、収支状況改善、  
利用人数増加のために努めていただきたいと思います。

キャンプ場についてお聞きします。このコロナ禍によりまして、密を避けたキャンプ見直  
されております。一過性のブームといったものではなく、独自の存在感を示すようになって  
おります。このような中でですね、このかいもん山麓ふれあい公園内のキャンプ場利用状況  
に変化があるか、お伺いしたいと思います。キャンプ場、ログハウスの利用人数が分かれば  
前年との比較をお示しください。

**○産業振興部長（大迫格史）** ログハウスの8月から10月までの利用状況について、3か月間の利  
用状況についてお答えさせていただきます。令和元年度が450組で2,989人、令和2年度が169  
組で914人となっております。次に、キャンプ場の8月から10月の利用状況につきましては、  
令和元年度が438組で1,486人、令和2年度が593組で1,814人となっております。キャンプ場  
につきましては、今年度は、3密回避のため、例えば、オートキャンプ場のC区画は、隣接  
区画を基本的に利用しないなどの制限をさせていただいておりますけれども、全国的なキャン  
プブームが追い風となりまして、令和元年度よりも組数、人数ともに増加しているところ  
でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** いろいろユーチューブだったりSNSを見てもですね、芸能人がソロ  
キャンプのページを持っていらっしゃる、また、日帰りのデイキャンプ、あとは、ご自宅で

するベランピングやおうちキャンプ，そういったものもですね，流行しております，従来のキャンプスタイルからだいぶ変わってきているのではないかというふうに思っております。こうした点もですね，この利用者が増えている，増加していることにつながっているのではないかというふうに思っております。これまでの従来と違うキャンプスタイル，これまでと違うコロナ禍の中です，興味を持ったライトユーザーなどに対して，このようなターゲット層，これに対してこれからアプローチしていかなければなりません，これからどのような取組をされていきますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今，御指摘のように，キャンプは非常にブームになってきているところでございまして，女性の方もお1人でキャンプ場に来られる方も見受けられる状況にございます。今後の取組についてでございますが，インスタグラムなどのSNSを活用し，キャンプの初心者の方でもキャンプの楽しさや魅力を感じていただけるような情報発信に努めていきたいと考えております。

また，既存のホームページにつきましても，写真を増やすなど見直しを行いまして，ふれあい公園を多くの方々に知っていただき，ご利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** モニターをお願いします。だいぶ見にくいんですが，これは，観光課が管理しているいぶすき観光ネットのかいもん山麓ふれあい公園のサイトになります。キャンプのページをスマートフォンで見ると，一番右側の方が見えるでしょうか。料金のところがですね，縦になって大変見づらいんです。料金表の列幅が狭く，途中で折り返されるなどレイアウト崩れが起きています。スマートフォンですね，横で見る場合は，それほど気にならないんですが，スマートフォン自体，モニターのように縦で見ることが多いので，こちらPCを想定したレイアウトだと思われま。モニター結構です。しかし現在，PCよりもスマートフォンでのネット検索が多くなっている中で見づらいサイトでは，利用者獲得の機会損失につながりかねません。スマートフォン用の画面幅を考慮したレイアウト作成や誘導ができないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 御指摘のようにスマートフォンの画面を縦で見ると，御覧のような事象が起きているところでございます。横にすると御覧いただける状況にはございますが，御不便をおかけいたしておりますので，インターネット業者にも連絡をするとともに，今後の閲覧者の見やすさに留意しながら，ウェブページの改善等に努めていきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** このウェブサイトに関連してもう1点質問します。現在ですね，このキャンプ場の予約というものが，電話かもしくは営業時間の窓口対応というふうになっておまして，ネット予約に対応しておりません。ネットであればですね，時間に関係なく予約もできる，予約状況も確認できますが，そういったことで利便性も向上しますし，今後もっ

と利用者が増加するのではないかというふうに思っております。併せて現金の授受をなるべく避けるためにクレジットカード、電子マネー、スマートフォンを使った決済は、このニューノーマルに対応したキャンプ場運営のために必要であり、予約の状況確認や接触の機会軽減にもつながります。

また、利用者の大幅な増加が予想されます。ネット予約とこの電子決済は、ニューノーマルの中で必要といいますか、もう当然すべきことだと思います。ですので、できるかできないかという、そういう時点の話でなくて、いつ導入されるか、教えてください。

**○産業振興部長（大迫格史）** インターネット予約、それからクレジットカード決済ですけれども、これにつきましては、時代の流れというふうに考えているところでございます。クレジットカード決済につきましては、市の観光関連施設を所管する関係課とキャッシュレス化に向けて協議検討を進めているところでございます。併せてインターネット予約のシステム導入につきましても現在、経費等を積算しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私も何度か訪れたことありますが、大変すばらしいロケーション、大変すばらしい場所ですので、利用者の利便性を考えたネット環境整備、ネット予約ができますよう、また、電子決済ができますようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、1つ目の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。今、部長の方で縷々説明ありました。介護事業所の事業者の1人として、本当に市の対応というのは、細部に至るまでですね、していただいて、この点、大変感謝しております。ほかの事業者からも同様の声をいただいています。本当にありがとうございます。逆にですね、このたくさんいんなお話、指導はいただいておりますが、介護サービス事業所から逆に要望というものがありませんでしょうか。そして、その要望があった場合、市としてどのような対応をされているか、お答えください。

**○健康福祉部長（西浩孝）** これまで寄せられました事業者からの主な要望としましては、介護認定調査員の施設への立ち入り制限についての要望があり、立ち入り制限により更新のための認定調査を行わない場合は、特例として最大6か月の認定期間延長を認めております。そのほか新型コロナウイルス感染症を発症した、または濃厚接触者となった利用者の情報共有の要望があったことから、関係法令等に基づき必要な情報について、関係者で共有するための流れについて居宅介護支援事業所宛てに通知を出しております。併せまして、国の緊急対策事業への要望について事業所に照会をし、要望のあった陰圧装置設置補助について、先般の9月議会において予算化しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** この要望については、また後ほど改めてさせていただきます。次に、利用控えについてお聞きしたいと思います。この利用控えですが、まず、把握されているか、お聞きしたいと思います。例えば、ケアマネジャーであったりとか、事業所の方から報告があったり、逆に市の方から問い合わせをしたことがあるか、お聞きしたいと思います。

併せて利用控えによる利用者の身体機能や認知機能の低下といった介護度の重度化も大変懸念されております。従来のリハビリを行うのが大変難しくなっており、身体機能、認知機能が落ちているというリハビリ専門職の声もあります。これらの事例に対してですね、どのように対応を行い、対策していくのか、お聞きしたいと思います。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 身体機能低下についての把握でございますが、私どもの本年度の介護給付につきまして、緊急事態宣言が出された4月から5月にかけて、通所リハビリテーションが前年度対比で約5%の減。本市で初めて感染が確認されました7月の通所介護が対前年度比8%の減であったことから、本市におきましても一定数の利用控えがあったものと考えております。これらのことから介護サービスの利用控えや地域で取り組んでいる、ころぼん体操の中止が起因とみられ、身体機能や認知機能の低下が懸念される場所ではございます。

次に、その対策としまして、地域包括支援センターにおきまして、介護サービス事業所と連携し、より感染リスクの少ない介護サービスを提案する。または、介護サービス利用を控えている方には訪問、電話による状況確認を行い、必要な介護サービス利用を促すなど安易な利用控えとならないように対応しているところでございます。また、感染に対する不安がある高齢者につきましては、自宅で行うころぼん体操を周知するほか、感染防止対策を徹底したウォーキングや高齢者サロン、脳のトレーニング教室などの介護予防事業の充実を図ることが必要であるというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 4月、5月、7月も利用控えありますが、さらに8月、指宿では大きなクラスターが発生したときに、さらに大きな利用控えが起こっております。やはりですね、やっぱり家から出ないのでありますので、皆さんと連携を取りながらですね、しっかりとその利用者を訪問することが難しいのであれば、電話であったり、あとはオンラインという手もありますので、そういったものも活用していただきたいというふうに思っております。今、利用控えの件を話しましたが、この状況が続けば、利用者さん本人もですね、介護度の重度化が進む、そういった方が増えてくれば、今度は、この市の介護給付費用の増加ということも懸念されます。来年度以降ですね、さらに要支援とか要介護の認定率の上昇、こういったものも考えられるんですが、まず、現在の要支援、要介護の認定率の数値をお示してください。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 令和2年1月の認定率につきましては、19.3%、新規認定者は64人でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大するにつれ、3月は49人、4月は44人と介護認定の新規認定者が減少し、現在は、感染拡大前の水準となっております。認定率についても下降し、令和2年8月の認定率は、18.8%となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今の話だけ聞けばですね、認定率は下がっているように思われるんですが、これはやはり、自宅内にこもっていて、まだ認定も受けていない方が、実は潜在的にいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。まだ認定を受けていなくても、こ



のコロナ禍により様々な要因が複雑に絡み合っただけでフレイルの層、こういったものが要介護状態に陥ることも懸念されます。そうなれば必然的に、今言っていた認定率も上昇してまいります。このフレイルに対して、これからどのような対策を行っていくのか。これとても大切な問題だと思うんですが、市としての方針があればお示してください。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症拡大後のフレイル対策としましては、新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、5月には自宅でできる体操等を掲載したチラシを全世帯に配布をさせていただきました。また、ふれあいデーを休止していた期間には、ふれあいデー職員が、利用者を戸別訪問し、筋力が低下しないよう自宅でのころばん体操等を勧めたりもしております。特に新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、介護サービスの利用控えを起因とするフレイルが懸念されることから、本市におきましても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、閉じこもりによる筋力低下を招くことがないよう脳のトレーニング教室、ころばん体操、ふれあいデー等に参加していただくなど、自宅から外に出ていただく、そういう取組を行っていきたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** すみません。フレイルと言ったんですが、フレイル、少し説明させていただきますと、加齢に伴ってですね、心身の活力が低下した状態のことであるんですが、適切にですね、今、部長の方から答弁ありましたように、適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともまた言われております。早期発見、早期支援で多くの高齢者の生活機能の維持向上を、これから行うべきではないかと思っておりますので、やはり、これからも様々な関係機関と連携しながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。御協力を、是非、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症第3波襲来と言われる中で、これまで以上にサージカルマスクや手袋、手指の消毒液といった衛生用品等の需要が増えることが予想され、実際にですね、事業者にお問い合わせみますと、購入頻度が増えている、増加しているといった回答があります。またですね、価格も高騰したままの状態でも入手にも大変苦慮しているとのこと。安定的な確保のため感染予防のために、この衛生用品等の購入補助や環境整備を支援することができないでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 介護サービス事業所は、重症化リスクが高い高齢者が利用及び入所していることから、介護事業所への支援につきましては、緊急事態宣言が発令される前の3月頃から国・県によりマスク、手袋、消毒液等の備蓄調査があり、市内介護サービス事業所に配布可能な衛生用品等を配布するなどの感染防止対策が行われております。その後も、国及び県の施策としまして、感染防止対策に対する補助金等の制度が創設されるなど、全国的に感染防止対策事業が行われております。

本市においては、現在まで介護サービス事業所でのクラスターは発生していないことから介護施設管理者及び介護職員の努力に加え、これらの感染防止対策事業が、一定の功を奏し

ているものと考えており、今後、マスク等の衛生用品の補助につきましては、その必要性に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 国や県の支援といたしますか、いろいろ備蓄の確認とか支給はあったんですが、是非、市としてもですね、まだクラスターが起こってないとはいえ本当にぎりぎりの状況で職員耐えて仕事をしておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

本市ではですね、様々な産業であったり、事業所に対して本当に多くの支援がこれまで行われてまいりました。介護サービス事業所においても同じような支援、急務ではないかというふうに思っております。この対策をですね、早急にしていただかないと、利用者の介護度の重度化、更には介護給付費用の増加による財政の圧迫、地域介護の崩壊の危機が訪れます。介護サービス事業所だけではなく、医療、福祉施設にも同様に事業継続のために経済的な支援ができないか、お尋ねします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準の暫定的な取り扱いでは、感染拡大防止のため休業要請の有無にかかわらず、介護報酬の算定について特例の活用が可能となる措置が講じられるなど事業所のサービス継続支援も行われております。介護サービス事業所への新型コロナウイルス感染対策支援につきましては、全国的に一律・一定の支援が行われるものであると考えていることから、今後、来年度の介護報酬の改定状況及び国の動向を注視してまいりたいというふうに考えています。

**○8番議員（恒吉太吾）** 国・県の支援は、大変ありがたいです。ただ、本市においては、様々な産業に様々な支援を今まで行われてきていると思うんですが、この際、介護、医療、福祉にも市として独自に経済的支援ができないか。もう一度、ほかの事業では既に行われておりますので、この業界に対して、介護、福祉、医療に対して支援ができないか。お答え願えればありがたいのですが、お願いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 介護従事者の方々、あるいは医療関係者の方々には、日々、感染した場合、重症化しやすい高齢者の方々と接しておられ、大変ご苦労をおかけしていると思っておりますが、慰労金等の支援につきましては、市全体として総合的に判断をさせていただきたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、慰労金の話が出たんですが、私が今、言っているのは、あくまでもまず、介護、福祉、医療の事業所に対しての支援でございましたので、こちらも是非、対策を打っていただきたい。事業所に対しての対策でございます。

今、部長の方から慰労金の話が出ましたので、この慰労金、この介護を支えている職員に対しての質問に移りますが、慰労金、国より一度、医療、介護、障害福祉分野で働く方へ支給されました。現場からは、この1回だけで終わらないでほしいといった声も多くあります。まず、国からの慰労金についてお聞きします。こちらですね、事業所を経由して支給されますが、事業所が、その申請を行わずに慰労金が支給されないといったケースがあるよう

にニュースでは報道がありますが、本市においては、そのような事例は確認されてないでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 県に私どもの方で、その慰労金につきまして問い合わせをさせていただきました。11月末時点で59法人約4,000万円が指宿の、支給をされたというふうに伺っております。今、議員御指摘の支給申請がされてないとか、そういう個々の事例につきましては、県の方からは、ちょっと回答はいただいているというところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 慰労金につきましては、6月までの現場の努力を評価し、国から支給されたものであるというふうに認識しております。ただ、その6月以降も緊迫した状況は続いております。長期化し、現場や職員も日に日に疲弊し、本当にぎりぎりの状況で踏みとどまっている現状がございます。この慰労金の支給というのは、このような状況でサービスを継続し、現場を懸命に必死になって支えている職員に対して、労をねぎらい、感謝の気持ちを伝え、そして、敬意を称することにもなり、精神的にも大変大きな後押しになります。是非、市独自にですね、第2弾として介護従事者はもちろん、医療、福祉従事者にも慰労金の支給ができないでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市独自の慰労金等の支給につきましては、今、議員おっしゃいます介護職員以外にも医療関係者、障害者の福祉の関係者、多々いらっしゃる、コロナ感染症の感染拡大防止に大変ご尽力いただいているというふうには認識しておりますが、先ほども申し上げました、総合的また俯瞰的な判断として市全体として考えさせていただきたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 市では、今まで本当に様々な産業に対して大変大きな御支援をいただいておりますので、介護サービス事業所、医療、福祉事業所にも同じようにできるのではないかと考えております。確かに慰労金に関しましては、この指宿の介護施設、病院、福祉施設、市外から通われて働かれている方もいらっしゃるの、市のお金でしてくれと、少し難しい点があるのも承知しておりますが、このような中で、垂水市におきましては、医療、福祉を支えている従事者を応援する意味を込めまして、国の地方創生臨時交付金を活用しまして特産品のカンパチ、ブリを給付する事業があります。ちなみにこちらですね、送付予定者が872人、予算額が534万円の事業となっております。さらにですね、垂水市におきましては、この介護、福祉分野からではなくて、支援を検討する中で水産商工観光課よりも提案があったというふうに伺っております。本市でもですね、ブリやカンパチをはじめとした水産物、オクラ、ソラマメ、牛肉、豚肉などの農畜産物、また、かつおぶしパックなどの特産品支給事業を行えばですね、介護従事者や医療、福祉従事者への後押しになるだけではなく、このコロナ禍におきまして、出荷が大幅に減少している水産業やかつおぶし製造業、農畜産業への支援や後押しにもなると思っておりますが、部や課を超えての支援事業ができないでしょうか。これまでですね、まず、商

工水産課としましては、養殖業者支援に学校給食提供のための購入費用として210万円。農産技術課でもですね、農産物PR緊急支援事業費として525万円計上された過去いきさつがございます。既にですね、こうやって支援の実績というのがありますが、こういったこと、慰労金が難しいのであれば支給事業ができないか。まず、健康福祉部長として、そして今、申し述べましたが、産業振興部長として、そして農政部長として、それぞれのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、垂水市の方で特産品を医療従事者、介護従事者に配布した取組については、承知をしております。本市で行う場合、議員がおっしゃいましたように関係機関との調整等も必要でございますし、一定の財源も必要となることから、市全体として総合的に判断をしていかなければならないというふうに考えております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 養殖業者に対する支援として、ブリ、カンパチを市内の学校給食に提供させていただきました。12月11日付の南日本新聞では、カンパチの角切り入り味噌汁を味わった子供の笑顔が大きく写真として載っております。また、山川の給食センターからもお礼の手紙をいただいております。養殖業者への支援につきましては、今後の影響を見極めつつ、必要な支援について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今先ほど部長が申しましたように、市と全体の中で協議をしていきたいと思っております。かつおぶしも同様に検討していきたいと考えております。

**○農政部長（田之上辰浩）** 農政サイドとしましても、市全体として総合的に判断していかなければならないというふうに考えているところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 部、課を超えて全庁的に判断していただきたいんですが、この国の地方創生臨時交付金ですが、残額どれだけありますか。

**○総務部長（中村孝）** 国の臨時交付金でございますけれども、ちょっと手元に細かい数字はないんですけれども、今うちの方に配分をされているのが、8億円ほどの臨時交付金があるところでございます。これにつきましては、これまで補正予算等でも事業にですね、充当をしてくれておまして、今現在、国の方に事前に交付金を充当する場合については、その対象事業を国の方に申請をしておく必要がございます。これにつきましては、本市としましては、今現在、18億円を超える事業について国の方には、申請をしておまして、これから実績に基づいて、実際使ったお金で国の方には実際の交付金申請という形になりますので、本市としては、8億円を超える申請の中から実際使った部分を満額で申請ができるような形で、多くの事業に充てられるような形で、今現在、申請をしておりますので、最終的には、その実績等をみて満額充当をするような形で考えていきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、私が申した支援事業は、可能という認識でよろしいでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 今現在、国の方にも申請をしておりますので、今、大きな形で申請をし

ている中で、今、議員が言われた部分が対応をできるのかどうかも含めまして、あとそういう優先順位等もした場合にですね、その残額等がある場合については、可能になる場合もございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 優先順位という、大変この介護、医療、福祉に対して、寂しいお言葉をいただきましたので、この点につきましては、後ほどまた違う質問をさせていただきたいと思えます。

安心安全に施設を継続的に運営していくためには、人材の育成や確保も大切になってまいります。コロナ禍の中で人材不足も懸念されており、この慰労金支給や応援事業、そして、事業所支援も市として介護分野であり、医療分野であり、介護分野に対して福祉分野に対してですね、応援しているという意思表示にもなってまいります。懸命に働く職員への後押し、敬意を表することが離職を防ぐ一助にもなると私は思っております。介護従事者そして医療、福祉従事者に対して慰労金や特産品を支給する応援事業の実施に向けて、臨時交付金などを活用し、優先順位を上げていただく中で是非取り組んでいただきたいと思えますが、この取組ができないか。市長、お答え願えないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 様々な分野で、非常に苦しい経営を含めた職員の苦労も分かっているところであります。先ほど申し上げましたように、介護事業所に勤務する職員数、約1千人ほどと申し上げました。その方々への慰労の気持ちという形で何らかの対応、先ほど議員からいろいろ介護現場の苦労をお聞きしましたので、何らかの形での対応ができないか、検討させていただきたいと思えます。先ほど産業、いわゆる観光分野、農政分野、様々な分野の意見を総合的に判断をして、どういう形でその労に報い、この事業を守っていくかという観点で判断をさせていただきたいと思えます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、よろしくお願い申し上げます。最後に1番の最後になりますが、人材確保について、もともと介護職は、仕事が大変ハードでございます。そして、常に緊張感を持ちながら仕事を行い、ストレスも溜まりやすく、給与も他職種と比べても格段に低いのが現状でございます。さらに、このコロナ禍による施設への出入り制限や面会の自粛といったものによりまして、これまで業者に頼んでおった清掃業務、こういったものも職員が代わりにする、利用者の洗濯物そういったものも出し入れも職員がすると、今まで以上に介護職の日々の業務というのは増えております。このような点を踏まえた中で人材確保について、どのように考えていらっしゃるか。今後も慢性的な人材不足が懸念されますが、どのような対策を取っていく考えがあるか、お答えください。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市に限らず、全国的に介護職員の人材が慢性的に不足しているという状況はあるようです。今後、本市においては、今年度中に策定します第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、介護人材不足について関係機関が協議をする場を設けることとし、本市としての対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 人材、大変足りませんので少しでもいい人材確保のために、御協力をお願いしたいと思います。

3番の指宿庁舎の駐車場整備について質問を移ります。先ほど、来庁者用の駐車場台数要望についてお聞きしましたが、まずですね、庁舎にはですね、白い白線と黄色といますか、オレンジですかね、黄色線とここでは言いますが、ありますが、どのような違いがあるのか、お答えください。

○総務部長（中村孝） 庁内での駐車場の区分でございますけれども、黄色、オレンジの区分につきましては、来庁者専用の駐車場、白につきましては、来庁者以外の方の駐車場という形で区分しております。

○8番議員（恒吉太吾） 来庁者以外というのは、具体的にはどのような方を指しますか。

○総務部長（中村孝） 来庁者以外の区分につきましては、職員を含めまして、あとは事業者の搬入であるとか、そういうような方々の駐車場という形になります。

○8番議員（恒吉太吾） 市民の方からですね、よく相談であったり要望を受けるのは、この黄色線の部分になると思うんですが、1台1台の駐車スペースの横幅が狭いということとドアを開けるときにですね、やっぱり隣が気になって開け難いといったようなですね、駐車場台数が足りずに困るということもあると思うんですが、それと一緒に駐車スペースのこの横幅の問題、長さの問題があるように思います。市のもですね、来庁者用の駐車場を測ってみたところ、基本的に全て2,000mmから2,040mmしかございません。幅2.5m長さ5.0mというサイズが標準値とされることが多いと思うんですが、黄色線の来庁者用駐車場に新たに止めやすい駐車寸法である標準値、今申しました2.5m、長さ5mで駐車ラインを引き直すことができないでしょうか。

○総務部長（中村孝） 現在、指宿庁舎にある駐車スペースにつきましては、狭いというような声は聞いているところでございます。今後、庁舎敷地内の駐車整備を行う際にはですね、駐車スペースの狭い部分につきましては、広くするなどの対応をしていきたいという形では考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 今そういった要望が、もう狭いという要望来ていますので、是非ですね、いつかというところではなく早い段階で線の引き直しは、していただきたいというふうに思っております。

次は、北側別館前の駐車場についてお聞きしたいと思います。この建物には、社会福祉協議会であったり、いぶすき観光デザインが入っており、東側玄関には、職員用の白線ですから職員用ですね、駐車場が9台分ございます。その外側に思いやり駐車場が左右それぞれ1台ずつ設置されております。道路の移動円滑化整備ガイドラインでの身体障害者用駐車施設の幅は、2.1m程度の車体用スペースに車椅子利用者が転換できるとともに、介護者が付き添える1.4m以上の乗降用スペース幅を加えた3.5m以上を確保するとあります。モニターをお

願います。これはですね、指宿庁舎前の思いやり駐車場、ちょうど消防署が見えておりますが、になります。本来ならですね、このように左右にスペースを確保しなければなりません。これはですね、北側の東側玄関前の思いやり駐車場、まず、正面右側から見ていただきたいんですが、介護者の付き添い、車椅子転換や乗降スペースを考慮せずに白線がつけられているのが見えますかね、分かりますかね。本来、空けなければいけない場所に白線が引かれている。さらに縁石も置かれていますので、もし、この方が、車椅子であった場合、もうこの駐車場は使えないんですよ。隣に止めてあればですね、利用することもできません。実際、平日はですね、この白線の場所に駐車されております毎日、さらにですね、こちらは、正面左側の思いやり駐車場になりますが、こちら右側の方は、十分とは言えないながらも駐車スペースがとられてはいるんですが、左側はですね、なぜ、そのスペースがとられているのかをですね、理解されず、思いやり駐車場のために本来必要なスペース、この場所にこちらもいつも職員と思われる車が、常時止まっておりますので、こちらも利用はできません。さらにですね、どちらの思いやり駐車場もスロープ部分に行くまでの道がですね、整備されておられません。この後ろから行こうと思えば、その後ろに木が見えますかね、あの木のところを車椅子で通れますかね、右側の白線のところ、ぎりぎりまで車止めていられますので、こちらも通ることができません。通ったとしても凸凹な砂利道になっていますので、通行に大きな支障があります。モニター結構です。北側別館はですね、社会福祉協議会も入っていますよ、様々な方が訪れる場所の思いやり駐車場を妨害するように止めている現実、車があります。思いやり駐車場からスロープまで動線も整っていません。たかがですね、駐車場のことでと済まされるような話ではありません。先ほど総務部長から優先順位の話出ました。とても介護、医療、福祉を下に見られているような発言でしたが、このまちのですね、介護、医療、福祉に関する思い、こういった駐車場にも根底としてあるんじゃないですかね。こういったところに私は、凝縮されていると思うんですが、そうやって今の発言もあらわれたのかな、皆さんが思っているんじゃないかなというふうに思いますよ。思いやり駐車場ですね、是非、本当に思いやりをもって使えるように改善できないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今、議員御指摘の駐車場の問題、やはりこれは、思いやりに欠ける駐車場であってはいけないと思っております。利用者の利便性、利用者の気持ちというのを大切に、また、台数の確保、様々な検討課題があります。利用方法、そして、この台数の在り方を含めて抜本的な見直しを駐車場問題やるべきときであろうと思っております。そういう意味で今後、関係者の声を聞いて、そして、関係者の理解を深めて駐車場問題、解決したいと思えます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、市長からありがたいお言葉ありました。抜本的な整備していただくということなので、もう1点だけ、是非、その中に加えていただきたいことがございますので、させていただきます。同じく東側玄関前、左右の思いやり駐車場を挟む形で9台分の

駐車場ございます。全て白線，職員用，公用車用の駐車場ということになり，来庁者が止める場所はありません。モニターお願いします。もともとですね，来庁者用の場所である黄色線を白線に塗り直して，職員用，公用車用の駐車場にしているようにみえます。一番手前のところですが，黄色の上に白線，白線塗っているのが御覧いただけますでしょうか。モニター結構です。北側別館に関しては，来庁者用駐車場が十分に足りていない状況の中，先ほど14台と言いましたが，そんな数ありませんよ，職員，止めているから。なぜ，この9台分，職員用駐車場に優先したのか，私もですね，この9台分全てして欲しいと言っているわけじゃないんです。ただ，1台もない状況の中，市民が止められる駐車場がない中で職員駐車場を優先しなければならない理由が，私には理解ができないので，この質問をさせていただいております。この駐車場，どこからの要望で，いつ黄色線から職員用の白線に引き直しが行われたのか。なぜ，全て職員用になったのか。経緯について詳しくお答えください。

**○総務部長（中村孝）** 基本的に公用車の駐車スペースにつきましては，管理上の面から，エレベーター棟ですね，本庁舎で言うと，エレベーター棟の近くの敷地と線路沿いの車庫に設けているところがございます。公用車につきましては，災害とか福祉関係の訪問等で車両が増えておりまして，公用車の全体の数が増えておりまして，それとあと職員の駐車場につきましても，これまで区画整理地内の公園等に駐車をお願いをしていたところもありましたけれども，それが利用できなくなったということもありまして，そういう公用車以外の来客専用以外の部分につきましても，そのスペースを確保するという観点もありまして，黄色線の部分をそういう来客者以外の方も利用できる駐車場にスペースを確保したということがございます。これにつきましては，北側別館につきましては，これまでいろんな中央公民館という機能もございました。その中で会議等も行われておりましたけれども，今は，北側別館ということで，これにつきましては，今，DMO，社会福祉協議会の方もいらっしゃいますけれども，職員組織の内部での会議で利用されることもあり，外部の方が，借用して会議室を使用することが少なくなってきたこともありまして，そのようなことを勘案しまして駐車場のスペースを北側別館の方に確保したところがございますけれども，これにつきましては，社会福祉協議会の正面の方に16台分ありますので，それも含めまして，そこも活用をさせていただくというようなこともございましたので，このような今，対応になっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非，東側にも市民用の駐車場を整備していただきたいと思います。以上で，質問を終わらせていただきます。

## △ 延 会

**○議長（木原繁昭）** お諮りいたします。

本日の会議は，この程度にとどめ，延会いたしたいと思います。



これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 高 田 チヨ子

議 員 下川床 泉

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 12 月 16 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和2年12月16日 午前10時10分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 市長の発言取消しの申出について
- 日程第3 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|          |        |          |         |
|----------|--------|----------|---------|
| 建設部長     | 山崎一磨   | 教育部長     | 鶴窪誠作    |
| 水道事業部長   | 園田猛志   | 山川支所長    | 前  蘭佳生  |
| 開聞支所長    | 今村将吾   | 総務部参与    | 下吹越  寿  |
| 総務部参与    | 谷口澄子   | 健康福祉部参与  | 山元成之    |
| 建設部参与    | 荻  定治  | 市長公室長    | 山下浩二    |
| 総務課長     | 野元伸浩   | 危機管理課長   | 山下秀一    |
| 健康増進課長   | 廣森政宏   | 商工水産課長   | 上田和成    |
| 観光課長     | 上川床  聡 | 観光施設管理課長 | 畑中勝吉    |
| 農政課長     | 鴨崎一郎   | 農産技術課長   | 富永敏尚    |
| 耕地林務課長   | 湯ノ口  孝 | 土木課長     | 下馬場健一   |
| 学校整備室長   | 中島裕一   | 学校教育課長   | 常  深  章 |
| スポーツ振興課長 | 紺屋聖一   |          |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |      |
|-----------|-------|---------|------|
| 事務局長      | 川路  潔 | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉  | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時10分

○議長（木原繁昭） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 市長の発言取消しの申出について

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、市長の発言取消しの申出について、を議題といたします。

お諮りいたします。

市長からお手元に配布いたしました発言取消し申出書に記載した部分を取消したいとの申し出がありました。

取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、市長からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、齋藤佳代議員。

○7番議員（齋藤佳代） 皆さん、おはようございます。天皇皇后両陛下御臨席の下、先月29日、議会開設130周年式典が厳かに行われました。明治23年、民意を表せる議会が開設され、130周年の節目にあつて、登壇することを感慨深く思っています。観光と農業の町、本市でもクラスターが発生し、新型コロナウイルスの猛威が地域に与える影響を重く受け止めています。新型コロナウイルスに感染し、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈りするとともに、現在療養中の皆様に御見舞い申し上げます。そして、何より、医療現場の第一線で治療にあたられている、医師、看護師、職員と関連する業務にあたる皆様に、多大なる敬意と感謝を申し上げます。さて、先月、アメリカ大統領選挙が行われ、勝利宣言に際して、カマラ・ハリス上院議員が次期女性副大統領として、女性たちは戦い、多くの事を犠牲にしました。私が最初の女性副大統領になるかもしれませんが、最後ではありませんと述べられました。我が国においても、私の出身大学の先輩である、閨秀作家の平塚らいてう女

史や市川房枝女史が婦人参政権を獲得するため、多くの犠牲を払い、戦い続けた道のりが想起されました。後世に生きる者たちは、女性の人権を名実共に確かなものとするために進化発展させていく使命があると思っています。民主主義は、太平洋戦争による多くの犠牲を払い、我が国にもたらされました。ここで戦争中の事をお話したいと思います。太平洋戦争末期、戦艦大和と並走していた、主力駆逐艦雪風は16回以上の主要な海戦に参加しましたが、戦果を上げつつ一度も大きな損害を受ける事無く終戦を迎え、奇跡の駆逐艦と呼ばれました。私はこの雪風を知ったのは、本市山川にお住まいの、元乗組員の御息女との出会いからでした。同じように、元乗組員、西崎信夫氏の残した著書、雪風に乘った少年に、寺内正道艦長の神業的な操舵術というエピソードがあります。原文のまま引用させていただきます。寺内艦長はと、頭上を見上げると天蓋から鉄兜を被った頭を突き出し、象牙のパイプをくわえ、厳しい形相で敵が投下する爆弾を三角定規で測って回避していた。急降下爆撃の回避は、まさに剣の達人が振り下ろす刀を間一髪で躲すような極めて至難、行き詰まる一瞬だと言われるが、艦長の操舵術は神業そのものだった。特に、爆音の騒音で艦長の操舵指示が航海長に伝わらないため、短い脚で航海長の右足を蹴って面舵、左肩を蹴って取舵を指示し、巧みに爆弾を回避していた。まさに危機管理そのもので、コロナ禍の今、危機に際し、臨機応変さが求められているリーダー像であります。寺内艦長は、雪風の乗組員の命を守っただけでなく、沈み行く戦艦大和の油まみれの乗組員達を救助し、無事帰還させました。幸運の奇跡の駆逐艦と言われる所以は名艦長の存在にありました。戦後、台湾に賠償艦として使われた時、現地の方々に大変喜ばれたそうです。コロナ禍で先の見えない状態が続いていますが、リーダーが誤りなく指揮を執り、今こそ市民に安心安全を与えなくてはならないと改めて実感いたしました。11月30日、元乗組員の御息女が黄泉の彼方に旅立たれました。生前子供たちを可愛がって下さったこと、感謝を申し上げると共に、心より御冥福をお祈り申し上げます。戦争を知らない世代に貴重なお話をして下さり、戦争の悲惨さと共に、リーダーの危機管理能力を象徴する艦長の存在を後世に伝えていく責任があると思っています。毎年4月7日に慰霊祭が行われる枕崎市火之神公園に、天網恢恢疎にして漏らさずと石碑に刻まれています。この意味はと、幼子に訊ねられ、天の張る網は広くて、一見目が粗いようであるが、悪人を網の目から漏らすことはないと言い聞かせました。そんな折、指宿のタクシーが栃木県からのお客さんを案内している場面に遭遇しました。戦艦大和が沈没した方角を向いて敬礼している息子の隣で、その光景が不思議に思えたのか、タクシーの運転手さんから、佳代さんではないですか。とお声を掛けていただき、まさに、天知る地知る人ぞ知る、自らを戒める場面でした。

さて、マスコミにより、本市の公立小学校教諭による不祥事が発生したと報じられました。9月24日午前0時45分、30代男性教諭が、自宅に呼び出した20代女性教諭に傷害を負わせたということです。不祥事と言いましたが、書類送検されていますので、以下、傷害事件と

言います。この事件は、多くの子供たちを預かっている教職員によって起きた、社会的影響の大きさから全国放映され、SNSでも様々な御意見をいただいております。執行部の皆様の誠実で慎重な答弁をお願いいたします。

まず、教育委員会及び学校の対応について質問いたします。ヒアリングでお伝えしましたように、時系列的な説明を求めます。本市教育委員会、学校長より、市民国民の皆さんに説明やコメントが出されておられませんので、全国からどのような答弁をされるのか、注目されているのも事実です。女性の人権に関係してきますので、慎重にお答え下さい。残余の質問に関しては、自席にて行います。

**○市長（豊留悦男）** 昨日からの質問にありますとおり、教育委員会の方でこの経緯については、時系列的にとということでしたので、詳細は教育委員会の方で答えさせていただきます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回の事案につきましては、市教育委員会は、学校から報告のあった当日の9月24日に加害者への事実確認のための聞き取り調査を行い、その日のうちに県教育委員会へ報告を行っております。翌日、9月25日には当事者双方に聞き取りを行い、事実の確認を行いました。9月28日は、学校から文書による事故報告の提出を受け、同日、市教育委員会から県教育委員会へ事故報告書の提出をしているところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 昨日、同僚議員がこの事件に関して質問をいたしましたけれども、その答弁の中で、男性教諭は気の毒だ、全人生を否定された、というような主旨の発言がありましたけれども、既に、検事局に書類送検されている事件です。我が国は三権分流の法治国家であり、法を犯せば、何人と言えども、その罪を償わなければならないのです。それを擁護するかの発言は、司法に反する介入であり、挑戦ではないかと思っております。このことについて、慎重な答弁を求めていきたいと思っております。ところで、教育長。山口良忠さんを御存知でしょうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 申し訳ございませんけれども、知りません。

**○7番議員（齋藤佳代）** 戦後、食糧法によって闇米を取り締まる検事でおられました。佐賀県の御出身です。どんな悪法でも法を執行する者は、法律に従わなければならない、自ら闇米に手を出さず、3歳と6歳の育ちざかりの子供に配給米を全て渡し、死をかけて33歳の若さで順法精神を貫かれました。国民はそれぞ熱狂的に支持したのです。鹿児島地検のトップもつい最近変わりました。県知事も変わりました。鹿児島市長も変わりました。鹿児島県の民意は変わって来た。私はそれを感じています。今回の学校長、教育委員会の対応に、民意とかけ離れているんじゃないか、私はそんな違和感を持っております。教育関係者は、特に最高の道徳が求められているのです。教職員の事件ですから、全国からも注目を集めています。もっといいことで注目をされたい、という思いはありますが、起きてしまったことは仕方がない。開かれた市政として適切に対応していく事が求められているのだと思っております。教育長は、昨日、学校長が被害女性に示談はしないよねと尋ねただけと答弁されました。そ

れはですね、大きな間違いなんです。実際起きた事、11月24日17時50分校長室にて、本日昼警察から連絡があり、検察に書類送検がされたそうです。今回の件に対して、私が〇〇先生をおとしめたとか、好意があつて家に行ったのに振られ、その腹いせに訴えた、などという噂があるようですねとお伝えしたら、そういうのは気にしない方がいい、言う人は言うから。ところで先生は、示談は考えていないんですかと聞かれた。私が、それは相手方からそのような話があつたのですかと尋ねると、いや、彼も反省しているようで、慰謝料やなんやらどのような形になるか分からないけど、相手の弁護士はそう言っていましたと言われたんですね。これが事実なんです。不確実な要素のある答弁は慎重にお願いいたします。山口検事のようになりなさいということはできませんけれども、訂正される箇所があれば訂正をお願いします。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校長の方から報告していただいたものがそうであつたので報告をしたところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 双方ニュアンスに違いがあるという。そこで同席してませんので、どれが事実かというのはここで確定するわけにはいきません。ここは裁判所ではありませんので。

2回目の質問に移りたいと思います。まず、教育委員会のPTSD、心的外傷後ストレス障害についての認識の説明を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** PTSDとは、心的外傷後ストレス障害のことで、強い恐怖体験等から、その状況を何度も思い出してしまい、同時に同じような恐怖を感じ続けてしまう状況が繰り返されてしまう病気だと認識しております。

**○7番議員（齋藤佳代）** この被害者がPTSDを発症しているということは、市教委も御存知だと思えますけれども、学校長が作成した報告書の傷害の有無及び程度の欄がですね、黒塗りにされているんです。まさか、なしとか、有り軽症とか書かれているんじゃないのかなという疑問があります。被害女性は、事件後、子供たちに動揺を与えないよう無理して短期間で復帰して来られています。私の娘の担任ですから、娘から詳しく聞いていますが、手が震えて何度もチョークを落として、チョークが割れていた。黒板の文字も真っ直ぐ線が引けなくて震えているように見えた。給食も半分しか食べられていなかった。先生をみんなが心配していた。先生は、子供たちに動揺を与えたくないとの思いから無理して職場復帰されていました。その事を理由に傷害の有無程度が軽く報告されているというようなことはまさかないでしょう。傷害の程度にPTSDも含んでるのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回の処分につきましては、県が行った事務でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 私は、あの処分のことを聞いてるんじゃないかと、PTSDという症状を彼女が発症していたということを認識してますかということを知っています。



○**教育長（吉元鈴代）** 病名につきましては、個人情報に差し支えますので、ここではコメントできません。

○**7番議員（齋藤佳代）** 既に報道でもされておりますことで、私が聞いているのは、報告書の傷害有無及び程度にPTSDも加えられているのかということを知っているんです。

○**教育長（吉元鈴代）** この件につきまして、個人情報になりますので、お答えできません。

○**7番議員（齋藤佳代）** 恐らくですね、これ加えられていけばですね、加えられていますということを知るとは思いますが、あくまでもその全治2週間の擦り傷であるとか、痣であるとか、そういったことで報告がなされているんじゃないかと、私は、同じ女性として被害者の立場に立った時に、本来起きている症状よりも軽く報告はされてるんじゃないかと疑念を抱かざるを得ないんです。現在、彼女は長期療養に入っています。PTSDの症状が出て、子供たちの前に立つ事ができない。先日、書類送検され、県教員の処分も出された後、被害女性はPTSDで長期療養されています。性に関する暴力犯罪は魂の殺人と言われ、深く女性を傷付ける、こども六法にもそう記されています。被害の程度は、そのように報告されていますか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** その件につきましても、個人情報にあたりますので答弁を差し控えさせていただきます。

○**7番議員（齋藤佳代）** 私はですね、教育委員会をどう考えても加害男性を庇っているんじゃないか、事実をそのまま本当に報告書に書いているのか、非常に疑念があるんです。そしてですね、学校もなんですが、事件発生から3か月経って、教頭からの文書で学級の保護者に伝達され、12月4日緊急保護者会でも、なぜこんなに説明が遅くなったのか、学校長への不信感が、学校長は一連の出来事の原因をどう取るのか、厳しい御意見が出ました。信賞必罰、泣いて馬鹿を斬るという言葉がありますが、今回のような事件に際して、組織のトップは大鉈を振るって、組織の正常化に努めなければならないと思っています。傷害事件として送致された件については、順法精神に則って、もっと慎重に発言をしていただきたいです。今回の件に対して、学校長、教育長の責任は免れないと思っております。さて、10月13日県教委のヒアリングの際に、上司である加害男性からの呼び出しメールが県教委に渡っていなかったそうです。これは、今回の事件の起承の起です。言わば、誘いのメールです。常深課長、本人は課長にお渡ししたと言っています。なぜ県教委に渡さなかったのでしょうか。

○**学校教育課長（常深章）** 内容については、県教委に速やかに報告しておりまして、そのメールについても渡してございます。

○**7番議員（齋藤佳代）** 渡しているというのは、10月13日の時点で渡っていなかったんですね。

○**学校教育課長（常深章）** そのとおりでございます。

○**7番議員（齋藤佳代）** ということは、10月13日の時点でなぜ渡っていなかったのですか、と

私は聞いているんですよ。

- 学校教育課長（常深章）** 内容については、県教委に報告をしております。
- 7番議員（齋藤佳代）** 内容というのは、その要約されたりしてニュアンスが変わったりするので、内容についてをお伝えしたからいいということではないと思うんです。テレビの再現映像を観て、鍵まで掛けられた揉み合いが、更に県教委には一瞬として伝わっていた。印象が大分違いますが、あなたは本当に被害女性の言葉を正確に伝えていますか。
- 学校教育課長（常深章）** 被害者女性からの聞き取りの中でしっかりその事を聞き取って伝えております。
- 7番議員（齋藤佳代）** 何よりですね、市教委、県教委の聞き取りが全て男性教諭によって行われていた、これはなぜでしょうか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 県のことについてはお答えできませんけど、市教育委員会につきましては、先日も答弁させていただきましたけど、担当職員に男性職員しかいなかったため、聞き取り調査につきましても男性職員のみで行ったところでございます。
- 7番議員（齋藤佳代）** 教育長は教育長である前に、女性として、聞き取りは女性職員が行うべきという判断に至らなかったのが非常に残念です。地方警察でも、性犯罪、DVについては婦人警官が対応する、それを御存知だったのでしょうか。
- 教育長（吉元鈴代）** 聞き取りの段階では、担当がすることになっておりますので、それに任したところでございます。
- 7番議員（齋藤佳代）** 鹿児島県議会の警察文教委員会でも大変な問題になってます。私も国立大学法人大学院進学の際、25名の男性教授の皆さんにコの字型に囲まれ、一問一答形式で面接が行われましたけれども、心理的な圧迫は凄まじいものだったと記憶しています。なぜ、女性職員に聞き取りをさせなかったのか、甚だ疑問です。学校長も教育長も報告の所見で、応分の処置をお願いしたい、報告書にありますけど、玄関の鍵を閉められたことから、と報告書にあるんですけども、被害女性はこの瞬間が最も怖かったんだと思います。KYTのインタビューでも答えて、もうダメだと思ったと、これは逮捕監禁罪、怪我をさせていますから、逮捕監禁致傷罪にあたると思いますけど、鍵を閉めたという事実を市教員はどう捉えているのでしょうか。
- 教育長（吉元鈴代）** 鍵を閉めたことは、大変怖かっただろうなというふうには受け止めております。
- 7番議員（齋藤佳代）** そういう意味で聞いているのではなくて、犯罪ではないですかと聞いているんです。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 犯罪にあたるかどうかというところは教育委員会が判断するところではないと思っております。
- 7番議員（齋藤佳代）** 鍵を閉めて人を閉じ込めたっていうのは、犯罪かどうか分からないと

いうことをおっしゃってるんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 何の犯罪かっていうのは、私達は専門ではないので、その調査をしっかりとらせていただいて、そして、任命権者の中に、その法的な専門家がおりますので、そこに委ねたという形になります。御理解下さい。

**○7番議員（齋藤佳代）** 報告書について改めて次の質問で触れます。市長は、昭和55年から58年まで、北京にある日本人学校に教師として3年間赴任されています。当時は、文化大革命の後、江青以下4人組の裁判が行われていた時です。あなたは、その時そこで、民主主義と全体主義の違いをどう思われたのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 民主主義と全体主義、今ここでこの問題に関連してのそれに対する私の見解というのは、今は述べることはできないところです。

**○7番議員（齋藤佳代）** 我が国は、未曾有の敗戦から、焼野原から民主主義を学びました。市民の皆さんには、女性の地位向上のためにも、今回の事件をよく吟味していただきたいというふうに思っております。我が国が戦後民主主義を学んだ、アメリカの国務省出版物、民主主義の原則、多数決の原理と少数派の権利によれば、多数決の原理は、政府を組織し、公共の課題に関する決断を下すための手段であり、抑圧への道ではない。独りよがりで作った集団が、他を抑圧する権利がないのと同様に、民主主義国においてさえも、多数派が、少数派や個人の基本的な権利と自由を取り上げることはなってはならない。少数は、集団の意見や価値観の相違をどのように解決するかという課題に、1つの決まった答えなど有り得ない。自由な社会は、寛容、討論、譲歩という民主的過程を通じてのみ、多数決の原理と少数派の権利という一対の柱に基づく合意に達することができる。そういう確信があるのみである。私自身は、今議会において少数派とは思ってません。なぜなら、木原議長の誕生が如実に表しているからです。一人一人の議員が、寛容、討論、譲歩という民主的プロセスを、良識を持って審議権を行使すれば、結果は必ず違ってくると思っております。議会は、執行部の下部組織ではありません。観光と農業を主体としている本市にとって、コロナ禍からの経済再建のためには、従来にも増して女性の力が必要な時に、女性の基本的人権が蹂躪されているとの意識が、私は、自分の子供たちにも十分に示してあげられない、自責の念に駆られながらも、この2か月半この問題に取り組んできました。若い女性が勇気を持って、結婚前に告発をした。香港の周庭さんのようにしてはならないと、危機感がありました。日本は、幸いにも三権分府で、検察のトップも変わられ、これから変わっていくと思っております。市長、この事件を真正面から受け入れるのではなく、沈静化しようとしたのではないのでしょうか。この事件は、国民の知る権利と、女性の基本的人権という2つの重大な権利に関する事柄が含まれていると思いませんか。12月7日、日経新聞に政府が、23区居住者、地方へ移住し、住宅を購入した場合に、家電などが交換できるポイントを付与する制度を作ると掲載されましたが、この2つの重要な人権を軽んじる自治体に東京から移住者が来るのでしょうか。現

市長の就任，平成22年2月，指宿市の人口は4万4,518人，令和2年11月現在，3万8,655人，実に5,863人の減少です。約500人が毎年減少した事になります。なぜこんなに人口減少は進んだのか。私は，それを人権を軽んじているからではないかというふうに考えています。駅前のシャッター街を見てどのように思われてるのでしょうか。シャッター街を見て，再び指宿へ来ようというふうに思うのでしょうか。GoToトラベルが一時停止となって，観光業の先行きは見通せない，年末を控えて不安な業種に対して，思い切った何らかの対策を打つべき時ではないのでしょうか。我が国は未曾有の敗戦によって，国家権益は失われ，戦後多くの出征兵士が復員し，リンゴの唄，並木路子さんの歌に励まされ，団塊の世代が生まれ，国家再建を果たしてきました。少子高齢化は急速に進む今，指宿市の人口は年々減少していく最大の原因は何か。テレワークが推奨されていても本市の人口は減少し続けている。そのことにもっと危機感を持つべきです。この後の財政負担は誰が行うのか。未来ある子供たちです。私は，10月5日及び11月9日，市教委に説明を求めに行きました。特に，11月9日は事件が発生し，1か月半を経過しているにも関わらず，加害教諭に対する処分がなされない，地域保護者への説明もなされていませんでした。女性の二次被害が懸念されましたので，教育長の出席を求めました。再三，教育長の出席を求めたにも関わらず，お見えになりませんでした。教育長は，なぜ来られなかったのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** その時の説明につきましては，まだ調査中で説明できる内容がありませんでしたので，私と学校教育課長の方で対応させていただいたところであります。

**○7番議員（齋藤佳代）** それでは，教育長は二元代表制を御存知でしょうか。お分かりになれば，簡単でいいので説明を求めます。

**○教育長（吉元鈴代）** 簡単に説明はできません。

**○7番議員（齋藤佳代）** 選挙で直接選ばれた首長と議員がともに住民を代表します。首長と議会が相互の抑制と均衡によって，ある種の緊張関係を保ちながら，議会が首長と対等の機関として，その地方自治体の運営の基本的な方針を決定し，その執行を監視，また，積極的な政策立案を通して，政策形成の舞台となることです。簡単に言うと，首長と議員というのは対等なんです。首長の方だけ向いていけばいいってわけじゃないんです。議員が説明を求めた時は，積極的に説明をしていただきたいんです。議会軽視と言われても仕方がないですよ。それでは，県教育委員会の報告について質問いたします。報告書を開示請求した結果，被害者女性は，自分が主張した重要事項が多くの点で欠落していると主張した。彼女の主張を読み上げます。1点目，19時40分，果物いらないかとしつこく言われたので，申し訳ないからいいです，と断りましたが，最終的にしぶしぶ応じました。すんなり応じたものではありません。これは，校長先生に話してあります。2点目，22時20分頃，仕事のアドバイスがしたいとは，一言も言われていません。アイスクリームとお菓子をテーブルに出されて，座ってと言われました。また，加害者から仕事のアドバイスが聞きたいとは一切言ってません

し、微塵も思った事ありません。校長先生にそんな説明はしていません。3点目、24日0時50分、抵抗したとありますが、何ですか、やめて下さい。彼氏がいるからやめて下さい。もう帰らないといけないので帰ります、と言って、引っ張り合いになりました。彼氏がいるから帰りますと、少なくとも3回は言いました。それでも、加害者は引っ張るのをやめず、痛かったです。これも校長に伝えてあります。4点目、24日14時45分頃、母が校長室を訪ねた際、加害者は母に土下座をして謝っています。教頭と校長も同席です。7点目、14時30分、謝罪させたとあるが、実は加害者が校長室に入るなり、即土下座をし、私の父がまだ挨拶もしていない、座って下さいと言った。誰が加害者に謝罪をさせたのかは不明。こういうことを言ってるんですね。被害者の母親が、校長先生にこの事を問いました。そしたら、学校長は、報告書のスペースに限界があった。報告書はあくまでも概要である。ここに出てくる会話は、自分の印象から記載したと言ったそうです。校長先生の対応って適切でしょうか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 学校からの事故報告書につきましては、学校の方で当事者双方からの聞き取りを基に作成されたものと認識しております。

○**7番議員（齋藤佳代）** 昨日、同僚議員の質問に、部長もこれは事実であると報告書の内容は。そのように認識していると答弁されましたけれども、本人は、こんな内容はないし、校長先生にも一切言っていない、言ってるんです。その点どうですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会におきましても、学校からの報告を受けまして、双方から聞き取りをしております。その聞き取り内容に基づいてこの報告書の内容も確認しているところでございます。

○**7番議員（齋藤佳代）** 私はですね、加害教諭を庇うために無理やりさせた、そう考えるのが自然じゃないかというふうに思っております。これだけ処分に時間がかかったのも、そういった工作というか、事が成されたんじゃないかというふうに思っております。本事案はですね、議会として調査権を行使し、明らかにする使命があると思っております。有権者の6割は女性です。我々も残り任期1年ですから、お互いに心を新たに議会機能の正常化に努めていきたいと思っております。3点目、学校職員の懲戒処分について。先月行われた鹿児島県議会12月定例会、県の教育長は、退職金について既に退職した職員であっても、現職中に行った行為が刑事処分を受けた場合についての支給制限があって、県教員としては同条例に基づいて適切に対応してまいりたい、というふうに御答え。検察局の判断次第で処分は見直すということをおっしゃってるんですね。ところがですね、12月3日行われた緊急議員懇談会で、私は教育長あなたに尋ねました。検事の捜査如何によっては処分は改められますか、と。教育長は、改められることはありません。退職金は支払われますと一刀両断にお答えになりました。県教員と見解が違いますが、この点はどうなんでしょうか。

○**教育長（吉元鈴代）** 退職金のことは聞いておりません。

○**7番議員（齋藤佳代）** 退職金のことは、私もちょっと録音で記録に残ってますんで、それを

後で確認をいたします。県の教育長と、教育長の見解が違ってますけれども、処分を改められることはありませんとあなたは断言されたんですよ。他の議員も聞いてますから。撤回されるのであれば、今撤回して下さい。

○**教育長（吉元鈴代）** 撤回いたします。

○**7番議員（齋藤佳代）** 撤回で、皆さん驚いてると思いますけれども、教育長は行政のトップですから、その見識、立ち振る舞い、非常に重要なものがあります。

4点目、教育行政との危機管理について。14日夜の演説で、バイデン次期大統領、民主主義の炎が米国に灯ったのは遠い昔の話。パンデミックや権力の悪用があっても、この炎を消すことはできないと演説をされました。私は、多くの犠牲を払って得た、戦後日本の民主部を手放すつもりはありません。ところがですね、被害女性は、先日PTSDの治療を認められた上で、児童と保護者に手紙を渡したいと懇願しても、校長は応じてくれなかったそうです。ここで、私が全文を読み上げることはできませんが、一部抜粋してお伝えいたします。子供たちが次の学年に進級するのを見届けたい。それが自分の使命だと思っていました。心身ともに体調は優れず、これ以上子供たちの前に立つのは、あまりにも不甲斐なく、子供たちに心配をかけてしまうと思いました。最後に、やはり私にとって一番辛いのは、子供たちの担任を途中で降りなければならぬ、子供たちを動揺させてしまったことです。先生と呼んでもらえるありがたみが今となっては身に沁みます。子供たちの笑顔が大好きです。今後の子供たちの活躍を応援しております。これまでたくさんのご支援を本当にありがとうございました。後世の歴史家はこれをもって指宿から大きな愛の宝が失われた日と記す。私はそう思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○**11番議員（西森三義）** おはようございます。11番西森です。私たち議員は、市民の声を聞くことであると認識しております。私にも多くの市民の声が届き、その度にタブレットを持参し、現場に出向き、その対応策について担当部署の職員へ連絡いたしますが、市民からの相談は、夜や休日に来ることが多く、休暇中の職員にもすぐ電話をし、時には、現場に来ていただく事も度々ありますが、嫌な顔をせず、対応してくれることに感謝し、これから先も市民の声を大切にしてもらえるものと確信いたします。それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。今年は、新型コロナウイルスが発生し、コロナウ

イルス騒動で年越しする状況下において、国が農業者にも営農継続を後押しする目的で、高収益作物次期作支援交付金の説明会が実施されました。当初は、令和2年2月から4月において、出荷実績があるか、または、廃棄した品目に限るとしたうえで、露地野菜等は10aで5万5千円、観葉など加温施設等の施設は80万円、マンゴー等の施設は25万円と説明され、農家の方々も先行き不透明な中であって、支援金が支給されれば、意欲的に農業を続けられると喜んでいましたが、国の方で急に前年より減少した作物が対象との、農業者を騙したような追加要件が示されたことで、当初の申込者数より減少したと思われませんが、高収益作物次期作支援交付金への申込はどうなっているかお伺いいたします。今年も指宿市は多くの農家さんがオクラを作付して収入を得たと思われるものの、どうしても突風や台風等でスレが発生し、廃棄している状況です。この改善策について、以前の質問での答弁で、活用について調査研究に努めると言われたと記憶しているが、オクラのスレ果を活用する取組はどうなっているかお伺いします。今、レタス、白菜、大根、キャベツ等が全国的な好天の影響から、各品目とも潤沢に出荷されている関係で、単価安と聞いてますが、こういう時こそ収入保険が役立つのではないかと、10月発行の南薩地域振興局農政普及課だよりで、指宿市は、115戸数の加入とあったが、収入保険の加入率はどうなってるかお伺いいたします。それから、先月の南日本新聞に掲載されていた、5年ごとの農林業センサスにおいて、農業従事者が県下で1万5千人減少したとあったが、今、農業に従事している若い人たちが万一の事故の際に離農しないよう、確実な補償が受けられる、特別加入制度の労災保険があります。農業者の加入促進を図るうえからも、農業者の労災保険加入時に保険料の一部を助成できないかお伺いいたします。

2つ目は、景勝松の保護対策についてであります。5、6年前に担当部署や業者を交えて、松に絡まっていたカズラやツタなどを除去する作業を、危険な場所であることから、命綱を付けて実施したと記憶している。また、ツタ等が絡まっていると、白蟻も入りやすいと聞いた事があるので、道の駅いぶすき彩花菜館から指宿商業高校までの松に絡まっているツタ等の除去や竹林の除去はできないかお伺いいたします。それから、隼人松原公園の大木等の松に相当数の年月で絡まっているツタは樹幹注入作業時にも気付かれたと思われるが、除去しなくても問題ないか、お伺いいたします。そして、景勝松を将来にわたって残すためにも、松の育成が必要と思われるので、松の植栽を、道の駅いぶすき彩花菜館周辺や、岩本から宮ヶ浜公園までの道路沿いに、また、隼人松原公園の空いたスペースに植栽する考えはないか、お伺いいたします。

3つ目は、観光誘致策についてであります。10年くらい前に、休暇村指宿の建替工事の説明会の席上で、地元ホテル業界からの反対があり、ホテル建設は断念され、現在、一部エコキャンプ場としての利用があるだけの、旧休暇村別館周辺の開発は計画されていないのか。今、日本国内において高齢化率が高くなっている現状の中で、高齢者の一番の望みは、健康

で家族に迷惑を掛けずに、生活できることではないでしょうか。そのためには、無理なく運動をする事だと考えた時、多くの方が指宿に来て、簡単に誰でもできるスポーツは、パークゴルフが最適だと思います。聞き取り調査時に、土地は環境省の所有との説明を受けましたが、どうかして公認コースのパークゴルフ場はできないか、お伺いいたします。

今回、隼人松原公園の調査に出向いた時、松の間から篤姫銅像と雄大な桜島を見ることができました。その時、篤姫銅像に篤姫の生い立ちなどを音声で流すことはできないか、という中学生の発言を思い出し、看板に記載されていない、指宿市の魅力などを含めて、音声で流すことで、観光客のおもてなしにもつながると考えることから、音声を流すことはできないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国の高収益作物次期作支援交付金の申請状況等について質問をいただきました。この交付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、農業従事者、農業者を支援するため、4月30日に創設されました。本市では、JAいぶすきと市農政課が事務局を担う指宿市農業再生協議会が事業実施主体として取り組んだところであります。事業を創設当初は、農家が営農を断念する事なく、次期作に前向きに取り組んでいただけるよう要件を簡素で弾力的にするなど、申請しやすい仕組みとなっていたところであります。結果、多くの農業者から申請がありましたが、必ずしも新型コロナウイルスの影響を受けたとは言いがたいものも多く含まれ、国民の批判を受けかねない状況が生じたようであります。そのため、国は10月12日に、次期作に取り組む面積に応じた交付金額としていたものを、売上の前年比較による減収補填的なものへの運用見直しを行ったところであります。これにより、JAいぶすきと市農業再生協議会を合わせた市全体の申請者数は、運用見直し前の7月31日現在で341人、運用見直し後の12月4日現在が194人となっているようでございます。

次に、観光誘致の件でございます。休暇村指宿別館跡地を含む一帯の敷地等については、環境省が休暇村指宿本館の建替えを含めて整備計画を検討されておりました。知林ヶ島の開発と併せて、様々な事業の計画がありました。平成9年の広報紙11月号だったと思いますけれども、その中で、具体的に休暇村指宿別館跡地をどのようにするかというその案も示されていたようであります。ところが、議員の御指摘のように、様々な方々の考えがあり、周辺の整備を含めた、知林ヶ島の整備というのが、できない状況が続いております。その後、私も当時の議長さん方と数回環境省や国民休暇村協会にお願いにまいりました。現状をよく理解をしていただき、是非この整備を行っていただきたい旨のお願いをしてまいりましたけれども、あの一件、つまり、休暇村指宿別館の建替えを含めて、様々な問題がこの協会等にも届けられており、現実的な問題として、実現には至っていないところでございます。やはり、この一帯というのは、指宿の誇る観光地でありますので、何とかして知林ヶ島一帯を含めた休暇村指宿別館跡地の、言われましたようなパークゴルフ場を含めて、開発というものに取り組んでいかなければならないと思っております。以下、いただきました



質問等につきましては、担当部課長が答弁をいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** オクラのスレ果を活用する取組はどうなっているか、との御質問です。台風等で被害を受けたオクラのスレ果の活用については、以前、地産地消の中で市内のホテルや学校給食、あるいは病院等で活用できないかとの質問に対して、スレ果被害が大量に出ることから、集荷方法や貯蔵方法の課題があると答弁させていただきました。その後、収穫や集荷方法、乾燥や粉末化など、技術的対処方法も含め、地元加工業者、農業関係団体、福祉関係者などとも検討を続けてまいりましたが、やはり、大量に出るスレ果の集荷方法や保管方法、加工工程の課題解決ができていないところでもあります。一方、最近ではSDGsや食品ロス削減という観点から、廃棄農産物などを活用していこうという活動も活発化しつつあります。そうしたことから、本市では、本年1月と2月に廃棄農作物等の利活用を前提とした、農福連携ワークショップを開催し、廃棄される野菜を価値化するという、いわゆるシェアリング・エコノミーのマッチングを行ったところでもあります。現在は、1農家ではありますが、鹿児島市内の事業者と提携し、廃棄農作物の販売が行われているようであります。廃棄農産物等の利活用については、こうしたSDGsや食品ロス削減といった新たな社会的要請が高まっており、今後このような取組も有効ではなかろうかと考えることから、引き続きあらゆる方法を模索し、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、収入保険の加入率はどうかという御質問です。南薩農業共済組合に確認しましたところ、現在の加入件数は、令和2年12月1日時点で、124件であります。なお、現在手続中が8件、推進中が28件となっており、それらを含めると、全体で160件程度が加入する見込みとなっております。

次に、農業者の労災保険加入時に保険料の一部を補助できないかとの御質問です。農作業事故につきましては、機械の大型化などの要因から県内では死亡事故が増加する傾向にあります。現在、農業者への労災保険に関する支援は行っておりませんが、農家への労災保険加入の必要性につきましては、JAいぶすき及び関係機関と一体となって、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅いぶすき彩花菜館から指宿商業までの松に絡まっているツタなどの除去や竹林の除去はできないかとの御質問です。観音崎一带は指宿市の玄関口であり、国道の海側に立派な松があり、景観形成に重要な役割を果たしていることから、市では景勝松林と位置付け、松くい虫被害対策として薬剤の樹幹注入を行うなど、保護に努めているところでありますが、議員御指摘のとおり、ツタが松に絡まっている状況であり、景観上も好ましくないことから、早期に除去作業を実施したいと考えております。

次に、竹林等の除去についてであります。観音崎一带の国道沿いは、国道事務所による除草等の管理作業が行われていることから、関係機関との協議を進め、市管理区域の伐採等を計画してまいりたいと考えております。

次に、隼人松原公園の松に絡まっているツタは除去しなくても問題ないかという御質問です。県の担当者や、松を専門とする樹木医によりますと、ある程度育った松の生育には影響ないと聞いているところではありますが、景観上好ましくない事から、早急に除去作業を実施してまいりたいと考えております。

**○建設部長（山崎一磨）** 景勝松、景勝の観点から、道の駅いぶすき彩花菜館周辺に松を植栽するということにつきましては、松を植え替える場所の選定や、その後の維持管理をどうするかなどの課題がございます。現在は、道の駅は直営で行っておりますが、今後の道の駅全体の運営方針に沿った形で、関係機関との協議を重ねながら、松等の植栽について、検討してまいりたいと考えております。

次に、岩本から宮ヶ浜公園までの沿線につきましては、現在、災害防助事業による安全対策工事を行っており、事業の進捗状況を踏まえながら、自然条件等に適応した植栽が計画できればと考えているところでございます。隼人松原公園につきましては、現存する松の保護に努めながら、成木と幼木のバランスが図れるよう、関係課とともに植栽管理に努めてまいりたいと考えております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 篤姫銅像で音声を流すことはできないかということでございます。篤姫銅像の近くには、案内看板があり、四阿、手水鉢なども設置されております。市といたしましては、これらの篤姫ゆかりの観光素材をスムーズに巡っていただけるような仕掛けを考えていきたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。次期作支援交付金への申込が相当数減っております。当初は、341名、12月4日現在で144名ということで答弁がありましたが、この減った原因は、出荷作物の減少額がなくて申込みをやめた人が多かったのか、それとも、追加要件された書類提出が面倒だからとの理由で、申込を断念されたのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 運用見直しにより、品目ごとに前年・今年の売上を比較した申告書や出荷伝票の写しなど、新たな書類の提出が必要になったところです。今回の見直しにより、取り下げた方は147人であります。国からは、減収の有無に関わらず、申請者全員に申告書の提出を求められたところですが、減収なしで申告を提出した方が33人、未提出者が114人であり、この未提出の理由が減収なしによるものか、追加書類作成の面倒さによるものかの判断はできかねるところであります。

**○11番議員（西森三義）** マイクのスイッチを切れなくなってますが、なかなか気が付きません。それではですね、こんだけ減収されて、農家の方は、本当に、これはコロナ禍で、営農継続をするのにはいいなあと思ってた矢先に、本当に、だまし討ちを受けたような、私には苦情が来ました。おまえだぁ簡単に変更をすんなよ、と。私がするわけじゃないんだけど、そういうふうに思われております。ところで、この当初の申込金額は幾らで、追加要件され

てからの申込金額はどのようになったのか、お尋ねします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 市農業再生協議会及びJAいぶすきに申請があった市全体の申請額は、当初7月31日時点で約5億5,987万円でありました。国が減収を前提とした大幅な見直し、及びそれに伴う追加措置により、12月4日時点では、約3億4,170万円となり、約2億1,816万円の減となっております。

**○11番議員（西森三義）** まあ、いろんな理由で取り下げをされた方もいらっしゃるだろうと思いますが、それでも、3億4,000万円以上のまだこういう申込金額があるということについては、これが確実に出れば有難いなあというふうに思っております。12月10日の日本農業新聞に掲載されていた記事に、政府与党は9日、新型コロナウイルス禍で影響を受けた園芸農家らを支援する高収益作物次期作支援交付金について、2020年度第3次補正予算で1,300億円程度を措置する方針を固めたとあり、減収の有無に関わらず、次期作に向けて、10月30日までに機械や資材を購入・発注しておれば、当初の交付予定額か投資額を上限に支払うとあったが、本当に交付金の支払いはされるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 各種説明会等において、国は、農業者が申請した交付金については、交付対象外経費等が計上されているような場合を除いて、交付額の大小に関わらず、確実に交付すると回答しているところであります。

**○11番議員（西森三義）** 確実に交付されるという言葉聞いて、少し安堵するんですが、すぐ国が要件を変える、こういうことがあるもんですから、やっぱり農家の方も心配なんですね。そこあたりは、もう要件変更はないよね、ということは、やっぱり市の方からも強く、その担当部局には言って欲しいんですが、そのあたりについてはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 制度の見直し等については、再三農政局の方にも、確認をしながら、作業を行っているところであります。

**○11番議員（西森三義）** 是非、農家サイドに立って、問題なく処理がされるように、是非お願いしたいと思います。それから、農家の方がですね、忙しい農作業の合間に圃場の写真を撮ってる姿を目にした事がありました。これは、説明会でもありましたように、作業日誌と併せて提出しなさいとなっていたんですが、これのことについては、農家によってはいろいろ勘違いをされておって、12月15日までとか、いろいろ言われているのがあるんですが、実際はいつ頃までに提出すればいいのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 今回の運用見直しに伴う提出期限の変更はありません。なお、実績報告書の提出期限につきましては、事業実施主体であるJAいぶすき、市農業再生協議会とで協議し、事業開始当初から統一して、10月30日と2月26日の2回を設定しているところであります。

**○11番議員（西森三義）** そういう形で、農家の方にもまた説明をしていきたいというふうに

思っております。この高収益作物次期作支援交付金については、これまで何回も説明会を指宿地区、山川地区、開聞地区で実施し、申請手続も同じようにされ、その都度多くのJAの職員や、市の担当職員で事務手続等の対応をされていましたが、国は、この事業に関する費用をどのようにされるのか、費用を必ず払ってくれるのか、それについては分かっていたら、お答え下さい。

**○農政部長（田之上辰浩）** 職員の直接人件費及び時間外勤務手当については、当初から交付金の対象外とされ、別途、委託や臨時職員を雇用したなどの方法によるものは対象となっております。なお、事務費につきましては、交付金額の2%を上限とし、交付決定日以降分を対象とする交付としておりましたが、運用見直しや追加措置が講じられた事により、2%の上限は撤廃され、対象経費も事業開始の4月30日以降分からというふうに変更されております。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長の説明であれば、職員が関係した分については、国の方でそういう分も、まあ時間外が発生した場合は、その辺も見てくれるような事なんですか、どうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 職員の直接人件費及び時間外勤務手当については、交付金の対象外であります。

**○11番議員（西森三義）** それでもJAの担当の職員、あるいは市の担当の職員については、農家さんのためには是非頑張っていたいただきたいなど、申請手続に漏れがないように努力していただきたいと、そういうふうに思っております。先ほど、スレ果の大量発生すれば、なかなか活用が難しいという答弁がありました。部分的にはなんか技術的にもそういう踏まえて検討されていると、そしてまた、廃棄農作物については、活用する取組もあるようなことを言われましたが、今年もですね、長雨や突風、台風で被害が発生したと思われ。塩害被害も含めて、被害額はどれぐらいだったのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 令和2年度につきましては、6月の強風や7月の長雨、9月の台風10号と、様々な自然災害により農作物等に被害が発生しております。オクラへの被害につきましては、強風により倒伏やスレ果の発生、長雨の影響による着果不良などの影響が出ており、これまでに約2億6,500万円の被害が発生しているところであります。このうち、塩害につきましては、9月6日から7日にかけて、本市に接近した台風10号の影響により、沿岸部を中心に発生しております。塩害による被害額は、台風10号によるオクラの被害額約5,400万円のうち、4分の1程度であったものと認識しております。

**○11番議員（西森三義）** 今年も本当にスレ果発生した、あるいは塩害被害があったという報告を受けました。2億6千万円以上ということは、非常にそれだけ打撃を受けたんだと、そういうふうに思っております。農作物は気象条件により、できずきがあり、それに伴い、単価が大きく変動するし、このコロナウイルス禍では、農家の方々もこれからどうなるのか、

不安だろうと思います。不安をなくすためにも、この時期だからこそ、収入保険が役立つと考えられるので、加入に向けての対策は検討されていないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 収入保険の加入につきましては、各種研修会・会合等、あらゆる機会にPRを行ってきておりましたが、今年度はコロナ禍ということで、生産者の会合等がほとんど開催されていないことから、これまでのようなPRができていない状況であります。なお、昨年度の補てん実績のほか、令和2年中については、減収分を5年分の平均収入実績に含まないとする新型コロナウイルス特例措置もなされておりますので、このような情報を含めたパンフレット等を新たに作成し、関係機関と連携しながら、引き続き加入促進に努めてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** いろいろ加入促進に向けては取り組んでもらってるだろうと思います。1回目の答弁の中でも、160件ほどが見込まれるとありました。さすがにですね、こういうふうなコロナ禍においては、どういうふうな状況になるか分かりません。本当にこれが、今だからこそ、この収入保険の大事さというのは、農家の方にですね、分かってもらえるように、今、部長がパンフレットを、と言いました。パンフレットの中で、本当に詳しく、そして、それを真摯に農家の方にも、こうだったらこうなるんだというような状況でですね、進めていってもらいたい、そういうふうに願っているところでございます。是非、そこあたりにつきましては、力強く推進に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次は、景勝松についてであります。道の駅いぶすき彩花菜館は、指宿市の、先ほども答弁でもありましたが、玄関口であり、多くの観光客や市外からの客が利用していると認識しています。そこで、道の駅から指宿商業高校まで、ツタや竹林等の除去作業を今回だけでなく、定期的にも実施できないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 竹林につきましては、景観を著しく低下させる要因であり、完全に除去することが理想であります。崖地の危険な箇所に繁茂していることから、状況を見ながら適時作業可能な範囲で除去していくよう考えております。

**○11番議員（西森三義）** 確かにですね、あそこは高い崖があつて、本当に危険なんです。ただ、あの竹林と言いましたが、竹林、あれをなんとか枯らす方法等も森林組合あたりはあるようなことは聞いたんですが、そこあたりの方法等は検討はされないんですか、どうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 竹を枯らす薬剤も実際にありますけれども、薬剤散布については慎重に対応してまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 薬剤を散布すれば、崖が崩れたりという恐れもあるかもしれませんが。ただ、いつも私は国道を通る時に、あんだけ竹が繁茂をしていればですね、本当に景観が悪いですよ。今、少しずつ松も植栽をされてきているようですが、やっぱり、あのへんの

景観を守るためにもですね、特に、道の駅の展望台の周りにはですね、もう雑木が大きくなってるんですね。私はいつも初日を見に行きます。段々この雑木が大きくなって、これはいけんなっどかいと。だから、ああいう所も除去をしてですね、しっかり管理するべきだというふうに思っておりますが、そこあたりについても今回の除去作業の方には入ってるんでしょうか、どうなんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 道の駅の観音崎公園になると思うんですけども、観音崎公園の展望の周りにつきましても、雑木等生えて景観を害しているというのは認識しております。今回、道の駅の、直営になりましたことからですね、今後の管理についてもですね、一緒になった形で、都市公園の管理という形での考え方の基に、今回、観音崎から指商までのツタの除去と一緒にですね、できないかというふうに検討してまいりたいと思います。

**○11番議員（西森三義）** 是非、そのようにですね、除去ができて、そして、すばらしい景観地であるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。それから、指宿商業高校の事務長に尋ねたところ、問題はないようなことを言ったんですが、指宿商業高校の武道館の横の竹林は国土交通省の土地とかなんとか言われたんですけど、年々増えてるんですね、あれが増えてくると、あのままであれば、運動場まで入り込む恐れはないのか、というふうに考えられるんですが、あそこについてもですね、あそこに大きな用水路があるから、竹林に入って来れないのかもしれませんが、今現在のところは、運動場には竹は入っていないという返答はもらっておりますが、あのままにしていって本当にいいのかなと思うんですが、ここあたりの除去することは、国土交通省かなんかの問題があるんですか、どうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 国道と指宿商業高校の間にある竹林の除去についてですけども、国道の通行や指宿商業高校の運営に支障がある部分については、施設の管理者において伐採しておりますが、一帯の竹林の除去等については、市が管理する区域外になりますので、市ではできないところであります。土地管理者に相談をしてみたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** どこが除去するかは分かりませんが、あのままであってはなかなか景観上も良くないし、あまりいいことじゃないなと思いますので、是非、国土交通省なり相談をして、改善が図られるようお願いしたいと思います。先ほど、隼人松原公園の松のツタは除去するようなことは言ったんですが、本当にね、年数が経ってるんですね。私は、ここは今まで何じゃ問題なかで除去せんでもいいのかなとも思ったんですが、反対に除去する時に、松を傷付けることはないのか、そこあたりがあるんですが、そのあたりについては誰か聞いてませんか、どうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** ツタの除去の際には、松に影響のないように、また、松の表面にできるだけ傷を付けないように、対応してまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** もう何百年も経ってそんな大木の松があります。あれを十分な保護

策をとってですね、後世に残るように対応していただきたいなというふうに思っております。それから、宮ヶ浜公園近くの道路沿いには、今年あった指宿小学校の150周年記念としての松が植栽されていたんですが、途中途中、立ち枯れをした松との間隔が非常に空いてるんですね。だから、一遍に松を植えようというんじゃなくて、年次的にあそこに、先ほど部長が支障がないように、なんか他のものを事業の進展と同時にというような事だったけど、やっぱりあのへんは松が良さそうだなあと思うんですが、そこあたりは年次的に、あその崖地の事業もあります。そこあたりを含めて、そこあたりのことは検討されていないんですか、どうなんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 岩本から宮ヶ浜地区に至る市道岩本宮ヶ浜吹越線の件だというふうに考えております。ここにつきましては、周辺環境と調和した景観の向上を図るために、道路沿いに松を植栽して参ったところでございます。ただ、この海岸線を通っておりますと、冬期の風浪による塩害、松くい虫の影響、さらには、大雨による災害によってですね、松折れ、並びに松枯れを生じてきたところでございます。そういったところから、この宮ヶ浜吹越線、今現在、防災事業をやってございますけれども、安全対策の工事の進捗状況を見計りながらですね、先ほど申しましたように、植栽の検討をしてみたいと思いますけれども、その中で、松等が必要ということであればですね、幼少松等々を年次的な形で植えられる所につきましてはですね、導入していければなというふうには考えております。

**○11番議員（西森三義）** なんとかですね、松も抵抗性のある松があるみたいです。それについても前向きに取り組んでもらって、松が駄目なら松に代わる、ただ、海岸線ですから、やっぱり松の方がいいのかなと個人的には考えるんですが、そこあたりについての前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。先ほど市長の答弁でもありました、休暇村指宿については、本当にあそこにすばらしいホテルができればいいなと、私個人としては思っていたんですが、今現在、やっぱり人が入らないと藪が目立ってしまいますね、草が繁茂してます。そして、広場については、休暇村の職員が管理されているんでしょう。きれいにされております。だから、周りの木々の間なんかの、ブーゲンビリアとか、いろんなのがまだそのままなっているし、草払いした残さいもそのまま残っております。ああいうところをやっぱり観光客が来て、エコキャンプの人もおったんですね、利用されておりました。私が休暇村に確認したところ、現在のところ建替えの計画はないようです。リニューアルしてから8年ぐらい経ってるから、あそこも古いんですよ。私が高校の時はアルバイト行きましたからね、あれを造る時には。もう相当経っているんだけど、まだなのかなというふうに思っております。であれば、先ほども市長が言いました、知林ヶ島を望むですね、広大な広場を、まあいろんな整備をしようという計画があったようですが、多くの人に利用してもらうような施設を、まだ設置してもらえるように環境省へ再度要望することはできないのか、お尋ねをいたします。

○**総務部参与（下吹越寿）** 休暇村別館の建替えの経過、整備につきましては、先ほど市長が答弁したところでございます。あそこの土地というのは環境省の所有になっておりますので、整備計画等ございましたので、環境省にも現状をお伺いしたうえで、今後、有効活用できないか検討してまいりたいと考えております。

○**11番議員（西森三義）** 何とかですね、今参与が言われましたように、要望活動をするということでもございました。指宿においてはですね、皆さんも御存知のとおり、指宿港海岸線は整備されて、サッカー場や多目的広場も完成し、野球場も整備される。そうなれば、入込客が本当に多くなると思われるんですね。旧休暇村別館周辺の、本当に広場活用は重要だと思ってるんですよ。このことについて、市長、なんか前向きに取り組むような、そういう考えを持ってないのか、お尋ねをいたします。

○**市長（豊留悦男）** この休暇村指宿別館跡地、そして知林ヶ島を含めた整備計画というのは、市民の意見を聞きながら、ワークショップ等通して、計画が練り上げられておりました。その結果を市の広報紙の特集号で6ページにわたって市民には理解を求め、事業を推進することになっていたわけでありまして。しかし、その後、様々な方々の賛成・反対の意見等でその計画というのは白紙に戻りました。実は、この休暇村協会は、建替えを、現休暇村の客室数より3部屋ほど少ない形での提案をしていただきました。それが民業を圧迫するというような意見等がありまして、つまり、この事業というのはできなかったわけでありまして。しかし、この事業の全体計画というのは、まだ生きていっているのではないかと考えておりますので、今後も環境省を含めた関係者等へのお願いをしないといけないと思っております。その一部がチリンズベルであり、あの海岸であり、展望所であり、一部は事業として実施してきたわけですけれども、その後、休暇村協会、環境省を含めて、あの地域での反対意見が相当あるので難しいだろうという判断をしたということでありましたので、その後、実は5・6回、関係省庁を含めて、休暇村協会にもお願いに行ったわけですけれども、なかなか理解をいただくのに時間も掛かったし、理解をいただけるような取組というのもできなかったのは事実であります。

○**11番議員（西森三義）** 市長も5・6回お願いしてるがなかなか理解が得られないという答弁でございましたが、本当にもったいないなあというふうに感じております。今後ともなんらかの方法で、そして、指宿に多くの人に来ていただけるような、そういう施設ができればいいかなというふうに思っておりますので、是非、今後とも努力を続けていただきたいというふうに思っております。先ほど、篤姫の音声については、看板があるからというふうな答弁がありました。看板があるのは分かってるんです。看板に生い立ち書いてあるんですよ。看板を見ないんですよ、観光客は。あそこで、ぱ一っと、良いのが流れてですね、ああ、篤姫はこういう活躍をしたんだ、指宿にはまだこういう立派な所がある、そういうふうなのができないかということを問うたんです。看板は当然分かってます。そこあたりは部長が言わん



でも私は見えますよ。タブレットにも入ってますよ。なんなら読みますよ。だから、そういうことも含めて、音声を読むことはできないか、そういうことなんです。すぐできなくても、前向きに取り組みますとか、そういうことはできないですか、どうですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 音声案内も一つの手法だろうと思っております。ただ、市としましては、今和泉地区につきましては、篤姫銅像の他に麓の町割、隼人松原、石垣、島津墓地、豊玉姫神社など、多くの史跡が残っております。市では、これらの地域を周遊していただけるような取組を考えていきたいと思っておりますので、その中で、今御指摘がありました、音声案内も含め、検討していきたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** なんか無理をお願いしているようなことを言っております。今回、同僚議員もいろんな支援策のことについていろいろ質問があつたりしますが、いろんなことをするにしてお金が必要なんですね。それは十分分かります。そこあたりに含めても、何とかできることは前向きに取り組んでいただければなというふうに思っております。これまでも何回か、自主財源確保策について質問をしてきました。市民への支援をするにしても、先ほども言いましたように、まず先立つお金がないと何もできないのではないかと、今の子供たちが指宿に住んで良かったと思えるように、自主財源を確保できるようなアイデアはないか、みんなで知恵を出し合えることを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

**○15番議員（高橋三樹）** 皆さん、こんにちは。こんな時代に明るいニュースがありましたので、入る前に触れてみます。2014年12月種子島から打ち上げられた探査機はやぶさ2、小惑星リュウグウの石や砂が入っていると見られるカプセルを無事回収に成功しました。12月6日午前3時頃のことです。小惑星リュウグウは、地球と火星の間を回る小惑星の一つで、直径約900m、生命の源となる有機物や水を含む鉱物などが多く存在すると見られたことから目的地に選ばれたようです。約46億年前の太陽系誕生時の情報が残っていると見られています。今後、太陽系の成り立ちや生命誕生の謎に迫るもので、今後の分析を期待しています。

これから通告してあります、1新型コロナウイルス関連について申し上げます。ワクチンの供給が早まる傾向ですが、市としてどう対応するのですか、ということでいろいろ整理しました。まず、感染するかもしれない、背中合わせの仕事に従事している医療関係者の医師や看護師、介護士や職員など、昼夜を問わず、御尽力に対しまして頭の下がる思いです。感謝と尊敬と御礼を申し上げます。ありがとうございます。さて、国内では新型コロナウイルス

ス感染症が第三波を迎え、感染者が都市部や地方でも増加しております。少しでも早くワクチンの供給が待たれるところですが、国内の新型コロナウイルス感染症の状況をどのように捉えているのかをまず伺います。

次は、道の駅いぶすきについて申し上げます。現在は、直営になっています。最初は公設民営でPFIでした。いつ頃元に戻す考えかどうかということです。新型コロナウイルス感染症の影響をもろに受けて、事業者が撤退してしまいまして、現在に至って直営せざるを得ない状況になってしまいました。11月12日から市直営の運営が開始されたところですが、市直営での運営はいつまで行うのですか。また、直営後の運営方法や運営者についてはどのように決めるのですかをまず伺います。

次は、自転車保険などについて申し上げます。鹿児島県は条例で保険加入を義務付けていますが、市の考えはどうか、ということです。12月1日一般質問書を提出後、県庁に向き、受付係で聞いて、9階、男女共同参画局くらし共生協働課、くらし安全係を訪問し、資料をコピーしてもらいました。丁寧な対応でした。名称は、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例でした。平成29年10月1日に施行されていまして。県の条例により、自転車損害賠償保険等の加入を義務付けています。市でも、周知啓発の必要があると思いますが、どのような取組を行っていますかを伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況から見ますと、全国的に感染症が再拡大しており、いわゆる感染症拡大第三波にあると大きな危機を持っているところがあります。特に、都市部や北海道においては、感染症患者の増加により、医療機関がひっ迫するなど、最大限の警戒が必要になっていると思っております。新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底など、一人ひとりが基本的な感染対策を取ることで効果があると分かっております。本市におきましては、9月5日を最後に感染症は確認されていませんでしたけれども、12月6日に1名の感染者が確認されたところでありまして。引き続き、市民の皆様へ感染防止対策を呼び掛けてまいりたいと思っております。

次に、道の駅でございます。市が直接運営する期間は、令和4年3月までの1年5か月を予定しております。それ以降の運営方法につきましては、今年度末までに運営方法を決定し、来年度の1年をかけて新たな事業者を選定してまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長に答弁させます。

**○総務部長（中村孝）** 自転車保険等についてでございますけれども、平成29年に県が制定しました、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例につきましては、自転車の安全で適正な利用の推進に関し、県の責務、自転車利用者等の役割を明らかにするとともに、利用する自転車の点検、防犯対策、交通安全教育の実施等の基本的施策が定められており、その施策の一つとして、自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられているところで

ございます。これまでも、交通安全運動における県下統一された重点項目として、自転車の安全利用の推進による交通事故防止を掲げていたところであり、県の条例制定に伴い、自転車利用時のヘルメット着用、自転車損害賠償保険等への加入の徹底も更に追加し、広報紙や広報車、街頭キャンペーン、学校等による周知を図っているところでもあります。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、新型コロナウイルス関連の2回目に入ります。指宿市としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、どのような感染防止対策を行っていますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症に関しまして、国が身体的距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗い、定期的な換気など、基本的な感染防止対策を示しておりますので、市民の皆様に対してまして、これを参考に広報紙や広報車による広報活動、ホームページなどによる情報提供や注意喚起に積極的に取り組んでいるところがございます。なお、最近県内で新たなクラスターなどが発生し、感染者が増加してきておりますので、今週の使送便を利用し、感染防止対策のチラシを全戸に配布したところです。

**○15番議員（高橋三樹）** ただいま国が示す基本的な対策とは何ですか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** マスクの着用、身体的距離の確保、こまめな手洗い、定期的な換気などの新しい生活様式の実践、飲食を伴う懇親会などや大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりなどの感染リスクが高まる5つの場面をできるだけ避けていただくことなどがございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 市民は、国が示す新しい生活様式や感染リスクが高まる5つの場面を実践することで、新型コロナウイルス感染症の感染対策になると考えていますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 国が示す新しい生活様式の実践や感染リスクが高まる5つの場面をできるだけ避けること、市民一人ひとりが日々の生活の中で継続して実践することが、感染症拡大防止には重要であると思っております。市民の皆様には不自由をお願いする場面もあろうかとは思いますが、国内においては、有効なワクチンや特効薬が承認されていない現状では、やはり市民一人ひとりがマスクの着用、身体的距離の確保、こまめな手洗い、定期的な換気の実践など、基本的対策に努めていただくことが最も効果的な対策であると考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 新型コロナウイルスの収束には、一日も早いワクチンの早期開発、早期供給が望まれますが、開発状況はどうなっていますか、伺います。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症収束の切り札として、期待が高まっているワクチンでございますが、現在、国内におきましては、薬事承認されたワクチンは存在せず、国内外で早急な開発が進められております。なお、イギリスにおいては、12月8日から、アメリカでは12月14日からワクチン接種が開始されたとの報道があったところです。

○15番議員（高橋三樹） 次は、新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種の具体的なスケジュールはどうなっていますか、伺います。

○健康福祉部参与（山元成之） 厚生労働省は12月10日に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る予防接種の専門部会です承された内容を公表しました。新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、費用は国が負担し、接種は市町村が実施するとなっております。接種場所は、原則、住民票がある市町村の医療機関や、保健センター、体育館などを想定しているようでございます。ワクチン接種に関しましては、市町村から接種券を送付し、予約したうえで接種することを原則とする方針のようです。厚生労働省の専門部会では、早ければ来年3月にも国内で接種が始まる可能性があるとの認識を示したことから、市としては、国や県からの情報収集に努め、具体的な内容が示されたら、適切に対応したいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） このところは、最後ですけれども、イギリスでは8日に接種が始まりました。国内でワクチン接種が始まった場合、どのような人が優先されると考えていますか、伺います。

○健康福祉部参与（山元成之） 12月10日に、厚生労働省の予防接種の専門部会です承された内容では、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種券は、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患などを有する方などから優先配布する案が承認されております。

○15番議員（高橋三樹） ありがとうございます。次は、道の駅いぶすきの2回目です。道の駅いぶすきは、再開後の売上や来館者の状況はどうなっていますか、伺います。

○産業振興部長（大迫格史） 10月15日に前の指定管理者が営業を休止し、11月12日に市直営として1階部分の営業を再開しております。11月12日から30日までの19日間における来館者数は2万5,038人で、総売上高は1,240万966円でございます。GoToトラベルの地域共通クーポン券やいぶすき倍返しクーポン券による売上も約14%あったことから、県内外の多くの観光客に御来館いただけているものと考えております。

○15番議員（高橋三樹） たくさん来ていただいて、ありがたいことです。次は、指定管理者が運営した時は、お土産品などについて地域外の商品を販売していたようですが、現在はどうのような商品を販売しているのですか、伺います。

○産業振興部長（大迫格史） 御指摘のように、以前の指定管理者の時には、手数料を市内産品より高く設定し、市外の土産品等も置いておりましたが、直営となってからは、指宿市内及び旧揖宿郡内で生産、製造された商品のみを販売しているところでございます。売り場のレイアウトも見直し、新鮮な地元野菜や近海物の鮮魚、工夫を凝らした食料加工品、市内6歳の焼酎など、特産品コーナーを広げて、ゆっくり見て回れるようにリニューアルいたしました。なお、ファストフードコーナーにつきましては、これまで好評を得ていたソフトクリームの販売を継続するとともに、本市で収穫されたサツマイモの焼き芋やオクラスープ等の販

売を行っております。これまで出品されていない本市の特産品もまだまだございますので、少しずつ出品数を増やしてまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） ありがとうございます。次は、2階の飲食店、カフェなど、今後テナント事業者を公募する予定のようですが、いつ頃になるのかということです。現在、閉鎖している状況ですが、いつ再開するのですか、伺います。

○産業振興部長（大迫格史） 2階のレストラン部分につきましては、民間の事業者をテナントとして公募する予定で考えております。なるべく年内に公募を開始し、3月上旬までには事業者を選定したいと考えているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） このところは最後ですが、テナント公募については、どういう人を対象に公募を計画しているのですか、伺います。

○産業振興部長（大迫格史） レストランの民間テナント事業者の対象者につきましては、指宿市内の法人や団体、又は個人事業主を対象にしたいと考えております。テナント事業者には、本市の野菜や魚、肉、加工品などを活用したメニューを開発し、本市の豊かな食材をアピールする工夫もしていただきたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） ありがとうございます。

次は、自転車保険などについての2回目です。先ほどの答弁で、加入の徹底や学校などによる周知を図っているところですが、とありました。実際どれくらいの加入率なのか、特に通学で自転車を利用している生徒達、調査したことがありますか、伺います。

○教育部長（鶴窪誠作） 市教育委員会では、自転車損害賠償保険等への加入義務やヘルメット着用義務等について、管理職研修会や児童生徒安全推進会議等において、児童生徒への指導の徹底及び保護者への啓発を図っております。また、各学校においては、年度当初、自転車損害賠償保険のパンフレット等を配布し、加入について周知をしているところでございます。なお、令和2年度において、本市で自転車通学を行っている中学生・高校生につきましては、自転車損害賠償保険等に加入している割合は、100%となっているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） ありがとうございます。まだ通学していない方もね、ちゃんと入って欲しいなと思っております。自転車事故の加害者に高額な賠償金を命じる判決も出ているもようで、もしもの時、保険に頼るしかなく、どうしても必要です。個人賠償責任保険でもカバーできます。事故を起こさないことが大事で、交通ルールを守り、自転車の点検、整備も大切です。ブレーキが効かなかったということのないように点検、整備の指導をしていますか、伺います。

○教育部長（鶴窪誠作） 各学校においては、警察等の関係機関と連携し、発達の段階に応じた交通安全教室や自転車講習会等を実施しております。自転車の乗り方や交通ルールだけではなく、自転車の点検等についても指導するとともに、保護者への啓発も行っているところで

ございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、市内の自転車による交通事故の発生状況はどのようになっていますか、伺います。

**○総務部長（中村孝）** 自転車の交通事故の発生状況について、指宿警察署に伺ったところ、本市で自転車による人身事故で亡くなられた方はここ数年おりませんでしたけれども、今年4月の自転車と軽四輪自動車による衝突事故により、自転車を運転していた方が1人亡くなられているとのことであります。また、負傷された方につきましては、平成29年が11人、平成30年が4人、令和元年が3人となっているとのことであります。

**○15番議員（高橋三樹）** 最後になりました。自転車による交通事故防止について、市ではどのような対策を行っていますか、伺います。

**○総務部長（中村孝）** 市では、スクールゾーン委員会や市民の方々の要望を基に、交通安全施設の整備や交通安全運動期間中における広報活動を実施しているほか、指宿警察署、指宿地区交通安全協会と連携し、小学校高学年を対象とした自転車講習会、小学生以上を対象とした3世代ふれあい自転車安全利用競技大会を開催し、講習会等を通じて、交通ルールや交通マナーの周知・啓発に努めているところであります。今後も関係機関・団体と連携した交通安全、事故防止施策を進めてまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 新型コロナウイルス感染症のワクチン、安全で有効性のあるものをできるだけ早く供給できることを願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時35分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

**○17番議員（下川床泉）** 17番、下川床泉です。一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。新型コロナウイルス感染症がなかなか収束をしない中、新しい生活様式で3密に気を付けて、マスクを着けたまま、家庭で、学校で、地域で生活をしています。なかなか学校行事も間々ならない中、楽しみにしていた修学旅行は、県内のホテルに宿泊し、中には指宿市内のホテルに宿泊する指宿市内の学校もありました。このコロナ禍の中、できただけでも感謝しますと、とても楽しくいい思い出になりましたという感想を聞いて、とても嬉しく思いました。また、指宿小学校の創立150周年記念式典も規模を縮小して、それでも盛大に開催されました。私も50年前、指宿小学校5年生の時に、創立100周年を迎え、式典に参加した楽しい思い出があります。6年生の2月に100周年を記念した体育館が完成して、その体育館で卒業式を迎えた事を今でも懐かしく思い出します。指宿小学校創立150周年を経験した子供たちも、いい思い出ができたと思います。まだまだ新型コロナウイルス感染症

には注意が必要ですが、新しい生活様式で一刻も早い収束を願っています。

それでは、通告しました3点について質問をいたします。まず、サッカー・多目的グラウンドの活用について、であります。サッカー・多目的グラウンドが年内に完成する予定です。芝張りもサッカー少年にお手伝いをもらい、後は遊具の設置等が待たれるところだと思います。サッカー少年もオープンを楽しみにして待っている事と思います。オープニングセレモニーの計画について、いつ、誰を呼んで、参加者は誰で、又は参加チームはどんなチームなどで、どのような計画になっているかをお尋ねをいたします。

次に、指宿市誌の編さんについてをお尋ねをいたします。指宿市に転入された方、もしくは指宿市に転入したいと思っている方、指宿市の歴史を知りたいと思う方は指宿市誌を見たいと思います。私は、平成18年合併後、指宿市誌の編さんについて一般質問をしています。なかなかできないので、改めてお尋ねをいたします。まず、現状はどうかということでございます。指宿市誌、山川町史、開聞町郷土誌は、それぞれ、いつ、誰の手で、どのように編さんをされたのか、お尋ねをいたします。

次に、市勢要覧の作成についてお尋ねをいたします。この市勢要覧もなかなか新しいものができていない状況だと思います。そこで、合併前、指宿市、山川町、開聞町時代の市勢要覧、町勢要覧は、どのように作成をしていたのかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 現在の指宿市誌は、昭和60年10月に発行されております。山川町史につきましては、平成12年10月、開聞町郷土誌につきましては、平成6年12月であります。それぞれ、各市・町在住の委員で構成されて、郷土誌、又は市誌の改訂編集委員会等を組織して、市誌等を編集しているようでございます。市勢要覧についてでございます。旧指宿市では、平成15年に作成した市勢要覧が最後であります。山川町と開聞町の町勢要覧は、不定期ではありますが、周年記念行事等に併せて作成しており、山川町では平成17年、開聞町では平成12年の作成が最後であります。

以下、いただきました質問については、担当者が回答をいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** オープニングセレモニーの計画についてでございます。いぶすきフットボールパークにつきましては、令和3年1月30日にオープニングイベントを開催する予定であります。内容としましては、市内の小・中・高校生と元プロ選手によるサッカーの対戦やサッカー教室、地元特産品ブース出展のほか、日本サッカー協会と連携し、元アスリートが実体験をもとに夢を持つことの大切さを伝える、夢の教室特別編を開催する予定であります。

**○17番議員（下川床泉）** サッカー場のオープニングセレモニーについて今お尋ねをいたしました。小・中・高校生に案内をして、元プロ選手が来て、日本サッカー協会の協力を得ながらやるということでしたがけれども、その案内等についてはすでにやっているかとい

うふうに思います。何百人ぐらい集まるのか。そこらあたりはもう決まっているのでしょうか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** オープニングセレモニーの案内につきましては、これから案内する予定でありまして、まだ人員もどのくらいになるかというところは確定していないところでございます。

○**17番議員（下川床泉）** それでは、サッカー協会を中心に、正月元旦の1月2日、3日に新春サッカー大会も開催をされるかというふうに思っています。そのサッカー大会でのサッカー場、フットボールパークというネーミングだというふうに思いますけれども、今回新しくできたサッカー場で開催されるのか、その場では記念のイベントが何かあるのかをお尋ねをいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 令和3年1月2日・3日に指宿市サッカー協会が主催となり、第56回指宿市新春サッカー大会を開催する予定となっておりますが、会場につきましては、いぶすきフットボールパークで開催することとなっております。その大会時に、特に市の方でイベントは考えてないところであります。

○**17番議員（下川床泉）** それから、予約状況についてお尋ねをいたしますけれども、このサッカー場の予約の状況はどうなっているのか、または、合宿の予定等とか入っているのかをお尋ねをいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** いぶすきフットボールパークの予約の取扱いにつきましては、他の体育施設と同様の取扱いとし、練習等で使用する場合は、利用日の2週間前から予約の受付を行います。そのため、12月の22日から予約を受け付ける予定であります。また、大会・合宿等につきましては、今年度分について、1月5日から予約を受け付ける予定としております。また、現在、正式な予約受付は行っておりませんが、これまでに南薩地区の少年サッカー大会、九州クラブユースサッカーU-14新人サッカー大会、全国自治体職員サッカー選手権大会、県少年指宿地区選抜大会などのお話をいただいております。また、キャンプや合宿につきましては、具体的なお話はないところでございますが、お越しいただくチームは、気持ち良く練習に取り組めるよう、受け入れ態勢を整えてまいりたいと考えております。

○**17番議員（下川床泉）** いろいろなチームが、またはいろいろな団体がですね、相談をしているというようなことでございました。2週間前からの予約だということなので、まだ確定はしていないということだろうと思っておりますけれども、その中で、Jリーグとか、大きな団体のサッカーのチーム等々については、予約とか、相談とか、そういうものはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○**総務部参与（下吹越寿）** Jリーグ等につきましては、JFLも含め、3チームほどのチームがフットボールパークを視察、宿泊施設等を視察に来てはいますがけれども、確定したところは現在のところはございません。



○17番議員（下川床泉） 3チームほど視察に来たということですので、またこれがですね、予約につながったり、合宿につながればいいかなというふうに思います。

次に、学校行事での利用としては、遠足だったり、校外学習と言いますか、そういうことで使うような計画とかはないのかをお尋ねをいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） いぶすきフットボールパークには、天然芝の多目的グラウンド、遊具を備えた芝生広場がありますので、遠足やスケッチ大会などの様々な行事や各種スポーツに利用していただきたいと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） せっかくいいサッカー場ができたということですので、市内の学校の子供たちに是非ですね、見学をしてもらって、それによって利用の働きかけもできるのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいなと思います。

次に、地域や社会教育関係団体への利用としての働きかけは、花見とか、運動会で使っているのかどうか分かりませんが、若しくはグラウンドゴルフなど、そういう大会、若しくは地域のスポーツ大会などへの働きかけをして、使用が増えるように考えられないかお尋ねをいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） いぶすきフットボールパークには、天然芝の多目的広場、遊具を備えた芝生広場がありますので、スポーツ少年団、子供会をはじめ、地区のグラウンドゴルフ大会や遠足など、あらゆる行事に御利用いただきたいと考えております。今後は、広報紙や市のホームページにおきまして、施設の紹介等を行ってまいりたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） 学校や地域、いろいろな社会教育関係団体、そして、サッカー、フットサルなどの競技団体はもちろんのこと、他競技団体にも利用の働きかけをして、利用が増えるようにしてもらいたいというふうに思っています。年間180日の利用を予定していたという計画だったと思いますので、その目標に向かって頑張ってくださいようお願いをいたします。

次に、駐車場のことでお尋ねをいたします。サッカー大会開催の時、大きなイベント等の時、駐車場は足りるのか、何台分の駐車場が確保されているのかをお尋ねをいたします。

○教育部長（鶴窪誠作） 駐車場につきましては、普通自動車用358台、車椅子用駐車スペースが5台、バス用駐車スペースを12台分確保しております。また、多目的グラウンドには、普通自動車用31台、車椅子用駐車スペース3台分を確保しているところであります。さらに、多目的グラウンド敷地内の周回道路には、一方通路で駐車可能としていることから、普通自動車が約120台駐車できるようになっております。各カテゴリの大会等で、10チームが参加する大会等におきましても、駐車台数は確保できると考えております。

○17番議員（下川床泉） 大変大きな台数の駐車場だと思います。大きなイベントがあっても、それで確保できるのではないかなということでした。私は今心配をしているのは、令和4年5月に完成予定の市民会館完成後です。駐車場が足りるかをお尋ねしたいところです。今

現在も体育館での大きなイベント、そしてまた市民会館での大きなイベントが重なった時に、駐車場にですね、苦勞をしているという現状が今現在あります。令和4年5月以降の市民会館完成後に、サッカー大会と市民会館のイベントが重なった場合ですね、そういった時の駐車場の確保については大丈夫か、また、どのような対応を取るかお考えなのか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** いぶすきフットボールパークで開催されるイベントと、隣接しているのはな館、完成した後の新市民会館で開催される各行事・イベントが重なった場合、駐車スペースが足りなくなることも予想されます。この場合、周辺の体育施設、野球場とか陸上競技場の駐車場等を利用するなど、スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 野球場とか、もしくはサンシティホールの駐車場とかも使うことになるかなというふうに思います。移動等が少し大変かもしれませんが、その整理もしながらですね、頑張ってくださいというふうに思います。次に、維持の関係でお尋ねをいたしますが、サッカー場で一番大事なものは、天然芝の管理だというふうに思います。芝の管理、植木の管理等々については大丈夫なのか、どのように対応を取るのかお尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** いぶすきフットボールパークの管理運営につきましては、市の直営で管理していくこととしております。天然芝に関しましては、昨年度1年間、熊本県大津町に職員1名が芝管理の研修をさせていただきましたので、その職員を中心に、芝の状態を見ながら、適正な時期での芝刈りや適正な量の散水、施肥等を行っているところでございます。また、周辺植栽につきましても、同様に管理してまいりたいと考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 年間維持費としては、芝の管理も含めて、当初の計画どおりでいいのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** いぶすきフットボールパークの令和3年度の維持管理費につきましては、現在積算をしているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 新年度予算で出てくるので、それを見て欲しいということだろうと思いますけれども、是非、維持費としてはしっかりと積算をして、いい管理をしていただいて、たくさんの方々に、そしてまた、楽しみに待っていたサッカー少年に使ってもらえるようにお願いしたいというふうに思います。

次の指宿市誌の編さんについて質問いたします。指宿市誌が昭和60年、山川町史が平成12年、開聞郷土誌が平成6年の発行だということでございました。それぞれ編集委員会等を作っていますね、作ってくれたそれぞれの指宿、山川、開聞の市誌、町誌だというふうに考えております。この指宿市誌等の販売状況については、どんなふうになっているかお分かりでしたらお願いをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 市誌の販売状況についてでございますが、指宿市誌につきましては、平

成30年度に初版を2冊、それと追録を1冊で8千円、令和元年度には初版を1冊で3千円の販売実績があり、開聞町郷土誌が、平成30年度に21冊で8万4千円、令和元年度に1冊で4千円の販売実績があるところでございます。なお、山川町史につきましては、在庫がなく、販売実績はないところであります。

**○17番議員（下川床泉）** 先ほども言いましたとおり、指宿市に転入された方、転入されようとしている方、また、指宿市の歴史を調べたいという方は、このような指宿市誌、山川町史、開聞町郷土誌を参考にですね、見ることになるかなというふうに思います。今現在、その山川町史は、もう残りの数がないということでしたので、販売できない状況だということでしたけれども、これは増刷して印刷するをすとかそういうこともできないということではよろしかったですか、お尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 市誌につきましては、当初も印刷をして冊子にしてございますので、その在庫の分だけということで、追録についてはできないところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 指宿市誌は、3千冊作っても残りが僅かだというふうに思っておりますし、山川町史は、1千冊作って残りがゼロ、開聞町郷土誌は、1千冊作って後残りが400ぐらいですかね。そんなふうになってるんじゃないかなというふうに思っております。そうしますと、山川町史も含めて、閲覧という形で見たい時に、閲覧はどこでできるのかをお尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 市誌の閲覧につきましては、図書館の方で閲覧ができるようになってるところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 指宿の図書館、山川の図書館、そしてまた市役所の中にも置いてはあるんだろうと、キープはしているんだろうというふうに思いますけれども、閲覧としては、図書館で見ることができるということです。私も見せてもらいましたけれども、山川町史も残りはないということなので、大事に扱わないといけないと。例えば、写真を撮っていいですかと言われたら、写真は撮ったら駄目と、コピーをお願いしますということでしたし、もしくは、メモを取って下さいということでした。そういう危機的な状況だなというふうに思っておりますので、お尋ねいたしますけれども、私は、合併後15年が経過している中で、作成をできる最後の可能性がある時期に来ているのではないかなというふうに思っています。それぞれの指宿市役所、開聞町役場、山川町役場で働いていた方々が定年後ですね、それぞれの市・町のことを一番良く知っている方々が、今現在、頑張っているいろいろな活動をしている、そういう方々から聞き取りをするなりしながらですね、合併前、それから作成前に一番古い指宿市誌は、昭和60年以降のことを作っていかないといけないというふうに思いますので、そういう方々に声掛けをして、そろそろ編さんをする時期に来てると思うんですけども、編さんする考えはないのかお尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 合併前の旧市町で編さんされた市誌等につきましては、いずれも発行か

ら相当の年数が経過しているところでございます。指宿市の歴史をつないでいくためには、市誌の編さんは必要であろうという認識であります。市におきましては、市誌の編さんのために必要であると思われる資料等につきまして、保管等を行うようにし、編さんをする際には活用ができるようにはしているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 次の市勢要覧との関連もあるので、市勢要覧の方にまた質問もさせていただきます。市勢要覧につきましても、先ほど答弁をいただきました。合併後に市勢要覧を作成したのか、どんな形で作成をしたのかお尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 市町村合併後の作成につきましては、平成18年8月に発行しているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 平成18年、合併後すぐの時に市勢要覧を作成したと。合併前は、指宿市は2年に1回作ってたり、4年に1回作ってたり、数年に1回作ってきたり、その期間が段々段々長くなってきたような気がいたします。一部観光パンフレットではないかというような御意見もありましたけれども、その時その時の歴史を残すと言いますか、という意味ではですね、この市勢要覧というものを数年ごとに、何年間に一回作成するというふうに決めて、作成すればいいのではないかなと思うのですけれども、その考えについてお尋ねをいたします。

○総務部参与（下吹越寿） 市勢要覧につきましては、作成の法的根拠はないところでございますけれども、現在、市役所内の各部署で様々な観光パンフレット等も出しておりますので、それで代用しているということでございます。

○17番議員（下川床泉） 確かに作らないといけないということではないかなというふうには思いますけれども、例えば、統計いぶすきというのが毎年作成をされておまして、私も議員手帳に挟んで、このポケット版もとても有意義にですね、使わせていただいております。これを見ながら指宿に来た方々に説明をしたり、そしてまた、自己紹介する時には、指宿市の案内をする時には、統計いぶすきのポケット版を見ながらですね、指宿はこういうところだと、オクラの収穫はこのぐらいありますとか、書いてありますので、そういうことを言ってるわけですが、本当にありがたい、毎年作成していただいてありがたいことだなあというふうには思いますけれども、統計いぶすきの方も作らないといけないということではないわけですが、指宿のことをよく知ってもらいたいということで作ってるわけです。ですので、統計いぶすきを参考にしながら、見ながら、そしてまた、各部・各課の代表の方々を集めて、これを見ながら、私は、4年に1回ぐらいは市勢要覧を作って、その市勢要覧を参考にしながら、指宿市誌を作っていくということの方が必要ではないかなというふうに思いますし、もうすぐ合併後20年が、令和8年の1月がもう20年ということになって、そこでまた大きな式典をすることになるだろうというふうに思うわけですが、その令和8年に向けて指宿市誌もですね、作る準備をしないと、作ると言ってすぐ1年・2年でできる

わけではないかなあというふうに思いますので、そこらあたりの準備をする期間が迫ってるというふうに思ってるんですね。なので、その作成に向けての指宿市誌、市勢要覧の作成に向けての、どうすればいいか検討なりしていただけないかなあということの主旨で質問をしておりますけれども、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 市誌の編さん等につきましては、1・2年でできるものではないと考えております。資料の収集であったり、編さんの方法、それと編さん委員の選定など、編さんには相当の時間を要すると考えておりますので、編さんをする場合に、いつの時期になるということは、今後、調査・研究をさせていただきたいという形で考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 是非ですね、いろいろ検討していただいて、作るのは、私はこの合併後20年後の記念すべきその時かなと、私も先ほど指宿小学校100周年の時に記念をして、体育館を造っていただいた。120周年の時には、素敵な校舎を造っていただいた。そんな記念の時にですね、いろんな物を造っていくということの方がいいのかなあと思っています。その記念の、令和8年ということなので、今、令和2年、後6年後ということになりますけれども、今から準備をしないと間に合わない。先ほど部長が答弁されたとおりですね、編さん室を作らないといけないのか、また、編集委員を作らないといけないとか、そういうことがきつと出てくるかなというふうに思います。今の市役所の方々、立派な方々がたくさんいらっしゃいますので、作ろうと思ったらすぐ作れるというふうに思いますので、もう一回、20周年に向けてですね、作るというような答弁はできないのかお尋ねをします。

**○総務部長（中村孝）** 現在の旧市町で作られている市誌等につきましては、それぞれの合併前の旧市町において、市勢執行記念であるとか、町勢執行記念として作成をされているようでございます。旧指宿市の場合でいきますと、市勢30周年、それと市勢50周年、それと山川町史でいくと70周年、開闢郷土誌でいくと40周年ということでございますので、今後、市誌を編さんする場合については、新市誕生記念という形で編さんをしていきたいと考えておりますので、時期については、また調査・研究をさせていただきたいと考えております。

**○17番議員（下川床泉）** なかなか時期が言えないということだと思いますけれども、20周年を逃すと、この前10周年をもう逃してるわけですよ。20周年を逃すと今度は30周年になるかと思います。それだと少し遅いかなと、山川町史はもうないんですよ。買えないんですよ。そんなのを考えるとですね、新指宿市誌でいいと思いますので、是非ですね、作成の方に向けての検討をお願いをいたしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩をいたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時13分 |
| 再開 | 午後 | 2時24分 |

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○4番議員（新宮領實）** 4番、新宮領實です。本日は、3項目にわたり質問させていただきま  
す。1番目に、トイレ事情のうち、小・中・高トイレ改修工事についてからお尋ねをしてま  
います。御父兄の方々との懇談の中で御相談を受けました。それは、切々としたものでし  
た。曰く、ほとんどの子供たちは洋式便器で、なおかつ、洗浄暖房便座で当たり前の中で育  
っており、学校の和式便器はなかなか馴染めず、入りづらく、結局、我慢してしまって、挙  
句、腎盂炎の症状になってしまったり、また、便秘になった子供もいるという話でありまし  
た。大便器の和式を洋式化へ、全部とは言わないまでも替えてくれることはできないかとい  
う要望でした。私は、この話を受けて一部の学校を除き、視察しましたが、大便器のほとん  
どが和式であります。学校施設は防災やイベント等で学校開放しており、多くの人々が利用  
することがあります。また、学校行事やPTA会合も頻繁に開催され、高齢化も進むことから  
配慮が必要であります。足腰が悪い人や怪我をしている人は、洋式便器しか利用できませ  
ん。そういう事柄を深く考慮し、大便器の和式を洋式化へ一刻も早い対応をお願いするもの  
であります。

2番目に、観光指宿についてお尋ねをします。全国的に観光地が疲弊する中、当指宿市も  
大きなダメージを受けているようです。それでも、コロナウイルス感染が心配される中、G  
o T oキャンペーンにより、何とか凌いでいるというのが現状であろうと思います。そのG  
o T oキャンペーンも、28日より1月11日まで停止とのことであります。イギリスでは、全  
世界に先駆けてワクチン接種が始まりました。アラブの湾岸諸国やアメリカでも始まったよ  
うです。また、EU諸国でも慎重論があるとはいえ、ワクチンの承認の方向であります。来  
年の春頃までには、ほとんどの国でワクチン接種が始まってくると思います。必然的にコロ  
ナ収束も見えてくるであろうし、その先に東京オリンピック、パラリンピックの開催が現実  
味を帯びてきます。そうなりますと、世界の国々から人々が押し寄せて来るのは必定です。  
人々の往来も盛んになるであろうし、今までの鬱憤を晴らすかの如く、観光客も爆発的に増  
加するものと推察できます。その時の観光ビジネスチャンスはどう捉えていくのか。観光指  
宿の発展と命運が掛かってくるのではないのでしょうか。コロナ収束後の観光指宿のビジョン  
はどうお考えになっておられるかお尋ねをします。

3番目に、コロナウイルス対策についてお尋ねをします。6月の定例会では、終始この件に  
ついてお尋ねをしましたが、半年ほどが経ち、その対策の在り方も様変わりしているのでは  
ないと思います。まずは、現在、指宿市内においてコロナウイルス患者の発生状況をお尋ねしま  
す。

議会は二元代表制であります。市民に負託をいただいた者の務めとして、それを強く意識  
して質問をしてまいります。残余の質問は、自席にて、順次、関連質問を交えながらしてま  
います。真摯にお答えいただきますようお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 市としましては、コロナ対策、観光事業に対しては、各宿泊施設や関係者に対し、改めて感染拡大防止の取組を徹底していただくようお願いをしたいと思います。感染予防に対する補助金等も活用しながら、受入態勢の充実を図ってまいりたいと思います。コロナウイルスの件につきまして、感染症陽性者の確認状況は、12月15日現在で72名となっているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 小・中・高トイレ改修工事についてであります。市立の小・中学校及び高等学校のトイレにつきましては、平成26年度以降、学校の現状等を踏まえた上で、年次的、段階的にトイレ改修を実施しているところであり、これまで6校の一部改修に取り組んだところであります。今後も洋式化率の低い学校から、順次、整備を行ってまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、あえてお尋ねしないと思ったんですけど、6校と言われましたけれども、6校は、どこと、どこと、どこと、どこと、どこですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 6校につきましては、魚見小学校、山川小学校、大成小学校、開聞小学校、山川中学校、開聞中学校の6校であります。

**○4番議員（新宮領實）** ほとんど山川、開聞なんですね。指宿は、魚見小学校が1つしてくれてるみたいですけど、他の柳田小とか、まあ言えば、南指宿中とか、かなりたくさんの生徒数がおられる所が、後回しなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** トイレの改修につきましては、年次的、段階的に整備を実施しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ちょっと解せんですね。こういうのは、やっぱり生徒数が多い所からやってあげるのが当たり前じゃないんですか。そしたらね、PTAの方々もね、多いんですよ。まあ言えば。100人だったらね、300人とするかもしれんけど、もし300人おったらね、900人ぐらいの父兄の方々がいらっしゃるわけですよ。そういう方々も使うわけですよ。子供たちが使うだけのね、学校じゃないと先っき私言ったじゃないですか。そういうこともね、やはり加味してね、してあげるべきじゃないかなと私は思うんですけども、あと、各ですね、小学校、商業高校、中学校、高校のですね、今、便器の数、洋式便器、和式の便器、多目的トイレ、割合、それをお調べになっていただいていますかね。この前、聞き取りの取材を受けた時に、新生山川小、丹波小、開聞中を除く学校視察いただくようにお願いしてありましたけれども、教育部長、見て回っていただきましたんですか。それとも、部下に回らせて自分は見えないわけですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回につきましては、私の方はこの件につきまして現場は調査を行っておりません。

**○4番議員（新宮領實）** 調べていただいた中でね、商業高校からですよ、南指宿中、北指宿

中，西指宿中，私がいただいているのは，西指宿中，もう全部行って下さいよ。とりあえずね，商業高校，南指宿中，北中，西中，山川中，今和泉小，池田小，指宿小，魚見小はいいです。柳田小，開聞小，川尻小までね，便器の数と，和式洋式，多目的トイレの有無，外便所，その分は視察し，報告，出してくださいねってお願いしてありましたけれど，調べて下さいました。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 各小・中学校のトイレの数について御説明いたします。令和2年度末の予定でございます。指宿小学校につきましては，和式が32，洋式が8，洋式化率が20%となっております。魚見小学校につきましては，和式が19，洋式が6，洋式率が24%，柳田小学校につきましては，和式が43，洋式が6，洋式率が12.2%，丹波小につきましては，和式が15，洋式が40，洋式率が72.7%，今和泉小につきましては，和式が35，洋式が4，洋式率が10.3%，池田小につきましては，和式が13，洋式が2，洋式率が13.3%，山川小につきましては，和式が15，洋式が7，洋式率は31.8%，大成小につきましては，和式が8，洋式が26，洋式率が76.5%，徳光小につきましては，和式が13，洋式が3，洋式率が18.8%，利永小につきましては，和式が14，洋式が2，洋式率が12.5%，開聞小につきましては，和式が25，洋式が15，洋式率が37.5%，川尻小につきましては，和式が15，洋式が4，洋式率が21.1%，北指宿中につきましては，和式が18，洋式が21，洋式率が53.8%，南指宿中につきましては，和式が54，洋式が12，洋式率が18.2%，西指宿中につきましては，和式が30，洋式が4，洋式率が11.8%，山川中につきましては，和式が36，洋式が10，洋式率が21.7%，開聞中につきましては，和式が32，洋式が12，洋式率が27.3%，指宿商業高等学校につきましては，和式が58，洋式が13，洋式率が18.3%となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 多目的トイレはどうなってるんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 多目的トイレにつきましては，多目的トイレが現在ある所は，丹波小が11，大成小が4，北指宿中が3，南指宿中が3，開聞中が2となっております。

**○4番議員（新宮領實）** あの，洋式と和式が逆としとけばですね，私あの別にこういうお尋ねもしないんです。現実はまだ和式が圧倒的に多い。非常に私あの最初，冒頭言いましたように，PTAの方々も非常にお困りになってらっしゃる。それについてですよ，このお尋ねの中で，大便器の和式を7割，洋式化のうち3割，多目的トイレを設置できないかというのは，一括りでお考えになっていただいた中でですね，あの，教育長，この前の，聞き取りの時をお願いをしておったんですが，是非，教育長も見ていただきたいと，現地をですね。それの中で，御覧になっていただけましたですか。いかがでございましたか。

**○教育長（吉元鈴代）** 先日，近隣の小学校にお伺いいたしまして，トイレの現状の確認と，また，校長先生からもお伺いしたところでございます。児童の方で，きれいに掃除はなされておりました。両端の方に洋式トイレも設置されておりましたが，外のトイレで，その日は少しだけ風が吹いておりましたけれども，突風の日にも行かないといけないかなと，確認をし



たいなというふうに思っているところでございます。教育委員会の方では、トイレの洋式化についても平成26年度からトイレの改修事業は行っております。今後ともトイレの環境づくりに推進して、努めてまいりたいというふうに考えております。

**○4番議員（新宮領實）** その日、柳田小学校の先生、私らのですね、聞きにも行ったんです。柳田小学校にもね。新宮領さんって、うちの学校のトイレは雨ざらしだからって言われたんです。その時何の事かなって思ったんですよ。それで見てみたらね、なるほど、扉がないわけですから、トイレに入るところがですよ。そしたらこういう寒い時なんかね、もう無茶苦茶子供さん達も大変だと思うんですよ。両サイドにあった、そしたら横からもし雨が降ったら、あの雨が吹き込むということだね、先生はそういう表現のやり方をしたんだけど、果たして子供たちがこういう状態でいいのかって。やはり子供目線で、やはり我々は子供目線で次世代を担う子供たちだから。今の内子供たちにね、健康的なそういう学校生活というのをね、送らせてあげるべきじゃないんですかね。教育長。そこでね、やはり、あの子供たちが健康的ですくすく育つ環境づくりをね、してやって、できれば教育長から市長にですよ、もう喫緊の優先課題だから、このトイレの改修をお願いできませんか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** トイレの改正につきましては、今後も学校の要望や現状を踏まえて、改修を実施してまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** この件はここあたりなんですけど、市長、市長も教育に携わってこられてですね、やはり子供たちには、事の他やっぱりあの愛情を注いできたと思うんです。子供たちがやっぱり安心して、学校生活を送れるように、早急に対応していただきませんか。御決断はできませんでしょうかね。それと、やはりこういうのに対しての財政というのはやっぱりいろいろなんやかんやと大変だからっていう中でですね、やはりそこに臨時交付金なんかのを使うことができるのか、ふるさと納税をそれに充てるとかです。そういうことはお考えになられませんか。

**○市長（豊留悦男）** おっしゃるとおりであろうと思います。教育関係の整備には、努めてまいりたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。是非、子供目線に立ってですね、是非お願いをいたしたいと最後に思います。ありがとうございます。

次にまいります。先月、いぶすきゴルフクラブでプロシニアの試合の観戦に行きました。帰り道すがら腹減ったねと思ひまして、唐船峡で昼食をとりました。駐車場前にあるトイレに入ったところ、まずトイレが、小便器が黒ずんで全体的に汚い、ついでに大便器を覗きましたらですね、もう無茶苦茶な状態でした。こんな表現で皆さんお分かりになるのでしょうか。分かりませんが、食事前に見るべきでなかったと後悔しきりでした。やはりこんなトイレの状況で観光の町と言えるのか、非常に落胆したものでした。一刻も早い改善をしなくては、観光客に見離されてしまう、そういう危惧を抱いた中で、公衆公園トイレは何箇

所あるか御答え下さい。

○建設部長（山崎一磨） 市内における公園について、都市公園24か所、普通公園9か所、農村公園17か所、その他の公園も合わせまして62か所の公園がございます。この62か所の公園のうち、33か所に公園のトイレは設置されているところでございます。

○産業振興部長（大迫格史） 公園以外の観光施設等に関係する屋外公衆トイレは、15か所ございます。このうち、観光客がよく利用されるトイレは12か所となっております。

○4番議員（新宮領實） その12か所はどこになるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 砂むし会館砂楽の1階、それから、唐船峡そうめん流し第1駐車場、ゲートボール場付近、道の駅いぶすき彩花菜館、道の駅山川港活お街道、池田湖売店前、今和泉駅、篤姫駐車場、指宿駅多目的トイレ、長崎鼻、開聞観光案内所、鰻、この12か所でございます。

○4番議員（新宮領實） それで和式、洋式のそれぞれの配分はどうなっておりますか。

○産業振興部長（大迫格史） 観光客がよく利用される公衆トイレにつきましては、和式が13基、洋式が40基ございます。全体の便器数に対しまして、約75%が洋式トイレとなっております。

○建設部長（山崎一磨） 公園のトイレの和式と洋式の配分につきましては、33か所のトイレのうち、和式が76基、洋式が42基で、約36%が洋式トイレとなっております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。そのうち、洗浄便座っていうのは、何基ぐらいになっていらっしゃるんでしょう。

○産業振興部長（大迫格史） 12か所のトイレにつきましては、このうち4か所が温水洗浄便座がございます。場所につきましては、砂むし会館砂楽の1階、それから、道の駅いぶすき彩花菜館、道の駅山川港活お街道、指宿駅多目的トイレ、この4か所となっております。

○建設部長（山崎一磨） 公園につきましては、観音崎公園に10基、農村公園としまして吹越農村公園に1基、合計11基の基数でございます。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。その和式をですよ、洋式化にするっていう考えはないんですか。

○建設部長（山崎一磨） 公園にあるトイレにつきましては、不特定多数の方が利用されますので、衛生面において和式を好まれる方も少なからず存在しているところでございます。中には、老朽化が進んでる物もございますので、地域住民の意見を伺いながら、更新時期にあわせて和式トイレの洋式化を検討してまいりたいと考えております。

○産業振興部長（大迫格史） 観光施設に関係する公衆トイレにつきましては、インバウンド客も多く利用しますので、基本的には洋式である方が好ましいのではないかとも思います。しかしながら、不特定多数の方が利用することで、衛生的な部分で和式を好まれる方も少数ながらいらっしゃると思いますので、改修をする際は、洋式化を進めながらも必要に応じて和式を残

すことも考えていきたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** そう言われますけれども、高級なところほど洋式便器になってきているようです。消毒液をペーパーに染み込ませ、便座を拭いて利用するのが一般的であり、そういうことは十分解消できると思うんですけどね、それはもうそれでいいです。唐船峡の駐車場、横のトイレ、総じて汚い。多目トイレの新設も含めてですね、改修すべきと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

**○開聞支所長（今村将吾）** 唐船峡そうめん流しの駐車場のトイレにつきましては、毎朝、営業前と1時頃に従業員が点検・清掃、及びアルコール消毒を実施しております。夏場は、それに加えて、11時、2時、3時半と清掃しておりましたが、汚れているということは事実でありましたので、反省しているところでございます。また、トイレの改修につきましては、本年度予算計上はしております。洋式化を含めてですね。ただ、新型コロナウイルス感染症拡大により、予算が非常に厳しくなったため、今年は見送った次第でございます。

**○4番議員（新宮領實）** 先ほど、公衆トイレ12か所おっしゃっていただきましたけれども、それをほとんど自分の目で見させていただきました。その中でですね、一つ気付いたところで、長崎鼻のあそこの神社がありますよね。長崎鼻には1か所しかないと思うんです。下の方ですね。あの竜宮神社ですか。あの横にトイレがありますけども、あの上部にもトイレを新設するという事は考えられないでしょうか。関連質問としてね、ちょっとお尋ねしてるところなんですけど、御答えができれば。

**○産業振興部長（大迫格史）** 長崎鼻につきましては、現時点でトイレの数が少ないとの苦情は受けていないところとところでございます。十分足りると認識しております。また、近くにイベントパークもございますので、そちらも併せて御使用いただければと思っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 観光客にアンケートを取ったらですね、多分ね、必要だと思ってるんじゃないかなと思いますけど、私がお邪魔した時にもですね、かなりの方がバスで来てましたから、そういうのを聞けなかったですけども、売店の方々はそう思っている方もいらっしゃるようでございますので、一つそういうことも考えながらですね、検討していただければいいかなと思います。

なのはな館についてちょっとお尋ねをします。なのはな館、市民の方々ですね、今一番利用度が高いと思います。なのはな館にあるトイレは全て利用できるのでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** なのはな館内で市が所有するトイレは11か所ございますけれども、そのうち8か所が使用できるようになっております。

**○4番議員（新宮領實）** 申し訳ございません。今日ちょっと時間が過ぎるもんですから、ありませんで、申し訳ございません。2か所利用できないというお話でございましたけれども、2か所ですね。3か所ですか。本年度に開放したことはあるのでしょうか。令和2年度にです

ね。

**○総務部参与（谷口澄子）** 屋外の3か所のトイレにおきましては、安全・防犯面などを考慮しまして、通常は施錠しているところがございますけれども、菜の花マラソンの時に屋外のトイレは使用できるようにいたしておりました。

**○4番議員（新宮領實）** 私が見に行った時にですね、鍵が施錠したままになってまして、知らない人だったら、なんで空いてないんだろうかなって、貼り紙も何もありませんでした。やはり、使えないのであればですね、使えないなりにそれを記してですね、どこにトイレがありますよというぐらいのですね、案内板って言うんですかね、そういうのをやっぱり必要じゃないかなと思います。本日トイレが出たから、このなのはな館のことについてお尋ねしたんですけど、やはり、あそこに来られる皆さん方がですね、なんであんなところにトイレ立派なのがあるのに、しないんですかという御意見なんかを賜ったものですから、こういう質問をさせていただきました。その案内板を設置するお考えというのはございますか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 屋外のトイレについてでございますけれども、現在、敷地内を健康づくりなどで歩いていらっしゃる方などには、中央ホール横にあるトイレと体育館外側のトイレを利用していただいて、御理解、御協力をお願いしているところがございますけれども、議員が確認された時には、そういう使用禁止等の貼り紙がなかったということでございましたので、早急に対応したいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** よろしく申し上げます。少し飛ばしていきたいと思っております。申し訳ございません。全般的に清掃はどこがやるんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 公園のトイレの維持管理につきましては、都市公園及び普通公園のほとんどをまちづくり公社の方に委託しております。また、現地に人員が常駐しているセントラルパークなどの公園につきましては、職員が毎日清掃を実施しているところがございます。農村公園につきましては、地区の方で清掃されているというふうに確認しております。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光客がよく利用する12か所のトイレにつきましては、唐船峡につきましましては唐船峡の職員がしますが、その他につきましては、指定管理者であったり、まちづくり公社であったり、の方々にお願いしているところがございます。

**○4番議員（新宮領實）** そういう職員とかですね、そういうまちづくり公社なんかもいいんでしょうけども、やはり、こういうトイレというところはですよ、やっぱりただ水流してそこにブラシをかけて掃除をすればいいのかって話じゃないと思うんですよね。やっぱり、黒ずんだりした時に対応のしようがないと思うんですよ。プロの方だったら、これぐらい直りますよっていう形できれいになるかもしれません。だから、これからはですね、また道具も違いますしね、プロが持ってる道具はね、だから長い目で見ると、プロの方に委託すべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでございますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 各トイレにつきましては、現在清掃をさせていただいている委託先

において、利用者が快適に利用できるよう、清掃に努めていただいております。清潔な状態が保たれていると認識しております。近頃、苦情等は聞いていないところでございます。しかしながら、今御指摘がありましたように、長年経年劣化等がある場合には、通常清掃とは別に高圧洗浄等も取り組んでいきたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。この件は最後になります。10月に東北三県に行く機会がありました。行く先々でトイレを利用しました。非常にきれいに整備され、気持ちのいいものでした。観光地はこうでなくてはいけないと感心したものです。市長、やはり、観光の町指宿温泉を全国に標榜し、発信していくのならば、まずはトイレをきれいに清潔にし、お客さんを迎える事こそおもてなしと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせ下さい。

○市長（豊留悦男） 議員の御指摘どおりだと思います。観光地として、トイレの清掃含めた、環境の整備というのに努めなければならないと思っております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。次にまいります。観光指宿についてでございます。市長から指針をいただきましたけども、コロナ収束の観光誘客に向けた具体的な取組内容は考えていらっしゃいますでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今後の感染拡大の状況にもよりますが、コロナ禍により、マイクロツーリズムに対するニーズが高まってきておりますので、その支援に取り組むとともに、アフターコロナを見据えたインバウンド向けのプロモーション、及び旅行エージェントへのセールスなどについて、国・県が実施する旅行需要喚起事業と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 次に、あの指宿港海岸整備の進捗状況と工期はどうなってるかをお聞かせ下さい。

○建設部参与（萩定治） 指宿港海岸でございますが、現在、国直轄の防災事業として、離岸堤改良、突堤、護岸改良、養浜工事が行われております。進捗につきましては、事業費ベースで申しますと、総事業費が120億円でございますが、令和2年3月末までの執行は約60億円です。進捗にして約50%でございます。工期につきましては、事業期間である令和5年度の完成を目標に進められているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 19日にワークショップがあると聞いております。どんな内容になるのでしょうか。

○建設部参与（萩定治） 今回のワークショップ、第26回目になりますけれども、今回のワークショップのテーマは、指宿港海岸の緑地整備についてでございます。海岸緑地に導入する沿路、休憩施設、トイレ、植栽等の整備方針について話し合う予定にしております。

○4番議員（新宮領實） 少しちょっと早めにいきます。二反田川河口のですね、架橋整備についてお尋ねします。指宿港海岸も整備が進みつつあるが、今後進められるべき滞在型観光の

仕掛けとして、ウォーキング、あるいはサイクリングロードとして、架橋整備が必要ではないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 二反田川河口付近における架橋整備につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業において、平成18年度、また、平成21年度と平成22年度にも河口付近への架橋設置を含めた一帯的な整備を要望いたしましたが、採択されませんでした。そこで、市では平成24年度、改めて県に対しまして、平成25年度事業としての実施を要望するとともに、人道橋の設置に必要な周辺条件等の整理を行うための調査業務委託を行いました。その結果、広範囲の用地買収と多額の工事費が掛かることが判明したことから、県事業としての採択は得られず、市としても整備を断念したという経緯がございます。

**○4番議員（新宮領實）** 私は聞き取りではですね、螺旋階段の案を出しましたし、自分なりに考えて無理があります。もちろん用地買収が絡むと無理がありますし、今の考えでは、海側に押し出しつつ、案でいきますと技術的に問題ないのではと思っているところです。ただ、工事費であります、それは行政の仕事でございますので、ただし、いろんな方々のね、お知恵をお借りすることは私もお手伝いできると思います。整備が進む海岸から知林ヶ島及び球場、競技場への動線として必要な人道橋だと私は思うんです。一步前進のためにもコンサルに調査委託してみませんか。観光指宿の夢を膨らむ人道橋と思いますが、市長に再度振りますけども、お考えをお聞かせできませんか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光面での大型ハード整備事業といたしましては、現在、県の魅力ある観光地づくり事業により、池田湖売店前の開発が進められております。また、指宿港海岸整備業の進捗に伴いまして、今後、その背後地や緑地、また、周辺エリアの活性化策等についても検討が必要になってまいります。市といたしましては、まずは、工事に着手している池田湖売店前の開発を優先し、次に、指宿港海岸整備事業の進捗を見ながら、砂楽を核とした周辺エリアと、JR指宿駅までの動線上の賑わいの創出について検討を進めていきたいと考えております。二反田川の人道橋整備につきましては、指宿港海岸の背後地や緑地、また、周辺エリアの整備構想が整い、やはり、人道橋の設置が必要という状況になれば、市全体の事業の進捗等を見ながら改めて検討をすることになるかと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 次にいきます。知林ヶ島の整備についてお尋ねをいたしたいと思いません。12月の6日、船で渡島しました。まず、砂浜を降りたら、登り口を探しましたが、見つかりませんでした。多分登った事のない人は分からないと思いますし、仕方なく知林港に回り、下船上陸、約1時間30分かけて遊歩道を歩きました。崩れた遊歩道ももうすぐ完成予定のようであり、登り口もようやく確認できたところでもございました。その中で気付いたところを質問してまいります。知林ヶ島の購入年度、購入額、これまでの投資額と渡島できる期間はどのようになっているのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 知林ヶ島は、本市が平成20年9月に3億3,570万円で購入しており

ます。平成21年3月に環境省の直轄事業として、およそ7,000万円を投じて、約2.5kmの遊歩道をはじめ、展望台2か所、あずまや1か所が整備されているところです。その後につきましては、大規模な整備は行っておりませんが、チリズベルや環境保全募金箱の設置などを行っております。また、渡島期間につきましては、台風などの影響で砂州が流出し変動する場合もございますが、3月から10月にかけて、大潮から中潮の干潮時に砂州が出現し、渡島することができます。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。その中でですね、登り口までは岩肌を歩かねば厳しいものがあるんですね。また、上りは急であり、これまでも何度か崩落したと聞きます。砂浜から登れる新しいルートというのは開拓できないのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 現在、砂州から知林ヶ島の登り口へは、知林ヶ島ガイドによる説明とのぼり旗を立てて誘導しております。砂州から知林ヶ島登り口までのアプローチの整備につきましては、波の影響を受けやすいところではございますので、特に台風時には、被害が出るのが予想されるため、今のところ整備は考えていないところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今現在、ある業者が復旧工事に一生懸命やってくれています。いつ頃完成予定ですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 環境省霧島錦江湾国立公園管理事務所によりますと、土砂や草木の撤去等が完了し、明日17日に完成検査を行う予定であると聞いております。

**○4番議員（新宮領實）** 同僚議員が9月定例会の一般質問された時にですね、環境省に知林港の改修、渡島者やガイドの休憩所及びトイレの設置など、国立公園関係都市協議会に要望していると答弁されておられました。いつ頃提出されて、結果はどうだったのでしょうか。直接要望を出すことはしないのか、また出したことはあるのか、知林ヶ島についてだけでございますけれども。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 国立公園の整備に関する国立公園都市協議会における個別要望事項調査につきましては、令和2年8月に国立公園都市協議会から調査依頼があり、本市からも要望を提出しております。個別要望につきましては、12月に環境省自然環境局国立公園課等へ提出されているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。開聞岳登山道の整備と休憩所及びトイレの整備についてに入ります。令和元年度登山者数は何人でしたでしょう。

**○産業振興部長（大迫格史）** 令和元年度は2万6,049人でございます。

**○4番議員（新宮領實）** 救助発生の件数が多い場所にですね、休憩所及びトイレは設置できないのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 救助発生場所は、5合目付近が5件と最も多い場所となっております。この場所は見晴らしが良く、展望台と手すりも設置されております。若干広くなっております。登山者の多くがこの場所を休憩場所として利用しておりますが、休憩所及びトイレなど

の建屋を設置するには、十分な広さはございません。

**○4番議員（新宮領實）** 私もですね、12月の9日開聞岳にこれだけのために登ってまいりました。まず自分で体験したいという思いからなんですけども、管理事務所を発着として、登りに3時間30分、下りに2時間30分要しました。今でも筋肉痛ぐらいなんですけれども、私にとっては、やはり開聞岳は登るのではなく、眺める山のようなのです。その体験からお尋ねさせていただきます。天皇がですね、皇太子時代、昭和63年7月20日に登頂しております。中村部長あたりが26・27ぐらいの時じゃないのかなと僕は思ったりしているところなんですけども、その御記憶があるかは分かりません。その時にですね、整備したであろう痕跡が残っております。この普及の整備をですね、まあ言えば、天皇陛下の登ったところだから、少し手を入れたいということで環境省に言ったらすぐおられるんじゃないかなというような気がするんですけれども、どうなんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 昭和63年7月20日に開聞岳登山をされるにあたり、登山道の整備は特にしなかったというふうに聞いております。しかしながら、登山をされる前に、旧開聞町の職員や青年団員らでゴミ拾いなどの環境整備を実施したようでございます。今御指摘の件につきましては、環境省の方もこちらによく来られますので、またお話をしてみたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** 部長、今度一緒に登りましょうか。あるんですよ、痕跡が。もう一回登っていいですよ。あなたが登るって言ったら。それぐらいの気持ちでおるところなんですけれども、報道で環境省が国立公園内で動植物の観察などをする自然体験プログラムを促進するため、登山道や環境整備の費用を財政支援するとともに、必要な手続を簡素化する方針を固め、次期通常国会へ提出を目指す自然公園法改正案に反映させると報じられましたけれども、法案が通った際にですね、次提出できるよう資料作りということはお考えになりませんか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 環境省霧島錦江湾国立公園管理事務所によりますと、現在、中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会において、自然公園制度の今後の在り方に関しまして、自然体験プログラムの促進や適正化などについて検討されているようでございます。その中では、地元市町村や環境省、プログラムを提供する民間団体などで作る協議会が事業計画を作成することとなっております。そして、計画に盛り込んだ事業に対しまして手続の簡素化や、財政支援をすることが検討されているようでございますが、まだ具体的なものは示されていないところでございます。今後、自然公園法改正の動向を注視し、どのような事業に活用できるか検討してまいりたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** 市長にお尋ねしたいんですけども、次期通常国会も1月下旬にですね、召集で調整に入ったと聞きます。第3次補正では10兆円規模だそうです。指宿にとって、追い風になるような法案もあるようです。滞在型、体験型リゾート指宿を目指してはま



いませんでしょうか。観光資源としてですね、宝山は至る所に散在しております。この件につきまして最後になりますけれど、観光指宿への意気込みというのはございますでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** これまでも環境省等については、指宿の事業について縷々お願いに行き、説明をいたしました。知林ヶ島を含めて環境省の用地であります。そういう場所を含めて、いろいろやりました。そのためには、市内の観光業者を含めて、多くの方々が賛同し、協力していただかないとなかなかできません。私が先ほど知林ヶ島の事を前議員の時にも申し上げましたけれども、是非、その計画というのがありますので、要請は継続した事業が必要だというのは私の持論であります。それを御覧にいただき、どういう形で環境省にお願いをして事業を一緒にやっていくかということについては、極めて大切なので、努力をしたいと思っておりますけれども、議員の皆様方もその特集号を是非御覧にいただければ有難いと思っております。一緒になって頑張ってみましょう。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。コロナウイルスについてお尋ねをしております。先ほど、発生状況は1人の方が発生されたと言われましたので、もうお聞きしません。どういう施設にいらっしゃるのでしょうか。入院されてらっしゃるとか、まあ言えば、ホテル関係のところにいるのでしょうか、そういったところまでは分かるのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 病院に入院してるというふうに聞いております。

**○4番議員（新宮領實）** 指宿としてですね、コロナ患者が発生した時にどういった対応をされるんですか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 市には、特段の情報は県からはございませんので、私どもとしては、通常、マスクの着用とか、換気の徹底など、感染予防対策をしており、広報車等での回覧は随時しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 感染予防対策としてですね、これまで新型コロナウイルス感染対策室はですね、一生懸命行った取組の中でですね、追加した事や改善した事というのはあるのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 問い合わせ等の一元化、広報紙やホームページへの情報掲載、広報車による広報、家庭教育学級や指宿商業高校への出前講座、PCR検査の取組の拡充など、追加改善をしてみました。

**○4番議員（新宮領實）** 成人式で帰省する方々のためにPCR検査の拡充を行っているとのことですが、どういう対応があるのでしょうか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 指宿市外に住所を有するが、指宿市民が加入する健康保険の被扶養者のお子様など追加しております。

**○4番議員（新宮領實）** PCR検査の受診状況はどうなっていますか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** 12月15日現在、82件となっております。

- 4番議員（新宮領實） この結果を見て、どう分析されていらっしゃるんでしょう。
- 健康福祉部参与（山元成之） 当初の予定よりは少ないのかなとは思っておりますが、近頃のクラスター発生によりまして、電話の問い合わせ、クーポンの問い合わせが多くなっており  
ます。
- 4番議員（新宮領實） 医療従事者、介護事業者及び職員等へのPCR検査はどうなっているかというところでですね、全国でのクラスター発生はですね、やっぱり接待を伴う飲食店が圧倒的だと思うんですね。ほとんど医療機関や介護福祉事務所で発生している。発生させないためにもですね、やはり介護従事者、医療従事者にはですね、2、3日に1人はPCR検査を無料で受診させるということというのはできないんでしょうか。
- 健康福祉部参与（山元成之） 指宿医師会との協議の中で、1人1回1万円、あるいは、65歳以上の方、基礎疾患の方は2万円というふうになっております。
- 4番議員（新宮領實） 果たしてそれでですね、PCR検査受けるかなっていうところは疑問があるんですけども、まあこれに答弁はいりませんけれども。介護施設への感染対策指導は行ってるんでしょうか。要望があれば指導に行ってるのか、そういうのがありますか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 国内において新型コロナウイルス感染症の発症者が確認された今年1月以降、厚生労働省から介護サービス事業所に対する指導等において、多くの通知がなされており、これらの通知に基づき、市としまして、市内の介護サービス事業所に対し、これまで必要な文書指導等を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業所が入所者家族の面会を制限した状況であったことから、これまで事業所側から現地での感染対策指導の要望はなく、また、市が事業所に出向いて行政指導を行う実地指導についても、今年度は実施を見合わせている状況でございます。
- 4番議員（新宮領實） 関連質問としてお聞き下さい。介護施設から物品の支援の要請というのはないんでしょうか。あの今、手袋がですね、介護施設、働く、プラスチック何とかって言うんですか、手袋。毎回排泄物をした時にですね、毎回替えるそうなんですけど。あれがかなり品薄ということで聞いてですね、また値上がりなんかがあつて、その運営を圧迫しかねないという事案が発生しているみたいなんです。そういうのに対しての支援というのはないんでしょうか。
- 健康福祉部長（西浩孝） 国において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というのがございます。この支援の中で各事業者が消耗品等につきましても、支援をしてもらえるというふうになっているところがございます。
- 4番議員（新宮領實） ありがとうございます。自治公民館内ですと、コロナ患者が出た時、公民館長はどう対応していらっしゃるんでしょう。
- 健康福祉部参与（山元成之） 県からは特段の情報提供はありませんので、通常に対応しております。

**○4番議員（新宮領實）** そういう答えだろうとは思ったんですけども、ただですね、公民館長さん方、もし自分の地域の中にそういうコロナ患者が出た場合にどう対応していいか本当に分からないと思うんです。であればですね、まあ言えば、広報紙を半年なら半年やめるとか、まあ言えば、資源ごみの回収もやめる、やっぱり、うつさない、もらわない、極力人との接触を最小限にしようとするればですね、そういうことしかできないんじゃないかなと思うんです。その中で、自治公民館連絡協議会とか、市政事務嘱託委員会とか、環境衛生協力会という3団体があります。ですから、その3団体の理事の方々に集まっていただいてですね、これからのそういう公民館長さん方が今御苦勞になるでしょうから、それに対して御話し合いをするというお考えはないんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 今年度から、市民の個人宛の文書につきましては、全て郵送を行っているところでございます。また、広報紙などで全世帯に配布をするものにつきましては、行政事務連絡委員から各世帯に配布していただくようお願いをしております。回覧板等とか、各家庭等に回覧される文書についてはですね、いろいろ中止とかというような考えもありますけれども、これについては、県の広報紙であるとか、学校関係の文書等もありますので、そういう協力もいただかなければならないということでございます。3団体の部分につきましては、機会を見つけて、そのような取扱いをどのようにすればいいのかというものについてもですね、今後、それについては対応を考えていくようにしたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 早急にね、お願いしたいと思うんですね。だから、その館長さん方がね、本当にどういうふうに思ってるかというのが僕は一番大事だと思うんですよ。だってもしね、そこに持って行く、もしかしたら、その班長も分からずにそこに持って行って、たまたまそれでうつってしまった、そういうこともあり得るわけなんです。だから今、うつさない、もらわない、という感じになるとどうしても館長さん方がね、本当に大変だと思うんです。班長にお願いしたばっかしね、もらってしまったとなったらおられ、本末転倒になっちゃうじゃないですか。そこのところもある程度お考えになられて、館長さん方とね、これからどうしましょうかというのをね、やはり部長、早急に3団体の、まあ言えば、会長さんだけでもいいじゃないですか。お集まりいただいて、市役所でその3人が集まっていただいて、これからこういう形で考えてるんですけどどうだろうか、理事の皆さん方で揉んでいただけませんか、そういう話をすればいいと思うんですけど、どうですか。

**○総務部長（中村孝）** 今、行政事務連絡委員の方につきましては、そういう市からの広報紙であるとか、お願いをしているところでございます。個人については郵送でございますけれども、もし、この回覧とかをですね、中止した場合に、市民の方にどういう形でそういう広報紙等をお届けできるのかというのもございますので、それも含めまして、まずはですね、感染を防ぐためには回覧板を長い間置いとかないで、速やかに回覧していただいて、回覧板に触れた後は手洗い等を励行していただくなど、感染防止対策に努めていただきたいという形

で思っております。それとまたあと今後、そういう行政事務連絡委員、3団体の部分につきましては、そのような機会があればですね、そのようなお話もしていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 機会があればじゃなくてですね、早急にやって下さいよ。それは失礼ですよ。会長さん方に対して。やっぱり指示していかなきゃ。だってそれでね、野放しになっちゃうと、うつされた人なんてたまったもんじゃない。だからそのところはね、市として考えてあげるべきだと私は思いますけれども。堂々巡りになってしまいます。28秒しかありません。防災対策として6月以降、各校区公民館での館長研修はした事があるんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 本年5月に作成しました、避難所管理運営マニュアルというものを、前回6月議会の時に公民館長に配布して下さいということで、要望で配布をしているところでございます。最初の計画ではですね、防災訓練等の時に、説明をする予定でしたけれども、コロナ感染の関係でできておりませんけれども、今後そういう機会であるとか、あと、公民館等から要望があればですね、そこに出向いて説明はしたいという形で考えております。

**○4番議員（新宮領實）** それは私も理解できますよ。コロナのあれでね、なかなかできませんでしたっていうのは分かります。それでも来年5月頃でもいいと思いますんでね、梅雨に入る前に、やっぱり災害がある前にね、1回はできるだけしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

**○議長（木原繁昭）** 時間がまいりました。

（発言する者あり）

### △ 延 会

**○議長（木原繁昭）** お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 新川床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 12 月 17 日

(第 4 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和2年12月17日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山川支所長	前 蘭 佳 生
開聞支所長	今 村 将 吾	総務部参与	下吹越 寿
総務部参与	谷 口 澄 子	健康福祉部参与	山 元 成 之
建設部参与	荻 定 治	市長公室長	山 下 浩 二
総務課長	野 元 伸 浩	危機管理課長	山 下 秀 一
財政課長	東 忠 孝	税務課長	坂 元 一 博
地域福祉課長	出 島 雅 彦	商工水産課長	上 田 和 成
観光課長	上川床 聡	農政課長	鴨 崎 一 郎
農産技術課長	富 永 敏 尚	学校整備室長	中 島 裕 一
学校教育課長	常 深 章	歴史文化課長	中 摩 浩 太 郎
スポーツ振興課長	紺 屋 聖 一		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議事係主査	古 川 浩 仁



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、坂元茂教議員及び東勝義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の1人の議員として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づいて質問いたします。

種苗法改定のねらいは何か、これは主要農作物種子法廃止、農業競争力強化支援法の制定とセットで考えるべき問題です。2017年に種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が制定されました。種子法はコメ、麦、大豆などの主要食料の優良な種子を安定的に供給するために、都道府県に対して種子の生産・普及に責任を持たせる法律でした。しかし、種子法があるから、民間の参入が阻害されているという理由で廃止されました。農業競争力強化支援法の8条の4項は、種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成を促進するとともに、国の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進するとしています。つまり、国や地方自治体が開発してきた種苗を、民間事業に明け渡せと迫っているのです。その民間事業者には多国籍アグリバイオ企業も含まれます。そもそも、種子は誰のものでしょうか。種子は農耕が始まって以来、より作りやすく美味しいものに育てたいという、人類のたゆまぬ努力と地域の自然環境に育まれてきました。食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の原文には、植物遺伝資源が作物の遺伝的改良に欠かせない原材料であり、並びに、予見することのできない環境の変化及び将来の人類のニーズに適応するために、種子が重要だと確認しています。ところが、政府は一部の多国的企業の要求に基づいて、日本でも新品種の育成権を強化しようと、種苗法を改定を行いました。特に、種子農薬企業が近年開発した遺伝子組換え種子は、農耕地の劣化や環境汚染、更には環境への対応力の弱さ、何よりも食料生産にとって最も大事な安全性と安定性に大きな問題が指摘されています。それにもかかわらず、企業は、肥料と農薬をセットにして、農民の生産技術まで抱え込む種子開発を進め、その種子の育成者権が強化されよう

としています。同時に、農民の自家増殖も登録品種は全面的に禁止しました。種子は環境や交雑によって変化します。固定した品種の特性を守るには、こうした変化を排除する必要があります。お米はその特性を守る原原種の生産を、各都道府県の農業試験場で行うことは、種子法で定められていました。このように、新品種特性を守る重要な役割や新品種の開発を担ってきた、種子事業の強固性を守るために、種子法廃止後に独自の種子条例が22道県で制定され、更に、4県で条例制定の審議が進んでいます。自然災害が毎年頻発し、新型コロナウイルスの蔓延で各国が食料輸出を規制する中、食料自給率が先進国で最低レベルの我が国で、いかに食料自給率を高め、国民に安定的に食料供給する体制を整えるか、国の責務として問われている。野菜の種子の9割は、海外の圃場で交配され輸入されており、種子の自給率向上も求められます。こうした状況で登録品種に限るとはいえ、農民から採取の権利を制限し、バイオ科学企業を利する制度を推し進めることは、農家の自給率を奪い、持続的な食料生産を危うくするのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

令和3年4月に統合、新生山川小学校として開校による課題について、1番目に、廃校の跡地利用についてどのような計画であるのか。2番目に、放課後児童クラブについて、定員は40名で足りるのか。3番目に、スクールバスについて、運転手の採用はどのようになっているのか。新型コロナウイルス感染症について、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した時による、観光業や商工業への影響はどのようになっているのか。農業問題について、種子法による農家への影響はどのように捉えているのか。高収益作物次期作支援交付金について、昨日、同僚議員の質問に答弁していますが、変更後の交付金の中には、資材や機械導入の交付金も含まれている額なのか、質問し、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 新型コロナウイルス感染症の影響等についてでございます。議員の皆様にも御案内のように、特に観光、商工業含めて、本市においては大きな影響があるところでもあります。本市内の宿泊施設の休業等が行われた5月から6月の宿泊者数は、対前年度比9割以上の減となっております。その後、ディスカバー鹿児島キャンペーンやG o T o トラベルキャンペーンが実施されたことにより、旅行需要が少々高まっているところでもあります。商工業の影響につきましても、本市のクラスターが発生した当時に聞き取りを行った時の状況としまして、特に落ち込みの激しかった飲食業やサービス業については、売上対前年度比で5割から8割も減少し、中心市街地にある飲食店では、5割ほどが一時休業したようでもございます。そこで、本市独特の消費喚起策としていぶすきプレミアム商品券事業、いぶすきグルメ券事業、テイクアウト商品販売促進事業等に取り組んでいるところでもあります。

農業問題についてでございます。改正種苗法は、新たな品種の開発者が農林水産省に出願・登録する際に、栽培地域や輸出先を指定でき、国内で開発された農産物の種子、種や苗木を海外に不正に持ち出すことを禁じることや、農家が登録品種の種子等を次期作の栽培に

使用するための、自家採取及び自家増殖について、育成者の許諾が必要とされる内容になっております。このため、これまで農家が行ってきた自家採取や自家増殖ができなくなるのではないかとの声が、新聞報道等で取り上げられてきているところでもあります。しかしながら、本市で栽培されているほとんどの作物は、今回の法改正の対象となっていないことや、対象となる品目についても育成者が国の研究機関であることなどから、今回の法改正による影響は少ないものと考えております。

以下、いただきました質問は、担当部長等に答弁をさせます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 廃校の跡地利用についてでございます。山川小学校、徳光小学校及び利永小学校の跡地活用については、指宿市望ましい学校づくり調整会議山川中学校区会議での調整項目のひとつとして検討しております。今後は、地域による活用要望調査、行政による活用希望調査、必要に応じて企業提案を実施するなどして、跡地の利活用について検討していきたいと考えております。

次に、スクールバスに運転手の採用についてでございます。スクールバスの運転手につきましては、募集を行い、現在、選考の準備を進めているところでございます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 放課後児童クラブにつきまして、定員は40名で足りるのかという御質問でございます。今回、設置する施設の定員は40名となっておりますが、あくまで施設の規模としての数値であり、施設利用にあたり、登録児童数は40名を超えても支障はないものと考えております。

**○農政部長（田之上辰浩）** 高収益作物次期作支援交付金についてでございます。見直しの内容につきましては、本年2月から4月に出荷実績のあったもので、作付品目ごとに前年と今年の収入を比較して、減収になった場合が対象となったところです。また、4月30日から10月30日の期間に、次期作に向けて新たに機械、施設の設備や、資材の購入または発注を行った生産者が対象となっているところであります。

**○12番議員（吉村重則）** まず、廃校跡地利用について、いろいろ検討はしているという答弁だったわけですが、4月から廃校になるわけですね。建物とか備品についてはいろいろな検討がされると思うんですけど、運動場とかそういうところの維持管理ですね、これについて本当に、今後、検討の中で結果が出なければ、そのまま放置してしまうということになるんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校跡地の運動場の管理につきましては、来年度は常駐の施設管理者が不在になりますので、事故防止や防犯上の観点から、原則として地域や民間への貸出等を行わない方向で調整しているところでございます。運動場等につきましては、地域の行事等で利用したいと要望がある場合は、その都度、跡地の状況を確認し、利用できるような方法を協議することになると考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 運動場の整備、草払い、維持管理ですね。これについては、待っ

てくれないんですよ。年に2回ないし3回は手入れをしなければ、本当、使える状態じゃないと思うんですよ。その辺は今後、維持管理としてはどのような管理をしていくんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会では、学校施設の環境整備を行うため、環境整備チームを組織しており、現在も各学校で草払い等の環境整備を行っております。閉校となる学校につきましても、この環境整備チームでの対応を考えているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 環境整備チームを活用すると言われますけど、何名の方がいて、だったら山川の廃校になる3校の分はゆとりがあると、それだけの余裕を持った人員を導入していると、ちゃんという捉え方でよろしいんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 現在、環境整備チームには、会計年度任用職員も合わせまして8名配置しております。来年度からもこの8名で、環境整備ができると思っているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 簡単にできると言われますけど、8名の方はそれだったら、どういう形で市内の小中学校の環境整備に回っているのか。それだけのゆとりがあつて山川小、徳光小、利永小のそういう面積をこなすだけのゆとりがあるんですか。

○**学校整備室長（中島裕一）** 現在、先ほど部長が申し上げましたとおり、8名体制で行っており、1日2班体制で行っております。時期にもよりますけれども、夏場は草の成長が早いので、その分、作業量が多いということになりますけれども、現在、その環境整備チームのメンバーと一緒にですね、その廃校跡地での作業についてですね、どのような形でできるのかということについても、協議を進めているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 8名で2班体制で市内の小中学校を回っているということで、現在であっても、本当、大変な量だと思うんですよ。ということは、その8名じゃなくして、2名とか3名増やして、本当にちゃんとした整備ができるような、そういうチームとして今後考えていくべきではないんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** その点につきましては、来年度の状況を見て、今後検討していきたいと考えております。

○**12番議員（吉村重則）** 不足するとなった場合には人員増もあるという答弁だと理解いたします。それと、今回廃校になる3小学校に、教室にエアコンを設置されているわけですよね。本当に1年限りのエアコンの使用になったわけですけど、これから先、これはどのようにに利活用されていくんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 跡地活用の中で、例えば、会議室や集会施設となった場合や、避難所となった場合での活用も考えられるところであります。空調機器が設置されているということで、利活用の幅も広がっていくのではないかと考えているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** そうなった場合に、今後使用されない場合の維持管理、電気料金とか、その辺についてどのようになると考えているんですか。使用されていない時にも維持管

理としては出てくると思うんですよ。その辺はどのように捉えているんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 跡地となる学校につきましては、一定の期間、設備を使用しない場合は契約電力の変更申請を行い、維持費の縮減を図ってまいりたいと考えております。

○**12番議員（吉村重則）** 利用されない場合には、変更して維持管理をされていくという答弁だったわけですが、いつ何があるか分からない、自然災害がもう本当に毎年、全国どこで起こってもおかしくないという中で、その辺は早急な対応としてできるんですか。台風なんかであってもいつ来るかわからん、避難所としてなった場合に、即その場でそういう体制なんかも取れるような状況になってきますか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** ただいまの議員の質問は、ちょっと明確に確認させてもらいたいため、反問権の行使をお願いいたします。

○**議長（木原繁昭）** ただいまの反問の申し出については、これを許可します。残時間を停止してください。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 施設の管理ということは、エアコンの管理についてということでしょうか。その台風が来た場合にエアコン等が故障するとか、その対応ということによろしいんでしょうか。

○**12番議員（吉村重則）** さっき答弁の中で、維持管理費を下げるために電力の変更をしておりますよという答弁がされたわけですよ。その中で、緊急に台風が来るとか、災害がある時に避難所として使う時に、エアコンも利用するという話ですので、その辺の対応は早急な対応はできるのかという質問です。

○**議長（木原繁昭）** 反問に対する答弁がなされましたが、確認できましたか。

以上で、反問権の行使を終了します。

これより、一般質問を再開いたします。残時間の停止を解除してください。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 先ほど、経費の縮減を図りたいと答弁させていただきましたけど、この件につきましては、エアコンの使用時間等が減るため、基本料金を下げる申請をしたいと考えているところでありまして、エアコン自体は、いつでも使える状態であります。

○**12番議員（吉村重則）** 次に入ります。放課後児童クラブの件について、定数は40名ということであっても、それ以上のあれがあっても対応できるという答弁だったわけですが、市内全域で放課後児童クラブの利用に関するアンケートを採っているわけですよね。この中で、結果として出てきている中で、小学校敷地内のクラブを利用したいという面では、丹波小とか柳田小なんかでも、丹波小で129、柳田で86と、学校敷地内にそういう児童クラブを設けて欲しいという結果だと思うんですけど、今後これについてはどのような計画があるんですか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 今後の整備につきましては、地域における児童数の推移や需要動向に注視しながら、まずは、学校教育に支障のない範囲で、小学校の敷地内、もしくは隣接地

への整備を検討していく必要があるというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 今後これについては検討していくと、前向きな答弁として受け止めます。

次に、スクールバスの運転手について。8名の方が締切が昨日になっていますよね、要綱の中では。定員に昨日の段階で達しているんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 募集につきましては、定員に達しております。

**○12番議員（吉村重則）** スクールバスの運転手としては、本当に、子供の安心・安全、非常に大事なものだと思うんですよ。そういう面で、年齢制限とかそういうのは全然、一切要綱の中には記載されていないんですけど、その辺はどのように捉えたらよろしいんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 採用に関しまして年齢制限は設けておりませんが、スクールバスの運転手の任用につきましては、児童の安全を確保しなければなりませんので、運転経験など運転手としての適性を、任用前にしっかりと確認したいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** それだけ責任のある職種になるわけですよ。この中で、時給当たり1,461円で1日5時間と、年間190日くらいとなっているわけですけど、年間の総給与と言ったらよろしいんですか。どのくらい考えているんですか。

**○学校整備室長（中島裕一）** 先ほど、このスクールバスの運行についてですけれども、5時間程度ということになるわけですけども、朝と夕方ですね。そのほかにも、いろんな社会科見学とか、そういった時にでも、そのスクールバスを活用したいというふうに考えておりますので、その状況によっても実際支払う金額というのは変わってくると思いますので、今の時点でどれくらいというのは言えないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** この要綱で出されている総額としては出すことはできないかもしれない、ちゃんとした支払いについての額としては。ですけど、この要綱の中で言われている1,461円の1日5時間の190日とした場合には、130万くらいしかないんですよ。この基準はどこから出てくるんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** マイクロバス運転手の時給の単価につきましては、現在、市が所有するマイクロバスの運転業務委託の委託料を参考に設定したところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 年齢的にも責任ある職種だと、さっき答弁の中であったわけですよ。そういう中で、最低の生活ができる金額として捉えてるんですか。

**○学校整備室長（中島裕一）** このスクールバスの運用につきましては、朝の登校は山川、徳光、利永の小学校の全児童が一度に乗車するため、7台のスクールバスが全て運行することになりますが、下校時は学年ごとの下校時間に合わせて運行するため、乗車児童に見合った台数を運行すると想定しております。下校時の運行は、スクールバス3台によるピストン運行から、7台により1度に送る形まで変動がございましたので、運行の形式に合わせた任用を考えて、時給での任用としたところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** この就業時間について、午前6時半から午後5時半までの5時間となっているわけですよ。例えば、これで割った場合に、6時半から9時までと3時から5時半と、何もほかの仕事はできないですよ。一番大事な時間が取られて、これだけの年間所得の中で本当に生活ができると思うんですか。再任用の方々はどのくらい貰っているんですか。ただ130万、140万の中で、一家の大黒柱が、どうして家庭を支えていくんですか。最低限の保障はすべきであって、こういう採用ではなくして、8時間を採用していくと。しかも、夏休み、冬休み、春休みについては休業しますと。休業の時には仕事はありません。学校が始まったら仕事をしてくださいと、こんなでたらめなことが通用するんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回のマイクロバス運転手の募集につきましては、時給、勤務時間、勤務日数等もちろんと勤務条件をお示ししてありますので、その条件を理解していただいた方が応募していただけると考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 要綱の中でこういうを出しているから。子供の安全を責任は来るんですよ。生活はできない、このような採用を自治体としてやってよろしいんですか。ちゃんとした生活を保障して、子供の安全・安心を守ることが必要ではないんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 繰り返しになりますけど、勤務条件等の処遇について理解されたうえで応募されてくると考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 市長、本当にこういう単価の中で、子供の安心・安全を見守っていく運転手を、生活ができないようなこういう待遇でよろしいんですか。市長はどのように捉えますか、この実態を。

**○市長（豊留悦男）** 議員が御指摘されていること、一方ではそのとおりだと思います。採用の仕方だろうと思います。私は過去、何回か議員の皆様には申し上げましたように、統廃合の経験が行政職員としてあります。その時どのようにしたかということです。バスの運転手と、つまり、児童・生徒の送迎の時に、臨時的任用としてやると生活は成り立ちません。一家の大黒柱としてのです。つまり、その運転手というのは、現職を退職し、それなりに余裕のある方々を募集した経緯もあります。それでも集まらなかった時どうしたかということです。学校主事に大型免許を持った方々を採用して、グループ制による学校管理に努め、プラス、学校のスクールバスの運転ということも付け加えて、その運転手当等を上乘せして採用してやるとか、いろんな工夫があったように、過去、思います。ですから、今後、今日、議員が御指摘のスクールバスの運転手の待遇と申しますか、それについても意見をいただきましたので、どのようにするかというのは、今後また、考えたいと思いますけれども、やはり、現実問題として大型バス、マイクロバス等を運転する人をどのように確保するかというのは、一義的な問題だろうと思いますので、市役所のいわゆるマイクロバスの運転手の件もありますので、総合的にこれは対応していかなければならないと、今、質問をお聞きしながら、回答をお聞きしながら考えたところですので、今後、検討をしながら、このスクールバ

ス運転手として満足していただけるような、そういう対応も考えていかなければならないと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 待遇改善も含めて、前向きの方で是非改善して欲しい。次に、スクールバスについても保護者の皆さんに全然説明がされてないと。子供たちはどこに行ったらいいのかわからないのか。それと、逆に、不審者とかいろんな問題があるわけですよ。子供たちだけそこに来て、バスに乗るような体制になっているのか、その辺が全然明らかにされていないということで、保護者の皆さんからも声が上がっているんですよ。保護者への説明等、どういう場所で、今後どういうことを考えているのか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 保護者への説明につきましては、スクールバスの運行内容だけではなく、新山川小学校に統合することで何がかわるのかを、児童保護者に説明するため、在校生児童保護者への説明会及び新入学児童入学説明会の時期や内容について、学校と現在協議を進めているところでございます。

（発言する者あり）

**○議長（木原繁昭）** 手を挙げて質問をお願いします。

（発言する者あり）

**○教育部長（鶴窪誠作）** 児童生徒が集まる場所、停留所ということによろしいですか。そう理解して答弁させていただきます。現時点において調整会議では説明しておりますが、令和3年度予定の停留所につきましては、山川方面は山川火葬場付近、土矢倉団地、山川文化ホールの3か所、徳光方面は徳光苑付近、徳光公民館、浜児ケ水集落センターの3か所、利永方面からは利永集落センター、旧利永小学校の2か所を予定しているところでございます。説明会につきましては、1月・2月に児童保護者に説明を行い、3月に最終的な決定をしたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今、山川校区で3か所、徳光校区で3か所、利永校区で2か所という答弁があったわけですけど、この安全管理は誰がするんですか。

**○学校整備室長（中島裕一）** それぞれの停留所につきましては、その公民館等におきましては、公民館長さんともいろいろ協議をしながらですね、改善できる場所についてはどのような改善ができるのかということで、今、協議を進めているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 先日、15日ですか、一般質問が終わって帰る時に、成川の方でひき逃げ事件があったとあって、検問に私は引っかかったんですよ。本当どこでどういう事故が起こるかわからない、そういう中でこの8か所ですか、安全管理は行政の方は責任を持つべきではないんですか。

**○学校整備室長（中島裕一）** 実際、現在の児童にですね、3月を予定しておりますが、実際の通学時間に合わせた通学の練習を実施できるように学校とも話をしているところでございます。その中でいろいろ、どのような形で行っていったらいいのかわからないのか、課題はないのかという



のも合わせて、そこで実際見たりしながらですね、また対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 学校と言いますけど、統合した場合に、今の人数はいないわけでしょう。新生山川だけの職員だけになるわけでしょう。教員の学校職員にそれだけ安全についても負担を押し付けるということになるんですか。行政の方で安全面にどうだということをちゃんと提示すべきじゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からも答えさせていただきたいと思います。いよいよ新しい学校が発足するとなると、地域PTAというのがあります。そして学校保健安全委員会というのがあります。その中で、スクールバスによる安全な登下校についてどうするかという、PTAを含めて地域の方々が話し合っ、子供たちの安全を守るためにどうしたらいいかという話し合いが、恐らくなされるだろうと思います。分担を決めて、そして、子供たちが安心して登校・下校できるような体制を、学校とともに地域と一緒に家庭と一緒にやっていく、それが統廃合のひとつの目標でもあるわけであります。なぜかという、そうすることによって、子供たちの安心・安全、そして、子供たちの成長を見届けながら励ます場としてその場所を活用していくという、そのようなことを呼び掛けていきたいと、私も首長部局から統廃合のひとつの責任を負う者として、そのような提言をしまりますので、この統廃合における通学上の安心・安全、スクールバスの運行については、議員の心配を受け止めて、どのようにするかという、これからその方策を練ってまいりますので、是非安心をして任せていただきたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 統合に向けては、各地区のPTAとか、説明会をどんどん開いてますよ。しかし、今度統合が決まってしまって、来年4月からもう統合され小学校になるのに、保護者に対して1回も説明してない。こんな無責任なことはないですよ。保護者の皆さん、心配しているわけです。これに対して行政は、統合するためには何回でも出て行って説明する、統合が決まったら後はもう関係ない、こんな無責任なことはないと思います。そういう意味では早急にやっぱり説明し、何回でも説明して、いろんな不安、そういうものを解消するために取り組んでくださいよ。もう答弁はいいです、時間の関係で。

あと、新型コロナウイルス感染症について、クラスターが起きた時に9割減になったりとか、商工業に関しても5割くらいの影響があったということですけど、指宿市の方では市の方でPCR検査に対して補助金を出す、県内でもすごく前に進んでいます。そういう面では。しかし、1回きりというのと、昨日の同僚議員の質問の中でも、医療関係、介護施設関係については、ほとんど市としては援助はされていないと、国・県がしてるからほとんどされていないというような答弁だったと思うんですけど、医療関係、介護施設関係の職員の皆さんは、本当に気を遣って仕事に取り組んでいるわけですよ。そういう面では、定期的なやっぱりPCR検査ができるために、行政として補助を出すべきではないのかと。昨日の答

弁でも1回きりと決まっていますという答弁だったんですけど、これを何回でもできるような方向に変える必要があるんじゃないですか。

**○健康福祉部参与（山元成之）** これから、風邪やインフルエンザの流行が予想されます。加えて、今年は新型コロナウイルス感染症も心配されるところです。このようなことから、PCR検査希望者が多くなると、医療機関の一般診療に影響を与える恐れがあることから、医師会と協議の中で1人1回としているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 医師会との関係で、一応そうなっているということですけど、やっぱりそれは行政の方で2回、3回できるような方向で検討しさえすれば、できないんだっただけできない方向になるかもしれないんだけど、やっぱり前向きな方で取り組んでいくべきだと要求しておきます。

次に、農業問題について。指宿市内の農家に対してはそんなに影響はないということで、種苗法については、答弁だったわけですけど、例えば、サツマイモの紅はるか、これは登録品種なんですよ。今はバイオ苗を購入して、自分で自家増殖してやっていくわけですけど、これが今後、許諾料とかそういうのが出てきたら、大きな影響が出てくると思うんだけど、その辺でもし影響が出るんだったら、行政としての支援は考えているのかどうか。そんなに膨らんでこないんだったら、今までと同様だったら、今までどおりかもしれないんだけど、苗物が自分で増殖ができなくなった場合には、影響が出ると思うんですよ。その時にはちゃんと検討して、補助を出していくということによろしいんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** サツマイモにつきましては、紅はるかという品種が品種登録をされております。サツマイモにつきましては、現在も自家増殖の許諾は必要となっており、JAいぶすき管内でも、まとめて許可を取っているところであります。また、自家増殖した苗の他者への譲渡についても許諾が必要となっておりますので、改正後も同様の取扱いになり、影響はないとされております。また、許諾料の設定や許諾を得る手続きについては、県が開発した品種の場合、生産者の負担にならないような措置が取られるのではないかと考えております。ただ、改正法において許諾料の規定が明記されておりませんので、今後、見通しや農家の負担の有無については不透明な部分があります。改正法の施行後、農家へ影響がないか注視してまいりたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 今は鹿児島県の方でそういうのをしてるから、それなら上がらないと。私が聞いたのは、今後そうして、種とか苗代がどんどん上がった時に、やっぱり農家への支援が必要ではないのか、そこを聞いているわけですよ。その辺はどうなんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 将来、値上がりされたらという仮定の話になりますので、それについては答弁をしかねるところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 次に、高収益作物次期作支援交付金について。昨日、同僚議員の中で、変更を3億4千万くらいという答弁がされたわけですけど、この中には、資材とか機械類

も入った交付金になるんですか。

○農政部長（田之上辰浩） 先ほども答弁しましたけども、機械、施設の設備や資材の購入費も含まれております。

○12番議員（吉村重則） 実際、最初の計画で交付金が下りた時に、若い農業青年の皆さんは機械導入とか資材導入なんかも計画されてたんですけど、それが変更されたために、本当に導入はできないと、実情なんかがあるんですよ。指宿市の農家戸数とか、従事者がどのように変化してるのか、2000年からの人数を出してもらえないですか。

○農政部長（田之上辰浩） 先日、2020年の農林業センサスが公表されております。国はその速報値を公表しておりますが、現在、確認ができていない速報値で申し上げます。まず、農家数については、販売農家及び自給的農家の総数について申し上げますと、2000年が2,658戸、2005年が2,485戸、2010年が2,210戸、2015年が1,879戸、2020年が1,524戸となっており、2000年と2020年を比較しますと、1,134戸、約4割の農家が減少しているところであります。次に、従事者数ですけども、2020年の本市の速報値が確認できておりませんので、直近の速報値で2015年と2000年を比較しますと、1,556人、約4割の農業就業者が減少している状況であります。

○12番議員（吉村重則） 農家戸数については、2000年からすればもう40%の減と。従事者についても、2015年と2020年ですか、じゃなくして2000年と2015年の関係ですか。その辺をはっきりしてください。

○農政部長（田之上辰浩） 農業従事者につきましては、2015年と2000年を比較したところです。

○農政課長（鴨崎一郎） 農業従事者の全体の数でございますが、2000年が4,026人、それから、2005年が3,447人、2010年が2,862人、2015年が2,470人となっております。

○12番議員（吉村重則） 年齢別で言った場合に、例えば、そっちの方で公表できる年齢でよろしいので、教えてください。

○農政部長（田之上辰浩） 年代別の状況についてですけれども、国が集計した2020年農林業センサスの本市速報値が確認できておりませんので、直近の速報値であります。2015年と2000年で比較をして申し上げますが、農業就業人口の変化について、45歳未満と45歳から65歳未満、それと65歳以上の3階層について比較をしますと、2000年当時45歳未満が占める割合が16.9%、45歳以上65歳未満の占める割合が36.3%、65歳以上が46.8%。2005年は45歳未満が13%、45歳以上65歳未満が33.4%、65歳以上が53.6%。2010年は45歳未満が占める割合が11.9%、45歳以上65歳未満が36.3%、65歳以上が51.8%。2015年は45歳未満が11.7%、45歳以上65歳未満が39.7%、65歳以上が48.7%であります。このように45歳未満の割合は減ってきていますが、45歳から65歳未満の中堅の担い手が増えてきており、高齢者の割合は横ばいというところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 今、農家戸数においては40%くらいの減になる、それと従事者にしても約半数くらいが65歳以上になっているわけですよ。ここにきて、2000年と2005年の農家戸数の減そのものは、2000年から2020年を考えた時に、農家戸数の減り方、5年間の比率がどんどん上がってきているというのを考えれば、今後もどんどん増えていくという問題が出てくると思うんですよ。そういう面からした時に、若者の農家、県内の中でも指宿で農業をやりたいという農家は多いんですよ。本当に育てる施策が必要だと思うんですけど、その辺はどのような対策が取られているんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 新たに就農を希望する方に対しましては、いぶすき農業支援センターで各種相談をワンストップ体制で実施をしております。そして、認定新規就農者になることで様々な補助事業等が活用できることから、関係機関と連携しながら、まずは農家自身のしっかりとした営農計画づくりをお手伝いし、有利な事業や資金活用を促進しております。また、認定新規就農者でない方々に対しても、JA・日本政策金融公庫など、有利な融資制度等もございますので、そういった資金活用を紹介しているところでもあります。さらに、これらのほかにも、農業技術の向上や経営感覚、知識の向上を図るためのセミナーやワークショップなどを開催し、若い農業者が核となるような人材育成を実施してきているところもございます。

**○12番議員（吉村重則）** この農家戸数の減り方、将来の食料の自給、そういう面からすれば非常に厳しい状況だと思います。市長、本当に今までの支援の在り方、対策で良いのかどうか、若者を育てていくことについて、市長はどのように捉えていますか。

**○市長（豊留悦男）** 今回の議員の質問、高収益作物次期作の支援金の問題であります。この問題は二転三転して農家の方に大変迷惑をかけました。いぶすき農協の組合長、そして、農業支援センターの方々が、その問題をすぐ私のところに数値を用いて持ってまいりましたので、次の日に農水省、それと、国会議員会館に参りました。やはり、これは農水省の取組、それがおかしいではないかということで、すぐ、県選出の国会議員が幹事長を含めて協議をし、そして、2・3日後には既にこの支援金の在り方の新たな取組の方法を文書として出されたのは、議員も御存知であろうと思います。つまり、指宿は農業のその供給圏、つまり、農業の生産物、いわゆる、そういうものの供給市として大切にしなければならないということで、急ぎよ、その資料を基に話し合ってくださいました。その資料を出したのは鹿児島県の指宿と北海道だけであったと聞いております。私はその時、ありがたく思いました。農水省の幹部を呼んで指宿市の状況をいろいろとお話をして、その制度、新たな制度設計に入ったという話も受けましたので、私は、魅力ある農業をするために、言うべきこと、問題等については、各農協を含めて、みんなで出し合ってすぐ対応する。そのことで若者も農業に意欲をもって取り組むだろうと。今回のこの支援事業、支援交付金についての取組は、いぶすき農協、農政部の方々の努力には感謝しながら、今後いろんな問題があった時にも、すぐ対応で

きるような農政になるように、私も努力してまいりたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 国への要望として、そうして声を上げた。しかし、指宿市の若い農業青年を育てる点で、市長はどのように計画があるんですか。

○市長（豊留悦男） 農業青年，夢を持って指宿の農業の後継者として頑張ろうという若者が増えているのも事実であります。その方々が，この農業を大切にしながら指宿の基幹産業を，我々若者で育てていくというような，そういう意欲を持った農業青年を育ててまいりたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） 若い農業青年を育てる施策を本当にお願ひして，一般質問を終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） こんにちは。18番，新川床，通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに，財政問題について。1，合併特例債と過疎債の借入金の推移と返済状況について。合併してもうすぐ15年が経過します。有利な起債があると言いながら合併特例債，過疎債等を15年間でだいぶ借入し，サッカー場・多目的グラウンド整備や野球場等の大規模工事を実施してきました。地方債残高が近年だいぶ膨れ上がり，令和2年度見込みで324億円を超えていますので確認させていただきます。平成28年度からの5か年と，今後5か年の合併特例債と過疎債の借入額の推移と返済状況について答弁を求めます。

次に，入湯税について。入湯税の条例等の改正について，私がいただいた内容証明には，依頼会社は，市に温泉施設を開業した際，入湯税の取扱いに関して指宿市と協議し，同市の方針に従って運営してきましたと記載されています。令和2年9月以降に入湯税の条例等の改正は行われたのかどうか，答弁を求めます。

次に，3，鳥獣被害の現状について。（1）鳥獣被害の中でイノシシによる苦情等について。ここ数年，鳥獣被害が多発していますが，特にイノシシによる被害は他の鳥獣被害と比べて甚大でないと伺っています。担当課にどのような苦情が多く届いているのか，また，苦情に対して，どのような対応をしているのか答弁を求めます。

次に，教職員の不祥事件について。（1）教職員の不祥事件等の小学校からの報告義務等について。市教育委員会として，各小学校に文書規定を作成し徹底してると思いますが，各小学校からの事故・事件等の報告状況はどのようになっているのか。また，各小・中学校から届いた報告書は公文書です。市内の各小学校と教育委員会の公文書の取扱規定はどのようになっているのか，答弁を求めます。

次に、公共下水道事業について。まず、1、受益者負担金について。公共下水道事業は利用範囲が限定されているので、その区域内の市民に、従業員に対する経費を負担していると伺っています。受益者負担金はどのように算定されているのか、答弁を求めます。次に、

(2) 使用料の徴収方法について。公共下水道では、上水道使用料を基に公共下水道使用料金を積算していると伺っています。温泉や地下水を使用する家庭や事業所等の使用料徴収方法等はどのようになっているのか、答弁を求めます。次に、質問の前に、私が通告の5番目の公共下水道事業について、(3) 排除汚泥の積算方法についてと届けてました。排除汚泥ではなく、排除汚水量の誤りでしたので、議長に訂正の申出を行い、許可をいただいていますので、排除汚水量の積算方法について、質問させていただきます。一般家庭やホテル・旅館等をはじめとする事業所で、温泉や地下水を使用をしてると伺います。排除汚水量の積算方法は、水道の使用をして汚水を排除する場合と、井戸等、水道以外の水を使用し、汚水を排除する場合があります。水の使用の形態を勘案するとなっているが、施設の規模や建屋が増えた場合等、公共下水道、排除汚水量の積算はどのようになっているのか、答弁を求めます。次に、公共下水道使用料の不正時の罰則規定と使用料徴収等について。公共下水道事業の管理運営は公共下水道区域内の利益者負担で賄うことが前提になっています。公共下水道事業は毎年赤字で運営されていることから、毎年約2億円程度を一般会計から繰入して補填しています。過去10年間の繰入金総額について、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 鳥獣被害についてでございます。本年度、市民から寄せられた鳥獣被害に関する相談件数は64件であります。うち、イノシシに関するものが51件で大半を占めております。相談の内容は、農作物や農業資材への被害に関するもののほか、住宅付近での目撃情報などであります。

公共下水道につきまして、受益者負担金につきましては、下水道が整備された区域内に限って、区域内の土地の所有者など、下水道の恩恵を受けている方々に事業費の一部を負担していただくために、賦課しているところでございます。

以下、いただきました質問は、担当部長等が答弁いたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 教職員の不祥事件についてであります。不祥事や事故等が発生した場合は、当該校が事実の確認や調査を行い、調査を基にした事故報告書を作成し、市教育委員会に提出することになっております。事故報告書につきましては、市の文書管理規定に基づき取扱いを行っているところでございます。

**○総務部長（中村孝）** 合併特例債と過疎債の借入金の推移と返済状況等についてでございます。合併特例債につきましては、借入額が平成28年度、7億4,150万円、平成29年度、14億4,120万円、平成30年度、16億5,940万円、令和元年度、11億1,780万円、令和2年度当初予算では、30億6,150万円を予算計上しております。返済額につきましては、平成28年度、4億

8,810万円、平成29年度、5億2,041万7千円、平成30年度、6億1千620万6千円、令和元年度、6億4千187万円、なお、令和2年度返済予定額は、5億7,065万円となっております。過疎対策事業債につきましては、借入額が、平成28年度、17億1,900万円、平成29年度、11億4,840万円、平成30年度、15億7,400万円、令和元年度、15億4,250万円、なお、令和2年度当初予算では、10億9,770万円を予算計上しております。返済額につきましては、平成28年度、5億8,283万6千円、平成29年度、6億6,890万2千円、平成30年度、7億1,031万7千円、令和元年度、7億4,932万9千円、なお、令和2年度返済予定額は、8億1,723万円となっております。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 9月以降の入湯税の条例改正についてでございますが、改正は行っていないところでございます。

**○水道事業部長（園田猛志）** 受益者負担金の基本的な考え方でございますが、先ほど市長が述べましたとおりでございますが、また、この受益者負担金につきましては、区域内の各土地につきまして、1度だけ賦課するものということでございます。受益者負担金の額につきましては、土地の面積に平米当たりの負担額をかけて算出しております。また、平米当たりの負担額につきましては、指宿市公共下水道事業審議会に諮問いたしまして、諮問を踏まえたうえで決定しております。第1負担区が平米当たりが390円、第2負担区が400円、第3負担区が420円となっているところであります。負担区の位置等でございますが、おおまかに申し上げますと、第1負担区が大牟礼、湊、湯の浜周辺でございます。第2負担区が十二町及び湯口・湯山周辺でございます。第3負担区が十町及び弥次ヶ湯、五郎ヶ岡地区周辺ということになってございます。次に、使用料の徴収関係でございます。下水道使用料につきましては、基本料に加えまして、汚水量に応じた従量料金を徴収いたしております。以下は税抜きの料金を申し上げます。まず、一般の汚水につきましては、1か月の基本料金が525円、従量料金が1㎡当たりにつき10㎡までが75円、これを超えて20㎡までが120円といったように、汚水量が増えれば、その分、単価も上昇する料金体系となっているところであります。全部で6つの段階に分かれております。また、温泉がある家庭や施設等に関しましては、一般汚水に加えまして温泉汚水の従量料金を徴収いたしております。7㎡当たりが75円、これを超える分が、8円の従量料金となっております。ただし、一般家庭につきましては、浴槽が2つ以上ある場合などを除き、1か月につき7㎡の温泉汚水量ということで定めているところでございます。次に公衆浴場汚水についてでございますが、これは地域住民の日常生活において保健衛生上必要な、いわゆる銭湯などに適用されます。1か月の基本料金が525円、従量料金が1㎡につき8円ということになってございます。次に、排除汚水量の算定方法等についてでございます。排除汚水量の算定方法につきましては、水道の水を使用して汚水を排除する場合につきましては、水道の使用水量とすると定めてございます。また、井戸等の水を使用する場合には、水を汲み上げるポンプの能力や使用状況、使用人数等により使用料を認定いたしまして、この使用料を排除汚水量としているところでございます。このほか、営業等の場

合で温泉汚水がある時などは、浴槽容積の2倍の量を1日の量といたしまして、営業日数に応じて汚水量を算出することとしております。ただし、こちらにつきましては、オーバーフローの温泉水を直接、公共用水域に放流する場合や温泉水を循環方式により使用する場合、また、露天風呂等で直接雨水が流入する場合等がございまして、その都度、調査をいたしまして認定するものとしてございます。次に、過去10年間の一般会計からの繰入額でございます。過去10年間におきます雨水及び汚水処理に係る一般会計からの繰入についてでございますが、公共下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法に移行しておりますが、移行前は繰入の取扱いが現在と異なっておりまして、雨水と汚水分の繰入を一括して計上しておりました。これを踏まえて御説明をいたしますと、企業会計以前の平成22年度から平成30年度の繰入金につきましては、雨水と汚水分を合わせて26億2,235万5千円となっております。また、企業会計移行後の令和元年度につきましては、雨水分の繰入額が1億4,037万5千円、汚水分の繰入額が2億4,837万1千円となっております。合計いたしまして過去10年間の繰入の総額は30億1,110万1千円となっております。

- 農政部長（田之上辰浩） イノシシ被害の通報があった際の対応についてでございます。まず、職員が現地に出向き、被害状況の確認を行い、被害の状況に応じ、猟友会への捕獲依頼や電気柵による侵入防止対策等について説明を行っているところであります。
- 18番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。1、財政問題について。合併特例債と過疎債の借入推移と返済状況について答弁を求めました。令和元年度決算での標準財政規模は幾らで公債費負担比率はどのようになっているのか、答弁を求めます。モニターをお願いします。
- 財政課長（東忠孝） 本市の標準財政規模につきまして、126億円、公債費負担比率については、18.9%となっております。
- 18番議員（新川床金春） 公債比率が15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。令和2年度の公債比率はどのようになるのか、答弁を求めます。
- 財政課長（東忠孝） 公債費負担比率につきましては、18.9%ということで今年度出ておりますけれども、令和3年度以降については、積算していないところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 本年度の当初予算の時は20%という答弁をいただいておりますが、食い違っていますが、そのところについて、答弁を求めます。
- 財政課長（東忠孝） 当初予算ベースでいきますと、公債費等が出ておりますけれども、あくまでも一般財源、歳入の額がおおよその推定できませんので、令和3年度以降については、推定していないところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 経常収支比率が90%を超えると、財政の硬直が進んだ状態と考えられますが、令和元年度決算の経常収支比率はどのようになっているのか、答弁を求めます。



○**財政課長（東忠孝）** 令和元年度の経常収支比率につきましては、93.8%となっているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 次に入ります。今定例会の議案第106号の新市計画の一部変更についての年度別財政計画表15年と20年の提示がありました。平成27年度から令和7年までの公債費の金額が違ってはいますが、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** ただいまの御質問について、そのどこが間違っているのか、そこを詳しく、もう1回。反問権を行使させていただきたいと思えます。許可をお願いいたします。

○**議長（木原繁昭）** ただいまの新川床金春議員の質問の論点を明確にしたいため、反問権の行使を許可願いますということですので、これを許可いたします。残時間を停止してください。

○**総務部長（中村孝）** ただいま、議員の方から公債費等についての御質問がありましたけれども、その内容について、もう少し詳しく説明をできれば、答弁の方ができると思えますので、よろしく願いいたします。

○**議長（木原繁昭）** 新川床金春議員、反問に対する答弁をお願いします。

○**18番議員（新川床金春）** いただいた書類を15年と20年の比べてみました。そうすると、もう既に済んだ年度の金額が変わってましたので、その地方債のところですね、地方債の金額が変わっているのは、どうなっているのかということで聞いてますので、その議案106号を見比べてみてください。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時48分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問に対する答弁がなされましたが、確認できましたか。

以上で、反問権の行使を終了します。これより、一般質問を再開いたします。残時間の停止を解除してください。

○**財政課長（東忠孝）** 15年のものについては見込みで計上しておりまして、20年のところにつきましては、実績の数値を上げているということになります。

○**18番議員（新川床金春）** 時間の関係で次にいきます。

次に、（2）臨時財政対策債の借入状況と返済状況について。臨時財政対策債は、国が交付税措置をするということで各自治体が市中銀行から借入し、毎年返済していると伺っています。臨時財政債の借入状況と返済状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**総務部長（中村孝）** 臨時財政対策債の借入状況と返済状況でございます。臨時財政対策債の借入額につきましては、平成28年度、5億8,163万9千円、平成29年度、6億278万5千円、平成30年度、6億911万1千円、令和元年度、4億5,880万6千円、なお、令和2年度の発行可能額

は、4億424万8千円となっております。返済額につきましては、平成28年度、5億7,843万2千円、平成29年度、6億2,035万7千円、平成30年度、6億5,062万3千円、令和元年度、6億9,168万9千円、なお、令和2年度返済予定額は、7億105万円となっております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、地方財政の交付状況について。地方交付税の過去10年間の交付状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

**○財政課長（東忠孝）** 取材時におきましては、5年間でということでお聞きしておりましたので、こちらの方で用意しておりますのが、平成27年度からは用意しております。平成27年度につきましては、71億5,190万9千円、平成28年度につきましては、70億6,868万4千円、平成29年度につきましては、69億2,022万円、平成30年度につきましては、69億7,870万4千円、令和元年度につきましては、69億9,982万5千円、令和2年度におきましては、65億2,628万4千円となっております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、(4)の指宿市公共施設等総合管理計画について。平成29年3月24日、議員懇談会の席で、第2章公共施設の実態、ページ55・6、更新と大規模改正における試算はどのようになっていたのか、答弁を求めます。

**○総務部長（中村孝）** 指宿市公共施設等総合管理計画、55ページにつきましては、事後保全型管理と前置きがありますが、この事後保全管理とは、注釈にあるとおり、損傷が発生してから対応する対処療法的な管理、建替え、更新等のことを意味し、そうなる費用も膨れ上がることから、計画的に施設の在り方を見直す契機にすることを目的に、本計画を策定しているところでございます。したがって、1,613億円については、計画の対象としている建物だけでなく、道路、橋、上下水道などのインフラを含めた全てを、今後も事後保全管理型のまま標準的な耐用年数を超える時期に、現在と同じ規模で建替え、更新を行った場合に、40年間でそれだけの更新費用が必要になるという、仮定のシミュレーションを示したものでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 40年間の年度ごとの金額について、答弁を求めます。

**○総務部長（中村孝）** これにつきましては、先ほどもしておりますけれども、1,613億円というのは、全ての施設を更新した場合に1,613億円掛かるということで、これを40年間でした場合に、更新費用が掛かるということで、仮定のシミュレーションでございますので、それぞれの年度ごとで幾らということは、積算はできないところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 私が言ってるのは、平成29年3月に提示されたものを基にして答弁をもらいたいということですので、よろしくをお願いします。

**○総務部長（中村孝）** この平成29年の総合管理計画につきましては、先ほど来、言っておりますけれども、施設を更新、建替えするとした場合に費用が膨れ上がることで、計画的に施設の在り方を見直す契機にすることを目的に、本計画を策定していると。その中で、更新をするとした場合に1,613億円掛かるので、計画の対象としている建物だけでなく、道路、橋、

上下水道などもあるということで、説明をさせていただいている内容でございます。

○18番議員（新川床金春） 公共施設等の管理を予防保全型に切替えた時の費用はどのようになっているのか、年度ごとの金額でお願いします。

○総務部長（中村孝） 本市におきましては、可能な限り事後保全管理型ではなく、予防保全管理型で長寿命化に努めるとともに、更新においては規模の適正化に努めているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 年度ごとに約平均30億円、今の保全型でいっても必要なんですよ。そして、市民の要望とかいろんなことをすれば50億円から60億円、毎年必要になるんじゃないかなと思いましたので、聞いてるんですけど、保全型では毎年平均おしなべて幾らくらい必要と、この書類には書いてあるのか、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 先ほど来、言っておりますけれども、これは事前保全型ということで、まあ言えば、更新をするのについては、耐用年数というのがございます。その耐用年数のときに実際、更新、改修とかをするんですけども、その時に、更新をするのではなくて、事前に、まあ言えば、10年であるとか20年であるとか、そういう時期にですね、やっていくということでございますので、その年度で幾らという形では、積算はしていないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 時間を食いますのであれなんですけど、その懇談会で提示した書類は、おおまかなということで説明を受けています。だから、大体、年間、30億くらい要るんですよという説明をしてるので、私が言うよりも、それを答弁して欲しいなと思って今言ってるので、書かれたことを読んでくだされば良いんですよ、再度、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） 今後40年間に総額約1,613億円、年平均で40.3億円が必要と推定されます、というふうに表記されております。

○18番議員（新川床金春） 次に、今後10年間の財政シミュレーションの基金等の推移について。5年後の令和7年度の起債残高が352億円に膨れ上がり、市の財政を圧迫することが懸念されます。新市計画の一部変更の書類の25ページに、年度別財政計画表20年度調査の令和2年度の63億となっておりますが、地方債の詳細について、答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） ただいまの御質問につきましては、答弁に時間を要しますので、対応をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分  
再開 午後 0時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（東忠孝） 新市建設計画の地方債の63億につきましては、繰越分が13億3,000万、令和2年度分が、49億7,000万を見込んで63億としております。

○18番議員（新川床金春） 令和2年度普通建設費が、32億1,200万と15年の計画で載ってました。財政計画変更後の20年計画では、普通建設事業費の令和2年度、85億5,700万となっています。85億5,700万の事業内容について、答弁を求めます。

○財政課長（東忠孝） 令和2年度の現年度分が63億円、繰越事業分が18億円、支弁人件費等が4億円というふうに見込んでおります。

○18番議員（新川床金春） 市の財政は既に硬直化しています。市は、なのはな館横に市民会館を建設する計画だが、他の場所に建設すると、電源施設工事の約3億2,000万は要らないと伺っています。新型コロナ禍の中、不要な工事3億2,000万が国民の税金としてつぎ込まれることについて、どのように思っているのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 市民会館の建設における、なのはな館の電源工事につきましては、別の土地に建設した場合、市民会館の整備工事とは別の工事ということになりますけど、なのはな館の受変電施設工事自体が不要になるということではないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 担当課長は、決算委員会の中とか、いろんなところで私に答弁していますけれども、再度お願いします。

○教育部長（鶴窪誠作） 受変電施設につきましては、別の土地に建設した場合、市民会館の整備工事とは別の工事になるという意味で、不要になるという説明をしたところだと思っております。なのはな館の受変電設備工事自体が不要になるということではないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 時間の関係で、財政の第2の質問は、令和3年度1月に総務省が発行する令和元年度決算カードが出てから十分分析し、次の定例会で質問していきたいと思えます。

次に入ります。入湯税について。入湯税の条例等の改正についてですが、条例の改正はされていないということです。令和2年度第1回定例会の一般質問の答弁で、京都市ですとか、宮崎市ですとか、入湯税の取扱いに関する資料を参考にすると答弁いただきました。どこの、5ページとか言いましたけど、その内容について、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 答弁をいただかさせていただく前に、第3回定例会9月議会の際に、新川床議員の冒頭の質問に対する答弁の中で、入湯税の概要を申し上げる際、宿泊を伴わない飲食及び休憩と申すべきところを、誤って、宿泊を伴い飲食及び休憩と答弁いたしておりましたので、若干関連がございますので、訂正をさせていただくとともに、お詫び申し上げます。ただいまの御質問についてですが、京都市の例として申し上げました。その時、私の方が手持ちに持っていた資料では、5ページとなっておりますが、改めて取材の中で議員の方からお尋ねがございましたので、私どもが再度出力をし直したところ、2ページに記載されているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ですから、減免できる規定が書かれているところを読み上げてく

ださい。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 京都市の手引きでございますけれども、日帰り入浴の利用料金とは、というところで、入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称にかかわらず、入場しようとする方が鉱泉浴場で日帰り入浴するために必ず支払う必要がある料金をいい、その料金が1千円以下の場合、課税が免除されます。というところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 私はこれまで日帰りを聞いたことはありません。宿泊した方のごとだけ聞いてますので、宿泊した方の減免はどうなっているのか、答弁を求めます。

○**税務課長（坂元一博）** 鉱泉浴場を利用した宿泊者に、入湯税を課税するのか課税しないのかという御質問でございますけれども、これまで答弁してまいりましたとおり、個々の施設の運営形態を確認したうえで、必要に応じて検討・協議をするなどして、これまで課税判断を行ってきているところでございます。他市の手引きを例に御説明申し上げましたことにつきましては、日帰り入浴客に対する入湯税の取扱いについてでございます、本市と同様の取扱いを行う他市の例を挙げたところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 指宿の入湯税の概要のどこに書いてあるのか、答弁を求めます。

○**税務課長（坂元一博）** 概要のところには、宿泊の件については記載はございませんけれども、定めのないものにつきましては、個々の事業所の実情を把握したうえで、県への問い合わせを行うとともに、他市の状況等を勘案し、市としての判断をしてきているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 総務省の自治税務局市町村税課に問い合わせして確認しました。総務省の目的税の入湯税の取扱い、市税条例第142条、市税条例施行規則第5条に、免除に記載してありますか。市税条例にないものは、絶対に適用できないと総務省の方から私は聞きました。ですので、条例を見てくださいということで、見ましたけれども、どこにも記載はありませんが、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 宿泊客の関係につきましても、その宿泊客が、どの浴場に入ったのか、また、どういう精算がされるのか、そういったことで判断をしてございますので、条例には書いていないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 次に入ります。9月以降に入湯税の特別徴収義務者の増減についてですが、同僚議員の一般質問に対する答弁で、事業形態が変わったと伺いました。既存のホテルの形態が変わったのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** そのとおりでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 変わったのはいつでしょうか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 個別の事業者の事案でございますので、答弁を控えさせていただきます。

○**18番議員（新川床金春）** 鹿児島県加世田保健所に、市内の公衆浴場営業許可一覧と旅館業

営業許可一覧を開示請求し、手元に持っています。一般論として伺いますが、今の話だと、許可がない公衆浴場と旅館業はできないと思いますが、許可をもらっているのは法人です。屋号で許可がないのを運営した場合はどうなるのか、法人名で許可は取っています。宿の名前、温泉の名前は別かもしれませんが、許可を取ってるのは同一法人ですが、どうなるのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 同一法人でございまして、経営形態ですとか、料金の精算方法ですとか、そのようなものを1件1件、個々に判断をして、これまで対応しているところがございます。

○**18番議員（新川床金春）** 公衆浴場と旅館業営業許可が同一企業で同一敷地、土地建物の所有者も同一法人であれば、どのようになるのか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほどもお答えいたしました、個々の状況により判断することになります。

○**18番議員（新川床金春）** 市内には、宿泊棟と温泉施設が別になったホテル・旅館があります。渡り廊下で別棟の温泉施設で入浴料を1千円支払ってもらったら、入湯税を納めなくて良いということになりますが、それでよろしいでしょうか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 反問権の行使をお願いいたします。

○**議長（木原繁昭）** ただいまの反問を許可いたします。残時間を停止してください。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 議員が今、御質問の中で、1千円払った場合ということですが、1千円以下は課税免除になりますので、そのような捉え方でいいのか、もう一度、教えていただきたいと思えます。

○**18番議員（新川床金春）** 1千円払ったら、取らなくていいと私は思っていますけど、それでいいのかと聞いてますので。取らないですよ、ということで答えてもらえればいいんですよ。

○**議長（木原繁昭）** 以上で、反問権の行使を終了します。残時間の停止を解除してください。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 運営形態、利用形態によりますが、1千円以下であれば課税免除となるところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 市内の大手ホテル・旅館が、この件にすごく注目してまして、宿泊料と温泉を別にしようかなと、それで今確認を取ったんです。ですので、入浴施設の前で、別会社で1千円もらえば入湯税はないということで、間違いないということで確認したいので、もう1回答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** その運営実態に応じて、判断をしてまいりたいと思えます。

○**18番議員（新川床金春）** 次に入ります。3の入湯税の徴収・納付を怠った事業者の取扱いについて。指宿市税条例第3条目的税について、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 市としましては、適正な課税を行ってきており、また、事業者に

おきましても適正な納付を行っていただいておりますが、そのような事案はございませんが、入湯税や他の地方税を含めた一般論で申し上げますと、過去に遡って、課税をするということもあるところがございます。

○18番議員（新川床金春） 過去は何年遡るのでしょうか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 地方税法では、賦課決定の場合は3年、税額の更生・決定又は賦課決定につきましては、5年と規定されているところがございます。

○18番議員（新川床金春） 特別徴収義務を免れるため、市と協議し、市の方針に従って運営してきた事業者がいるようですが、市税条例のどこに、市と協議することで特別徴収義務者を免れ、目的税である入湯税を徴収しないで良いと、条例の中で、再度聞きます、どこに書いてあるのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 繰り返して答弁をさせていただきますが、その運営形態と料金の精算方法等それらを勘案して、個々に判断をしているところがございます。

○18番議員（新川床金春） 時間の関係で、次に入ります。入湯税の不納分の処理について。今、3年、5年ということでありました。一般論として聞きます。宿泊費が6千円以上の宿泊者が年間1万人いたとして、入湯税は年間幾らになるのか、一般論として答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 年間1万人の場合ですと、150円ですので150万になるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 一般論として確認します。150万円を14年間納めてなかった場合、入湯税の積算は幾らになるのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 2,100万円でございます。

○18番議員（新川床金春） 一般論として、入湯税の不納が発覚した場合、徴収金には延滞金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費が掛かりますが、それを含めて幾らになるのか、答弁を求めます。一般論です。

○税務課長（坂元一博） 計算は、今のところできないところがございます。

○18番議員（新川床金春） 暫時休憩して、計算してから答弁してもらえませんか、よろしくをお願いします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 加算金等の計算については、非常に時間を要します。それと、通告もございませんので、この場での答弁は控えさせていただきます。

○18番議員（新川床金春） 入湯税を払わなかった場合の金額について、確認しますよということは言っていましたけど、この加算金とかここは言っていないけど、入湯税の不払いの場合はどうなるのかということで、言っております。よろしくをお願いします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 地方税法に基づいて、計算をすることになります。

○18番議員（新川床金春） 地方税法及び指宿市税条例で、目的である入湯税を年間150万14年間払っていない施設があるということ、多くの市民が知ったらどうなると思いますか。

入湯税の未払いが分かった場合、市民は新型コロナ禍で大変生活が厳しい中、市税を納めていいのかな、納めなくていいんじゃないかなということを使うと思っておりますが、入湯税の支払いはしっかりして欲しいと、私は思います。ですので、入湯税の14年間の未納分について、宿泊施設に全額請求するのか、指宿市長に答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 言葉というのは、正確に使っていただきたいと思っております。入湯税を徴収して、払わなかったのではないわけです。入湯税というもののそのものの考え方、根本的なところから考えなきゃなりません。そして、数値というのが独り歩きするような答弁をすることは、行政としては差し控えたい。なぜかと申しますと、ある程度、施設を特定しての一般質問だからであります。ですから、今いろいろ議員から言われたことについては、答弁、それはできないところです。

**○18番議員（新川床金春）** 市長は就任したのは、平成22年以降だったと思っておりますけれども、税務課の職員が施設に出向き、入湯税の直接徴収義務者になっていただきたいと、訪問していることをいろんな方から聞いています。ですので、平成22年のときから、いろんな職員が入れ替わりますので、分からなくて、こういう話し合いがあったということを知らない職員は、徴収にお願いに行っているということですので、伺っているところです。こういうことはなかったのか、答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** そういう事実、又は報告もありません。私が、経営者を含めて、そういう相談に行くようにと言ったこともありません。つまり、行ったら、当然のことながら報告があるわけでありまして。どこからその情報を仕入れたのか、また、どの職員が行ったのか、実に私は不愉快であります。なぜかと言うと、職員というのは、こういう問題については守秘義務があるんです。それを議員に言ったとすれば、是非その職員名を言ってくださったら、私が適切に議員が満足するように答えます。

**○18番議員（新川床金春）** 勘違いしないでください。私は市の職員とは言ってません。市の職員が徴収義務のお願いに行ってると言っています。お願いに来たのを見た市民から聞いてるんです。そこは、市民が、市の職員が、一生懸命、職務を遂行するために行ってるよという、来てるよということを聞いたことがあったので、確認しているところです。職員が守秘義務をしっかりと守ってます。それだけは伝えておきますので、市長、そういうことを調べないでください。

**○市長（豊留悦男）** 職員が訪問した内容を、あなたはそして知ってるんですか。第三者が見て、どういう話し合いをしてるということをあなたは想像で言ってるんですか。おかしいではないですか。

**○18番議員（新川床金春）** 施設に関係する方に私が何気なく聞いたら、そういうのは職員が以前、来てましたね、市の職員が来てましたよと、入湯税でしょ、ということでは言われたので、この場で報告しときます。実際、職員が施設に出向いてやっていると、



いろんな方、その人の名前は出せないのと言えませんが、実際、その施設に関係のあった方に聞きに行きました。そしたら、その人は税のことを分からないながら、私に話してくださいましたので、ですから、指宿市の職員が行ったことがあるのかと聞いてますので、答弁を求めます。行ったことがなければいけないということで良いですよ。よろしく願いします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 個別の事案であり、お答えすることがなかなか難しいところですが、市の職員の方で納税のお願いをしたとか、お願いということでは市の方の対応ではございません。市の方では、かかるのであれば、支払ってくださいということでありますので、そここのところのニュアンスというのが、議員のお聞きになった方が、どういうニュアンスだったのか分かりませんが、かかるのであれば、払っていただかなければならないということでございます。

**○18番議員（新川床金春）** この件については、もう1回、本人に名前を言っていないか確認取って、質問してまいりたいと思います。

次に、鳥獣被害の現状と対策について。時間の関係でそっちに行きます。鳥獣被害の苦情の内容については、答弁をもらいました。魚見岳にイノシシが大量発生し、大変な状況になっていますが、魚見岳は、いつ鳥獣保護区になったのか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 平成24年であります。

**○18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。魚見岳周辺は、昭和61年から畑地かんがい事業に取り組み、事業費6億8千万、畑かん整備33ha、受益者191戸が、段々畑であった畑を車で圃場を回れるように整備しました。畑の減歩や負担を承知しながら、畑かん事業に取り組んでいます。地域住民の同意を取り付けて鳥獣保護区にしたのか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 魚見岳、知林ヶ島の鳥獣保護区指定にあたっては、平成22年3月に猟友会、JA、公民館、振興局及び市で検討会を開催し、その同意を得たうえで、最後には県のパブリックコメントや公聴会での賛成も受けて、指定に至っております。

**○18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。これは、市長の公文書を開示請求した書類であります。鳥獣保護区にするには、県、猟友会、地域住民、農家等と十分協議しながら進めていくと、前市長とやっております。地域住民の方は、誰も同意はしていない、このことも知らないで鳥獣保護区になったと伺っていますが、地域住民の方、農家の方の同意はなくてよろしいんですか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 鳥獣保護区の指定にあたり、検討会を平成22年の3月に開催しております。その中で、猟友会、JA、公民館、振興局、市の関係課が出席して説明をし、同意を得られたものと思っております。

**○18番議員（新川床金春）** 畑かんの負担金をしている農家の方や、地域の方の同意はなくて

良いのですか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） この記録を見る限りは、そこまでの詳しい情報は分からないところ  
です。

○18番議員（新川床金春） 鳥獣保護区にした弊害が4年くらい前から顕著に現れ、イノシシ  
の大量発生につながり、尾掛地区で長年農業をしてる方から大変だと伺っております。鳥獣  
保護区に指定したのは市です。国営事業で整備された尾掛地区の鳥獣被害抑制にイノシシの  
一斉駆除が望まれますが、取り組む考えはないか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 鳥獣保護区の指定については、市ではなく県が指定することになっ  
ております。

○18番議員（新川床金春） 以前は、鳥獣保護区じゃなかったんですよ。それをしようとした  
のは市じゃないんですか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 指定にあたっては、そのような検討会あるいは説明会、パブリック  
コメント、公聴会というものを経て、県の計画に盛り込まれ指定をされております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。鳥獣保護区にした弊害は至る所に発生  
し、魚見小学校の体育館の裏、モニターは魚見小学校の体育館の横です、うおみこども園の  
横、五郎ヶ岡地区の住宅地というのが、市道沿いの土地までイノシシが出てきて、家はそこ  
に数軒あります。そして、魚見小学校では、イノシシ出没情報ということで、校長が子供や  
地域住民に、保護者に、注意喚起をしております。このことについて、どのように思うか、  
一斉駆除しなくていいのか、市民の安心・安全はどのようになるのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） いろんな被害の相談・報告がありますので、個別の内容を確認した  
うえで対応してまいっております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。猟友会の方と話した時に、箱罾は良い  
んだけど、くくり罾を仕掛けたとき、くくり罾の半径2m圏内の農地や土手を傷めるので、  
罾を掛けた責任は自分たちは無いんだけど、市が鳥獣保護区にしたんだから、補償してくれ  
るんですよね、と言われました。そのことについて、答弁を求めます。

○農産技術課長（富永敏尚） くくり罾につきましては、議員御指摘のとおり、その周辺2m程  
度はイノシシが掛かった場合は暴れますので、被害があるところがございますが、私どもと  
いたしましては、そのくくり罾を掛ける前に、猟友会の方とその畑の持ち主の方が十分協議  
をいただいて、合意を得たうえで掛けているものというふうと考えているところでございま  
す。

○18番議員（新川床金春） 狩猟罾の申請を出し狩猟税を支払うと、箱罾やくくり罾は市内だ  
ったらどこでも設置できるのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 会員の活動依頼についての質問だと思いますけども、活動依頼につ  
いては市内全域となっており、その活動エリアの指定を市がするようなことはありません。

- 18番議員（新川床金春） 次に、4番目の教職員の不祥事件について。9月24日、加害者、被害者の母親、校長、教頭が面談し、その際の会話を校長と被害者の母親が録音したと伺っていますが、10月14日、被害者が学校教育課長に尋ねた際、公文書として受け取っているとの答えをもらったということです。録音は公文書であり、教育長、教育部長はそれを聞いたことがあるのか、答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代） 今の質問ですけれども、報告を受けております。
- 18番議員（新川床金春） 録音データを聞いてどのように思ったか、答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代） 録音の方は聞いておりません。
- 18番議員（新川床金春） 録音は、教育委員会の誰が聞いたのか、答弁を求めます。
- 学校教育課長（常深章） 録音データはいただいておりません。紙媒体でいただいたことはありません。
- 18番議員（新川床金春） 10月14日、被害者から学校教育課長に、録音データはもらいましたかということで、はい、もらいました、ということがあるんですが、これは間違いなのか、答弁を求めます。
- 学校教育課長（常深章） 会話の部分を紙媒体、文章を起こしたものをいただいております。
- 18番議員（新川床金春） また確認しますけれども、学校長は渡してないということでしょうか、教育長、答弁を求めます。
- 学校教育課長（常深章） そのとおりでございます。
- 18番議員（新川床金春） 市教委は被害者の聞き取りは1回、加害者の聞き取りは5回されているようです。交通事故の書類では、警察署で加害者の調書を取り、被害者が確認し、事故の内容に相違がないか被害者に確認させ、間違いなかったらサインをし、それを公文書として送致します。なぜ、指宿市教育委員会は被害者に学校長の報告書を確認させなかったのか、教育長、答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代） 報告書の確認につきましては、私どもは女性の被害者につきまして、しっかりと校長が聞き取りをして、そして、報告書を受けますので、その後の報告は、本人には確認をさせていないところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 学校の先生方は児童にどのようなことを教えているんですか。あったことをはっきりと話すように指導しているのか、事実を曲げて良いと、児童・生徒に指導しているのか、答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代） 正直に、教育を伝えております。
- 18番議員（新川床金春） これまで、いろいろと質問してきました。今の被害者は、大変困っていると思います。被害者はですね、女性教諭と児童です。学校長、教育委員会は、被害者を温かく、しっかりケアするのに、してないということが分かりました。そして、校長は、加害者教諭を追い込むのかと、示談しないのかと、被害女性を追い込んだみたいで

このことについて、このようなことをする校長は指宿に必要なのか、教育長、答弁を求めます。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 校長は被害者に対して、示談を強要していないと聞いております。

○**18番議員（新川床金春）** 私たちの聞き取りで言いましたということは言っています。ですが、私たちはそこしか知らないんですけど、被害教諭がそう思ったということは強要です。今回の教育委員会の不祥事件がこんなに大事になったのは、適正な指導ができなかった教育長の判断ミスだと私は思います。一連の責任をどのように取るのか、教育長に答弁を求めます。

○**教育長（吉元鈴代）** 私の処分についてでございますが、私の方では申し上げられないのですが、校長、それから市教育委員会、そして、県教育委員会は、公的なルールで進めてまいりました。何ら隠し立てもしておりませんし、適切な処理だったというふうに考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 教育長の県の報告で、指宿の学校に今後指導していくということで、報告書になってます。いつどのような指導をしたのか、12月4日までにしたのかどうか、答弁を求めます。

○**議長（木原繁昭）** 時間がまいりましたので。

○**教育長（吉元鈴代）** 12月3日に処分が出ましたので、12月4日に臨時の校長会を開きまして、そして、研修会を行ったところでございます。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時54分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○**9番議員（東伸行）** 9番、東伸行です。通告に従いまして、質問いたします。まず、1問目の山川港外港の岸壁整備についてであります。この件については、以前にも一般質問したことがありましたが、なかなか進んでおりません。ここにきて、港を取り巻く状況が変わりつつあり、山川町漁協としても、現実問題として取り組まなければならない状況にきております。水揚げ岸壁の延伸と浚渫及び航路筋の新設はできてきておりますが、海外まき網船や運搬船が1千tクラスの大型船になりつつあり、改修後の岸壁でも3隻以上の接岸は厳しくなるとのこと。平成25年12月に無線検疫港の指定を受けましたが、入港数の減少で厳しい状況であることなどから、是非とも多目的岸壁の実現が、地元漁協をはじめ、菜の花商工会、山川水産加工業協同組合、町・福元両区等の願いでもあります。そこで、まずは、(1)外港グラウンド前、すいかトイレ前ですが、岸壁を整備し、水産業に限らず、観光客、農産物等、いろいろな物資の搬出入など、多目的に利用できるようにすることはできないか。また、山

川港は、本県における唯一の防災拠点港に指定されていることから、災害時や緊急時の海上ルートによる避難、救助、輸送にも重要な役割を担えるものと思われます。そこで、(2) 海上保安庁、税関の巡視船、海上自衛隊艦船の補給基地として取り組む考えはないか。そのことにより、港の整備も進むと思われます。もちろん、これらの船舶を誘致するとなると、先の多目的岸壁だけでは対応できないと思われます。それなりの大規模な港の改修になると思われます。私はこれまで、いろんな面からこの件については調査・研究してまいりましたが、このことによる指宿市にもたらす効果は大きいと思われます。簡単なことではありませんが、可能性は大いにあります。この誘致に取り組む考えはないか、お聞きします。

次に、2問目のサッカー・多目的グラウンドについてであります。この件については、今回の一般質問でも2人の同僚議員が関連した質問をしておりますので、重複することもあると思われますが、できるだけ視点を変えて聞きますので、答弁願います。まず、(1) 12月末完成の予定であるが、現在の状況はどうか。全ての工事が完了の予定であるのか。同僚議員の質問でもあったように、多目的グラウンドの植栽の樹木が枯れて植替えをしておりますが、どのような状況だったのか。また、サブグラウンドの人工芝を除いた芝生の現在の状況はどうか。

次に、(2) オープニング行事について。どのような計画かということですが、先の同僚議員の答弁で、概ね分かりましたが、再度、答弁願います。

次に、3問目の外国人技能実習生についてですが、入国する技能実習生に求められている、2週間の自主隔離期間に係る点について、費用についての補助は、今回の補正予算で上がっておりますが、宿泊場所について、1人1部屋バス・トイレ付きという規定があり、受け入れ事業者はその対応に苦慮しております。市としてその対応を検討する考えはないか、お聞きします。これで1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 山川漁港においては、現在、海外まき網船の大型に対応すべく、特定漁港漁場整備事業計画に基づき、様々な事業をしております。県の管理、いわゆる漁港管理者であります鹿児島県により進められております。一方、外港グラウンド前の岸壁は、水揚げを終えた海外まき網船が、次の出航に向けた準備場所として利用したり、魚礁や消波ブロック等の製作場所として利用したりしております。また、過去においては修学旅行の中で、桜島フェリーを使った錦江湾クルーズの下船場所として、利用したこともあるようでございます。これまでも、この漁港の問題については、関係省庁に関係者と出向きお願いをしてまいりました。山川町漁協も将来的な構想として持っておりますが、まずは、現在進めている整備事業の完了を優先していると聞いております。

次に、外国人技能実習生についてであります。様々な問題があることについては、行政としても私としても認識はしております。今般、このようなコロナウイルス感染症、これにおいて多くの課題があるということも認識をしております。そこで、支援内容としましては、

新型コロナウイルス感染症対策として、外国人労働者を新規に受け入れる際に掛かる宿泊費や、交通費などの追加的経費の4分の3、1人当たりの上限を10万円までとする補助制度も創設したところであります。鹿児島県も同様の補助制度を12月議会に提案しているようであり、補助対象経費のすみ分けを行ったうえで、事業者の負担を軽減できるように、対応してまいりたいと思います。以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁いたします。

**○総務部長（中村孝）** 市として、自衛隊等の補給基地の誘致に取り組む考えはないか、でございますが、補給基地等の誘致につきましては、まずは、官民一体となった機運の盛り上がりが必要であると考えております。それに併せて、設置する団体、自衛隊等の意向、計画等の状況を伺いながら、調査・研究していく必要があるかと考えているところでございます。

**○総務部参与（下吹越寿）** 現在のサッカー・多目的グラウンド整備事業の進捗状況でございますが、工事は順調に進んでおります。11月までに大部分の工事が終わり、残りの工事である大型遊具の設置は12月18日までに完了する予定でございます。メイングラウンドの芝の育成管理については、冬芝の植付けと初期育成を含め、本年12月末までが工期となっており、これをもって、全て工事が完了する予定でございます。また、多目的グラウンドにおける樹木の立枯れにつきましては、12月上旬までに全て植替えを行っております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** オープニング行事についてであります。令和3年1月30日にオープニングイベントを開催する予定であります。内容としましては、市内の小・中・高校生と元プロ選手によるサッカーの対戦やサッカー教室、地元特産品ブース出展のほか、日本サッカー協会と連携し、元アスリートが実体験を基に夢を持つことの大切さを伝える、夢の教室特別編を開催する予定であります。

**○産業振興部長（大迫格史）** 外国人技能労働者の宿泊施設の支援の件でございますが、外国人労働者の宿泊施設につきましては、管理団体や受け入れる事業者が手配するものと考えております。今回、市及び県が提案させていただいております補助制度を活用していただければと思っているところでございます。

**○9番議員（東伸行）** ありがとうございます。2回目以降の質問に入ります。質問の都合上、2問目、3問目から先にしますので、よろしくお願いいたします。まず、2問目のサッカー・多目的グラウンドについてでございますが、樹木の立枯れの原因は、先と同僚議員の一般質問の中でも、長雨とか台風とかということがあったようですが、全部植替えは終わっているという状況ですが、その原因はそういうことだろうなと思うんですが、前の同僚議員の質問でもあったようにですね、根腐れをしていたということです。造園業者の方々とかにお聞きすると、根腐れっていうのはよっぽどのことだと、あの期間でですね。そういうこともあって、例えば、そういう状況とかっていうのは調査して今回植替えをしたのか、その辺のところはどうでしょう。

**○総務部参与（下吹越寿）** 先日も答弁させていただきましたが、施工業者の見解では土壌そのものに問題はないということで、やはり、今回40本ほどの立枯れにつきましては、やはり、雨が原因だっただろうと。確かに、言われますように、水はけが、土壌の問題ではないんですけども、もともと水はけが良くない場所だったことで、併せて、7月の豪雨ということですが、一番の原因だろうと思います。特にそこについての土壌調査については、行ってはおりません。

**○9番議員（東伸行）** 水はけが悪くて、その後、日が当たったりとかですね、温度が上がったりとかということで、多分、根腐れというような状況になったんだろうなと思いますが、土壌調査等はやっていないということでもありますけれども、その辺のところはですね、業者さんが専門ですので、十分承知のうえでの植替えであろうとは思いますが、今回、ある程度土を入れ替えてやりましたよね。だから、その辺のところはそれで十分だという認識で、市としては了解しているということでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 今回、植替えましたものも含め、今植えている樹木につきましては、今後の生育状況を見守りながら、その都度、適切な対処を取っていきたいと思っております。

**○9番議員（東伸行）** 芝生の状況は先ほど答弁をいただきましたけれども、芝が根付く期間としてはですね、短いような気もするんですが、特にメイングラウンドのサッカー場と言いますか、メイングラウンドの天然芝生ですね。これについてはどうでしょうか。十分に、今後その競技をするということに関して、十分な状態になっているのか、お聞きしたいと思います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 芝生につきましては、現在、オープンに向けて順調に管理をしているところであります。今後も芝の状態を見ながら、散水、施肥等を行ったりして、しっかり管理してまいりたいと考えております。

**○9番議員（東伸行）** オープニングゲーム等で芝生が掘り起こされることで、枯れるというようなことも起きることがあるようです。そのように悪影響が出ることをないように、十分注意していただきたいと思います。

次に、オープニングゲームについてですが、オープニング行事は1月30日という話でしたが、先般の同僚議員の質問の中で、1月の2日・3日に指宿市サッカー協会主催による新春サッカー大会を開催するという話でしたが、これはメイングラウンドを使用してということなのでありましょうか。その辺のところをお伺いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** メイングラウンドと多目的グラウンド、両方を使う予定であります。

**○9番議員（東伸行）** 先ほど答弁はなかったんですが、同僚議員の中でありましたので、こちらの方でお聞きしますが、1月22日より予約を受け付けるというような話をこの間確かあったような気がするんですが、予約はなんか2週間前から予約を受け付けるというような話だ

ったように聞きましたけど、間違っていたら訂正しますけども、そうするともう、1月の途中からグラウンドは使うというようなふうに取り扱ったんですが、これについては、どこのグラウンドをどう使うのか、メイングラウンドなのか多目的グラウンドなのか。それから人工芝のサブグラウンドなのか。その辺のところはどういうことなんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** このフットボールパーク、これは子供たちがとても待ち焦がれていた施設でもあります。自分たちでお小遣いを集めて、この実現のために、これまでも私たちのサッカー場で新春サッカー大会、芝の上でやりたいという強い希望がありました。ですから、この新しいフットボールパークでは、恐らく参加チームが、幾つかになるか分かりませんが、できるだけこの最初のゲームを、子供たちの夢を叶えるために、ここを使用させて欲しいと、使用させたいという私の強い希望があったのも事実であります。恐らく多目的グラウンド、それから、天然芝の本グラウンドでしょうか、人工芝のグラウンド、そして、参加チームが多い時には陸上競技場を使うかもしれません。やはり、その時の状況に応じて、子供たちがこのフットボールパークができて良かった、頑張る、というようなそういう機会にするために、今回の新春サッカー大会、子供たちが思い切り、あの天然芝、新しいサッカー場で羽ばたいて欲しいという私の強い希望があります。ですから、オープン前ではありませんけれども、新春サッカー大会は五十数回数える全国でも有数なサッカー大会ですので、是非ここを使ってやりたいと私の強い希望でもありました。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 予約につきましては、12月22日から受け付ける予定であります。また、フットボールパークにつきましては、1月から供用開始をする予定であります。

**○9番議員（東伸行）** 1月から供用開始をするということは、フットボールパークっていうのは全体を指しているわけですね。その競技場の。市長も今あらゆるところを使ってとおっしゃいましたけれども、そうするともう、オープニング行事は1月30日だけでも、1月の2, 3, もう正月明けからずっと希望があれば使っていくと、そういうことだということよろしいんですね。

**○教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

**○9番議員（東伸行）** ちょっと私、お聞きしたところでは、2, 3は先ほど市長がおっしゃいましたようにすごい伝統のある行事なので、是非やりたいということで、ただ、メイングラウンドについては、それから、次のその1月30日までの間には、今回1回、2日間使うわけですので、芝生の状況とかそういうのを見たいということで、その間は空かせますというようなお話をちょっと聞いたんですが、その辺のところは、もうそうじゃないということよろしいんですね。

**○市長（豊留悦男）** このフットボールパークについては、市民に喜ばれて地域が活性化するためのひとつの施設でありましたので、大いにその後の活用は期待をしているところです。しかし、第一義的には、子供たちに使って欲しい、お年寄りにも使って欲しい、つまり、子供



から高齢者までが、あそこでサッカーだけじゃなく、様々なスポーツを楽しんで欲しいという意図があります。正式には1月の下旬のオープンですけれども、その間、特にメイングラウンドについては、そのオープンに差し障りがないような形で市民に使わせていただければと思っております。そういう意味で、私も芝の状況とか、その他の状況、大変気になりますので、ほぼ毎日のように点検に行っております。それはなぜか、芝の状況であり、植木の状況であり、その活用方法について現場で学ぶためであります。是非、1月30日といわずに新春のこのサッカー大会というものについては、子供たちに使わせたいと思っております。あくまでも1月30日がオープンですけれども、その間は様々な行事、オープニングに支障がないような使用の仕方というのを担当課には指示をして、喜ばれるサッカー場としてオープニングを迎えたいと思います。

**○9番議員（東伸行）** 今の市長の答弁で十分注意していくということですので、そのようにお願いしたいと思います。まあただ、私が懸念しますのは、ちょっと芝生、私も専門家じゃないのではっきりしたことは言えませんが、足で踏んだりした、外れの方ですけどね、感じではまだ、かなり柔らかいなという感じがしましたので、そのようなところはですね、子供たちだからいいのかなという気もしますが、まあスパイク等を履いて当然やるでしょうから、もう完全に掘り起こされるというようなことが起こるとですね、その部分が枯れてくるというようなこともあろうかと思っておりますので、その辺のところは、十分注意をしてやっていただきたいと、そのように思います。昨今のこの新型コロナウイルス感染症ですね、いろんなイベント、行事等が中止になってる中ですので、是非とも明るい話題としてですね、それはやっていただきたいという思いもしていますが、このような状況ですのでオープンに際してはですね、いろんな運営上も厳しいことが出てくるだろうというふうに思われますけども、良いスタートが切れるようにと願うところです。

次の質問にいきます。3問目の外国人技能実習生について伺います。今のところ、入国時の空港が成田空港か関西空港かというようなことになっているようであります。できればですね、その2週間の宿泊の関係ですが、その空港近くで宿泊場所があれば、感染リスクも少なくなるのかなという思いがします。九州まで移動したりとかですね、そういうのがないわけですので。ただその場合、小さな事業者とかは成田とか関西空港とか、その辺の遠方の宿泊施設を確保するというようなことに関して、非常に予約等が、どうすればいいんだろうとかということもあるようですので、農業の方で言いますと小さな農家さんもあつたりしますので、そのようなこともありますので、市の方でその辺を取りまとめて対応するというようなことはできないか、お聞きします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 先ほども申し上げましたが、宿泊施設の確保につきましては、管理団体や受け入れる事業者が手配するものと考えております。なお、国におきましては、新規入国者に関する対応を随時更新しております、成田空港や羽田空港から都内へのホテル

へ直行するチャーターバスを手配したり、一部の鉄道に入国者・帰国者専用の車両を設けたりするなどの対応を検討しているようでございます。

**○9番議員（東伸行）** その辺のところは十分周知していただいて、こういうことが国の事業とかこういうのでありますとかいうところは、皆さんに周知していただくようお願いをしたいと思います。来年、2月・3月辺りはですね、入国者が全国的に増える傾向にもあるようです。市としても、その辺のところを受け入れ事業者と連携を取りながら、外国人技能実習生の受け入れがスムーズにいくように一緒になってやっていただければと、そのようにお願いしときます。

それでは、1問目の山川港外港の岸壁整備について伺います。先ほどの答弁で多目的に利用できる岸壁整備をするという趣旨、方向性については賛同するというふうに私は受け取ったんですが、その辺のことでよろしいですか。もう1回、お答え願います。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりでございます。

**○9番議員（東伸行）** 今、市長から、その趣旨、方向性については賛同するという旨の明確な回答をいただきました。モニターをお願いします。ちょっと小さいですが、港のこれが全景ですね、山川港の。それで、真ん中下のL字型に囲まれた部分が外港水揚げ場であります。従来の水揚げ岸壁を90m延伸し、モニター画面の水色の部分ですが、総延長290mに航路筋、泊地内を含めた範囲の水深マイナス9mの浚渫、それから、高度衛生管理型荷捌場、モニターで緑色になっていますが、よく見えませんが、岸壁、海岸にですね、ほぼでき上がってます。今年中で完成の予定であります。その荷捌き場はですね。その新設が進められておりまして、全て終わるのが令和3年度には完成するというような予定であります。今回、対象としております岸壁は、現在の水揚げ場の製氷工場のある所から西側へ延びる岸壁、この絵でいきますと朱色の部分です。総延長400m、有効岸壁として350mは十分取れる範囲です。モニターを戻してください。本来なら、岸壁敷地は水揚げ作業等で使用されるべきですが、先ほど1回目の答弁でもいただきましたけども、今は、魚礁とか消波ブロックとか、それをする作業現場になっております。もちろん、それも大事な仕事ではあるんですが、せっかく港にあれだけの場所があるのを、それだけで使うのはもったいないなという気がして、今回こういうお願いをしております。これは、この岸壁下の水深が5mから6mくらいしかないということで、先ほど、市長ですかね、おっしゃいましたように、もう荷揚げは済んだ船しか停泊できないと。満杯に積んできるとやっぱり水深が必要ですので、その辺が、大型船が接岸できないということも原因の1つであります。モニターをお願いします。これも、小さくてよく見えませんが、右側ですね、今、赤丸で囲ってある朱色の部分が、その多目的岸壁をと今お願いしている場所であります。海図から見ると、水深が10mから15mくらい、岸壁を冲出しすれば、十分な水深があると思われます。ここで、岸壁を冲出しするとして、どのような工事方法があるか、分かっていたらお答えください。一般的な工法で結構で

す。

**○建設部参与（萩定治）** 岸壁整備の工法といたしましては、一般的には重力式工法、矢板式工法、栈橋式工法等がございます。また、近年では、栈橋式でも上部工を別な場所で製作し、現地に設置した杭基礎に被せるジャケット式という工法がございます。工法の選定につきましては、対象船舶を定め、土質調査などから地質強度を把握して、各構造の形式の設計を行いまして経済性、施工性等の比較を行い、優位な工法を採用することが一般的でございます。

**○9番議員（東伸行）** モニターをお願いします。今、ジャケット式というのが、お答えいただきましたけども、昨今、これが一番いろんな所で施工されてる例であります。先ほど参与がお答えいただいたように、海底支持地盤まで杭を打ち込み、工場製作したジャケットプラットフォームを現地で上から差し込むという、そういう工法でありまして、耐震性、施工性に優れた合理的方法であると、昨今言われております。栈橋、岸壁の新設、耐震強化及び老朽化した既設栈橋の更新等に用いられています。モニターを戻してください。この工法は、博多港、佐世保港、それから八代港などにこの工法が使われて、既に完了しております。それぞれ、既設の老朽化した岸壁の補修も含めた増設、旅客ターミナル、駐車場等を整備しての事業が多いので、工事費を算出するのは非常にその場その場の状況がございますので、難しいと思いますが、10mから20mの幅で350mのジャケット式栈橋を新設すると、どのくらいか分かっていればお答え願います。

**○建設部参与（萩定治）** 先ほどの外港グラウンド前につきましては、かなり水深の深い部分もあり、工法選定では考慮する必要がございます。栈橋式のジャケット式工法で施工可能と考えられますが、その判断には設計条件を明確にしたうえで杭の打ち込み深度や上部工の製作、運搬、据付方法の検討が必要になるかと考えております。整備費用につきましては、他の施工事例から、あくまでも概算ではございますが、延長350mで、20m程度岸壁前出しであれば、約50億円程度の費用となると考えられます。

**○9番議員（東伸行）** かなり多額な費用を要する事業だと思われま。しかしながら、いろいろ申し上げておりますように、漁業はもちろん、指宿市の主要産業であります観光・農業の振興・活性化のためにも、多種多様な船舶が入港・接岸できる岸壁の整備が必要であります。そして、山川町漁協としては次の計画として、超低温冷蔵庫の建設も計画しております。既に指宿市への協力要請も出されていると聞いております。かつおぶし製造用カツオの安定供給はもとより、超低温で冷凍された鮮魚用の冷凍カツオ、冷凍マグロ、ほか、エビ等、多種の魚類も超低温で保管することにより、付加価値の付いた事業が進められていけるとのことであります。このことも含めて、再度申し上げますが、岸壁の整備が必要です。先ほど、その趣旨、考え方としては、それは考えていると市長の答弁ではございましたけれども、そういうことを進めていくためにもですね、先ほど答弁はいただいて、いろんな国と

か、そういう関係機関の状況を見ながらでなければというようなお答えをいただきましたけれども、国の機関のそういう基地の誘致とかそういうことに関してですが、そのようなことをもう1回、市長にお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 議員御存知のように、山川の無線検疫港指定開港にあたっては、ある約束がありました。海まき船等が年何隻入るのかとか、そういう条件がありましたけれども、なかなかその目標は達成しておりません。そういう意味から、長崎の税関に毎年お願いに行っていて、この山川港だけはその入港数にかかわらず認めていただきたいと、開港問題であります。ありがたいことに、漁協関係者の思いが通じたのでありましょう。長崎税関もそのことを認めていただいて、財務省に具申をしていただき、今の山川港があります。このことは大切にしていきたいと思っております。それが山川の漁協と水産加工組合の方々の思いでありましょうから、私もこの点は必死になって努力をしてまいりたいと思っております。ありがたいことに、新しい荷捌き場ができました。これとともに、冷凍庫が必要ということも私は十分認識をしております。しかし、これも財政が伴うことですので、様々な条件をクリアする努力をしながら、山川地区、特に組合・漁協、その方々の意見を踏まえながら、関係機関と連携を取りながら頑張りたいと思っております。

**○9番議員（東伸行）** モニターをお願いします。これは平成30年5月27日に山川港で行われた鹿児島県総合防災訓練の様子であります。この時も様々な船舶が接岸可能な岸壁の整備の必要性を感じたことでした。モニターを戻してください。近年ですね、尖閣諸島における国の領有問題などで緊張が高まる中、東シナ海を航行する海上保安庁や税関の巡視船、特に、海上自衛隊艦船の一時寄港及び物資補給基地として、その誘致に積極的に取り組むことで、国の安全保持に寄与できるものと考えております。そのことについて、市長、どのような考えをお持ちですか、お願いします。

**○総務部長（中村孝）** 山川港につきましては、鹿児島県の地域防災計画において、緊急時の海上輸送における拠点漁港として位置付けられているところでございます。隣接する臨港道路、それと国道226号につきましても、救助、救急、緊急物資の輸送を円滑・確実に実施するための緊急輸送道路とされていることから、本市のみならず、鹿児島県にとりましても重要な港であると認識をしております。補給基地等の誘致等もございましたけれども、これに限らず、港湾施設等の整備により、様々な船舶の停泊地としての機能が向上することは、災害時における支援の迅速化が期待できることから、災害対応の対応力の向上につながるものと考えているところでございます。

**○9番議員（東伸行）** 以前より、山川みなと祭りに自衛隊の参加はあったのですが、一昨年より、特に海上自衛隊の参加をお願いするため、祭りの実行委員会のメンバーであります、菜の花商工会、山川町漁協の皆さんと、自衛隊鹿児島地方協力本部を訪問して、参加のお願いをしてきました。本部長自ら応じていただき、快諾をいただき、是非とも参加し、市民の皆

さんとの交流・理解を深めていきたいとのことでした。昨年、掃海艇やくしまが来航し、雨の中でしたが、艦内乗船見学に800人余りの皆さんが参加していただき、艦長はじめ、隊員の皆さんにも感謝の言葉をいただきました。そして、今年は昨年にも増して充実したものにしようと、艦船の入港はもちろん、音楽隊、その他いろいろな企画を計画し、地方本部長自ら指揮を執っていただき、期待に胸が膨らんでいたところでしたが、新型コロナウイルスにより、みなと祭りも中止ということで、当然この企画は中止せざるを得ない状況となり、非常に残念でした。先般、地方本部を訪れ本部長に面会し、状況を説明し、来年こそはとの思いをお願いしてきたところです。そのようなことで、山川地域では港の活性化について皆さんの機運が高まってきております。先ほど、総務部長の方でも、その地元の機運がというような話がありましたけれども、徐々にその機運が高まってきております。そして、山川地区では、その活性化を促進するための核となる団体の設立について、平成30年8月27日に設立準備会を開き、設立趣意の説明、名称の決定等、組織構成、活動方針等を協議し、概ね了承をいただき、名称は山川港整備促進協議会として、次回に向けて規約、おおまかな計画と予算を決定することで進めてまいりました。準備会には、当時の山川支所長、産業振興部長ほか、関係部署の職員の方々にも参加いただき、今年に入り、いよいよ活動を開始しようとする矢先、これもまた、新型コロナウイルス感染症により活動停止の状況になった次第です。しかしながら、このまま手をこまねているわけにはいかないということで、活動を開始しようということになり、まずは、今回の一般質問で市としての考え方を聞いたうえで、山川港整備促進協議会を中心に、多目的岸壁の整備と海上自衛隊の艦船の補給基地、海上保安庁・税関の巡視船の一部寄港地としての、施設を誘致する活動を開始していこうということになっているところです。国の機関の誘致については、市が先頭に立つことが第一条件であると思います。もちろん、地元を中心に、先ほど申しあげましたように、市民の熱意、機運の盛り上がりと同じように必要であります。いろいろなクリアしなければならない問題点があり、簡単にはいかないことではありますが、市長として再度、もう1回、市長の考えを聞きますが、この点について取り組む考えはないか、お聞きします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、山川という地域性を考えたときに、地域の方々の声を大事にして、その声を市・県・国へ届ける必要があろうかと思えます。その声を聞く役割として、地域選出の議員の皆さんもおられると思えます。その方々の方向性をひとつにしなが、一緒になって頑張れるような体制づくりがまず必要であります。県と国とのパイプをもっと太くしてやらなければ、この事業は多額を要する事業でありますので、今後、事業の実施にあたっては、是非、地元議員の方々が地元の声を代弁するような、そういう場所も機会も設けたいと思えます。

**○9番議員（東伸行）** モニターをお願いします。これが山川港の写真としての全景であります。山川港は今から約5千年前の火山噴火によって三面が火山壁で囲まれた西方へ湾入する

天然の良港です。東シナ海や南方海域に最も近い港であることから、かつては、薩摩藩の商港として、貿易、漁業、航海など地理的な位置と地形特性から多く利用され、琉球貿易も盛んに行われ、その証の遺跡等が多く残されています。西郷隆盛も奄美へ流刑されたときは、この港からでありました。今もなお、深い入り江を活用した台風時等の避難港、一時寄港として県内外の漁船や一般の船舶等が多数利用している状況です。モニターを戻してください。山川港は指宿の宝だと私は思っております。市町村合併で指宿・山川・開聞が合併してから15年になります。私は、指宿市の将来はこの港をどう活用するかにかかっていると言いつけてきました。指宿市の三大産業である、観光・農業・漁業は、この港の活用次第で大きく発展すると思われまふ。今ここで述べてきたことが実現すれば、人口減少、少子化の解消、経済発展も大きく飛躍すると思ひます。夢のようなと思われまふかもしれませんが、夢は実現するためにあるからこそ、夢を語れるのだと私は思っております。先日、長島町議会が全会一致で防衛施設の請願を趣旨採択という新聞記事が掲載されました。私はこれを見て、一歩先を行かれたなと思ひました。というのも、私はこの件を調査している数年前から長島町が国及び県に誘致活動をしていることが聞こえていました。賛否両論いろいろある問題です、この問題は。ですが、どの自治体も生き残りをかけた戦いでありまふ。もちろん、ほかにも政策・方法はあると思ひますが、地方の自治体が直面するであろう諸問題を解決できる政策として、検討する価値は十分あると思われまふ。今まで述べてきたことは一朝一夕でできることではありません。全てが完了するまで多くのハードルが立ちはだかると思ひますが、多目的岸壁の完成と国の機関の誘致の実現に向けて、市民一丸となり頑張っていきたいと思っております。このことによる相乗効果は計り知れないものがあると私は確信しております。造ってしまったら終わりという事業ではなく、更に大きく発展する事業になると思ひます。まずは、このいろいろな状況を調査するための調査費として来年度予算にその部分を繰り込む考えはないか、最後に市長にお伺ひします。

**○市長（豊留悦男）** 議員の思ひはよく分かります。ただし、港湾、港関係は県管轄でありまふ。県とのパイプが詰まっていますはできませんので、県との連携というのは極めて重要でもあります。そういう意味で、今後、様々な観点からこの打開策を図りながら、しかし、その以前に、地域住民の意向、思ひをお聞きしながら、この事業というのは進めるべきだと思っております。

**○9番議員（東伸行）** 最後ちょっと調査費用云々はお聞きできませんでしたが、次回にも向けて、またいろいろとこちらも研究をして再度お願いしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時44分
再開	午後	2時55分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

**○6番議員（山本敏勝）** 6番、山本敏勝です。よろしくお願いいたします。本定例会最後、また、令和2年最後の一般質問をいたします。お疲れとは思いますが、最後までお付き合い願います。

全国的に猛威を振るっているコロナウイルス感染症で、苦しんでいる感染者の皆さんの1日も早い回復を願うとともに、医療従事者の皆さんに心より敬意を表します。

11月に行われました指宿小学校150周年記念事業において、実行委員長代行という責任のある仕事をさせていただきました。同僚議員からもありましたが、私は100周年の時は6年生でありました。今回は150周年に実行委員として携わることができたことは、大変光栄に思っています。記念事業はコロナの影響で縮小された形で開催されましたが、卒業生のお一人である日本でも有名なオペラ歌手であります、大山大輔氏をお迎え、ミニコンサートで子供たちに本物のオペラを聴いてもらうことは、とても素晴らしいことでした。子供たちが将来を考える時に本物に触れるということは、とても大事なことだと思いました。この場をお借りして、御協力をいただきました皆様に感謝いたします。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。まず、1番目の文化財について。本市にある文化財の管理はどのようになっているか、9月議会でも質問いたしましたが、市内にある指定された81の文化財について、個人で管理しているのか、団体に管理しているのか、改めて管理の実態をお伺いします。

2番目に、観光地指宿について。指宿の観光は、何をもちいて観光地指宿のPRをしているのか、を伺いまして1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 文化財と観光地指宿についての御質問でございます。深く関係ありますので、文化財については、少しだけ私の方から答弁もさせていただきます。旅行者はその地域に行った時に、何をもちいて温もりのある観光客に優しいもてなしのまちなのか、その判断の材料として、伝統文化の保存・伝承が確実にできている地域、そして、文化財を大切にしている地域、そこは観光においてもそうだろうというような文言を新聞で見つけました。まさしく文化財と観光という面では、深く密接につながっているだろうと思います。この件については、教育委員会、教育部長の方で答弁をいたします。指宿の観光、このことについては私の方から答弁をさせていただきます。本市では世界に類を見ない、常にそういう枕詞が付きますけれども、天然砂むし温泉があります。そして、豊富に湧出する温泉、開聞岳や知林ヶ島、池田湖といった美しい自然、生産量日本一のオクラやソラマメ、かつお本枯節に代表される食、ホスピタリティー溢れるおもてなしなど、豊かにかつ独自の地域資源を観光素材として大切に、活用しているところでもあります。観光課の考え方、それとして、地域の観光資源に磨きをかけるというのを、これまでも担当課で頑張ってくれているところござい

ます。今後とも、指宿の観光をPRするために、地域にある素材を生かして、磨きをかけて、観光振興に頑張りたいと思います。文化財の件につきましては、教育部長が答弁をいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 文化財の管理についてでございます。市内には指定されている文化財が81件ございます。そのうち内5件は郷土芸能や伝統行事の無形民族文化財であり、残りの76件が管理を要する文化財となっております。文化財の所有者は、複数所有の場合がございますので、実際の文化財の数と合致いたしません。個人で所持している物が24件、自治会等の団体で所有している物が18件、神社・寺で所有している物が13件、行政等で所有している物が24件となっております。それぞれの所有者により管理されているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** それでは、1の文化財についてから御質問いたしますが、文化財がそれぞれ点在しているとは思いますが、この文化財の現地、文化財を見に行った時ですね、そういった文化財の由来とか、また、それにまつわる話とかというものは、どのようにすれば知り得ることができるのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 指定文化財のそれぞれの由来につきましては、現地で設置されている説明看板に記載しております。説明看板が設置されていない未指定文化財等につきましては、指宿まるごと博物館のホームページに掲載して説明しているところでございます。また、市広報紙では、文化財だけではなく、自然や郷土芸能、伝統行事等の指宿の宝について連載し、その由来や内容、歴史的意義等について分かりやすく紹介する記事を掲載しております。今年度、教育委員会では、指宿まるごと博物館推進事業の中で、これまで広報紙で取り上げた記事をまとめて冊子にする予定でございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 今回、私の質問というのは、この文化財というものと観光地指宿、いろんなところに旅行に行きますと、観光地として文化財が結構、観光地になっているところがあるんですが、指宿にとってですね、文化財が今現在、観光地としてその拠点になっているような所っていうのは、あるのでしょうか。まずそこから、お尋ねしたいと思います。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 文化財で観光地として活用されている場所としましては、例えば、枚聞神社社殿は県指定文化財になっており、宝物殿には国の重要文化財が保管をされております。いわゆる玉手箱と呼ばれる松梅蒔絵と呼ばれる重要文化財です。そうした場所が非常に年始の初詣であったりとかで、活用されていると思っているところでございます。例えば、1つ御紹介いたしました。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、枚聞神社等を紹介していただきましたが、それ以外に文化財を使った観光地を作っていくとすれば、復元できるような文化財というのはあるのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 文化財の復元につきましては、本市で行った事例として国指定史跡、指宿橋牟礼川遺跡があり、事前の発掘調査の成果に基づき、奈良・平安時代の竪穴建物跡を4棟復元しております。現在、市内の文化財で整備事業の実施を国から求められているの



は、公有化が完了した指宿橋牟礼川遺跡の北半分の部分と、市が管理団体に指定されている、今和泉島津家墓所の2か所の国指定史跡であります。いずれも文化財保護法の規定と学術調査の成果に基づき、保存活用計画を策定し、国の許可を受けたうえで復元、修復工事に着工する流れとなっております。今後も財政面を含めて、検討してまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 文化財の方ですね、通告している分で、VRを使った説明や体験は可能かというふうに通告をしてるんですが、VRだけではなくて、今、指宿市は各学校にですね、GIGAということでタブレットを配備するというので、NTTの方で光の配線とかいうのが整備されていくと。そうすると、近くでWi-Fiなどを使った形でも見ることはできないのかというふうに思うんですが、その辺りはどうでしょうか。VRと、またWi-Fiということで、お答えいただきたいと思います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在、教育委員会では、VRはまだ使っておりませんが、Wi-Fiを活用する仕組みを作っております。指宿市内の各種文化財や郷土芸能、伝統行事、昔話や伝説等を紹介した指宿まるごと博物館ホームページを設けておりますが、例えば、池田湖畔に光通信でWi-Fi環境が整備されましたら、ホームページで公開している池田校区の猿の子踊りなどの動画や、池田湖にまつわる昔話の動画等の視聴が容易にできるようになりますので、市民や観光客に利用していただき、市内の文化財について知っていただく機会が増えるものと期待しているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 地元の市民、また、地元の子供たちに、指宿っていうものを自分たちが生まれ育った所を知ってもらおうという意味では、この文化財なり歴史をどのような形で教えるというか、そういう方法を取っていけば、やっぱり自分たちの郷土というものを好きになれるんじゃないかなと思うんですが、その部分からはどういうことを考えているか、お尋ねします。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 今おっしゃった、子供たちに教えるという活動の中では、ここ数年に渡りまして、指宿ジュニア検定というのを商工会議所と連携をして、教育委員会では実施をしております。毎年4月になりますと小学校5年生に、ジュニア検定ガイドブックをお配りをし、中学校2年生までを対象とし、指宿ジュニア検定を各学校で受験をしていただくと、そういった形で小学校は小学校の問題、中学校は中学校の問題という形で受験をしていただいております。考えますと、1番最初に受けた子供たちで1番年長な子供は、もう二十歳を過ぎていらっしゃるところでございまして、そうした子供たちは、小学生・中学生を通して、指宿の歴史や文化、自然、伝統芸能、そういったものについて、様々な魅力について学んでいるところでございますので、そういった機会を更に使いながら、指宿について学んでいただきたいと思いますところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、81か所の文化財が指宿市内にあるということで、私の手元に指宿

市の景観計画というものを持っているんですが、これにまだ載ってない文化財、もしくは指定されてない文化財というのは、あるんでしょうか。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 今おっしゃった景観計画の地図の中には、国指定文化財、国登録有形文化財、県指定文化財、そして、市指定文化財の81か所の文化財がプロットされたかと思います。未指定の文化財につきましては、実際のところ、ここでは数は申し上げられません、と言いますのも、現在、各集落長にお願いをして、近くに石造物はないでしょうかとか、大きな木は残っていないでしょうかというような、アンケートも今年度実施をしているところでございます。アンケートがどんどん今返ってきているところですが、それに基づいて実際どういったものがあるのか、ということについても確認をしようとしているところでございます。ただ、毎年、文化財保護審議会では、例えば、山川町史、開聞町郷土誌、指宿市誌等に紹介をされている未指定文化財、指定をされていない文化財の中から、指定をすべき物は何とか、そういった調査・研究も併せて行っているところでございますので、かなりの量の未指定文化財が本市にはあると思っているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、私が質問させていただいたのは、まず、私がここがなんで入っていないのかなという所があったもんですから、そういう所は、今後、後でまた質問を観光のところできさせていただきますけれども、観光地になり得るのではないのかなというような所があったので、ちょっと質問させていただきましたが、御答弁いただきましてありがとうございました。続きまして、観光地指宿について、に移らせていただきます。今、文化財について質問させていただきましたが、この文化財を活用したストーリー性のある周遊観光、周遊コースとかというものを、歴史文化課と観光課と協力し合って作っていくことはできないのか。まず、その辺りからお尋ねしたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 地域資源にストーリー性を持たせることは、観光客の旅行意欲を高めるために有効な手段の1つであると考えております。文化財には、史実や伝承といったストーリーがございますので、教育委員会と連携し、例えば、池田湖に伝わる池月伝説と馬頭観音のストーリーを中心に、周辺の歴史を学びながら四季折々の景色を楽しむ散策コースなど、ストーリー性を持った周遊コースの設定について、調査してまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 私は指宿市の観光というのを考えた時に、今和泉から池田、開聞、山川、そして、こっちの温泉街の方へ来るといふ、この周遊というものを1つの観光のルートとして作っていければ、すごく良いのではないかなということで、今回も質問させていただいておりますが、まず、この間、県の方も池田湖の周辺の再開発ということで、新聞に改めて出ておりましたが、今和泉や池田を通り、開聞に通じるコース上の史跡などというもので、途中で観光客がお金を落としていくような、そういった仕組みづくりというものに関しては、何らか、お考えはないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 今、お話がありました今和泉，池田，開聞の途中，真ん中ほどに池田湖がございます。市では現在，この池田湖の売店前に新たな観光施設の建設を進めております。令和4年度中の一部供用開始を目指しているところでございます。今後この施設を拠点として，今和泉や池田，開聞，山川などの史跡めぐりや水上アクティビティ，トレッキング，ヨガ，星空観察といった，体験メニューを融合させた周遊コースの構築を検討していくことで，地域にお金が落ちる仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） 今，部長の方から説明した中で，今後新たにですね，景色・風景などに新たに売り出すようなスポットっていうのは，その中にあるんでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 池田湖の売店前に，今後，整備する予定の観光施設でございますが，ここは建屋の中で座って湖岸を見れるようになっておりますし，また，湖岸に向かって階段工になるように考えているところではございます。そこに座って，ゆっくり，池田湖，それから開聞岳を見ることができるといふふうに考えているところです。

○6番議員（山本敏勝） 池田湖の周辺というのは，いろいろと神話とか史実に基づいた史跡があるんですけども，まず，こういう所，観光地というのは，人が手をかけて作っていかねばできないものだというふうに考えるんですけども，そういう中でですね，今後，市が手をかけて，いろんな人が興味を持って来てくれるような，そういう行政が手をかけるべきであるという文化財を使った観光振興という点では，何らかお考えにはないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 市が周遊観光を推進していくうえで，市内に点在する文化財は，ツールの1つと捉えております。これまで，指宿まるごと博物館看板設置事業により，市内13か所に文化財や史実等を紹介する案内看板を設置させていただきました。例えば，長崎鼻，鰻池，池田湖，花瀬望比公園などがございます。今後も教育委員会と連携しながら，これらの文化財を生かした観光振興について，検討していきたいと考えているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） その中でですね，史実，また，事実に基づいた観光素材というのはありますか，お答え願います。

○産業振興部長（大迫格史） 文化財につきましては，これまでも大河ドラマ篤姫や西郷どんをきっかけに，ガイド会による，まち歩きが行われるなど，観光素材としての活用をしてきたところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 観光地において，先ほども出させていただきましたけれども，VRを活用した観光振興，また，そういったVRを使ったところで，どういう形になるかとは思いますが，史跡をですね，VRで復元して，見るとかいうようなことも観光の1つになるかと思っておりますけれども，その点，お考えはないでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 既に鰻地区においては，VRのゴーグルを御寄附いただいております，これまでも市の方でセールスに活用するとともに，鰻地区の観光に使用させていた

だいております。市といたしましても、VRは旅行意欲を高めるきっかけづくりや、本市の魅力を伝えるための1つの手法と捉えているところでございます。他方、コロナ禍の観光施策の1つとして、現在、県の南薩地域振興局がオンラインバスツアーを企画しております。観光素材の提供など、市も協力しながら、コロナ禍の新たな旅行商品の造成に取り組んでいるところでございます。VR、オンラインバスツアーのいずれにいたしましても、市として、ウィズコロナ、アフターコロナで選ばれる観光地づくりを進めていくため、引き続き、先行する自治体等の事例を調査してまいりたいというふうに考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 以前、私はVRを使った観光のあれはできないかということで、導入はできないかという質問を以前させていただいたときに、相当金額が張るというお答えをその時いただいたんですが、今後、VRも視野に入れながらの観光地づくりという中で、その辺りは再度調べたことはあるのか、いかほど掛かるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 鹿児島県が、旧集成館で1,300万程度でございます。また、肝付町が、宇宙ミュージアムで2,870万円でございます。また、南大隅町は、雄川の滝、ここで300万円でできているようでございます。ただ、内容までは、細かいところまでは把握してないところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** VR、バーチャルリアリティというのは、ゴーグル自体はそんなに高くないんだろと思うんですけども、中身をいざというときは、どこまでのものを作ればそういう金額になるのか、ちょっと分かりませんが、雄川の滝は300万、他は1,000万、2,000万というようなことなんですけども、こういったVRだけには限らず、ほかにもやっぱり何かの方法があるかと思うので、そういう金額がVRは高いのであれば、それ以外にまだもっと安くで簡単に、そこに来た方々にですね、見れるようなものも考えていただければというふうに思いますが、次の質問に入ります。

指宿市には伝統芸能が幾つもありますけども、私がいろんな所に旅行に行った時にですね、そこにある伝統芸能を、やっぱり観光客に披露するっていう場が結構あるんですが、指宿市においては、指宿に来ていただく観光客にそういった伝統芸能を披露する場というものは、あるんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 伝統芸能を観光に活用しようとする場合、その認知度や需要の把握、提供の場の確保、持続性の確約などクリアしなければならない条件等が多く、現段階で観光サイドとして判断はできないところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 伝統芸能となれば、教育委員会の管轄になろうかと思えますけども、教育委員会の方は、どのように思ってるか、お聞かせください。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 各郷土芸能保存団体の現状でございますけれども、担い手の高齢化、若手の後継者の確保が極めて難しいといった、深刻な課題を抱えているところでございます。このため、指宿市郷土芸能保存会におきましては、平成29年度から、このような課

題解決に向けた活動を継続して行っております。ただ、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、郷土芸能を披露する場が無くなってしまったというような状況があります。教育委員会としましては、今後の保存と継承が最優先事項となっているというふうに考えているところです。議員お尋ねの郷土芸能の観光客への披露につきましては、現状としてはなかなか厳しいところがあるというふうに考えているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** なかなか、郷土芸能を観光に生かすというのは厳しい、難しいという面があるかと思いますが、これもやっぱり今後の観光地指宿にとっての課題として、今後また継続して考えていただければと思います。では、そもそもですね、この指宿の観光、観光としての指宿、どういうところを、どういう層をターゲットに観光地、誘致・誘客を進めているのか、その辺りをお聞かせ願いたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 本市では、平成27年度、そして、平成30年度に調査を行っております。その中で、30代女性の方々が国内観光への意欲が強く、また、指宿市への来訪意識も高いという結果が出ておりますので、30代女性の方々をターゲットに様々な事業を展開してきているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 30代の女性ということだったんですけども、女性となると食べる物とか、いろんなものを、やっぱり女性が来ると男性は付いて来るってよく言われて、女性をターゲットにすれば良いということで、いろんなこと言われますけども、今後ですね、本市におけるそういった方々をターゲットにするのであれば、代表的な観光地としては、場所とかそういうのはどういうところがあるんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 代表的な観光地でございますけれども、やはり、来られた方にアンケートをした場合もですが、温泉を大事に来られている方がたくさんおられます。その中でも、砂むし、砂楽であったり、それから山川の砂むし、それから山川の露天風呂、こういったところが非常に関心が高いというふうに数字が出ておりますので、今後もこういった施設を代表的なものとしてPRしていきたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 今のお答えだと、やっぱりどうしても温泉、温泉に頼るというような形になってくるのかなと思いますけども、あまり温泉だけに頼るんじゃなくてですね、開聞神社、揖宿神社、通りに面して、そして、大分の宇佐神宮などは奥まって、あたかも神秘的な感じを受けてですね、パワースポットというような感じで捉えられて、結構行くのに時間を有するんですけども、観光資源というものは、そういったものをつくる必要もあろうかなと思います。指宿の開聞神社や揖宿神社はやっぱり道路に面してすぐ行ける、そういう部分に関しては宇佐神宮などに比べたら、例えとして宇佐神宮を出しましたけども、ちょっと落ちるのかなというような気はするんですけども、それに代わるような、そういった場所とかいうようなのは、把握しておられないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** それに代わるようなということでございますけれども、ただい

ま、枚聞神社にも玉手箱がございます。また、知林ヶ島につきましては、日本でも珍しい、干潮の時だけ歩いて渡れるといった状況でございますので、そういったところもPRしていきたいと考えております。

**○6 番議員（山本敏勝）** 指宿にとって観光という部分を改めて考えると、どうしても温泉というものに頼りきってしまう部分があるかと思うんですけども、今回、私が歴史文化課にも文化財に関する質問もさせていただいているんですが、なぜかという、やっぱり、先ほども言いましたように、文化財っていうのは観光地になりやすいというところが、背景があるかと思えます。今後、観光地指宿として歴史文化課と協力して、復元して観光地にするというお考えというのは、ないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 復元ということにつきましては、観光課サイドではなかなかちょっと、お答えできないところがございますが、今後も教育委員会と連携しながら、文化財を活用した観光振興に努めていきたいと考えております。

**○6 番議員（山本敏勝）** 次に、観光といえば、景色とかいろんなものだけではなくてですね、いろんなところに観光農園というものが、いろんなところ、あるかと思えます。まずは、指宿に観光農園とかいわれるような所があるとすれば、どういう所があるのか、まず、お尋ねいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 観光農園の機能を備える施設として、開聞地域に2か所、山川地域に2か所ございます。そのうち、園内見学を除き、収穫体験ができる農園は、今のところ2か所あるようです。

**○6 番議員（山本敏勝）** 収穫体験ができるということですが、その収穫の品物は何なんでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** マンゴーとブドウになっております。

**○6 番議員（山本敏勝）** それ以外に指宿の地の利を生かした観光農園、行政が進めているような、進められるような観光農園とかそういったものは、他には考えていらっしゃるのでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 総合交流施設としまして、開聞川尻の開聞山麓の香料園とか、観光農園として、園内のハーブ類が見学できる所になっておりますけれども、それから、観光農園として、トロピカルファーム山川とかですね、があるところでございます。

**○6 番議員（山本敏勝）** 今後ですね、観光農園として、農地も空いてるところがあったりとかするかと思うんですけども、今後、農政としては観光農園を具体的に取組もうとかいうようなお考えは、持ってらっしゃらないでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 現在、第二次総合振興計画の後期計画の策定中でございますが、その中でも食・農の取組を活用しながら、新たな観光の視点で様々な産業分野とのつながりを模索、推進していく中で、検討してまいりたいと考えております。

○6 番議員（山本敏勝） 先ほども言うように、指宿の観光ということで、今和泉から池田、池田から開聞、開聞から山川、で指宿というような形、このルートの中で、何かその観光農園に、先ほど、マンゴーとかブドウというものはお聞きしましたけども、ゆっくりとできる場所、もしくは、体験して自分がそこの作物のオーナーになるとか、そういった感覚の観光農園とかそういうものには、ほかにもやっぱり指宿っていうのは、果物じゃなくて野菜も結構豊富に取れるかと思えます。そういったところでの観光農園、体験型っていうのは、考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○農政部長（田之上辰浩） 市内の若手農家の中には、車上から目に付きやすい道路沿いで、特産品であるソラマメや熱帯果樹の収穫体験、焼きソラマメの試食販売をやってみたいというようなこととか、池田湖周辺で地の利を生かしながら、農家民泊等を組み合わせた観光農園をやってみたいという方などもおられます。こういった観光農園に積極的に取り組もうとしている農家の皆さんを、側面から支援していく必要があるかと考えております。

○6 番議員（山本敏勝） 民泊をしながらというようなお答えがありましたけども、具体的にそういうようなものというのが、今現在進められているとこなのか、それとも、今後そういう形にしたいと思っているとこなのか、その辺りはどうでしょうか。

○農政部長（田之上辰浩） 新しい生活様式が広がる中で、田園を活用した体験型観光やワーケーションなどのグリーンツーリズムの需要は増えていくものと考えております。そうしたことから、棚田の地の利を生かした米作りや収穫体験のほか、市の指定文化財でもある田芋、地元特有の食文化のコンニャクやツワブキ、指宿ならではの露地栽培の熱帯植物など、観光客はもとより、地元の子供たちが農作物と直接触れ合う機会が創出できる取組を現在、山川地区の尾下地区で取組を進めていく考えでいるところでございます。

○6 番議員（山本敏勝） 尾下地区で、先ほど出た棚田、田芋というのは、その尾下地区でやろうということでしょうか。

○農政部長（田之上辰浩） 田芋については、尾下地区の伝統野菜として栽培されてきておりますので、今、保存に向けて、また、取組を進めているところでございます。

○6 番議員（山本敏勝） 私、今、田芋というのをちょっと、正直言って、初めて聞いたんですが、これっていうのは指宿市内ではここだけで栽培というか、取れるイモなんですか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 田芋の栽培をされている田んぼ、田芋田と申しますけれども、市の指定の有形民俗文化財に指定をされております。指宿市内では田芋の栽培が行われているのは、尾下の田芋田に限られているところでございますので、非常に貴重なものだというふうなことで、指定をされたという経緯がございます。

○6 番議員（山本敏勝） そうすれば、この尾下地区を上手く活用したそういったもので観光農園という部分に持っていきけるんじゃないかと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

(不規則発言あり)

○議長（木原繁昭） 静粛に願います。

○農政課長（鴨崎一郎） ただいま、棚田について御紹介をいたしましたけれども、現在、国の方の棚田指定を受けようということで、議会にも予算等についてお諮りをいたしております。本年度内に国の指定を受けるということで、縷々、準備をしておりますけれども、こちらの方は、市が直接ということではなくて、現在、棚田ということでは、尾下と、それから新永吉ですね、この両地域で取組を進めておりますけれども、先ほど来、申しています、そういった棚田を知っていただくような取組、それから、棚田を生かしながらそういった周辺の農作物を生かしながら民泊をすることかというような取組が、協議会を通して活性化していきうというような動きを作ろうという状況でございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、私、今回、一般質問でいろいろと質問させていただきましたけれども、今回だけでも歴史文化課、それと観光課、農政部として、ここが観光という言葉に尽きるっていうか、観光という言葉においても、これだけのものが、部が携わって、ひとつのものを作っていけるということを考えればですね、指宿の観光というのは、やっぱり人が、行政がやっぱり動いて、市民に協力をもらって、そこの地元のですね、地域の住民にも潤うようなまちづくり、観光づくりというのが、やっぱり必要かなと思います。最後にですね、今回、質問させていただきましたこの内容について、指宿の観光というものについて市長の方に、今後の観光、指宿の観光ということについてですね、お尋ねをしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 指宿の観光のことについては、私どもよりもむしろ、郷土会の中で話題になります。関東指宿会、近畿指宿会、中京指宿会、指宿を古里に持つ人たちが、指宿への期待、観光に対する期待を熱く語ってくれます。その1人が北島事務所の原田悠里さんという方でした。紅白歌合戦に出た方でもあります。その方は、知林ヶ島を題材にした歌を歌っていただきました。1月に東京の雅叙園でディナーショーをその歌で歌う予定でしたけれども、残念ながらコロナの関係でできませんでした。3月には、市民文化ホールでリサイタルを開いて、指宿のPRをしたいという熱い思いを語ってくれました。その方の思いは、知林ヶ島に対する思いであり、指宿の観光に対する思いであります。この方は、木曾路の女とか、紅白歌合戦で活躍した歌手でもあります。その方が是非、指宿の観光のために一役買いたいという強い思いがありまして、感動した思い出があります。実はそれが、この知林ヶ島という、これであります。私は昨日の答弁の中で、平成9年と申し上げましたけれども、誠に申し訳ございません。2008年11月号に知林ヶ島という夢という特集号であります。当時の環境省の所長もおいででございました。ここをなぜ生かさないのか、観光というのは自然と人と、そして、人の心が共生するところでは新たな観光は生まれず、縁結びの島として、花と緑と環境の島として、私たちがという写真入りであります。これを基に、知林ヶ島、旧休暇村の建設計画ができたわけであります。しかし、残念ながら、皆さんの理解を得



られず、頓挫した経緯もあります。指宿の知林ヶ島の近くにある観光名所を聞かれることがあります。まず、私たちは、指宿の観光と言ったら、田良岬の南方の丘にある旧指宿海軍航空基地に建つ哀惜の碑だろう。歴史を学ぶ場であり、指宿の地を知る貴重な所だと。ここで出会った人々から手紙が来てるというその紹介もあるわけであります。こういうところを生かした観光というのを、やはり砂むし、池田湖、唐船峡、いろいろありますけれども、いわゆる望比公園を含めた、こういう歴史、史跡を含めた、新たな観光を作っていくべきだというのが、この特集号であります。わざわざ、知林ヶ島という島という、このことで、何ページでしょうか、つまり、新たな観光の島として場所として、旧田良集落を含めた、そこをみんなで考えたのがこれであります。実はこれをするためには、前のソニーの副社長の中村末広さんが一生懸命、やはり、指宿観光はね、砂むしとか温泉とか池田湖とかあるけれども、歴史に基づく観光地を作れ、ということ、私は何回も言われました。つまり、この計画を基に、知林ヶ島として休暇村の開発計画が始まったわけであります。その具体的な設計図もこれに載っておりますけれども、私がかねてから観光を含めて、行政は継続してこそ成果が表れると言っているわけであります。残念ながらこの事業を含めて、途中で頓挫してしまいましたけれども、まだ、諦めているわけではありません。先人が貴重な教訓を基に、指宿をどうするかというのは、たくさん残してくれておりますので、これを基に新たな観光地づくり、自然と人と、そして、文化を生かした観光地づくりというのは、今日、議員が質問してくださったことは重く受け止めて、今後の観光の在り方、観光地の開発、農業を含めてもそうでしょう、是非、新たな観光地づくり、魅力ある観光地づくりに頑張りたいと思います。そのためには是非、議員の皆様方の理解を得て、そして、一緒になって、目的を同じにして観光地づくりに取り組まない以上はなかなか難しいですので、その点は是非、理解をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○6番議員（山本敏勝）** 最後にですね、今後、指宿の観光というものに関してですね、この間、私の知る若い連中もですね、駅前通りとか、いろんなことについて真剣に考えてくれる若者も結構います。ですから今後、指宿の観光というものを考えるにあたって、是非ですね、市民の声というのでも聞くような形、態勢を取っていただいて、市民と一緒にした観光づくり、観光地指宿を作っていただきたいというふうに我々もやっぱり協力していかなければ、指宿市民の1人としても、指宿がこのまま廃れていくというのを見てるわけにはいけないと思いますので、今後とも、また、質問は今後まだ、今日、池田地区で私、終わっておりますので、開聞、山川、また指宿というふうに進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで一般質問を終わります。

**○議長（木原繁昭）** これにて、一般質問を終結いたします。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 坂 元 茂 教

議 員 東 勝 義

# 第 4 回 定 例 会

令和 2 年 12 月 23 日

(第 5 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和2年12月23日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第106号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第3 議案第109号 指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第110号 指宿市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第111号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第6 議案第107号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第108号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第112号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第113号 指宿市放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第10 議案第114号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第115号 指宿市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第116号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第117号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第14 議案第121号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第122号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第118号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第119号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第120号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第124号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について

○日程第20 審査を終了した請願及び陳情

請願第2号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める  
請願

陳情第7号 地熱の恵み活用プロジェクトに関し、行われたとされる電  
磁探査の報告書を一部開示せよとの指宿市情報公開審査会  
の答申に、この答申を作成した委員名の記載がないこと  
についての陳情

陳情第8号 JOGMECからの地熱助成金について、同一地域での再  
度の申請は、6年を過ぎるとできないとのことが、運用で  
されていることについての陳情

陳情第9号 2020年鹿児島県知事選で武田が使ったポスター（平成27年  
10月16日の日付の電磁探査などの業務委託契約書）には、  
委託先企業の印がなく、印紙に消印もされていなかった  
が、なぜこういった不備のある契約書のみが開示されたの  
か、その理由を市議会場で明らかにして、市民の皆様  
に知らせることを求める陳情

陳情第10号 令和2年第1回定例会への陳情第3号などに於いて、タイ  
トルが定例会場で正しく呼ばれず、又、陳情第3号につ  
いての審査内容が事実に基づいていないため、再度の審議  
を求める陳情

○日程第21 議案第125号 敷領団地1号棟建替工事（建築）請負契約の締結について

○日程第22 議案第126号 指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結について

○日程第23 意見書案第4号 安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見  
書（案）

○日程第24 決議案第1号 市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議（案）

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員 | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員 | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員 | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員 | 前 原 五 男 | 6 番 議 員 | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員 | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員 | 恒 吉 太 吾 |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 千ヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 中 村 孝   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 下吹越 寿   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 総 務 課 長   | 野 元 伸 浩 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝   | 建 築 課 長   | 山 田 昭 浩 |
| 歴史文化課長    | 中 摩 浩太郎 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 川 路 潔   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

## △ 議案第106号及び議案第109号～議案第111号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第106号、新市建設計画の一部変更について、から、日程第5、議案第111号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました議案第106号、新市建設計画の一部変更について、及び、議案第109号、指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、から、議案第111号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、までの4議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第106号について。合併特例債の活用できる期間が5年間延長された事により、今後どのような計画になるかとの質疑に対し、本市の合併特例債の発行可能額が164億1,000万円となっている。令和元年度の借入総額が105億2,690万円となっており、そのうち、18億8,790万円が、合併まちづくり基金設置の借入額となっている。令和2年度当初予算において、30億6,150万円の借入れの予定額となっており、令和3年度以降は、47億円程度が発行可能と考えているとの答弁でした。

年度ごとの返済はどのようになっているかとの質疑に対し、令和3年度が28億100万円、令和4年度が26億8,400万円、令和5年度が27億7,600万円、令和6年度が29億5,600万円、令和7

年度が29億7,400万円、令和8年度が30億6,100万円、令和9年度が32億1,000万円になるとの答弁でした。

ホームページの人口推移を見ると、毎年500名から1千名ぐらいつつ減少している。高齢化率も高くなっている状況の中で47億円、単純に借入れるということになるのかとの質疑に対し、合併特例債は地方債の一つになるので、財政基盤が脆弱な自治体については、地方債を借りて、借入れた額の公債費について交付税措置がされる。有利な起債を活用しながら、できるだけ、人口減少に歯止めが掛かるような公共施設整備等に努めていかなければならないと思っているとの答弁でした。

意見として。新市計画の中で、合併特例債が令和7年度まで借りられるというシミュレーションが出ているが、公共施設管理計画の年間30億円から40億円という普通建設費が入っていないので、市民が困らないような財政運用にしていきたいというものがありました。

次に、議案第109号について。特別の事情等により、既定の旅費による旅行が困難である場合とあるが、どういうことを想定しているかとの質疑に対し、国等への赴任に係わる移転料を想定している。3月・4月、異動時期が重なった繁忙時期に移転料が、条例で定める範囲に収まらない状況がある場合、その実費を支給することになるとの答弁でした。

移転料と書くのではなく、旅費という表現をするというのはどういうことかとの質疑に対し、旅費の条例の中に種別がいろいろあり、その中に、移転料も含まれているとの答弁でした。

次に、議案第110号について。条例の一部改正がされたことによって、市民が受ける利益はどのようになるかとの質疑に対し、今回の改正は上位法の改正であり、条例が変わっただけで、中身に何ら変更はないとの答弁でした。

次に、議案第111号について。なのはな館の芝生広場の使用時間は午前9時から午後5時までとなっているが、夏場は午後7時過ぎまで明るいので、午後5時以降、利用できるようにする規定はないかとの質疑に対し、管理上必要があると認めるときは変更することができるように改正しているので、状況に応じて対応したいとの答弁でした。

使用料が発生する団体はどれだけで、収入の見込みはいくらになるかとの質疑に対し、今年度の使用実績のある団体は、10月までで市内が18団体、市外が7団体で、そこから予想すると、年間約42万円を見込むとの答弁でした。

参加料を要するグラウンド・ゴルフ大会は使用料が発生するだろうが、同好会的なもの、市民の親睦に関わる部分と、市外も含めて、営利目的ものとの分類は把握できているのかとの質疑に対し、個人で、あるいはその地区の3世代交流の事業で、グラウンド・ゴルフを楽しみたいというものについては、これまでどおり無料となる。市民の健康づくりを後押しする部署であるので、バックアップしていきたいと思っている。営利目的とした部分については、使用料が発生するとの答弁でした。



全面が800円で、半面が400円という算出の根拠は何かとの質疑に対し、かいもん山麓ふれあい公園のレクリエーション広場が、全面800円という金額であり、公平性を考慮したとの答弁でした。

意見として。なのはな館でグラウンド・ゴルフをする人達は、健康づくりに来ている。しっかりとプレーできるように、午前9時から午後5時までを受付して、トラブルがないように、そして、市民が有志の会や地区でやるときには使用料は発生しないように検討をお願いするというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第106号及び議案第109号から議案第111号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号及び議案第109号から議案第111号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第107号及び議案第108号並びに議案第112号～議案第116号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第6、議案第107号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、から、日程第12、議案第116号、指宿市立公民館条例の一部改正について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

7議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第107号、指宿市民会館

及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、議案第108号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、及び、議案第112号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、議案第116号、指宿市立公民館条例の一部改正について、までの7議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、7議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第107号について。1年間の指定管理料はどの程度を見込んでいるか。今回、債務負担行為等は必要なかったのかとの質疑に対し、議案第117号において、指定管理料は、2,682万3千円を債務負担行為で設定しているとの答弁でした。

山川の庁舎が移転したが、管理面積の分は差し引かれて積算されているのかとの質疑に対し、2階にあった会議室を3階に移動させたので、会議室の面積は若干減っている。それを勘案し、管理料を設定している。また、面積が減っても業務量が大幅に減るという訳ではなく、必要な業務に基づいて設定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第108号について。いぶすきスポーツクラブは、現在、何名ぐらいで管理運営にあたっているのかとの質疑に対し、今現在、指定管理業務で雇用しているのが21名、自主事業で1名の計22名いるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第113号について。指宿・山川ということで、指宿についても広域になると思うが、40名を超える場合の対応はどうするのかとの質疑に対し、利用調整をする必要が出てくると思う。両親が共働きで、昼間に仕事をされて、自宅に親がいない家庭の子供が優先的に上位になることになるとの答弁でした。

運営費用については、どの程度を新年度で予算化されると積算しているのかとの質疑に対し、定員40名ということで、年間の開所日数がおよそ290日を超えるぐらいで、年間の委託料は1か所につきおよそ600万円程度と積算しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第114号について。非課税世帯ということになっているが、15歳から18歳の対象者総数はどのくらいかとの質疑に対し、約300名となっているとの答弁でした。

今回の改正で増えるとされる約370名を足せば、670名ということになるのかとの質疑に対し、約370名については、非課税世帯の18歳年度末までの子供と、現在ひとり親医療費助成や重度心身障害者医療費助成を受給している非課税世帯であれば、この現物給付の対象にな

るので、そういったものを含んだ数が約370名ということになるとの答弁でした。

意見として。これまでの15歳年度末までの子供の医療費について、一応、現物支給でなかったものが、非課税世帯については現物支給になる。非課税世帯でない15歳年度末までの子供たちに対しても、償還払いと、後で返ってくるという方向になっているわけだが、現物支給が、これまでもできないということは言われている中で、現物給付ができるようになったわけなので、15歳年度末までの子供については、全員を現物支給にすべきというものがありました。

次に、議案第115号について。算出方法の見直しを行うためということだが、実際、算出方法はどのように変わるのかとの質疑に対し、算出方法の見直しということで上げているが、中身については、名称等の変更と、文言の訂正ということで、利子等についても今までどおりというふうを考えているとの答弁でした。

算出方法そのものは今までと変わらず、文言をわざわざ変える必要が出てきたというのは、どういうことかとの質疑に対し、国の地方税法等も変わっているので、市税の方と合わせて変える必要があるということで、今回条例改正をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第116号について。説明の中で、当面の間これでいくということだが、何を指して、当面の間と言っているのかとの質疑に対し、当面の間というのは、今後、新山川小学校区ができた後、それぞれの問題点等が出てくると思われるので、その辺りを協議しながら進めてまいりたいということで、当面の間という表現をしたとの答弁でした。

いずれいい時期に、新山川小学校区一円で、条例公民館もできてくるということも、可能性としてはあり得るかもしれないので、そのように説明したということかとの質疑に対し、今後、協議していく中で、そういった方向性もあるかと思っっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第112号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第107号及び議案第108号並びに議案第112号から議案第116号までの7議案

を一括して採決いたします。

7議案に対する委員長の報告は、可決であります。

7議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号及び議案第108号並びに議案第112号から議案第116号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第117号(委員長報告、質疑、討論、表決)**

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第13、議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第14号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長(新宮領實)** 総務水道委員会へ分割付託されました議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第14号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。定住促進助成金の支給見込みが増えたということだが、これまで支出した中で、指宿に定住したのは何件かとの質疑に対し、お試し滞在事業を平成29年度から実施しているが、令和2年11月20日時点で28世帯、45名の方に定住準備金を交付しており、既に定住しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。コロナ禍を抑制するための補正予算が少ないと思っていたが、庁議の中で、ホテル・旅館とか、宿泊者が来る所を重点的に対策をとる考えはなかったのかとの質疑に対し、コロナ感染については、外国人の2週間待機など、必要な部分については、その都度、補正で対応してきているところです。感染症につきましても、消耗品とかも購入しており、今後の分について、今回200万円、窓口用のパーテーションなどの消耗品関係を計上したとの答弁でした。

意見として。新型コロナウイルス感染が県内で2番目に多い市である。庁舎内で発生しない対策をとりつつ、有事の際は早急な対応措置をとるようというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。市内に防火水槽は何基あるか。チェックはしていると思うが、その中で今回補正で上がった町区だけが漏水しているのか。他にもあるけれども、一番ひどいここだけをしたのかとの質疑に対し、防火水槽については、令和2年4月で、市内に471基設置している。防火水槽の点検は、消防団により年2回程度点検をしている。他の漏水等の報告は上がっていないとの答弁でした。

この防火水槽は、2週間で3割ほどに減るということだが、埋め込み式なのか。かなり昔に造ったとなれば、造り直しも考えられるのかとの質疑に対し、見積りの結果、経年劣化等により壁面に亀裂等が発生しているおそれがあるということであり、工法については、パウダックス防水工法という、コンクリートの壁面に、毛細管を使って内部に液体を浸透させ、その上に防水層を形成するという工法で修繕をする予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、健幸・協働のまちづくり課所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市民課所管分について。地方税法が変わって改修しなければならないということだが、どういう方向に変わったから改修しなくてはならないのかとの質疑に対し、地方税法の一部を改正する法律が公布され、給与所得控除及び公的年金控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられた。これに伴って、地方税法に定める総所得額等を用いて年金の免除要件判定を行っている所得基準額に10万円を加算するよう国民年金施行令等が改正されたことに伴うシステム改修で、基準額の変更がされたとの答弁でした。

委託料の9万9千円が国庫支出金で100%だが、会計年度任用職員の報酬も100%国庫支出金

となるのかとの質疑に対し、国民年金事務費に係る分として国から出るようになっており、その分も国庫支出金で充てられる予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。令和3年度に改正されるという中でのシステム改修だということだが、その改正の中身はどういうものかとの質疑に対し、税法が変わり、1人当たり33万円の控除であったのが、43万円の控除になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。LED化も必要だと思うが、かなり金額が大きいように思える。配線工事が無いのであれば、そんなに掛からないと思うが、どのような工事かとの質疑に対し、天井に付いている器具を外し、LED照明に取り替える工事であるとの答弁でした。

器具は全部で何台かとの質疑に対し、誘導灯や非常灯を加え、全部で112台を想定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。市民会館整備事業が19億4,288万円に変更になっているが、3年度から4年度にかけて整備するのに19億では足りないと思うが、5年度は追加で出てくるのかとの質疑に対し、9月補正予算で債務負担行為の設定期間を2か年に延ばしたところで、予算的には、今年度に残りの工事費を計上している。債務負担行為と今年度の予算分を合わせて総工事費になるとの答弁でした。

総事業費は幾らになるのかとの質疑に対し、予算総額で32億円を計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。歳入のフットボールパーク使用料62万1千円の根拠はどのようになっているかとの質疑に対し、2,755人の利用を想定している。内訳としては、Jリーグキャンプ1件、高校生大会リーグ戦4件、社会人大会リーグ戦3件、小学生大会1件、高校・大学キャンプ1件、中学生リーグ戦2件、市民練習用等の利用19件との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。校長・教頭住宅は、やはり学校管理運営の責任者なので、公設の住宅は隣接した場所を確保すべきと思うがとの質疑に対し、民間の方に移行していく体制をとる市町村が多いと伺っており、できるだけ、学校の地域内に住んでいただくことを第一に考えて、早目に不動産業者の情報を得ながら、備えているとの答弁でした。

教頭住宅といえば学校の近くにあるわけだが、学校から離れたところに住まいを構えた場合、学校を夜も含めて管理する体制は大丈夫なのかとの質疑に対し、各学校に機械警備が設

置されており、不審者等が出た場合は、契約した業者が行って状況確認をしているとの答弁でした。

委員の意見として。校長・教頭の住宅は子供たちの近くで、触れ合いができる地域環境の中で生活していただくのが基本であると思う。そういった方々をお迎えするのに、住宅が見つかるかわからない中で赴任してもらうのは大変失礼だし、先生方のモチベーションが上がるのかが心配なので、是非、校長・教頭住宅はなるべく公設で準備していただきたいというものがありました。

なお、長寿支援課・地域福祉課・学校給食センター・学校教育課所管分につきましては、質疑・意見ともにありませんでした。

また、環境政策課・山川市民福祉課・開聞市民福祉課所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第117号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。外国人技能実習生受入支援に伴う補助金について、新型コロナウイルスの関係で、2週間の待機期間を1人1部屋バストイレ付という条件で設けることになっていると思うが、待機をする場所は設定してあるのか。また、農業関係者からこのような条件は厳しいとの声は上がっていないかとの質疑に対し、予算の積算の根拠は、福岡空港や成田空港、関西空港などの周辺宿泊施設等を活用することとしている。また、管理団体の方から、いろいろな要請は受けているが、詳細な依頼や要請などは受けていないとの答弁でした。

経営体育成交付金事業について、この交付の基準は何かとの質疑に対し、これは国の事業であり、採択を受ける要件については、人農地プラン上の位置づけが中心経営体かどうか、

雇用の状況、年齢など、もろもろな要件をポイント制にして加算し、一定のポイントをクリアした事業者が採択を受けることになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について。かごしま国体及びかごしま大会の延期に伴う県からの国体運営費補助金の減額補正だが、新型コロナウイルスの関係でこれまでの国体と変わると思うが、今後のスケジュールなど決まっているかとの質疑に対し、コロナ対策などについて競技運営や施設の配置など勘案し、視察等について予算も要求をしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。道の駅いぶすき彩花菜館指定管理者に対するコロナ禍における運営維持支援金に係る補助金650万円は、どのような経緯で決定されたのかとの質疑に対し、ファインサプライ社からは、本社経費の全額を補填してほしいとの要望があったが、補償の割合については、市内の事業者の状況を踏まえ、勘案する事案があるということで協議した結果、本社経費の2分の1を補填の対象とし、その2分の1を保証することになったとの答弁でした。

水産加工業の輸出向けHACCP等対応施設整備支援事業中止に伴う補助金5,032万円の返納が出ているが、どのような経緯があったのかとの質疑に対し、この事業は、国が募集し、応募する事業者があった場合、市が国・県への申請をする補助金で、要望していた企業が今年度の実施について見送るとの判断をされたことから、補助金の減額となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。教育旅行支援事業は、修学旅行のことだろうが、今までの実績と補助金250万円を追加するのは、どの程度を見込んでいるのかとの質疑に対し、実績として、12月1日時点で約4千名の入りがあり1,295名が申請済みである。現在、予約の状況は2,711名の申請があり、今後まだ増えると考えているとの答弁でした。

修学旅行に来る学校の地域的なデータがあるかとの質疑に対し、詳細なデータはないが、九州圏内が多い。遠くは、埼玉からも来ていただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設への休業要請に伴う指定管理委託料の補正金額705万5千円という数字の根拠はなにかとの質疑に対し、各月ごとに、過去5年間の予約売り上げ及び経費から今年度の売り上げ及び経費を差し引いた金額を日割り計算して、休業要請した日数でかけた数字であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。市営住宅の修繕ですが、入退去の際修繕することが多いの



か、それとも住んでいる状態での修繕もあるのかとの質疑に対し、電気、水道関係の修繕が主で、入退去時の場合もあるが、住んでいる状態での修繕もある。例えば、水道関係の修繕の場合は、30分程度で修繕できるものもあり、部屋を1日・2日使用できないということは、ほとんどないとの答弁でした。

市営住宅の空き家に係る浄化槽維持管理手数料だが、空き家の件数は何件で、浄化槽の管理手数料は、1件当たり幾らかとの質疑に対し、浄化槽の管理手数料の対象になっている空き家が54戸で、対象月数が482か月であり、1か月当たり1,500円程度となる。当初の見込みは、48万円だったが案内中とか修繕中の空き家になったところを含めて、約74万円となり約26万円の不足が生じたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、耕地林務課、土木課、都市・海岸整備課所管分につきましては、質疑・意見ともにありませんでした。

また、農業委員会事務局所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第117号が可決されましたが、係数の整理につきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、係数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

△ 議案第121号及び議案第122号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第14、議案第121号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）及び、日程第15、議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました議案第121号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、及び、議案第122号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日及び12月16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第122号については、主な質疑・意見ともになく、また、議案第121号につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第121号及び議案第122号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第121号及び議案第122号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第118号～議案第120号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第16、議案第118号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、から、日程第18、議案第120号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました議案第118号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、から、議案第120号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第118号について。高額医療費が相当多くの補正だが、過年度と比較して増加することは読めなかったのか、割合で言えばどの程度増えたのかとの質疑に対し、コロナの影響で医療費自体は下がるのではと思っていた。3月から9月分については外来分は1割程度、件数は減っている。しかし、入院費の方が1億円ぐらい上がっており、高額な治療があったのではと考えられる。昨年度と比較すると、高額医療の方は毎月850万ぐらいずつ増えてきている状況で、29年度から31年度までは、ほぼ変わらず、1人当たりの医療費は1%弱しか上がっていなかったが、今年は既に5%弱上がっているとの答弁でした。

病名とかは大まかにでも掴んでいるのかとの質疑に対し、レセプト状況から見ると、筋骨格系ということで、膝などの骨折とかが増えているのではと考える。あと、神経系の疾病とかが、6月で見ると若干増えている状況を把握しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第120号について。施設介護サービス給付金の増加は、入所者が増えたからと説明されたが、入所者が増える見込みはされなかったのかとの質疑に対し、市内の大きな3施設が昨年は定員をだいぶ割っていたが、回復傾向にあるということで、介護老人福祉施設で5,000万ほど、今年度不足分が現段階で見込まれているとの答弁でした。

高齢者が増えるに従って、給付費が増加するだろうと思うが、一つには団塊の世代の影響

もあるのかとの質疑に対し、ここ5年ほどで言えば、75歳以上の方は減ってきていたが、今年度、また団塊の世代の方が75歳を迎える頃まで、今後10年間は少しずつ増えていく見込みとなっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第119号につきましては、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第118号から議案第120号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第118号から議案第120号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第124号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第19、議案第124号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ付託されました議案第124号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月17日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、土木課、都市・海岸整備課所管分ともに、主な質疑・意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第124号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分  
再開 午前11時09分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第20、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、請願第2号、安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める請願については、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました請願第2号、安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める請願について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、紹介議員の説明を求め審査いたしました結果、過去にも指宿市議会に少人数学級の陳情、請願が出されていた。その中でも、30人学級というものに対しては、採択をしている経緯がある。また、意見書案の中にも、あくまでも20人を目指すけれども、とりあえずは30人をクリアして、その先については20人にさせていただきたいということもうたっている。この請願については採択すべきという意見と、コロナ禍の中で、子供たちは2mの距離、ソーシャルディスタンスがとれないというような

状況になっている。コロナ禍の中で、教職員にいろんな負担が増えているという部分では、30人以下の少人数学級をお願いしたいということで、この請願は採択すべきという意見が出されました。全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号から陳情第10号までの4件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** 総務水道委員会へ付託されました陳情第7号、地熱の恵み活用プロジェクトに関し、行われたとされる電磁探査の報告書を一部開示せよとの指宿市情報公開審査会の答申に、この答申を作成した委員名の記載がないことについての陳情、から、陳情第10号、令和2年第1回定例会への陳情第3号などに於いて、タイトルが定例会の場で正しく呼ばれず、又、陳情第3号についての審査内容が事実に基づいていないため、再度の審議を求める陳情、までの陳情4件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、まず、陳情第7号については、審査の都合上、総務課職員の出席を求め審査し、国の定める情報公開・個人情報保護審査会運営規則第24条を確認し、担当課を呼んで陳情の内容等を確認した結果、必ずしも国の情報公開・個人情報保護審査会運営規則に、各自治体が従わなくてもいいという説明があった。国の運営規則第24条に従うという前提が崩れているので、この陳情は不採択とすべきではないかという意見と、一般的には、国が定めれば県や市もそれを守っていくことになる。国の定める情報公開・個人情報保護審査会運営規則というのは、国に開示請求が

求められたときの対応は決まっています、これが県や市を拘束するものでないということが明らかになった。市の定めでは、記載しなければならないという中に、審査会委員名は入っていない。国に情報公開が求められたときには国の定めるもの。市に情報公開が求められたときには、市の定めるものということから言えば、市に求めたものに委員名の記載がないということは何ら問題はない。この陳情に限って言えば、そこを勘違いと言うか、そういうものに基づいての陳情ではないかと思うので、不採択とすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第8号については、JOGMECの地熱助成金について、申請から6年過ぎると、次の事業ができるかJOGMECに確認したことがある。そのときの地熱統括部長の話では、6年が期限である。その期限が過ぎていたので、あえて書類を取りつける必要はないと思うので、不採択とするという意見と、一度事業がスタートすれば、同一地域で6年を過ぎるとできないということは執行部からも説明を受けてきたところである。陳情者は、運用であることは承知した上で、規則として書物に載っていないので、それを求めてほしいということだろうと思う。一つの団体が、自らの方針について、運用で決めるか、規則で決めるかは、それぞれの団体が決める範囲であり、大本の方針を違えるような運用はあり得ないわけで、何ら運用が矛盾するものでもないし、JOGMECの方針によるものなので、運用では足りないのではないか、書物にせよということを求めることは、一般的に言ってもあり得ないのではないかと思う。2番目の年間5,000万円の利益になるということだが、執行部からは、年間5,000万円の利益になるから活用していくと、それが可能かどうかは別としても、そういう説明は受けてきたわけである。改めて求めるものでもないと思うので、不採択でいいのではないかと思うという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第9号については、審査の都合上、市長公室職員の出席を求め審査し、担当課を呼んで当時の経緯の説明を受けたが、開示請求した書類に不服があるときには、申し立て期間が6か月あるので、その際に、申し立てをすべきだった案件だと思う。改めて開示請求をされているので、この案件については完了したと認識している。文書管理等は各課で行えばいいことであって、今回の陳情に関しては不採択とすべきだと思うという意見と、文書開示は交付されてから6か月という期間がある。それが過ぎて数年経ってから間違いに気づいたということなので、この陳情に対しては不採択とし、担当課に対しては、委員会の中で、今後このような間違いをしないようにと伝えたという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第10号については、2点ほど具体的な陳情項目があるが、1点目の陳情3号のタイトルを定例会の場で正しく読み上げることとしているが、これは、陳情が付託の時には、陳情文書表に別途示すとおりということで、第何号が何を意味するのかは、その時点で分か

るようになっている。つまり、別紙を見れば分かるので、指宿ではそのような扱いをしてきたが、別に逸脱しているわけではない。改善すべき点があれば改善することには、やぶさかではないが、これを採択ということにはならない。2点目の陳情3号を再審議することについては、過去の本会議のものを再審議ということは手続上もないので、陳情者の意向があるとなれば、同じ内容であろうとも、再度、出し直す必要があるかと思う。手続上、過去のものを再度審議するということもあり得ないので、不採択と思うという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。



よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### △ 議案第125号及び議案第126号一括上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第21、議案第125号、敷領団地1号棟建替工事(建築)請負契約の締結について、及び、日程第22、議案第126号、指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(豊留悦男)** 今回、追加して提出いたしました案件は、契約に関する案件2件であります。

まず、議案第125号、敷領団地1号棟建替工事(建築)請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である敷領団地1号棟建替工事(建築)請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第126号、指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長(山崎一磨)** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第125号、敷領団地1号棟建替工事(建築)請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、11月30日に2者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、敷領団地1号棟建替工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は5億1,700万円であります。

契約の相手方は、指宿市西方2165番地、堀之内・迫田特定建設工事共同企業体で、代表者は、株式会社堀之内商会、代表取締役堀之内敏であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、4階建て、28戸に係る建築工事であります。

なお、工期につきましては、令和4年1月31日までとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の2ページを御覧ください。

議案第126号、指宿市民会館整備関連工事請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、11月27日に2者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、指宿市民会館整備関連工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は27億18万1千円であります。

契約の相手方は、北九州市八幡東区山王2丁目19番1号、奥村・堀之内・オーデン・常盤特定建設工事共同企業体で、代表者は、株式会社奥村組九州支店、常務執行役員支店長、林裕之であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

工事の概要につきましては、指宿市民会館整備関連工事に係る建築、電気設備、機械設備、昇降機設備等に係る工事及び新設する受変電設備から、なのはな館へ電気を供給するための配線改修に係る工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、令和4年5月27日までとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時37分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第125号及び議案第126号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第125号及び議案第126号の2議案は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，議案第125号及び議案第126号の2議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論の通告がありますので，順次発言を許可いたします。

まず，齋藤佳代議員。

○7番議員（齋藤佳代） コロナ禍の今，第3波感染拡大の収束が見えていません。アフターコロナの経済の先行きが見通せず，当初予算として通過していても，未曾有のウイルスによって事態の変化があった場合は，立ち止まって考えることが自然であると思えます。駆逐艦雪風の寺内館長であったらどう判断したか。リーダーの臨機応変な対応が求められているんです。議案第106号，新市建設計画の一部変更に伴い，計画の期間を合併後，おおむね15年から20年に変更するのであれば，今しかできないという根拠は到底成り立ちません。コロナ禍の市民の生活を最優先し，維持費の掛かる箱ものはアフターコロナの経済が安定してからで十分です。感染拡大が収まらなければ，ロックダウン時のように工事一時中止という状況に陥る可能性もあるからです。今すぐに建設に着手することは，市民の皆さんの理解が得られないと判断したことから，議案第126号に反対いたします。

○議長（木原繁昭） 次に，吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第126号，指宿市民会館整備関連工事請負契約について，反対する立場から討論いたします。

指宿市民会館整備関連工事を全面的に否定するものではありませんが，予算が可決したときには，新型コロナウイルス感染症の影響が少ないときでありました。ここきて，新型コ

コロナウイルス第3波が全国的に感染が広がり、市内の観光業や商工業などの営業への影響や、市民の暮らしへの影響が大きくなっています。指宿市民会館整備関連工事は、総額で32億円です。合併特例債は令和7年までの5年延長になりました。イギリスでは新型コロナウイルスが感染力の高いウイルスに変異し、感染が広まっており、先行きが見通せない状況です。市民の影響や暮らしを守り、市民の感情からも新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、また、合併特例債も5年延長になっておりますので、検討すべきです。以上の理由で反対いたします。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第125号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第125号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第126号を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第126号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 意見書案第4号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第23、意見書案第4号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決す

ることに決定いたしました。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

#### △ 決議案第1号上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第24、決議案第1号、市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○2番議員(東勝義)** 決議案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

この事件は、9月23日から24日未明にかけて起こりました。指宿警察署から鹿児島地方検察庁知覧支部へ傷害事件として書類送検されておりますが、一部のテレビ報道、新聞、ネットニュースなどでは、事件の詳細な内容から強制わいせつ未遂事件とか、強制性交未遂事件として報道されるような内容の事件であります。また、県議会でも一般質問され、その後の文教委員会では、県教委に対し憤慨された議員の方もいらっしゃったようです。

事件の恐怖から、この被害女性は1週間教壇に立つことができなかつたようですが、学級担任ということもあり、子供たちに心配と迷惑をかけてはいけないという思いから、気丈に明るく振る舞い、学校生活に復帰しました。しかし、どこにも心無い方々がいるもので、被害女性が加害男性をはめたとか、振られた腹いせに嘘をついている、加害男性教諭を貶めているなど、様々な誹謗中傷を耳にしたそうです。その結果、この被害女性は、PTSD、心的外傷後ストレス障害が悪化し、教壇にも立てず、チョークで字も書けない状態となったと聞きました。こういう状態では担当する子供たちに申し訳ないという気持ちから、泣く泣く担任を降り、長期休暇を取ることを余儀なくされたようです。

このような状況の中、教育長は、9月25日開催された教育委員会の定例会において、某小学校の男女教員のちょっとしたトラブルがありましたが、大したことではありませんので、内密にお願いしますと説明があっただけで、その後の説明はされてないようです。また、校長が保護者説明会を開催したのは、2か月以上経った12月4日です。我々は、校長が市及び県教育委員会に提出した報告書があることを知り、県に開示請求し、手に入れたのがこの報告書です。早速、被害女性に確認していただきました。この事故報告書を読みながら、この女性は過呼吸状態となり、涙をぼろぼろこぼしながら、なぜ、どうして、こんなこと言われて

ないし、こんなこと言っていないと、悔しさ、悲しさ、憤りで目も真っ赤になり、顔も真っ赤になり、ぶるぶる震えたと聞きました。

この事故報告書について、被害女性が校長に、なぜ事実をありのままに伝えてくれなかったのかと尋ねたところ、詳しく書くスペースがなかったからと答えたそうです。皆さん、この報告書を冷静になってじっくり読んでみると、仲の良い教師同士がちょっとしたトラブルからもみ合いになり、傷を負ったように書かれています。しかし、9月26日の校長、教頭及び被害女性の御両親の前で、この加害男性教諭は下心があったことを認めているにも関わらず、この事故報告書の内容は、校長のみの考えではなく、綿密に計算され、複数人で話し合わせ、歪曲されたように感じられます。

被害女性は、恐怖で身動きできないほど、精神的にも追い込まれているにも関わらず、矮小化されたこの報告書は絶対に見逃すことができません。我々は、なぜこのような嘘の報告書になったのか、なぜ被害女性への聴取は1回で、加害男性の聴取は5回も行われたのか、なぜこの報告書は被害女性の承認もなしに出されたのか、これは校長の判断だけで書かれたのか、市教委、県教委のアドバイスなどなかったのかなど、多数の疑問点があります。

さらに、弁護士資格のない校長が、刑事事件であるにも関わらず、この被害女性に対し、示談に応じる考えはないかと言ったようです。これは、この事件を矮小するとともに、隠ぺいしようとしたのではないかと考えられます。

納得がいかない被害女性教諭と母親は、県教委を訪ね異議を申し立てたと聞いています。この事件の真実を解明することができる唯一無二の行動は、我々市議会議員で構成される100条調査権を持った特別調査委員会を設置し調査することです。

よって、この市立小学校の不祥事に関して地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を有する特別調査委員会の設置をもって調査すべきと考えて決議いたします。

調査事項につきましては、お目通し願います。特別委員の設置につきましては、調査経費を算定する上で10名といたしております。また、証人として日当は1日4時間以上で2万円となっているようです。よって、調査経費は、特別委員会の日当として1,800円×10人×10日として18万円、市長、教頭、市教委、概算で5名として2万円×5日間として50万円、県教委、概算として3人として旅費、日当合わせて3万円×3人、2日として18万円、その他、必要な概算経費として34万円、計120万円として計上してあります。

この決議案は、被害に遭われた女性の名誉と人権のため、真実を解明すること、未来ある子供たちに真実を伝え、教育する立場の教師の方々と、それを共助する立場の教育委員会のこれからの指針にさせていただくことが目的です。

この決議案に反対する方がいるとするならば、解明されると不都合な方か、あるいは、不都合になる方を守りたい方だけであると考えられます。

以上で、決議案第1号の提案理由の説明を終わります。

指宿市議会議員の皆様、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 5 4 分

再開 午後 0 時 0 4 分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 決議案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 事前通告するまでもない質疑ですので、あえて事前通告なしで質疑をさせていただくことを許していただきたいと思うわけですが、先ほど提案者の説明の中で、最後のくだりの部分ですが、この決議案に反対される方はうんぬんという部分がありました。このことについてもう一回、そのとおり読み上げていただけますでしょうか。

○2番議員（東勝義） この決議案に反対する方がいるとするならば、解明されると不都合な方が、あるいは、不都合になる方を守りたい方であるだけと考えられます。

○14番議員（松下喜久雄） 皆さん方、いかがでしょうか。それは議場内における恫喝にも近い、不穏当発言としか私には受け取れないんですね。この決議案に対して審査に入る前に、私ももう一回、100条調査権とは何なのかということをお勉強し、調査し、熟慮させていただきました。議員の中には、いろんな考え方があります。ただただ、その事件解明についてうんぬんという部分を抜きに、100条調査権とは何ぞや、それぞれの判断をされると思うんですよ。今回の決議案に反対したからといって、その事件をひねり潰そうとか、隠そうとか、不都合が生じる方ですよという、その発言については、説明者において、是非、この場で取り消しをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○2番議員（東勝義） これはあくまでも個人的な意見であります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 0 時 0 7 分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** ここは公的な場所ですよ。それを個人的な、そういう利益を追求するとか、自分を擁護しようとか、それをいうことをです、発言される議員がいるということは、非常に悲しいです、はっきり言って。何のために私たちはこの議場に議席を設けているんですか。もう少し、言葉を選ぶべきだと思いますよ。以上です。

したがって、この文言について、皆さん全員が、やっぱり先輩議員も判断していただいて、本当に適切かどうか、特に、東勝義議員について、私は、本当に個人的という言葉が妥当なのか、お聞きしたいと思います。

**○2番議員（東勝義）** あくまでも、私の責任において、個人的な意見として申し上げただけであります。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山本敏勝議員。

**○6番議員（山本敏勝）** 私は、本議会に提出された市内小学校の不祥事に関する事項に関する決議案第1号に反対する討論をいたします。

今回、本市内にある小学校に勤務する男性教諭が起こした事案において、学校長は、学校施設外で起きたこととは言え、当事者から報告を受け、事実確認をした上で市教育委員会へ一報を入れ、それを受けた市教育委員会は、内容の重大性を把握した上で、任命権者である県教育委員会へ報告をいたしています。

県教育委員会は、懲戒の有無を判断し、市教育委員会へ当事者への聞き取りなどを指示する流れとなっているのが今の現状であります。その間の第三者への公表の詳細に関しては、処分が決まるまでは報告できることは限られているわけで、今回の件に関しても何らの落ち度のある対応とは言えないと思います。また、今回の聞き取りの際は、教育委員会は双方の人権を十分に配慮し、その上で聞き取りを行ったというふうに考えるところであります。

県教育委員会においても、当事者への聞き取りをした上で十分、その部分を配慮した部分



で処分を決定しているわけですが、処分を決定する上で、最終的には弁護士などの専門家に検討してもらい処分を決定しております。今回の市教育委員会の動きは適切であったと言えます。さらに、県議会で、県教育長が、学校職員の懲戒処分の指針により、非違行為の動機、対応及び結果、故意や過失の度合いなどから総合的に判断し、さらに、教育問題を専門とする弁護士を含む3人の弁護士に詳細に検討していただき処分を決定したと答弁しています。

私は、今回出されました決議案が、何を目的として出されたのか、理解しがたいことから反対いたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、齋藤佳代議員。

**○7番議員（齋藤佳代）** 今年も年の瀬が迫り、恒例の忠臣蔵が放映される頃となりました。天体ショーといえる土星と木星が大接近したのは、今から397年前のことです。それから約80年後の元禄14年3月14日朝、吉良殿に江戸城松の廊下で、浅野内匠頭が刃傷に及び、即日切腹という片手落ちの処断が下された真実の歴史の物語です。100条委員会設置の発議の賛成討論にあたり、私がかく申し上げますのは、この類似の処断が本市で下されたからです。教職員による暴行事件に関することです。この処断が320年の時を越えて再び下されたのであります。何を言われているか分からない方に申し上げておきます。偏った校長の事故報告書から退職金が支払われるという県教委の甘い処分につながったのです。吉良殿に対する仇討ちは元禄15年12月14日に成功し、明治陛下が明治元年11月5日、勅使藤原献を泉岳寺に遣わし、幕政に対する改革とめじたことから、浪士から義士と呼称されるようになったのです。現在もなお、泉岳寺に後援絶えることなく参詣者が多いのは、皆さん御承知のはず。あ那时的の権力者、柳沢吉保、徳川將軍綱吉の間で即決即断され、十分に浅野氏の聞き取りと原因究明がなされないまま、一方的に切腹を申しつけられました。

**○議長（木原繁昭）** 討論は、簡潔にお願いいたします。

**○7番議員（齋藤佳代）** この事件は、今回の事件、知る権利、被害者の人権という点で極めて類似しているのです。校長のとった行動は、正に権力者柳沢の過ちと同じです。事故報告書に客観的事実を記載するのではなく、私見を述べ、印象を操作し、事件を矮小化しようとしています。校長の教職員間の親しさを優先するあまり、退職金が支給されるよう独りよがりな報告書が作成されました。退職金の支払いについて、県民の血税に対する反発は強いものがあります。

県の教育長の答弁では、例え既に退職していても、現職中に起こした行為で刑事処分を受けた場合は、退職金に支給制限がかかるとのこと。加害者は5回、被害者はたった1回という、偏った聞き取り回数、果物要らないかと言われ、最初から断ったが、指導助言する立場の上司であり、しぶしぶ応じた。夜10時過ぎに自宅に呼びつけて、被害者は警戒しながら訪れたにも関わらず、その点に報告書では一切触れられていない。あたかも快く応じたかの

ような印象を与えている。ニュースサイトハンターの記事にも掲載されていますが、被害者は県教委にも申し出ており、仕事上のアドバイスがしたいという会話は一切なかったと主張している。被害者の母が報告書の内容について、校長に厳重な抗議を申し立てたが、私はそう感じた、印象で書いたことを認めている。事件後、校長、教頭立ち会いの下、加害男性がわいせつ目的を認め、被害者の両親に対し土下座をし謝罪しているのに、それにも一切触れられていない。セクハラの文言すら記載されていない。10分以上の抵抗があたかも一瞬であったかのように記述され、意図的に暴行の印象を薄め、県教委もそのことについて誤解をしていたことが、被害者に対するヒアリングで明らかになった。加害男性が書類送検の報告を被害女性から受けた後、弁護士でもないのに校長が上司として意図的に示談を進めている。刑事事件への介入であり、明らかに脱法行為であり、越権行為と思われる言動があった。現在に至るもほかに被害者がいなかったか、類似の調査もされていない。学校関係者より実名を挙げて情報提供がなされたが、調査が行われているということはありません。保護者に対する説明が遅く、積極的に開示請求を行わなかった。明らかに加害者が口止めを目的としたメールを、9月28日、被害者の母親が市教委に提出しましたが、その時点でそれが県教委にわたっていなかったのも事実です。そのメールとは、おはよう、わきまえていると思うけど、学校で自分から果物をもらったとかいう話は一切なしね、仕事とプライベートの線引きはしっかりとね、というものでした。科学を無視した不合理な処断、指宿の混迷を深めています。加害者、被害者から公平に聞き取る客観的な事実の論証がなく、校長独自の見解を市教委に報告した結果、現在に至るも真相を知ることができずに、極めて一方的で偏った報告書を作成し、第一義的責任を無視している。翻って江戸町民が赤穂義士の快挙に拍手したのは、まさにこのことです。KYTでテレビ放映されるまでは、被害女性に当夜何があったかも分からず、矮小化に努めたことで、元禄の時代から令和の時代になっても、国民の知る権利を妨げていることになぜ気がつかないのでしょうか。せっかく明治維新を先駆けた本県、言論を弾圧し、封建時代のままに暮らすことには耐えられません。320年も経っているのに、再び同じことが繰り返され、退職金支払いだけが目的とされていることに驚いていません。教育者には最高の道徳が求められている。その信頼を逆手にとって、被害女性を襲ったのが今回の事件です。道徳に反する破廉恥罪には武士の情けは必要ありません。なぜ320年も経った今も、赤穂義士が忠臣蔵として語り継がれているのか。今、まさに議員皆さん一人ひとりの判断が問われているのです。法の下での平等があればこそ、民主主義の議会として成立しているのです。私は、100条委員会設置の賛成討論にあたり、一般質問でも触れましたが、山口義忠検事の餓死するまでの順法精神に則り、真相を求めることが一方に偏った判断から誤った処断を結果的に導いた権力者柳沢吉保の過ちを繰り返さずに済むと思うからです。司法判断とは別に、議会としての自浄能力が問われているのです。

○議長（木原繁昭） 簡潔に願います。

**○7番議員（齋藤佳代）** 総務省が掲載している議会のあり方によれば、議会は地方公共団体の意思を決定する機関及び執行機関を監視する機能というものとして、同じく、住民から直接選挙された長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされていると記されています。この議会は、この機能を発揮してきたでしょうか。かつて大手マスコミがこの3万人市に注目したことがあったでしょうか。未曾有の国民が犠牲を払った敗戦から75年、この事件は国民の知る権利、女性の基本的人権が蹂躪された大きなテーマが内在しているからです。

一般質問の後、戦争を知らないあなたが戦争を語るのはちょっと違和感があると、語りかけてきた方がいます。その言葉を聞いて、当時の方々の思いに至るには時間がかかるかもしれませんが、戦争を知らないからこそ戦争の悲惨さを学び続け、語らなければならないと改めて決意いたしました。

作家の壺井栄さんが二十四の瞳の女子先生を通じて訴えたかったのは何か、戦後日本を救ったのは、民主的な教育です。

**○議長（木原繁昭）** 決議案に対する討論をしてください。

**○7番議員（齋藤佳代）** 子供たちから慕われている女子先生を追い込んで、四面楚歌にし、権力や権威が子供たちから先生を引き離した。これは紛れもない事実です。今回の出来事で一番の被害者は子供たちです。新型コロナウイルスが猛威を振るう中、本市はこのままではいけない、私はそのように思っております。指宿の後世のため、自浄能力を示す勇気をお持ちいただきたいと思えます。

この100条委員会設置の発議に対して賛成か反対か、我々は1年後に民意を問われるときが来ていると思えます。ときあたかも今朝の日経新聞の社説に、知る権利と学校における性犯罪についてテーマが取り上げられていました。その結論は、被害者の人権に配慮しつつ、深刻な事案に警察などが速やかに関与する仕組みをどう整えるか、教育委員会以外の専門家による相談窓口の拡充も急務だとあります。今、指宿は歴史の分岐点に立っている。歴史の断罪に耐えるか、それぞれの議員に判断していただきたいと思えます。以上で、賛成討論を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 次に、西田義哲議員。

**○3番議員（西田義哲）** 今回の不祥事につきましてですけれども、残念ながらその場にいたのは、加害者と被害者の二人だけですので、二人の証言を証明するものが何もないわけであります。この件に関しましては、被害者が警察に被害届を提出し、警察がそれを受理し、書類送検されておりますので、今後、検察の判断を見守らなければならないと私は考えています。今後、下されるであろう検察のより客観的な判断を尊重しながら、本市において、今後こういった不祥事が二度と起きないようにするにはどうすればよいかの政策を提言していく、あるいは必要に応じて立案を行い、そのことを執行部が履行しているかどうかをチェッ

クし、市民が安心して子供を預けられるような教育環境を構築することが議会に課せられたより重要な責務だと私は考えております。したがって、今回提案されている調査特別委員会の設置は必要ないと判断いたしましたので、決議案第1号に反対をいたします。

○議長（木原繁昭） 次に、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 決議案第1号、市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議案に賛成の立場で討論させていただきます。市立小学校の不祥事件は、9月24日0時50分に発生しました。9月24日6時50分に被害女性教諭は教頭に、昨夜の加害者との出来事を報告している。9月25日11時40分、校長は被害者から被害女性教諭から事情を聴取し、13時、校長は被害女性教諭を伴い市教育委員会に赴き、学校教育課長、担当指導主事とともに、女性被害教諭から改めて事情聴取をしています。15時50分、校長は加害者を伴い教育委員会に赴き、学校教育課長、担当指導主事とともに加害者から事情聴取をし、校長が加害者から聴取した内容とそごがないか確認しているが、被害女性教諭のときは確認していない。9月26日14時30分頃、校長室で被害者の両親と校長、教頭、加害者が面談し、被害者の家族と校長は音声を確認することを確認し、録音しています。校長は音声データの存在を市教育委員会と県教委に報告しているのかなと思います。被害女性教諭の両親と校長は同様に録音した録音データを聞かせていただきました。内容は、加害者が被害者家族にわいせつ行為をしたと認めている音声でありました。10月5日、11月9日の2日間にわたり、教育委員会教育部長と学校教育課と聞き取りをしましたが、被害女性教諭を擁護する気配りはなく、逆に加害者を擁護するような意見が強く感じられました。その際、確認できたのは、被害女性教諭と加害者の双方の申し出に、あまりそごがないということでした。11月25日、市立小学校に出向き、校長室で校長、教頭から不祥事件の詳細を尋ねたが、はっきりとした説明はありませんでした。その際、確認できたのは被害女性教諭と加害者との双方の申し出にそごがないということだけでした。11月13日、県教育課に出向き、市教委から提出された令和2年9月に起きた事故の報告書の開示請求をしました。12月7日、県教育委員会より公文書の一部開示通知があり、県庁で指宿市教育委員会から提出された令和2年9月に起きた事件の報告書を受領し、すぐに同僚議員8名にタブレットで送付し、被害女性教諭にも確認をしていただきました。県教育委員会からいただいた公文書の内容の一部読み上げます。加害者は缶ビールを6本飲んで、被害女性が帰ろうとしたところ、加害者は背後から背中や胸の下をなでた。さらに、玄関で被害女性がサンダルの紐を結ぼうとしたとき、加害者は被害者の胸の下の肉をつまみ、やばくないと言いながら右手を掴んだ。突然腕を掴まれた被害女性は驚き、加害者から離れようとしたところ、加害者はちょっと来てと言いながら、被害女性の二の腕を右手で掴みひっぱり、右手を話さなかった。被害女性は、外に出ようとドアを開けたものの、加害者に引き戻され、玄関のドアを閉められた。更に恐怖を覚え、触らないでくださいと強く抵抗したところ、加害者が掴んでいた手の力を緩めたことから、被害女性は玄関のドアを開けて逃げ

たと。

○議長（木原繁昭） 決議案に対する討論を明確にしてください。

○18番議員（新川床金春） 県教委からもらった書類の内容を、今読んでいるんです。実際、皆さんは何も知らないでしょうけど、このように被害者のおかれた現状を説明しながらですね、議員全員に判断していただきたいと思ひまして読み上げました。

○議長（木原繁昭） 簡潔にお願いいたします。

○18番議員（新川床金春） 被害女性の受けた恐怖と悲惨な惨事の報告が、校長の報告書に記載されていないことが発覚しました。校長は被害女性教諭に、加害者の先生を追い込む気かと逆切れし、被害者の感情を逆撫でするように、示談をする気はないかと話しかけています。先ほども出ましたが、校長は面談の席で非行行為をしたことを私たち8名、9名の議員に話しています。そして、9月26日、校長室で被害女性教諭の両親と校長、教頭と加害者が面談し、加害者に被害女性教諭の両親へ謝罪させたが、両親は謝罪を受けなかったと記載されていますが、音声データでは逆に被害女性教諭のお母さんが、加害者に娘への謝罪の言葉を求めています。言葉が入れ替わっているんです。県教委からもらった書類を被害者がお母さんに見せて、12月4日、被害者の母親は該当箇所の事実について、誰も言っていない、でっかあげじゃないかということで校長を追求しました。校長は終始しどろもどろの感じで、感じたことを書いた、そう捉えた、そういうふう感じた、ニュアンスで書いたなど、加害者、被害者から聞いた話ではなく、自分の想像した状況を書き加えたことを認めています。市長は一般質問の答弁で、教師としてキャリアを積み、実績を残した。それを全て否定し、そして一人の教師としての人権に関わることにつながりかねないような事例にならないように、慎重にこうした問題は対処した方がいい。また、こういう問題は教育委員会が出て行ってやる問題ではないと言っておられます。被害女性教諭に対する人権や名誉に対する思いやりのかけらもない、女性蔑視の発言であると言わざるを得ません。被害女性教諭の人権と名誉を取り戻すため、市議会としてこの詳細を明確にし、今後、二度とこのような不祥事件が指宿で発生しないよう取り組むと思います。被害女性の人権と名誉にかかることなので、市民や県民及び国民が指宿市議会の判断を注視しています。市内の小・中学校の児童・生徒や市民、自分の家族がこのようなわいせつ行為を受けたら、どのように感じますか。

○議長（木原繁昭） 簡潔にお願いいたします。

○18番議員（新川床金春） 議場には県PTA連合会の副会長がいます。県PTA連合会の会員が南薩地区代表である副会長の判断をしっかりと見ていると思います。いろいろなしがらみにとらわれず、議員一人が被害女性教諭の立場になりかわって、間違いのない判断をしていただきたいと申し上げ、お願い申し上げます。

最後に、市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議案の賛否の判断は、1年後の市議会議員選挙で全議員が市民から審判を受けることになると思ひ添えて、賛成討論とし

ます。終わります。

○議長（木原繁昭） 次に、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 決議案第1号に反対する立場から討論を行います。市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議案については、加害者である男性元教諭は、傷害の疑いで鹿児島地検知覧支部に書類送検されたとの新聞に掲載されていたので、司法の判断に委ねるべきではないか。指宿市議会として100条委員会を設置してまで追求するような疑惑があるとは思えない。100条調査権という伝家の宝刀を発動する場合、慎重な配慮がなされなければならないと認識している。120万円の経費は市民の血税であります。公益性があり、市民が納得するような税の有効活用に努めるべきです。新型コロナウイルス感染症の侵入を心配されている医療関係者や介護施設関係者に120万円を活用する方が、市民の理解は得られるのではないかと考えられることから、この決議案第1号に反対いたします。

○議長（木原繁昭） 次に、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 決議案第1号、市立小学校の不祥事に関する事項の調査に関する決議案に賛成の討論を行います。

12月4日の地元新聞は、指宿市の小学校に勤める男性教諭が、自宅で知人女性に2週間の怪我を負わせた問題で、鹿児島県教育委員会は3日、女性の背中や腹を触ってセクハラ行為をし、腕に怪我をさせたとして、男性教諭を停職1か月の懲戒処分とした。教諭は事実関係を認め、同日付で依願退職したと報道しております。この事件は、9月23日から24日未明にかけての出来事です。この問題で、私は、何名かの同僚議員と一緒に校長の話を直接聞く機会を得ました。市教育委員会に対しては、議員懇談会で説明がある前に、複数回会って、一時も早く議会への説明をするように要請も行いました。しかしながら、曲がりなりにも、市教育委員会から説明があったのは、2か月を過ぎてからでありました。また、市教委と県教委に情報開示をして得た文書の写しを手にしながら、一般質問を行いました。その中で、明らかになった部分や、更に事実関係の解明や究明をしなければならないことがいくつも出てまいりました。校長や市教委による調査聞き取りは、公正・公平に行われたのかという点では、大いに疑問があります。事故報告書を見れば、事実に基づかない記述や虚偽の答弁、わいせつの文字がないばかりか、セクハラの記事もない。加害者がわいせつ目的であったと認めたと、重要部分の欠如、そして、被害者側の訴えた部分の意図的とも取れる脱落など、事故報告書作成にあたって意識的に加害者を少しでも擁護しようとする形跡が見えること。被害者の人権にはさほど触れず、加害者の人権は繰り返す。あるいは、示談の話を持ち掛けるなど、基本的に加害者側に立った対応に終始しています。

このような事件が起きた場合に、必要なことは事実関係を明確にして、加害者に対しては指導や処分を、そして被害者に対しては保護やケアを十分にするなど、正しい対応をすることが必要です。プライバシーの保護や人権の問題は重要です。しかしながら、それは事実関

係を覆し、虚偽の報告をしたり、重要部分を欠落させる根拠にはなりません。

次に、なぜ通常の調査特別委員会といったものでなく、地方自治法第100条に基づく特別委員会なのかという点について述べます。通常の特別委員会と100条調査権を持った特別委員会との違いは、何と言っても関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるということであり、正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは罰せられるということです。言い換えれば、通常の特別委員会では参考人として招致に応じなくても、仮に嘘や隠し事をして罰せられません。100条調査権は罰することが目的ではありませんが、真実に近づき事実解明のためにどうしても必要です。今回の場合はどうでしょうか。停職1か月で即座に依願退職をして終わったことになっています。ところが、その根拠となる校長からの事件報告書は、事実に基づくものでなく、校長の感じたこと、そう捉えた、そういうふう感じた、ニュアンスでのものと校長が認めているとの具体的報道があります。報道内容は独自に入手した録音データの分析とのことです。信憑性が高いです。報道では、明らかな虚偽報告であり、犯罪行為を隠ぺいするための布石だったと見られてもおかしくない行為だと続けています。さらに、校長からの事故報告書の内容は、教育委員会と協議したとのことが一般質問の答弁の中で明らかになっています。虚偽の部分を含む事故報告書が、その後の判断の前提になっているのですから、このまま済ますことを議会として見逃すわけにはいきません。単なる特別委員会であれば、応じる義務もない、虚偽の主張をしても、それ以上の解明はできません。複数の人の間で主張に矛盾があっても、それ以上の解明はできないし、限界があります。虚偽を許さず、事実を解明し、正しい対応をするためにも、また、議会として当然の任務を果たすためにも、100条調査権を持った特別委員会が必要です。この決議案に反対するという事は、どういうことになるのでしょうか。改めて調査をするような問題は何かないというのは、私は論外だと思いますが、通常の特別委員会ですら十分だという主張があるとすれば、それは事実解明を本気で望む姿勢とは程遠いと言わなければなりません。参考人としての招致を拒否したり、あるいは事実を述べなくていいとは言わないまでも、それを許すということになるのではないのでしょうか。また、刑事事件として警察が判断を下すということを100条委員会に反対する理由とするならば、それは議会としての権能を放棄することであり、結果として加害者側を利することにつながり、また、校長や市教委の対応に問題なしのお墨付きを与えることになるのではないのでしょうか。先ほど質疑の中で、提案者の発言の中で、反対する人がいればというぐだりを疑問視する声がありましたけれども、提案者の発言を否定すると、発言自体がおかしいというのは問題だと思います。それに異議があれば、討論のときに賛成は賛成、反対は反対なりに、そのことも含めて討論をやる必要が生じるだけであり、提案の内容そのものがおかしいと、それを否定するというのはどうかというふうに思います。よって、議会が正常な議会としての権能を果たし、事実に基づく対応をするためにも、本決議案

に賛成するよう皆さん方に訴えて、私の賛成討論といたします。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 松下喜久雄議員。

**○14番議員（松下喜久雄）** ただいまの前之園議員の賛成討論によりまして、御指導をいただきましたので、私の方も反対討論をさせていただきたいと思っております。

決議案第1号に対して反対の立場から討論申し上げます。このたびの100条委員会設置を求めて調査しようとしている問題は、教職員による、いわゆる傷害事件に端を発しております。ただ、この事件については、検察へ書類送検され、既に司直の手に委ねられている状況にあります。今後、警察、検察の捜査判断によりことの是非、善悪などが裁かれていくこととなります。また、事件当事者双方の供述、証言等に基づいた厳正な捜査により、事実の解明が導き出されるものと推察いたしております。今回、100条委員会を立ち上げて調査しようとする主たる目的は、この事件に関する学校長及び教育部の調査手法の適正性と報告書の正当性について精査することにあると思われませんが、この調査目的を達成するためには、調査の発端となった傷害事件についての事実解明が絶対的に必要不可欠なものとなります。ただ、この事件につきましては、司直の手による厳正な捜査等が行われている現状にあり、議会があえてこれに重ねて捜査と同様と思われる調査を行うこと自体が、果たして100条調査の対象にふさわしいものなのか、大いなる疑問を感じております。議会が警察、検察の後追い捜査、はたまた警察、検察と同様の言わば二番煎じとでも呼ばれるような調査を行うことは、100条調査権の本意ではないと判断するものであります。したがいまして、決議案第1号に対しましては反対とさせていただきます。終わります。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 私もこの決議案1号に対しての反対して意見を申し述べたいと思いません。

簡単に言いますと、もう既に司直の方に回っているわけです。鹿児島地方検察庁知覧支部の方に回っているということなので、その司直の手で、弁護士を入れたりしながら、どうだったのかというの結論を待ちたいと思えます。また、ここで議員の先輩方が発言しておりますけれども、私は、女性教諭に対して非常に申し訳ないと、こういう事件が起きて申し訳ないと、これはもう等しく、教育委員会はもとより、市の行政担当もそのように考えているだろうと思えますけれども、一番に私たちもお詫びしなければならないと思えます。良かった、悪かったという議論よりも、その女性教諭に対しての思いやるというのは大切だと思



ます。PTSDの話も出ました。心的外傷後ストレス障害と言うんだそうですが、我々がここで言っていたり、あるいは新聞、テレビ報道されることによって、教諭は本当に痛めていることだと思えます。だから、本当は、もう少し冷静に教諭の心が癒えるような状態になってからでも遅くはないという考えもあります。しかし、それを見守ることなくここで議論を100発ぐらい出しているわけですね。私は非常に悲しいです。結論を言います。司直に回っている以上、司直の手に、専門的な形式から判断していただきたいと。したがって、議会でのこの委員会決議は反対いたしたいと思えます。以上です。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 井元伸明議員。

**○10番議員（井元伸明）** 決議案第1号に対する賛成討論を行います。本案件は、今年の9月に市内の小学校の男性教師による女性教師への暴行事件があったことに対するものでございます。この特別委員会を設置して真相を解明するというものでございます。内容的には学校長から指宿市教育委員会への報告を受けて、教育委員会の調査内容が不十分な点が多いこと、一つは、指宿市教育委員会から県教育委員会への報告の内容についても、時間がかかった割には被害者女性への聞き取りが1回でしかなく、聞き取りをしたのは女性ではなく男性であるなど、被害女性教師への配慮が不十分など多いと思われまます。以上のような理由から、市議会としてははっきりと真相究明をするべきであることから、特別委員会設置に賛成をいたします。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 東伸行議員。

**○9番議員（東伸行）** 一言だけ言わせていただきます。先ほど、こういうことをすることがPTSDを更に悪化させるというような意見もありましたが、我々はこれをいろいろ調査するときにですね、やはりこういう問題だから、彼女がどう思っているか、もうこれ以上、やらないでくださいというようなこともあるんじゃないのかということで、確認を取っていただきました。でも本人は、絶対これはやむやんにはいけないことです。私は最後まで頑張りますということもいただいたので、我々は今までいろんな調査をしてきました。それで今なお、彼女は先ほど誰かからも出ましたが、県の教育委員会に行ったりとか、そういうことも一生懸命続けております。そういう中で、この当事者の主である我々市議会がですね、彼女自身がそうやってやっていると、まあいいじゃないかと、後はもう司法に任せればいいじゃないかということでは良くないよなど。それは方法はいろいろあると思いますが、やはり、いろんなところで食い違いがある点は、きちっと精査した上で、こういうふうになっておりますよということを正確にすることが、彼女を今後守っていくと、彼女がこれから

立ち直っていくためにも、今のまま、自分は言っていないのにこういうことが書いてあるとか、そういうのを思いを残しながら、これで終わっていくことがあってはならないという思いで、我々は今までやってきました。そういうことも含めてですね、是非、この委員会を立ち上げて、その糾弾をするとか、誰か犯人を捜すとかということ、我々もやる気はありません。ただ、きちっとしたことを述べていただくと、双方。そういうことをやる場合は、議会としては、最後としてはこれかなという思いでやっておりますので、そういう意味で皆さんにもお考えいただきたいなど、そういうふうに思います。終わります。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 決議案第1号に賛成する立場から討論をいたします。

先日の一般質問で、教職員の傷害事件について、4名の同僚議員が質問いたしました。何も解明されてなく、ますます疑惑が深まりました。県議会の一般質問でも、加害者の教員は前例があるような中身も、一般質問でなされております。疑惑が解明されなければ、学校や教育委員会に対して市民の不信感が大きくなり、また、教職員の傷害事件がいつ起きてもおかしくない状態です。被害に遭われた女性の名誉と人権のためにも、真実を解明し、二度と傷害事件を起こさせない対策を築き、市民から信頼を回復させるためにも決議案第1号を決議し、事件の真実を解明すべきです。以上の理由で賛成討論といたします。

○議長（木原繁昭） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

この採決については、西田義哲議員ほか2人から、記名投票によらねたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

（議場を退出する者あり）

休憩 午後 0時54分

再開 午後 0時54分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議場閉鎖）

○議長（木原繁昭） ただいまの出席議員は18人であります。

投票札を配布いたします。

(投票札配布)

○議長(木原繁昭) 投票札の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(木原繁昭) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(点呼, 投票)

○議長(木原繁昭) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

○議長(木原繁昭) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に前原五男議員、山本敏勝議員、齋藤佳代議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いいたします。

(開票立会人開票席に着く)

(開票)

○議長(木原繁昭) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成8票、反対10票、以上のとおり反対が多数であります。

#### 【記名投票結果】

・賛成(白票)を投じた議員

2番 東 勝義, 7番 齋藤 佳代, 9番 東 伸行, 10番 井元 伸明  
12番 吉村 重則, 13番 前之園正和, 17番 下川床 泉, 18番 新川床金春

・反対(青票)を投じた議員

1番 坂元 茂教, 3番 西田 義哲, 5番 前原 五男, 6番 山本 敏勝  
8番 恒吉 太吾, 11番 西森 三義, 14番 松下喜久雄, 15番 高橋 三樹

16番 高田チヨ子, 19番 福永 徳郎

よって, 決議案第1号は, 否決されました。

(議場へ入室する者あり)

#### △ 閉議及び閉会

○議長(木原繁昭) 以上で, 本会議に付議されました案件は, 全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ, 併せて, 令和2年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實

## 参 考 资 料

## 安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」を学校現場においても導入することが求められていますが、現在の学級編制基準では、感染症拡大防止のためにも児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっており、感染拡大終息後も次なる感染症等の緊急時にあっても、子どもたちの豊かな学びを持続的に保障できるための教育環境をつくることが急務となっています。

令和2年9月8日に開催された政府の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループにおいては、ポストコロナ期も見据え、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」を描き、特に、少人数によるきめ細やかな指導體制の計画的な整備や関連する施設整備等の環境整備を進める方向で議論するとともに、今後、予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待するとの成果文書が取りまとめられたところです。

様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の推進とそのための教職員定数改善を行うことが重要です。

よって、国においては、「新しい生活様式」に沿った安心安全な教育環境をつくり、新型コロナウイルス終息後も感染症対策と子どもたちの成長・発達及び学びの保障を両立していくために、義務標準法を改正し、早急に義務教育における30人以下の学級編制が可能となるよう教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月23日

指宿市議会議長 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿